

目 次

1. 会期日程表	1
2. 令和5年6月5日（月曜日）	5
3. 議事日程（第1号）	5
4. 開 会	10
5. 日程第1 会議録署名議員の指名	10
6. 日程第2 会期の決定	10
7. 日程第3 市長あいさつ	10
8. 日程第4 市長提出議案上程（議第38号から議第64号まで）	12
9. 日程第5 提案理由の説明	12
10. 日程第6 報告（8件）	19
11. 日程第7 請願の報告（請第1号）	23
12. 散 会	24
13. 令和5年6月16日（金曜日）	27
14. 議事日程（第2号）	27
15. 開 議	31
16. 日程第1 一般質問	31
17. 多田限啓二議員 質問	31
18. 吉田真樹子議員 質問	47
19. 浜田繁次郎議員 質問	61
20. 北本将幸議員 質問	66
21. 徳村登志郎議員 質問	85
22. 散 会	98
23. 令和5年6月19日（月曜日）	101
24. 議事日程（第3号）	101
25. 開 議	104
26. 日程第1 一般質問	104
27. 立川信之議員 質問	104
28. 中村慎吾議員 質問	106
29. 松本憲二議員 質問	115
30. 瀬崎 剛議員 質問	129
31. 田浦敏晴議員 質問	140

32. 散 会	151
33. 令和5年6月20日（火曜日）	155
34. 議事日程（第4号）	155
35. 開 議	158
36. 日程第1 発言取消しの件	158
37. 日程第2 一般質問	158
38. 前田正治議員 質問	158
39. 大野豊重議員 質問	177
40. 山下桂造議員 質問	196
41. 西川裕文議員 質問	206
42. 江田計司議員 質問	211
43. 日程第3 議案及び請願の委員会付託	218
44. 散 会	220
45. 令和5年6月30日（金曜日）	223
46. 議事日程（第5号）	223
47. 開 議	228
48. 日程第1 全国市議会議長会表彰状の伝達	228
49. 日程第2 委員長報告	229
50. 予算決算委員長報告	229
51. 総務委員長報告	230
52. 建設経済委員長報告	231
53. 文教厚生委員長報告	232
54. 議会運営委員長報告	233
55. 日程第3 質疑・議員間討議・討論・採決 （議第38号から議第53号まで、請第1号及び 令和4年陳第4号）	234
56. 日程第4 市長提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決） （議第54号から議第64号まで）	239
57. 日程第5 議員派遣の件	241
58. 日程第6 市長提出追加議案上程 （議第65号から議第68号まで）	243
59. 日程第7 提案理由の説明	243

60. 日程第 8	議案の委員会付託	245
61. 日程第 9	委員長報告	245
62. 総務委員長報告		246
63. 日程第 10	質疑・議員間討議・討論・採決 (議第 65 号から議第 68 号まで)	247
64. 閉 会		249
65. 署 名 欄		250

令和5年第2回玉名市議会定例会会期日程表
(会期 6月5日から6月30日までの26日間)

月	日	曜	開議時刻	会議別	摘 要
6	5	月	午前10時	本会議	開会宣告 会議録署名議員の指名 会期の決定 市長あいさつ 市長提出議案上程 提案理由の説明 報告 請願の報告
6	6	火		休 会	(一般質問発言通告締切 正午)
6	7	水		休 会	
6	8	木		休 会	
6	9	金		休 会	
6	10	土		休 会	(市の休日)
6	11	日		休 会	(市の休日)
6	12	月		休 会	
6	13	火		休 会	
6	14	水		休 会	(拡大投影申出締切 正午)
6	15	木		休 会	
6	16	金	午前10時	本会議	一般質問
6	17	土		休 会	(市の休日)
6	18	日		休 会	(市の休日)
6	19	月	午前10時	本会議	一般質問
6	20	火	午前10時	本会議	一般質問 議案及び請願の委員会付託
6	21	水		休 会	
6	22	木	午前10時	委員会	予算決算委員会
6	23	金	午前10時	委員会	総務委員会
6	24	土		休 会	(市の休日)
6	25	日		休 会	(市の休日)
6	26	月	午前10時	委員会	建設経済委員会
6	27	火	午前10時	委員会	文教厚生委員会
6	28	水		休 会	
6	29	木		休 会	
6	30	金	午前10時	本会議	委員長報告 質疑・議員間討議・討論・採決 閉会宣告

第 1 号

6 月 5 日 (月)

令和5年第2回玉名市議会定例会会議録（第1号）

議事日程（第1号）

令和5年6月5日（月曜日）午前10時00分開会

開 会 宣 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 市長あいさつ
日程第4 市長提出議案上程

（議第38号から議第64号まで）

- 議第38号 専決処分事項の承認について 専決第2号
令和4年度玉名市一般会計補正予算（第10号）
- 議第39号 専決処分事項の承認について 専決第3号
玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第40号 専決処分事項の承認について 専決第4号
玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第41号 専決処分事項の承認について 専決第5号
玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第42号 専決処分事項の承認について 専決第7号
令和5年度玉名市一般会計補正予算（第1号）
- 議第43号 令和5年度玉名市一般会計補正予算（第2号）
- 議第44号 令和5年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第45号 令和5年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第46号 令和5年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第47号 令和5年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第48号 令和5年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第49号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第50号 玉名市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第51号 玉名市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 議第52号 工事請負契約の変更について
- 議第53号 工事請負契約の変更について
- 議第54号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第55号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 議第56号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第57号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第58号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第59号 睦合財産区管理委員の選任について
- 議第60号 睦合財産区管理委員の選任について
- 議第61号 睦合財産区管理委員の選任について
- 議第62号 睦合財産区管理委員の選任について
- 議第63号 睦合財産区管理委員の選任について
- 議第64号 睦合財産区管理委員の選任について

日程第5 提案理由の説明

日程第6 報告（8件）

- 報告第3号 令和4年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第4号 令和4年度玉名市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第5号 令和4年度玉名市農業集落排水事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第6号 令和4年度玉名市農業集落排水事業会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について
- 報告第7号 一般財団法人玉名市自治振興公社の経営状況を説明する書類について
- 報告第8号 有限会社横島町特産物振興協会の経営状況を説明する書類について
- 報告第9号 専決処分の報告について 専決第6号
- 報告第10号 専決処分の報告について 専決第8号

日程第7 請願の報告

(請第1号)

請第1号 物価高騰から生活を守るため最低賃金の大幅引上げと全国一律化を求める
意見書の提出に関する請願

散 会 宣 告

本日の会議に付した事件

開 会 宣 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 市長提出議案上程

(議第38号から議第64号まで)

議第38号 専決処分事項の承認について 専決第2号

- 令和4年度玉名市一般会計補正予算（第10号）
- 議第39号 専決処分事項の承認について 専決第3号
玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第40号 専決処分事項の承認について 専決第4号
玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第41号 専決処分事項の承認について 専決第5号
玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第42号 専決処分事項の承認について 専決第7号
令和5年度玉名市一般会計補正予算（第1号）
- 議第43号 令和5年度玉名市一般会計補正予算（第2号）
- 議第44号 令和5年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第45号 令和5年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第46号 令和5年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第47号 令和5年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第48号 令和5年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第49号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第50号 玉名市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第51号 玉名市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 議第52号 工事請負契約の変更について
- 議第53号 工事請負契約の変更について
- 議第54号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第55号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第56号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第57号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第58号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第59号 睦合財産区管理委員の選任について
- 議第60号 睦合財産区管理委員の選任について
- 議第61号 睦合財産区管理委員の選任について
- 議第62号 睦合財産区管理委員の選任について
- 議第63号 睦合財産区管理委員の選任について
- 議第64号 睦合財産区管理委員の選任について
- 日程第5 提案理由の説明

日程第6 報告（8件）

- 報告第3号 令和4年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第4号 令和4年度玉名市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
報告第5号 令和4年度玉名市農業集落排水事業会計予算繰越計算書の報告について
報告第6号 令和4年度玉名市農業集落排水事業会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について
報告第7号 一般財団法人玉名市自治振興公社の経営状況を説明する書類について
報告第8号 有限会社横島町特産物振興協会の経営状況を説明する書類について
報告第9号 専決処分の報告について 専決第6号
報告第10号 専決処分の報告について 専決第8号

日程第7 請願の報告

（請第1号）

- 請第1号 物価高騰から生活を守るため最低賃金の大幅引上げと全国一律化を求める
意見書の提出に関する請願

散 会 宣 告

出席議員（22名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番 | 大野豊重君 | 2番 | 中村慎吾君 |
| 3番 | 浜田繁次郎君 | 4番 | 瀬崎剛君 |
| 5番 | 田浦敏晴君 | 6番 | 山下桂造君 |
| 7番 | 立川信之君 | 8番 | 坂本公司君 |
| 9番 | 吉田真樹子さん | 10番 | 一瀬重隆君 |
| 11番 | 北本将幸君 | 12番 | 多田隈啓二君 |
| 13番 | 松本憲二君 | 14番 | 徳村登志郎君 |
| 15番 | 西川裕文君 | 16番 | 江田計司君 |
| 17番 | 近松恵美子さん | 18番 | 前田正治君 |
| 19番 | 作本幸男君 | 20番 | 森川和博君 |
| 21番 | 中尾嘉男君 | 22番 | 田畑久吉君 |

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

- | | | | |
|------|-----------|-------|-----------|
| 事務局長 | 糸 永 安 利 君 | 事務局次長 | 松 野 和 博 君 |
| 係 長 | 小 畠 栄 作 君 | 書 記 | 古 閑 俊 彦 君 |

書 記 徳 永 優 貴 君

+++++

説明のため出席した者

市 長	藏 原 隆 浩 君	副 市 長	村 上 隆 之 君
総 務 部 長	吉 田 勇 人 君	企 画 経 営 部 長	宮 本 圭 一 郎 君
市 民 生 活 部 長	松 田 智 文 君	健 康 福 祉 部 長	瀬 崎 し の ぶ さ ん
産 業 経 済 部 長	井 上 康 博 君	建 設 部 長	田 代 史 典 君
企 業 局 長	荒 木 勇 君	教 育 長	福 島 和 義 君
教 育 部 長	藤 森 竜 也 君		

午前10時00分 開会

○議長（近松恵美子さん） ただいまから、令和5年第2回玉名市議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

なお、今期定例会への説明員の出席につきましては、地方自治法第121条の規定により、お手元に配付しております報告のとおり、あらかじめ出席を要請しておきましたので、御了承願います。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（近松恵美子さん） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。

田畑久吉君、大野豊重君、以上の両君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（近松恵美子さん） 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。このたびの定例会の会期については、5月29日の議会運営委員会の結論に基づき、本日から6月30日までの26日間にいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から6月30日までの26日間に決定いたしました。

日程第3 市長あいさつ

○議長（近松恵美子さん） 日程第3、「市長あいさつ」を行ないます。

市長より発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） おはようございます。

令和5年第2回玉名市議会定例会の開催にあたり、議員の皆様におかれましては、御多忙の中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まずはじめに、玉名の初夏を彩る第31回高瀬裏川花しょうぶまつりが、先日まで開催されておりました。本年も一段ときれいに咲き誇り、5月27日メインイベントも含め、期間中には、例年以上に、玉名市内外から、多くの皆様にお越しいただき、楽しん

でいただいておりますことに、大変うれしく感じているところでございます。これも、先月8日に、新型コロナが感染法上、季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられたことによる影響で、人の動きが活発化したものと思われまます。コロナの再流行に対する不安の声もあることは事実であります。コロナに翻弄された日々が過ぎ去り、観光、宿泊、飲食などで多くの人出が見られ、活気が戻ることを大いに期待しているところであります。そのコロナの5類移行後の感染対策につきましては、各自の判断に委ねられましたが、脱マスクについては、一般的に慎重な傾向が見受けられます。市役所関連においても、窓口対応時などにおいては、マスクの着用を当面継続し、段階的な対応を図ってまいりたいと考えておりますが、公共施設利用の一部制限につきましては、解除し通常どおりといたしております。しかしながら、感染が急拡大している時期や重症化リスクの高い方が多い場面など、時期や場面によっては、感染対策を強化していくことも必要と考えております。学校などにおいても、各学校による判断となりますが、基本的には文部科学省のマニュアルに沿った対応としておりますので、平常時のマスク着用や自宅での体温チェックは求めないことといたしております。

一方で、コロナ禍におきまして、あらゆる教育活動が制限されたことで、学校の役割について再認識する機会になったと感じています。GIGAスクール構想によるデジタル化が大きく進展。また、学校行事などは、それまで慣例的に行なわれていた様々な取組、そして行事ごとが、真に児童生徒の教育上必要な部分を精選する、重点化が進められていくことになると思っております。これからは、本当の意味でのコロナとの共生社会を確実に進めていく必要があり、単にコロナ前に戻るということではなく、ここから新たなスタートという気持ちで、地域の活性化、市の発展に向けて、取り組んでまいりたいと強く考えているところであります。

話は変わりますが、うれしいニュースとして、先月の玉名市水産連絡会議の中で、5年ぶりにアサリを出荷したとの報告がありました。昨年2月の産地偽装問題から約1年半。漁協や地元漁民の皆様の資源と信頼の回復のための取組が、少しずつではありますが実を結んでおります。また、本年1月の寒波に伴う暴風雪による、のり養殖被害につきましても、先月、被害数量が確定いたしました。県全体の被害総額は4億4,000万円。そのうち本市での被害額は約5,500万円。ノリ網の破れ、約7,400枚、支柱の折れ、約1,570本の被害を受けていることを確認いたしました。それによりまして、漁業者支援策をまとめさせていただきましたので、本議会に補正予算を上程させていただきます。このような自然災害、コロナ禍、燃油価格や資材等の物価高騰のあおりを受け、本市の基幹産業である農業・水産業は大変厳しい状況下にあります。そのために、経営の安定化や生産基盤の強化は、喫緊の課題として捉え、支援策等の施策を進めてまいります。

さて、最近では、石川県能登地方における震度6強の地震をはじめとして、国内あらゆるところで地震が頻発している状況です。また、先日は、愛知県や静岡県を中心に、局地的な豪雨をもたらす線状降水帯が相次いで発生し、記録的な大雨に見舞われております。ここで、犠牲となられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被害にあわれました皆様に心よりお見舞い申し上げたいと存じます。このような地震に、風水害など、大規模な自然災害が毎年多発しておりますが、これからまさに梅雨、そして台風シーズンを迎え、水害をはじめとした災害に対する警戒が必要な季節となりました。

5月14日、玉名市において、和水町長はじめ、菊池市、山鹿市、熊本市の職員、国土交通省、熊本県、議員各位、そして各水防団などで編成する水防班が一堂に会し、菊池川水防演習を実施し、大雨時などの対処について訓練を行ないました。また、5月26日には、玉名市防災会議を開催し、市民の尊い生命と財産を、災害から守るため、本格的な出水期を迎えた、この時期の大雨情報などに細心の注意を払い、お互いの連携を強化し、防災体制等の確立に努めてまいることといたしております。引き続き、防災・減災につきましては、常に危機意識をもって、取り組んでまいる所存です。

最後になりますが、今議会では、主に、物価高騰対策として、生活支援や農水産業の経営支援に関連する予算等の議案を計上いたしております。議案の内容につきましては、この後提案理由の説明の中で、それぞれ申し上げさせていただきますので、十分に御審議いただき、いずれも原案どおり、御承認を賜りますようお願い申し上げます、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第4 市長提出議案上程（議第38号から議第64号まで）

○議長（近松恵美子さん） 日程第4、「市長提出議案上程」を行ないます。

これより、市長提出議案を上程いたします。

議第38号専決処分事項の承認について、専決第2号令和4年度玉名市一般会計補正予算（第10号）から、議第64号睦合財産区管理委員の選任についてまでの市長提出議案27件を一括議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第5 提案理由の説明

○議長（近松恵美子さん） 日程第5、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの各議案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長 吉田勇人君。

[総務部長 吉田勇人君 登壇]

○総務部長（吉田勇人君） おはようございます。

私から議第38号及び議第42号から議第45号までの補正予算関係5件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回提案いたします補正予算は、現計予算計上後の事情の変化によりまして補正を行なう必要が生じたので御提案いたすものでございます。

はじめに、議第38号専決処分事項の承認について、専決第2号令和4年度玉名市一般会計補正予算（第10号）につきまして御説明申し上げます。

お手元の補正予算資料の1ページをお願いいたします。

この補正予算は、歳入において市税の決算見込み、地方譲与税等の各種交付金の額の決定及び基金の運用益が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付けで専決処分を行ないましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

歳入歳出それぞれ5億8,723万2,000円を追加し、総額を360億1,337万9,000円とするものでございます。

まず、歳出を申し上げますと、基金の運用益について財政調整基金積立金4,557万円、減債基金積立金3,002万3,000円の追加、今回補正の余剰額5億1,163万9,000円を市有施設整備基金へ積み立てるものでございます。

歳入につきましては、主なものといたしまして、市税が3億1,000万円の追加、配当割交付金は1,774万2,000円の追加、地方交付税は普通交付税において1億9,076万6,000円の追加、県支出金であります新型コロナウイルス感染症対応総合交付金は3,956万3,000円の減額、利子収入として財政調整基金及び減債基金の運用益7,559万3,000円の追加などでございます。

次に、議第42号専決処分事項の承認について、専決第7号令和5年度玉名市一般会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。今回の補正予算は、食費等の物価高騰に直面し、その影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行なう観点から、国において子育て世帯生活支援特別給付金の支給が決定したことを受けまして、早急に支給する必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、4月20日付けで専決処分を行ないましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ8,766万2,000円を追加し、総額を342億666万2,000円とするものでございます。

内容といたしまして、低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を給付するもので、事業費といたしまして、特別給付金1,723人分、8,610万円及び事務費

151万2,000円とし、財源といたしまして全額国庫支出金を計上いたしております。

次に、議第43号令和5年度玉名市一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ8億6,177万4,000円を追加し、総額を350億6,843万6,000円とするものでございます。

主な歳出につきまして御説明いたします。まず、物価高騰対策としまして7つの事業6億2,077万3,000円を計上いたしております。

内容といたしましては、物価高騰対策として、県の交付金を活用して、LPガス使用世帯に6,000円を支給するLPガス使用世帯支援事業1億1,689万円を追加し、これは県のLPガス協会を通じて支給する計画でございます。また、住民税非課税世帯に3万円交付する物価高騰重点支援給付金事業、4ページになりますが、私立保育所等の給食費負担軽減のための保育所等給食賄費等支援事業、農林漁業者への農業機械・畜産飼料・被覆資材購入費用の補助、燃油価格高騰の緊急補填事業となります。

続きまして、款ごとの主な内容でございますけれども、4ページ、第1表歳入歳出予算補正をお願いいたします。2款総務費は3番のサテライトオフィス等拠点整備支援事業で、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、市内に2か所のサテライトオフィスの整備及び企業の誘致のため7,000万円。5ページの4、地域づくり事業は、天水地区に地域運営組織を組織化するための地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業200万円などでございます。6ページをお願いいたします。3款民生費は、16の保育所費で、デジタル田園都市国家構想交付金を活用した公立保育所の登園管理や給食管理などを行なう園務管理システムの導入経費641万2,000円などでございます。4款衛生費は、18の出産子育て応援事業で、妊娠届出時5万円及び出産届出後5万円の合計10万円の経済的支援に併せ、妊娠期から出産後に面談を実施することで必要な支援が確実に妊婦・子育て世帯に届く伴走型支援に取り組むものでございます。令和5年9月までは令和4年度の繰越事業として予算化しておりましたが、今回10月から来年3月までの事業費2,349万9,000円を追加するものでございます。7ページをお願いいたします。21の一般廃棄物適正処理事業は、1月の暴風雪によるノリ養殖場の被害に伴う漁業者支援として、ノリ網と支柱の処分費用876万1,000円でございます。6款農林水産業費は、29の県営所得安定対策事業で、昨年度減額となりました国の産地交付金の2分の1相当額を市地域再生協議会を通して支援するための交付金2,127万円、8ページの30番水産振興事業で、1月の暴風雪によるノリ養殖場の被害に伴います次期作への漁業者支援としてノリ網と支柱の購入費補助1,424万円ほどでござ

ございます。7款商工費は、33の受け入れ体制整備事業で、体験企画コンテンツ開発のためのヘルスツーリズム造成事業1,000万円、くまモンを活用した地域資源創出事業660万円などがございます。8款土木費は、34都市計画総務費でまちなか未来プロジェクト関係経費424万6,000円などがございます。10款教育費は、37奨学金事業で、市内企業からの寄附金100万円を教育振興特別基金に積み立てるものがございます。9ページをお願いいたします。その他4月の職員の定期異動等によります職員給与の調整及び共済費の負担率変更などによる職員及び会計年度任用職員人件費の調整でございます。

なお、今回の財源調整としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を4億2,623万9,000円、県の物価高騰対応生活者支援交付金を5,844万5,000円、繰越金を2億8,111万3,000円追加しております。

10ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正につきましては、公共施設包括管理業務委託について、期間及び限度額を設定するものがございます。また、第3表地方債補正につきましては、国の社会資本整備総合交付金の減額内示に伴いまして、公園整備事業及び公営住宅建設事業の限度額を変更するものがございます。

以上が、一般会計の補正予算の説明でございます。

次に、議第44号令和5年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ3,573万6,000円を追加し、総額を88億7,004万1,000円とするもので、国民健康保険事務処理標準システム導入事業及び人事異動に伴う人件費の調整でございます。

11ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正につきましては、国民健康保険事務処理標準システム導入業務委託について、期間及び限度額を設定するものがございます。

次に、議第45号令和5年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ652万5,000円を追加し、総額を79億2,376万円とするもので、特例措置でありました新型コロナウイルス対策に係る認定期限、更新延長の影響による更新対象者増に対応するため、認定調査員を2名増員する人件費などがございます。

以上、主な内容等について御説明申し上げましたが、また、詳細につきましては、予算決算常任委員会において御説明いたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 企業局長 荒木 勇君。

[企業局長 荒木 勇君 登壇]

○企業局長（荒木 勇君） おはようございます。

私のほうから議第46号から議第48号までの補正予算関係3件につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回御提案いたします補正予算は、現計予算計上後の事情の変化によりまして、補正を行なう必要が生じたので御提案するものでございます。

お手元の補正予算資料の12ページをお願いいたします。

はじめに、議第46号令和5年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ206万5,000円を減額し、総額を4,445万7,000円とするもので、定期異動等に伴う職員給与等の調整でございます。

次に、議第47号令和5年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

13ページでございます。第2条収益的支出の補正につきましては224万1,000円を追加し、総額を8億4,417万7,000円とするもので、定期異動等に伴う職員給与等の調整でございます。

次に、議第48号令和5年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第2条収益的支出の補正につきましては259万9,000円を追加し、総額を15億2,887万2,000円とするもので、定期異動等に伴う職員給与等の調整でございます。

以上、主な内容等について御説明申し上げましたが、詳細につきましては予算決算委員会におきまして御説明いたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 副市長 村上隆之君。

[副市長 村上隆之君 登壇]

○副市長（村上隆之君） おはようございます。

私のほうからは、専決処分に関する議案3件及び議第49号から議第53号までの提案理由につきまして御説明申し上げます。

議案書の2ページをお願いいたします。

議第39号専決処分事項の承認についてでございますが、これは、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、専決処分により玉名市税条例の一部改正を行ないましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるもので

ございます。

主な改正内容といたしましては、令和6年から導入されます森林環境税につきまして、個人住民税と併せて徴収するための所要の改正を行なうとともに、固定資産税の課税の特例の改正に伴う規定の整備、軽自動車税におけるグリーン化特例の期限延長等に伴う所要の改正を行なうものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は一部を除き令和5年4月1日から施行するものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

議第40号専決処分事項の承認についてでございますが、これも前号同様に地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、玉名市都市計画税条例の一部改正を行ないましたので、地方自治法の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正の内容といたしましては、地方税法の一部改正に伴いまして、法律の規定を引用いたしております条例中の規定に項ずれが生じたことから、規定の整備を行なうものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

11ページをお願いいたします。

議第41号専決処分事項の承認についてでございますが、これは地方税法施行令の一部改正に伴い、玉名市国民健康保険税条例の一部改正を行ないましたので、地方自治法の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正の内容といたしましては、課税限度額を改正前の102万円から104万円に引き上げますとともに、国民健康保険税の減額基準の引上げに伴う所要の改正を行なうものでございます。なお、附則といたしましてこの条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

14ページをお願いいたします。

議第49号玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは玉名市立中学校部活動地域移行検討委員会の委員の定数を変更するために条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、部活動地域移行計画の策定等について審議します玉名市立中学校部活動地域移行検討委員会につきまして、各中学校、各団体等の代表者を委任委員に加えるため委員の定数を現行の10人以内から20人以内に改めるものでございます。なお、附則といたしましてこの条例は公布の日から施行するものでございます。

15ページをお願いいたします。

議第50号玉名市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領の一部改正に伴い条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、重度心身障害者医療費助成との併用が認められておりませんでしたが、一部の公費負担医療につきまして、県の要領の改正に伴いまして、全てについて併用できるよう所要の改正を行なうものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

16ページをお願いいたします。

議第51号玉名市過疎地域持続的発展計画の変更についてでございますが、これは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

17ページをお願いいたします。

議第52号工事請負契約の変更についてでございますが、これは令和5年3月23日議決の工事請負契約の締結についての一部を変更するものでございます。

主な変更の理由といたしましては、玉名漁港（滑石地区）しゅんせつ工事におきまして、公共工事設計労務単価の特例措置の適用等に伴いまして、当初契約金額1億5,675万円に対しまして、155万4,455円の増額となりますことから、議決事件の変更を行なうものでございます。なお、増加分につきましては、現在契約の相手方であります株式会社マルコ建設と変更の仮契約を締結しており、本議会で御承認いただきました後に本契約の締結とするものでございます。

18ページをお願いいたします。

議第53号工事請負契約の変更についてでございますが、これは、令和5年3月23日議決の工事請負契約の締結についての一部を変更するものでございます。

主な変更理由といたしましては、大正開漁港（新港部分）のしゅんせつ工事におきまして、公共工事設計労務単価の特例措置の適用等に伴いまして、当初契約金額2億1,010万円に対しまして、181万6,767円の増額となりますことから、議決事件の変更を行なうものでございます。なお、増額分につきましては、現在契約の相手方あります興亜建設工業株式会社玉名支店と変更の仮契約を締結しており、本議会で御承認をいただきました後に、本契約の締結とするものでございます。

以上、詳細につきましては、所管の各委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 本議会に提案しております人事案件の提案理由について御説明申し上げます。

議案書の19ページから23ページまでをお願いいたします。

議第54号から議第58号までの人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、現委員5人の任期が本年9月30日をもちまして任期満了となるため現委員の阪口心志氏の後任に久田史枝氏を、芦村伸也氏の後任に引き続き同氏を、濱崎順子氏の後任に緒方眞美氏を、寺岡和夫氏の後任に引き続き同氏を、笠哲郎氏の後任に引き続き同氏をそれぞれ推選いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

それから引き続き、24ページから29ページまでをお願いいたします。

議第59号から議第64号までの睦合財産区管理委員の選任についてでございますが、現委員6人が本年6月30日をもちまして任期満了を迎えるため、現委員の植田寛大氏の後任として前川三樹氏を、木村昌治氏の後任として西村澄雄氏を、立石昭和氏の後任として山本治夫氏を、枝尾順治氏の後任として坂口邦利氏を、吉田範郎氏の後任として松野眞治氏を、荒木英利氏の後任として中原忠士氏をそれぞれ選任いたしたく、玉名市睦合財産区管理条例第3条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

以上、11件の人事案件につきましては、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第6 報告

○議長（近松恵美子さん） 日程第6、「報告」を行ないます。

報告第3号令和4年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、ほか7件の報告があります。

総務部長 吉田勇人君。

[総務部長 吉田勇人君 登壇]

○総務部長（吉田勇人君） それでは、私から報告5件につきまして御説明申し上げます。

議案書の30ページをお願いいたします。

報告第3号令和4年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございますが、これは地方自治法施行令146条第2項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

31ページをお願いいたします。

令和5年度への繰越事業としまして、総務費において1件、民生費において2件、衛生費において1件、農林水産業費において5件、商工費において1件、土木費において4件、教育費において3件、災害復旧費において1件の計18件の事業を繰り越したところでございます。繰越総額は2億4,380万7,000円で、その財源内訳は、既収入特定財源470万8,000円、一般財源4,902万3,000円、未収入特定財源のうち国庫支出金は7,766万6,000円、県支出金が5,021万円、地方債が6,220万円でございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 企業局長 荒木 勇君。

[企業局長 荒木 勇君 登壇]

○企業局長（荒木 勇君） それでは、私のほうから引き続き報告いたします。

議案書32ページをお願いいたします。報告第4号令和4年度玉名市公共下水道事業会計予算繰越計算書について御説明申し上げます。

令和5年度への繰越事業としまして、公共下水道事業で1件でございます。繰越額は1億4,420万円で、財源内訳としまして国庫補助金7,210万円、公共下水道事業債が6,840万円、損益勘定留保資金370万円となっております。

内容としまして、玉名市浄化センターの建設工事委託でございます。理由といたしまして、関係機関との協議に不測の日数を要したため繰り越すものでございます。

次に、34ページでございます。報告第5号令和4年度玉名市農業集落排水事業会計予算繰越計算書について御説明申し上げます。

令和5年度への繰越事業としまして、農業集落排水事業で1件でございます。繰越額は6,146万4,000円で、財源内訳としまして、県補助金3,072万4,525円、農業集落排水事業債3,030万円、損益勘定留保資金43万9,475円となっております。

内容としまして、横島町地区機能強化対策外平真空ステーション改築工事及び施設現場技術業務委託でございます。理由といたしまして、関係機関との協議に不測の日数を要したため繰り越したものでございます。

次に、36ページでございます。報告第6号令和4年度玉名市農業集落排水事業会計予算事故繰越し繰越計算書について御説明申し上げます。

令和5年度への事故繰越し事業としまして、農業集落排水事業で1件でございます。繰越額は5,972万1,000円で、財源内訳としまして県補助金2,986万500円、農業集落排水事業債2,950万円、損益勘定留保資金36万500円となっております。

内容としまして、横島町地区機能強化対策大園真空ステーション改築工事及び施設現場技術業務委託でございます。理由としまして、新型コロナウイルス感染拡大による影響に伴い、資材の調達困難等により事業を中止せざるを得ない期間が発生し、年度内の事業の完了が不可能となったため繰り越したものでございます。

以上、報告案件について3件御説明いたしました。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

[総務部長 吉田勇人君 登壇]

○総務部長（吉田勇人君） 続きまして、報告第7号から報告第10号につきまして御説

明申し上げます。

38ページをお願いいたします。報告第7号一般財団法人玉名市自治振興公社の経営状況を説明する書類についてでございます。これは地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に報告するものでございます。

別冊の一般財団法人玉名市自治振興公社経営状況説明書を御覧ください。令和4年度事業報告書及び収支決算書の7ページをお願いいたします。

はじめに、令和4年度の事業報告でございますが、玉名市から公共施設等の管理運営を受託しました施設は、市民会館をはじめとする4つの施設でございます。内訳としまして、指定管理施設が3施設、受託管理施設が1施設でございます。

資料戻りまして3ページをお願いいたします。文化振興事業では、6月に野村萬斎・裕基親子狂言公演を開催いたしました。萬斎氏による狂言について分かりやすく解説した狂言のおはなしから始まり、その後、演目「千鳥」「舟渡賀」が披露され多くの方に喜んでいただきました。8月には、昨年度に引き続きたまきな映画の集いを開催しております。昔玉名にあった映画館の再現をテーマに実施し、3つの作品を上映いたしました。また、ロビーにおきましては、懐かしの映画看板・ポスター展も同時開催をしております。また、6月と2月には、こちらも昨年度に引き続き、市民会館大ホールにあるピアノを貸しきりで利用できる「市民会館ホールでピアノを弾こう」を実施しまして大好評を得たところでございます。

4ページをお願いいたします。12月には、テレビ番組「笑点」でおなじみの林家たい平氏による落語師走寄席を実施し、笑顔あふれる時間となりました。令和5年2月には、NHKのど自慢を共催し、多数の申込者の中から予選を通過した18組が元気な歌声を届け、全国に玉名市をPRする放送となりました。また、全国トップクラスの実力を持つ専修大学玉名高校吹奏楽部ベンチャーズの演奏会も実施し、音楽の都づくり事業の一環として、玉名郡市の中学校5校との合同練習を実現しました。

6ページをお願いいたします。勤労福祉事業では、これまで新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しておりました第12回健康親善ラージボール卓球大会を11月に開催しました。

次に、8ページをお願いいたします。令和4年度収支計算書でございます。経常収益計は1億153万9,741円、経常費用計は1億501万6,203円でございます。なお、収支残額のマイナス347万6,462円につきましては、一般正味財産から補填することとしております。

次に、令和5年度事業計画書及び収支計算書中の1ページをお願いいたします。

令和5年度の主な事業でございますが、文化振興事業としまして、7月に「玉名市民会館カラオケ祭たまなの紅白歌合戦」、2ページになりますが、11月には「コロッケ

w i t h ものまね芸人「爆笑！スペシャルライブ」などの実施を予定しております。

3ページをお願いいたします。勤労福祉事業におきましては、第13回健康親善ラージボール卓球大会などの実施を予定しております。

5ページをお願いいたします。令和5年度収支予算でございますが、経常収益は9,598万8円で、その内訳としまして、基本財産運用益が600円、事業収益として市から受託しております施設の管理料収益、受託収益及び利用料収益が7,089万4,008円、玉名市からの補助金収入として2,118万5,000円、雑収入として390万400円となっています。その経常費用計は9,598万8円で、その内訳としまして、事業費が7,431万6,593円、管理費が2,166万3,415円となっております。当期の計上増減額はゼロ円でございます。

以上が一般財団法人玉名市自治振興公社の経営状況報告でございます。

39ページをお願いいたします。報告第8号有限会社横島町特産物振興協会の経営状況を説明する書類についてでございますが、こちらも地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

別冊の有限会社横島町特産物振興協会経営状況説明書を御覧ください。令和4年度事業報告及び収支決算書中1ページをお願いいたします。

まず、令和4年度の事業報告でございますが、玉名市から公共施設の管理運営を受託しました施設は、玉名市ふるさとセンターY・BOXをはじめとする3施設でございます。指定管理の対象施設の効果を最大限に発揮させるよう利用者のニーズを的確に把握し、質の高いサービスを偏ることなく提供するとともに、地域の産業振興の拠点となるよう努めたところでございます。

主な事業としましては、令和4年度も新型コロナウイルス感染症の影響がありましたものの、各地域で開催されたイベント等に積極的に参加し、特産品の振興及びPR活動を行なったところでございます。加えて、コロナ禍が落ち着いたことにより、旅行事業の回復に合わせ、旅行会社と連携したバスツアーによる集客も行なったところでございます。

令和4年度の収入及び支出決算でございますが、収入が1億5,741万5,136円、支出が1億5,738万7,148円で、当期損益は2万7,988円の利益となっております。

内容としましては、売上高は前年度よりも増加し、売上総利益は約6%増加しました。経費につきましては、約2%の減少となっております。また、利益につきましては、新型コロナウイルスの影響により、資材費や燃料費等の高騰に伴う仕入れ値の値上げ等が影響しましたものの、各業務の見直し等を実施し、無理のない範囲での経費削減と併せて売上及び利益率の増収等で補うことができ、約3万円の利益となっております。

次に、令和5年度事業計画及び収支予算書中1ページをお願いいたします。

令和5年度の事業計画でございますが、指定管理者の受託施設の事業計画書に基づく事業展開を行なうとともに、県内外の各種物産イベントへ積極的に参加して販路拡大に努めていく予定でございます。併せて仕入れ値と販売額のバランスに重点をおいた安定した経営や店舗での売上増を図る企画を検討していきますとともに、バスツアー等による集客を引き続き行ない、売上増に努めてまいりたいと考えております。

2ページ及び3ページをお願いいたします。収入支出予算でございますが、収入が1億5,700万200円、支出が1億5,691万2,700円で、当期損益は8万7,500円の利益を予定しております。

以上が、有限会社横島町特産物振興協会の経営状況方向区でございます。

40ページをお願いいたします。報告第9号専決処分の報告についてでございますが、これは地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分した損害賠償の額の決定について同条第2項の規定により報告するものでございます。

内容といたしましては、令和5年1月20日午後0時50分ごろ、市道斉藤線において、熊青西九州青果株式会社所有の中型自動車が、側溝の蓋の上を走行した際、側溝蓋が跳ね上がり、車両底部のガソリタンクが破損したものでございます。相手方への損害賠償額としまして、市は100%に当たる24万900円を支払うものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会の道路賠償責任保険より全額給付されるものでございます。

41ページをお願いいたします。報告第10号専決処分の報告についてでございますが、これも地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定により報告するものでございます。

内容といたしましては、令和5年2月22日午前11時50分ごろ、県道長洲玉名線において、市職員が運転する公用車が、相手方所有の軽自動車と接触し、右後部ドア等を破損させたものでございます。相手方への損害賠償額としまして、市は80%に当たる19万400円を支払うものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車共済より全額給付されます。

報告案件は以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、報告の説明は終わりました。

日程第7 請願の報告（請第1号）

○議長（近松恵美子さん） 日程第7、「請願の報告」を行ないます。

請第1号物価高騰から生活を守るため最低賃金の大幅引上げと全国一律化を求める意

見書の提出に関する請願

以上、請願1件が今回提出されております。内容については、お手元にその要旨を配付しておりますので、説明を省略いたします。

これにて、請願の報告を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。議事の都合により、明日6日から15日までの10日間休会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、明日6日から15日までの10日間休会することに決定いたしました。

6月16日は、定刻より会議を開き、一般質問を行いません。

一般質問を希望しておられる方は、発言通告書に質問の要旨を具体的に記載し、明日6日の正午までに事務局にお届けください。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時57分 散会

第 2 号

6月16日 (金)

令和5年第2回玉名市議会定例会会議録（第2号）

議事日程（第2号）

令和5年6月16日（金曜日）午前10時00分開議

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 12番 多田隈 啓二 議員（創政未来）
- 2 9番 吉田 真樹子 議員（創政未来）
- 3 3番 浜田 繁次郎 議員（新生クラブ）
- 4 11番 北本 将幸 議員（創政未来）
- 5 14番 徳村 登志郎 議員（無会派：公明党）

散会宣告

本日の会議に付した事件

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 12番 多田隈 啓二 議員（創政未来）
 - 1 教育行政について
 - (1) 第2次玉名市学校規模・配置適正化基本計画の進捗状況について
 - (2) 市立小中学校施設の普通教室・特別教室・体育館の空調整備の現状について
 - (3) 市立中学校の休日部活動地域移行への現状、取組及び課題について
 - (4) 危機管理・安全対策について
- 2 9番 吉田 真樹子 議員（創政未来）
 - 1 安心な小中学校生活について
 - (1) 学校の危険箇所について
 - (2) 養護教諭全体会議の詳細は
 - (3) 21小中学校の生理用品の設置状況は
 - (4) 今後の考えは
 - 2 福祉事業における社会福祉協議会の取組について
 - (1) コロナ規制緩和後の現状の取組について
 - (2) 福祉バスの利用について
 - (3) ファミリーサポートの活用状況は
 - (4) サポート対象外の市民への支援の考えは

- (5) 今後の取組について
- 3 3番 浜田 繁次郎 議員 (新生クラブ)
 - 1 豊水小学校と大浜小学校の統合について
 - (1) 豊水小学校、大浜小学校の現状について
 - (2) 今後のスケジュールについて
 - 2 台湾スタートアップ事業について
 - (1) 現在までの成果について
 - (2) 今後の取組について
 - 3 玉名市公式LINEカスタマイズについて
 - (1) 新サービスについて
- 4 11番 北本 将幸 議員 (創政未来)
 - 1 公共施設包括管理業務委託について
 - (1) 導入によるコスト削減について
 - (2) 導入による業務の効率化について
 - (3) 導入によるデメリットについて
 - (4) 市内業者の活用について
 - (5) 導入効果の検証について
 - (6) 今後の方向性について
 - 2 こどもまんなか社会の実現について
 - (1) 子ども・若者の声を聴く体制整備について
 - (2) 子育て当事者の声を聴く体制整備について
 - (3) こども政策における子ども・子育て当事者の意見反映について
 - (4) 玉名未来づくり研究所について
 - (5) こども政策推進における体制整備について
 - (6) 「こども家庭センター」の設置について
- 5 14番 徳村 登志郎 議員 (無党派：公明党)
 - 1 災害対策本部の業務継続確保のための非常用電源について
 - (1) 災害発生時に災害対策本部が設置される庁舎が停電となった際の非常用電源について
 - (2) 旧3町の一次避難所における非常用電源について
 - (3) 熊本県防災センターとの連携について
 - 2 自治会等のデジタル化について
 - (1) 自治会等の地域コミュニティの弱体化の認識について
 - (2) 地域コミュニティを維持するための支援の必要性について

- (3) デジタル技術を活用しての地域コミュニティの再構築について
- (4) 様々な組織が柔軟に連携する共助のしくみを構築することへの見解について

3 熱中症対策の推進について

- (1) 熱中症から住民の生命を守るための取組について
- (2) 高齢者の熱中症に対する予防への意識を醸成するための取組について
- (3) 高齢者世帯等へのエアコンの整備や点検を促す取組について
- (4) エアコン利用控えについて
- (5) 子どもの熱中症防止の取組について

4 お悔やみコーナーについて

- (1) ワンストップで支援するサービス「お悔やみコーナー」の導入について

散 会 宣 告

出席議員（22名）

- | | | | |
|------|--------------|------|-------------|
| 1 番 | 大 野 豊 重 君 | 2 番 | 中 村 慎 吾 君 |
| 3 番 | 浜 田 繁 次 郎 君 | 4 番 | 瀬 崎 剛 君 |
| 5 番 | 田 浦 敏 晴 君 | 6 番 | 山 下 桂 造 君 |
| 7 番 | 立 川 信 之 君 | 8 番 | 坂 本 公 司 君 |
| 9 番 | 吉 田 真 樹 子 さん | 10 番 | 一 瀬 重 隆 君 |
| 11 番 | 北 本 将 幸 君 | 12 番 | 多 田 隈 啓 二 君 |
| 13 番 | 松 本 憲 二 君 | 14 番 | 徳 村 登 志 郎 君 |
| 15 番 | 西 川 裕 文 君 | 16 番 | 江 田 計 司 君 |
| 17 番 | 近 松 恵 美 子 さん | 18 番 | 前 田 正 治 君 |
| 19 番 | 作 本 幸 男 君 | 20 番 | 森 川 和 博 君 |
| 21 番 | 中 尾 嘉 男 君 | 22 番 | 田 畑 久 吉 君 |

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

- | | | | |
|-------|-----------|---------|-----------|
| 事務局 長 | 糸 永 安 利 君 | 事務局 次 長 | 松 野 和 博 君 |
| 係 長 | 小 畠 栄 作 君 | 書 記 | 古 閑 俊 彦 君 |
| 書 記 | 徳 永 優 貴 君 | | |

説明のため出席した者

市長	藏原隆浩君	総務部長	吉田勇人君
企画経営部長	宮本圭一郎君	市民生活部長	松田智文君
産業経済部長	井上康博君	建設部長	田代史典君
企業局長	荒木勇君	教育長	福島和義君
教育部長	藤森竜也君		

午前10時00分 開議

○議長（近松恵美子さん） ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（近松恵美子さん） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

12番 多田隈啓二君。

[12番 多田隈啓二君 登壇]

○12番（多田隈啓二君） 皆様、おはようございます。12番、創政未来、多田隈啓二です。傍聴の皆様、いつもありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症が5類感染へと位置づけが変更され、3年ぶりに高瀬裏川花しょうぶまつりが開催されました。花しょうぶのきれいな花が咲き、県内外から多くの人でにぎわい、玉名市をアピールすることができたと思います。各種団体をはじめとする、多くの関係者の方やボランティアの皆様に感謝申し上げます。ありがとうございます。今後もよろしく願いしておきます。また、今日は一般質問、創政未来3人質問がありますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告により一般質問を始めます。第2次玉名市学校規模・配置適正化基本計画において、令和4年度から令和13年度までの10年間を計画期間とし、子どもたちの教育環境整備の観点を第一に、学校の適正規模の考え方や子どもたちの通学要件、また、地域と学校の連携について進められています。

そこで、教育行政について質問いたします。1、第2次玉名市学校規模・配置適正化基本計画の学校再編、進捗状況についてまずはお伺いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育長 福島和義君。

[教育長 福島和義君 登壇]

○教育長（福島和義君） 皆様方、おはようございます。

多田隈議員御質問の第2次玉名市学校規模・配置適正化基本計画の進捗状況についてお答えいたします。

まず、第2次基本計画において、早急な対応を必要と位置づけております玉水小学校と小天小学校の統合につきましては、今年度新校舎建設等に係る基本設計を予定しております。令和9年4月の開校に向けて準備を進めているところであります。また、複式学級を有する豊水小学校と大浜小学校の統合につきましては、昨年7月から本年3月にかけて、両校の学校運営協議会、保護者、そして地域住民を対象に計8回の再編説明会を開催しているところで、延べ131名の皆様に御参加をいただいたところです。な

お、本年度に入り、豊水小学校の学校運営協議会及びPTA三役を対象に、先日6月13日に開催をしました再編説明会においては、早期に複式学級の解消が図れるよう大浜小学校との統合を早く進めてほしいとの強い要望が参加者からありました。これを受けまして、今後両校の具体的な統合に向けての保護者並びに校区住民等を対象とした説明会の開催、また、開校に向けた基本的事項について協議する新しい学校づくり委員会を設置し、そこでの協議期間を考慮しますと、最低でも約1年の期間が必要であると考えております。このため、教育委員会といたしましては、両校の統合につきましては、令和7年4月開校を目指し、今後準備を進めてまいります。

次に、本計画期間内に対応を検討すると位置づけております校区につきましては、早い段階で保護者、地域の皆様方に第2次基本計画に対する理解を深めていただく必要があると考え、昨年度から再編の説明会をかなりの回数で開催しているところです。具体的には、滑石小学校におきましては、昨年11月に学校運営協議会に対する説明会、その後12月に校区住民の皆様を対象とした説明会を開催したところです。また、鍋小学校と高道小学校につきましては、本年2月に両校の学校運営協議会にそれぞれの説明会を行ない、その後3月に岱明中学校区の皆様を対象に説明会を開催したところです。本年度も引き続き、今後対象となる小学校区に対しまして、説明会を開催し、学校再編に対する理解が得られるよう丁寧に説明と協議を進めてまいる予定でございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 多田隈啓二君。

○12番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

天水校区においては、本年度新校舎建設等に係る基本設計を予定し、令和9年4月の開校に向け準備を進めているとのことでした。子どもたちが多様な考えに触れ、切磋琢磨し、教育環境の創造を目指した教育環境づくりに努めてほしいと思います。また、今後の学校再編となる対象の小学校や検討を位置づけられている校区については、保護者や地域の皆様に学校再編に対する理解が得られるよう丁寧に説明を行なっていくとの答弁でした。

学校規模・配置適正の大きな目的である子どもたちのための教育環境整備にしっかりと努め進めていただきたいと思います。また、豊水小学校も今、答弁にあったんですけど、6月13日の再編説明会では早期に複式学級の解消が図れるよう、大浜小学校との統合を早く進めてほしいと要望があったとのことですので、今後は早めに新しい学校づくり委員会を設置し、開校に向けた必要な基本事項の校名、校歌、校旗、通学路、標準服、PTA再編、跡地利用についての協議を令和7年4月開校に向けて準備を進めていただきたいと思います。

そこで、再質問に移ります。大浜小学校、玉陵小学校及び小天小学校におけるスクー

ルバスの運行状況とその課題についてお伺いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 多田隈議員御質問のスクールバスに関係します御質問にお答えいたします。

現在のスクールバスについては、玉名市立小学校スクールバス運行規程に基づき運行しておりまして、大浜小学校のように通学距離が4キロメートル以上の児童を対象に運行している一方で、玉陵小学校及び小天小学校のように学校の統合により通学条件が変更となった児童については、通学路の安全性等を考慮し、4キロメートル未満であってもスクールバスを運行している状況であります。なお、通学距離が4キロメートル未満の児童数の内訳として、玉陵小学校では2キロメートル未満が16名、2キロメートル以上3キロメートル未満が55名、3キロメートル以上4キロメートル未満が42名となっている状況です。また、小天小学校については、2キロメートル未満は2名、2キロメートル以上3キロメートル未満も2名となっており、大浜小学校、玉陵小学校及び小天小学校間での対象となる通学距離において格差が生じているところでございます。このような状況を踏まえまして、大浜小学校、玉陵小学校、小天小学校の各小校区のPTA会長、学校運営協議会の会長、区長会長、学校長と学識経験者からなる玉名市スクールバス運行検討委員会というものを本年7月から組織しまして、子どもの安心かつ安全な通学手段の確保を第一に、子どもの体力・気力・根気、また、学校間による運行距離の格差是正を総合的に検討しまして、今年度中をめどに市としての一定の運行基準を策定したいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 多田隈啓二君。

○12番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

大浜小学校においては、通学距離4キロメートル以上がスクールバスを利用でき、同じ地区で児童が歩行通学とスクールバスに分かれて長年通学してまいりました。また、4キロメートルに近い低学年の児童においては、重いランドセルを背負って長時間の登下校、夏は熱中症の問題、安全面の問題、薄暗い中での登下校問題などがあり、保護者や家族の方が長年にわたり心配されてきました。また、統廃合した玉陵小学校、小天小学校の通学距離においても格差が生じていて「公平なのか」と不満の声も聞かれます。今年7月から組織する玉名市スクールバス検討委員会では、運行距離の格差是正に向け、早急に検討していただくことをお願いし、再質問いたします。

第2次基本計画の地域と学校の連携・協働と一層の推進における学校運営協議や地域学校協働活動の状況についてお伺いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 多田隈議員の再質問にお答えいたします。

第2次基本計画におきます学校規模適正化の基本的な考え方の中で、地域と学校の連携・協働の一層の推進を掲げており、全ての小中学校に学校運営協議会を設置し、かつ、地域学校協働活動推進員を配置して、それらの活動を通してその実現に取り組んでおります。

この学校運営協議会は、保護者や地域住民の代表で組織され、学校の運営や特色ある学校づくりに参画いただいております。地域学校協働活動推進員については、学習支援、登下校時の見守り支援、学校行事への協力のほか、地域と学校をつなぐ調整役、コーディネーターも担っていただいております。今後もこれらの地域力を一体的に生かしながら、社会に開かれた教育活動の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 多田隈啓二君。

○12番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

これはある一例なんですけれども、学校応援団募集というお願い、協力ということで、推進員さんたちが各地域でお願いをされております。協力いただける内容として見れば、環境整備、学習支援、見守り支援と分かれておまして、環境整備としては、草取りであったり、樹木の剪定、花壇づくりとかされておまして、学習支援とすれば、丸つけ、ミシンの使い方、調理、読み聞かせ、書道、平和学習、歴史、昔遊び、ハウス見学（トマト、イチゴ、米づくり）、見守り支援としては、登下校の見守り、持久走の見守り、校外学習の見守り等を取り組まれております。このようにいろんな活動を取り組まれておる中、今後も地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域住民のつながりを深め、ともに地域の課題を解決したり、地域の行事に参加して、子どもたちの学びや成長を支え、教育活動の充実を図っていただくことをお願いし、次の質問に移ります。

文部科学省は、公立小中学校の空調、冷房設備の設置状況の推移調査をされています。このことについて、2、市立小中学校施設の普通教室・特別教室・体育館の空調整備の状況についてお伺いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 多田隈議員御質問の玉名市立の小中学校施設の空調設備の現状についてお答えいたします。

まず、普通教室は平成29年度に全面的に空調設備の設置を実施しておまして、設置率は100%となっております。

次に、特別教室については、令和元年度に利用率が高い理科室や音楽室などへ設置しておまして、現状では設置率5割程度となっております。体育館に関しましては、い

まだ現在のところ設置しているところはありません。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 多田隈啓二君。

○12番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

体育館には設置していないということだったんですけど、普通教室100%ということで、公立の学校施設の空調ということで令和4年9月1日現在の調査をなされておりました。国がですね。普通教室は95.7%、特別教室で63.3%、体育館等は15.3%、また、スポットクーラー等を含むになりますと、体育館では24.7%設置されている、今現状があります。玉名市に置き換えてみますと、普通教室は100%で問題ないんですけど、特別教室がややマイナス10何パーセントあるということと、体育館ではまだゼロパーセントということとあります。そして都道府県別で調べてみますと、体育館に限定してなんですけど、設置率が熊本県は高く、全体の6.3%あるということで、九州で1番体育館に空調が設置されている割合は高い方です。ただ、ほかの自治体を見てみますと、やはりもちろん東京が一番高いんですけど、東京になれば82.1%の設置率になっておりますし、大阪府では27.4%、兵庫県では26.6%ということで、各県の自治体の差もあるのではなかろうかなと思っておりますけど、やはり熊本県下でも6.3%の体育館の空調が入れられているということであれば、今後しっかり検討する必要があると思います。

そこで、設置していないとのことですが、再質問いたします。特別教室や体育館への設置についての今後の見解についてお伺いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 多田隈議員の再質問にお答えいたします。

体育館の空調設備の整備につきましては、玉名市の小中学校体育館は断熱性能が高くない建物での空調運転となりますので、電気の使用量の増大や空調設備に大きな負荷がかかることが想定され、積極的な整備を行なっておりませんでした。今後この小中学校の体育館の空調については、児童生徒の熱中症対策など学校生活の環境改善につながる事業でもありますことから、利用状況や断熱性の確保等検討を行ないまして、必要に応じて活用可能な補助事業を利用し、未設置の特別教室や体育館の空調設備を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 多田隈啓二君。

○12番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

投影のほうをよろしく申し上げます。

[拡大投影にて画像を示す]

○12番（多田隈啓二君） 今、投影されましたけど、これが大規模な改造の事業ということで、学校施設環境改善交付金ということで、今、これを使いながら体育館の空調を他自治体は導入されております。算定割合が、室内運動場空調新設する場合の算定割合として2分の1ということで、令和7年まで事業されておまして、対象工事費として400万円から上限が7,000万円ということになっております。これの2分の1。公立小学校中学校の体育館に空調を入れる事業になっております。また、さっき部長のほうから説明があったんですけど、この補助金を使いながら、もちろん確かに体育館というのは断熱性がない屋内運動場が多くございます。でも、この工事内容に書いてあるように、断熱性のない屋内運動場についても、空調設置と併せて断熱性確保のため、工事を実施する場合は、経費についても補助対象となっておりますので、やっぱり今後、いろいろ順番が決めていかれると思いますけど、例えば、統廃合をすることで生徒児童が多くなるから、その辺の体育館を優先的にしていくのかとか、その辺の協議をしていただきまして、このような国の補助を利用して事業を進めていただきたいと思います。

最近の猛暑を踏まえれば、教室だけでなく、小中学校の体育館についても冷房を整備することで、児童生徒の熱中症対策、災害時に避難された市民の方の熱中症予防にもなります。安心安全を守るため、前向きに検討をお願いし次の質問に移ります。

スポーツ庁の有識者会議で、持続的な部活動と学校教員の働き方改革を踏まえ、令和5年度から令和7年度をめどに休日の中学校部活動を段階的に地域移行へ目指す方針となっています。そこで3、市立中学校の休日部活動の地域移行への現状、取組及び課題についてお伺いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 多田隈議員御質問の玉名市立の中学校の休日部活動地域移行への現状、取組、課題についてお答えいたします。

運動部活動の地域移行を着実に推進していくため、国においては、地域におけるスポーツ環境の整備、方策等について令和3年10月から運動部活動の地域移行に関する検討会議において集中的に検討が行なわれ、令和4年6月に提言がまとめられております。

この提言には、運動部活動の地域移行を進めていくため、国から各団体に要請すべき内容が盛り込まれるとともに、今後地方公共団体においてはスポーツ協会、各競技団体、中体連等関係者の協力を得て、提言の内容を着実に実施することが求められております。これにより本市では、昨年度令和4年度に中学校部活動地域移行検討委員会というものを立ち上げまして、外部委員を含めた委員会を3回、それから学校の顧問の先生や外部指導者など、現場の声をお聞きする座談会をこれも3回開催するとともに、各種アンケート調査を生徒、先生、外部指導者及び保護者を対象に行なって、現状と課題の把握に努めてきたところでございます。

その課題としましては、休日の指導者の確保と育成、また、保護者による送迎及び会費の負担等が上げられるほか、特に本市では少子化に伴う学校の小規模化に伴いまして、学校単位で従来の運動部活動を維持していくことが困難となっておりますので、合同での部活動も検討する必要も生じております。スポーツ庁が示しました令和5年度から令和7年度までの3年間の改革推進期間において、本市として今年度は、把握した内容を基に、2つの国の補助メニューを活用しまして、運動部活動の地域移行に向けた事業や合同部活動の推進に関する事業を進めていく考えでございます。また、先月視察してまいりました先進地である長崎県長与町の地域スポーツ活動を参考として休日の運動部活動の段階的な地域移行も図ってまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 多田隈啓二君。

○12番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

投影のほうをお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○12番（多田隈啓二君） これが今、部長の説明にもありました先進地である長崎県長与町の地域スポーツ活動の紹介になります。ここは今、先進地ということで視察も行かれていますと思いますけど、やはり学校部活動をどうやって地域スポーツに移行していくのかということで、実施種目として12種目されておまして、場所や時間の調整であったり、大会参加のこういうことであったり、参加費等は入会金1,000円と月に3,000円かかります。またこれのほかに年間800円がスポーツ保険にかかるということで取り組んでおられます。

また次のページをよろしいですか。

[拡大投影にて画像を示す]

○12番（多田隈啓二君） これになりますけど、イメージ図でちょっと真ん中にあるんですけど、平日の学校部活動と休日の地域スポーツ活動の実施体制ということで、長与町の教育委員会が一番左にありまして、そして今までこの上の平日の部活動だけがずっとあっていたんですけど、そこは長与スポーツクラブに、真ん中の下の図のように、ピンクのように委託をされて連携、協働、情報共有をされながら休日のスポーツ活動を今、取り組まれております。

玉名に置き換えますと、総合型スポーツクラブいだてん玉名みたいなスポーツクラブが運営をしているということで、こういうやり方が一番ベストな、今の状況ではやり方だと思っておりますので、ぜひ、この辺を参考にされまして、また今度は総合型地域スポーツクラブいだてん玉名との連携をしっかりと持ちながら、子どもたちの地域スポーツの受け皿づくりをしていただきたいと思います。

休日の指導者確保と育成が課題であり、部活動とクラブチームのどちらに入れるべきなのか、子どもの意見を尊重しながらも悩まれている保護者の方がいます。部活動に入りたいけど、合同部活動となった場合、送迎の問題や今よりも費用が増え、家計の負担となってしまう心配がありますので、負担軽減措置等を検討していただくことをお願いし、次の再質問に移ります。

教育委員会において兼職、兼業の許可についての見解をお伺いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 多田隈議員の再質問にお答えいたします。

中学校の先生が、休日の地域スポーツ、文化活動に従事することを希望された場合には、兼職、兼業を認める方向で考えております。この兼職、兼業を認めるためには、玉名市立小中学校管理規則の見直しが必要なため、現在、この管理規則を改正するよう準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（近松恵美子さん） 多田隈啓二君。

○12番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

中学校先生の兼職、兼業を認め、管理規則の見直しを進めていただくことをお願いし、再質問いたします。

指導者、部活動指導員、外部コーチの現状についての見解をお伺いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 多田隈議員御質問の指導者、部活動指導員、外部コーチの現状についてお答えいたします。

今年度に入りまして、教育委員会に所属しています中学校部活動地域移行コーディネーターお二人が各中学校で調査した結果からお答えいたします。

まずは、指導者についてですが、基本的に学校の先生が顧問をされております。配置人数は、種目の特徴や部員数などを考慮され、1つの部活動に1名から3名の先生が配置されております。また、本市の部活動指導員については、現在3名を配置しております。この3名は、玉名中学校の陸上部、玉南中学校のバスケットボール部、玉陵中学校の陸上部で指導をしてもらっております。それから、玉名市内の運動部活動は、13種目で52の部活動がございますが、外部コーチについては、そのうち34の部活動で49名の方が指導されております。なお、部活動指導員も外部コーチもない先生だけで指導している部活動が18部ありまして、そのうち3つの部活動は先生お一人で指導されております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 多田隈啓二君。

○12番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

玉名市の部活動指導員は3名を配置されているとのことですが、そこで再質問します。
部活動指導員の人材確保と育成についてお伺いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 議員御質問の部活動指導員の人材確保と育成についてお答えいたします。

部活動指導員は、玉名市立中学校部活動指導員設置要綱に基づいて設置しております。校長の監督を受け、実技指導、学校外での活動の引率、年間指導計画及び月間指導計画の作成、生徒指導に係る対応などを職務として、部活動指導員は教育活動に係る専門的な知識及び技能並びに学校教育に関する十分な理解を有し、校長が推薦した外部の指導員のうちから教育委員会が任用することになっております。勤務につきましては、パートタイムの会計年度任用職員として、平日にあつては2時間以内、休業日にあつては3時間以内とし、1週間当たり5日以内の勤務で、年間210日以内の勤務日数、報酬は1時間当たり1,087円となっております。毎年各中学校の校長先生方に外部コーチを含め条件に合う方を推薦いただき、教育委員会で面接を行なった上で任用を決めているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 多田隈啓二君。

○12番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

現在では、玉名中学校、玉南中学校、玉陵中学校しか部活動指導員が配置されていない。また、昨年までは3年間玉名中学校だけしか配置されませんでした。また、その配置の中には再任用をしながら3年間雇用されたということになっております。今後は、残りの中学校にも公平に配置をしたほうがいいのではないかと思います。また、先生が1人で部活動を指導され負担が重くなっているところにこそ、負担軽減のために部活動指導員の配置、計画の見直しが必要ではないかと考えます。

そこで再質問いたします。部活動指導員の今後の計画についてお伺いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 議員御質問の部活動指導員の今後の計画についてお答えいたします。

部活動指導員の任用については、引き続き、先ほど申しました玉名市立中学校部活動指導員設置要綱に基づいて行ないたいと考えております。部活動指導員の任用については、これまで指導の経験があつて、部活動の意義はもちろんのこと、玉名市会計年度任用職員という立場でもある部活動指導員の職務を理解していただける方を任用するため、校長先生に推薦いただいた方から教育委員会で任用を決めております。任用する人数に

つきましては、今年度は現在3名でございますが、各中学校にそれぞれ1名が配置できるよう6名での検討を行なっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 多田隈啓二君。

○12番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

玉名中学校は、部活動指導員が4年連続であるため、玉名中学校だけが毎年任命され続けております。そのことに対し、他校の外部コーチの中で不満を持たれる方が多数おられます。上記に上げた理由のほかにも年間約50万円の報酬が得られ、外部コーチとの格差が生じています。部活動指導員として生徒の活動に細やかに関わり、幅広い視点からサポートしていきたいと思う外部コーチもおられます。

そこで再質問いたします。玉名市立中学校部活動指導員設置要綱第3条、任用には、校長が推薦した外部の指導者のうちから教育委員会が任用するとなっているが、各校長は外部指導者から希望調査を行なっているのかお伺いします。

○議長（近松恵美子さん） 教育長 福島和義君。

○教育長（福島和義君） 議員御質問の各校長は外部の指導者から希望調査を行なっているかについてお答えいたします。

部活動指導員の任命につきましては、希望調査に基づき決定するのではなく、玉名市立中学校部活動指導者設置要綱第3条にありますように、教育活動に係る専門的な知識及び技能並びに学校教育に関する十分な理解を有する者で、勤務形態等の条件を満たした外部指導者のうちから学校長が推薦されていると理解しておりますので、御質問の希望調査は特に行っていないのが実態でございます。

○議長（近松恵美子さん） 多田隈啓二君。

○12番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

投影をお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○12番（多田隈啓二君） これ豊中市の部活動指導員、また、部活動指導協力者ということで、今、外部指導者にも聞いていないということなんですけど、豊中市は部活動はオープンに募集されております。また、部活動指導員とともに部活動指導協力者ということでも登録者募集ということで大々的に募集されておりますので、やっぱり今後はこの問題課題は何かと申しますと、指導者をどうしていくのか、どう集めていくのかが今後問題課題になってくると思います。ただ、外部指導員にも聞かないというやり方はほかの市町村の事例からもかけ離れているやり方じゃないかなと思っております。また、この部活動指導員となればもちろん報酬もあるんですけど、やはりコーチ資格を取らせるとか、やっぱりそういった面もしながら今後の子どもたちの育成につなげていって

ただきたいと思います。この中でいきますと、部活動指導員は会計任用職員とされているということで、4月から翌年の3月まで、報酬として時給1,525円、また、部活動指導者協力者とは、5月から翌年3月まで1回謝礼金2,000円ということで進められております。登録の中から学校が、これ特色なんですけど、学校が配置希望を出されております。そして面談し、条件が合えば活動開始という流れになっておりまして、やはりこういうもう少し広げて募集をかけるやり方がいいんじゃないかと、私自体思っておるところでもございます。

また、この部活動指導員とは何がこの外部コーチと違うかと言いますと、やはり大会への引率がまずできないんです。この外部指導者の中には、玉名の外部指導者の中にはやっぱり技術面の指導をしたいという方がおられまして、やっぱり引率もできない、采配もできない、部活動の先生しかできない問題があります。それではなかなか競技力を目指してもこれなかなか先生が采配するというので、自分たちにさせていただきたいという外部コーチも多くおられますので、今後はもう少し枠を広げていただきたいと思います。外部コーチの希望調査をまず行っていないというのがまず問題でありますし、やっぱりそういう調査をまずは早急に教育委員会として、していただけないかと思ます。他の市では部活動指導員の応募要件として、いっぱいあったんですけど、数多くあるんですけど、その一例として、外部指導員、ここでいう外部指導員ですよね、経験年数をまずそこで、何年と部活動指導されている方は、やっぱり責任感もあって、保護者、また、学校とも連携がとれるということで、そういう縛りをされているところもありますし、もちろん部活動の技術指導の高い技術と指導力を有する者というくくりもあります。さらには、競技別指導者資格を有する者とか、後は、18歳以上の大学生とか、専門学校生、その代わりに指導の経験がある方とか、そうやっていろんな募集条件を決められて、今、募集しておられます。ぜひ、玉名市もそういった指導者不足は必ず聞きますので、その辺を今後取り組んで考えていただければと思っております。今後は、応募要件の緩和の検討をお願いし、次の再質問に移ります。

また、保護者の費用負担が増えるため、軽減の配慮が必要である。また、早い段階で保護者、地域への周知についての見解をお伺いします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 多田隈議員の再質問にお答えいたします。

今年度は5月に第1回、6月に第2回の中学校部活動地域移行検討委員会を開催しまして、令和5年から令和7年度末までの改革推進期間内の事業完了を目指し、中学校部活動の地域移行に向けて協議を進めております。中学校部活動地域移行検討委員会では、休日は拠点校方式や複数校合同で地域の指導者による持続可能な地域部活動が実施できる体制づくりを模索しているところです。生徒がやりたい運動、スポーツが安心して継

続できる環境をつくるためには、送迎や新たな費用など、保護者にとって負担が増えることも考えられますので、現在の中学校部活動での負担に極力近づけられるように検討していきたいと考えております。また、検討委員会で決定した事項につきましては、学校や市のホームページを通じて、速やかに生徒、保護者及び関係団体へ周知を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 多田隈啓二君。

○12番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

基本的に学校内で行なわれてきた部活動は、主に教員が指導を担当していたため、保護者の金銭的な負担は最小限で済んでいました。しかし、地域移行になれば会費や指導料など、月謝の支払いが必要となります。また、複数校と合同となれば送迎の費用負担が増えます。困窮家庭が増加している現在、部活にかかる費用負担が増えると、家計を圧迫し経済状況が原因で参加できなくなる生徒が増えることが懸念されるため、家庭の費用負担が増えないよう検討をお願いします。また、決定した事項は小学生の生徒、また、保護者の皆さんに速やかに周知していただくことをお願いし、次の質問に移ります。

○○小学校へ不審者が侵入しといったニュースを目にします。今年3月埼玉県戸田市で、中学校に少年が侵入し、教師を傷つけた事件が発生しました。

そこで4、危機管理・安全対策について、幼稚園、保育園、小中学校の現状、取組、課題についてお伺いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 多田隈議員御質問の危機管理・安全対策の中で、まず、小中学校の現状、取組、課題についてお答えいたします。

ただいまおっしゃられたとおり、本年3月の事件を受けまして、文部科学省総合教育政策局から各教育委員会等に対して、不審者の侵入事案を受けた学校安全の確保に向けた対策についてという文書で通知がありました。この中で、平時の備えの確認として、学校の危機管理マニュアルの確認徹底、また、教職員等の対応能力の強化のための講習会等の実施や警察直通の非常通報装置の推進などが求められております。これを受け、市教育委員会としましては、各学校長に対して学校の危機管理マニュアルの再点検や教職員の安全対応能力の向上のための研修等を指示したところでございます。

課題としましては、不審者侵入の防止の三段階のチェック体制として、1番目が校門、2番目は校門から校舎への入り口まで、3番目が校舎への入り口、このそれぞれにおいて具体的な方策が危機管理マニュアルに示されているものの、正門に門扉が12小中学校において設置されていないことから施錠管理ができない状況にございます。

続きまして、保育所における危機管理・安全対策における取組と課題についても私か

らお答えいたします。現在、公立保育所におきましては、危機管理マニュアルを基に毎月防犯訓練を実施しており、子どもの避難と誘導、職員の防犯体制や警察への通報、グループLINEを活用した職員間の伝達方法の確認など、様々な状況を想定しながら訓練を行なっております。なお、不審者対策と園児の安全のために門の開放時間を決め、それ以外の時間は施錠しているところでございます。また、安全教育として、子どもを犯罪から守る5つの合い言葉である「いかのおすし」の意味や、不審者侵入発見・避難の際の合い言葉を子どもたちにも伝えることで、園児自身の防犯意識が高まるよう努めております。ほかにもお迎えに普段と違う人が来られる場合は事前に連絡いただいた上で、それ以外の方が連絡なくお迎えに来られた場合は、保護者に確認の上で園児の引渡しを行なうよう徹底しているところでございます。公立保育所においては、事件や事故等がないよう、日ごろから防犯訓練を行ない、危機管理・安全対策を考えて業務を行なっております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 多田隈啓二君。

○12番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

幼稚園、保育所については門の施錠がなされてあり安心しました。今後も園児の安全のために、防犯訓練や安全対策の徹底をお願いします。また、小中学校においては、21校中半数以上の12の小中学校に門扉がなく、施錠管理ができない状態にあります。

そこで再質問いたします。防犯機能を持つ門扉の現状、また、不審者対策を行なっているのかお伺いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 多田隈議員の再質問にお答えいたします。

正門に門扉がある小学校の現状ですが、15の小学校のうち、正門に門扉があるのは4校の小学校です。一方、6中学校で正門に門扉がある中学校は5校の状況です。門扉が全くない小中学校が8校ございますことから、施錠管理ができませんので、実情を踏まえ、防犯カメラを設置して管理を行なっているところです。防犯カメラの設置状況としては、15の小学校に68台、6校の中学校に18台設置して、不審者対策の一つとして機能していると捉えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 多田隈啓二君。

○12番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

不審者対策の一つとして、本市も現在防犯カメラを設置など、対策が行なわれておりますが、不審者の侵入防止、犯罪防止のための早急な門扉の対応が必要であると考えます。

そこで、再質問いたします。補助金を活用した防犯・安全対策の整備についてお伺いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 多田隈議員の再質問にお答えいたします。

玉名市の小中学校について、正門や裏門の門扉など、校内の防犯や安全対策に必要な設備に関しましては、必要性や設置の可否等を学校と十分に協議しまして、整備が必要となれば国の補助事業を活用し、整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（近松恵美子さん） 多田隈啓二君。

○12番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

今後は、学校と協議し、必要となれば国の補助事業を活用して整備していただくことをお願いし、次の再質問に移ります。

幼稚園、保育所、小中学校への命を守るための防犯、ネットランチャー、防犯盾、催涙スプレーの配備や警察との合同訓練の実施についての見解をお伺いします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 多田隈議員御質問の防犯機器の配備や警察との合同訓練の実施について、まずは小中学校のほうから申し上げます。

玉名市立全ての小中学校の状況について確認したところ、ネットランチャーや防犯盾は配備しておりませんが、催涙スプレー、さすまた、警棒、ヘルメット等を配備し、不審者侵入防止策を講じているところでございます。また、警察との合同訓練の実施についてですが、小学校において区域内に駐在所等がある場合は、学校と警察とが日常的に情報共有、相談体制の構築を図り、不審者侵入防止訓練の際には、犯人役などとして参加いただいて、その後に講話等をとおして、子どもたちに注意喚起をしていただいている実例もございます。

続けて、保育所における防犯機器等についてお答えいたします。公立保育所につきましては、防犯機器として、ネットランチャー、防犯スプレー等や防犯カメラ、警備会社と直結した携帯ブザーを設置しているところで、携帯ブザーは、外遊びをするときに園児を見守る職員に持たせることで、緊急時の対応ができるようにしております。また、警察との連携につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度から3年度は実施できていませんでしたが、昨年度、令和4年度には豊水保育所において警察に協力いただき、防犯訓練を実施できたところでございます。内容につきましては、日ごろ訓練している子どもの避難方法と職員の誘導について確認していただき、子どもたちへの講話と職員への不審者対応についての指導をいただいたところでございます。今年度につきましても玉名警察署の協力を得て、防犯訓練を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（近松恵美子さん） 多田隈啓二君。

○12番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

投影をお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○12番（多田隈啓二君） 小学校に配備してありませんけれども、これがネットランチャーというものなんです。これはやはりさすただけじゃなかなか押さえ込むことができないということで、これ3メートルから5メートルぐらい広がる網になっております。これを今はないんですけど、小学校に配備したらどうだろうかということなんですけど、もう1枚お願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○12番（多田隈啓二君） これが東三河で初の市内各校に導入するというので、ネットランチャーということで実演指導、豊川市が不審者侵入に備え、防犯教室を行なわれておられました。やっぱりこうやって他自治体では学校に全部導入してあるところもございませぬ。ぜひ、こうやってさすただけじゃなかなか難しいところもありますので、今後検討していただきたいと思っております。もう1枚よろしいですか。

[拡大投影にて画像を示す]

○12番（多田隈啓二君） これがまたすごくて、防犯盾になっているんです。これは盾本体は使用されているのは4ミリ厚のポリカーボネートという樹脂、ジェット機あたりの風防にも使用されている強靱な素材で作ってあります。日本刀も歯が立たない強度を持ち、金属と比べものにならないほど軽く、透明な盾を通して相手を確認することができますということになっております。この防護盾の形はスタンガンには大中小の3サイズありまして、機能面では全て共通で、図のようになっております。素材はどんな刃物も寄せ付けない強靱なポリカーボネートでできており、正面にはスタンガンとして史上初のパネル電極が配置されており、盾のどこを相手が触っても、取ろうかとして触っても電撃を与えることができます。また、威嚇スパークの迫力満点で、普通は近づくことさえできない商品なんです。また、スタンガンユニットは、新型回路搭載の強力で130万ボルトベースに、パネル電極の特性に合わせて特別にチューニングされたもので、威力も強烈。相手への接触時には、面のどこでもなりますので、面による接触となりますので、感電部位が広くなり大きな痛撃を与えますということで、今はこういう盾、昔であれば机とかといった子どもたちを守るためにあったと思っておりますけど、やっぱりこういうネットランチャーとか盾が今から配備をしなければいけないと思っております。

昨今増え続ける巨悪の対策として、さすただけでは不安なため、学校施設の防犯、警護要員の備えをする必要があると思っております。ぜひ、こういうこともありますので、取

り組んでいただけないかなと提案なんですけど、小学校には、ネットランチャー配備をまず、市長ぜひ、ネットランチャー、こういう防犯盾の配備をしていただかなければ、まずもってハード面の先ほどあったんですけど、小学校でも多くの小学校が門扉もない状態が今、現実です。もう入って当たり前の状態なんです。だからこそ、入ったときの対応をするこういう盾、また、ネットランチャーの配備の検討をお願いいたします。また、今後も警察と連携しながら、緊急時に備え、侵入者の対策や合同訓練、防犯教室などを行なっていただくことをお願いし、最後の質問に移ります。

早急な防犯機器の配備へ市長の見解をお伺いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 多田隈議員の再質問にお答えいたします。

冒頭、教育部長からの答弁で申しました事件を受けまして、文部科学省からの補助金を活用して強化を図れないかを教育委員会に確認をしたところでございます。危機管理マニュアルの点検と併せて、学校施設環境改善交付金において、防犯対策に係る整備の補助率のかさ上げ、3分の1から2分の1などの措置がなされております。防犯カメラ、オートロックシステム、警察直通の非常通報装置などの整備が対象とされておりました、令和7年度までの集中的な支援とされているため、各学校の立地環境を踏まえて、真に必要な防犯機器、グッズの配備の検討を教育委員会のほうに対して、既に指示をいたしておりますので、この後注視いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 多田隈啓二君。

○12番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

ありがとうございます。学校防犯対策を推進するには、学校、設置者が個々の学校状況に応じて、具体的な対策を講じることが大切であると思います。市長も教育委員会に対し、防犯グッズの配備の指示をしていただきました。今後市のPTA会議においても防犯に対する各学校の問題、課題を協議していただき、侵入者対策、犯罪対策の強化を図ってほしいと思います。

最後になりますが、学校が安心安全で、安心して学べる場所であってほしいと願い、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、多田隈啓二君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

9番 吉田真樹子さん。

[9番 吉田真樹子さん 登壇]

○9番(吉田真樹子さん) 皆さんこんにちは。9番、創政未来、吉田真樹子です。

では、通告に従い一般質問をさせていただきます。1、安心な小中学校生活について。先日、伊倉小学校に伺いますと、校長先生が雨漏りの箇所の説明を私にされました。私の息子が昨年まで伊倉小学校に通っていたので、たらいやバケツが置いてあるのは知っておりましたし、屋根の上にはブルーシートがかけられていたので、地域の方から何年も前に言われたことがありました。校長先生の話では、熊本地震後に雨漏りが始まったと聞いておりますが、ほかの小中学校にも危険箇所があると思います。どのような現状でしょうか、お尋ねをいたします。

○議長(近松恵美子さん) 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長(藤森竜也君) 吉田議員御質問の学校の危険箇所についてお答えいたします。

伊倉小学校の雨漏りにつきましては、議員御指摘のとおり、階段の天井部分と一部は教室に分かれて、梅雨時など雨量の多い時期に発生しております。原因は屋上からということでは明らかで調査を行なって補修しておりますが、解消には至っておりません。現状の調査方法では雨漏りの原因を特定できないため、今後ほかにより特定方法があるかなど検討し、可能な範囲で雨漏り解消に努めていきたいと考えております。

次に、小中学校の危険箇所についてですが、現在、教育総務課の職員による目視での確認、また、学校からの随時の連絡を受けて把握を行っており、危険であり優先度の高いものにおいては可能な限り早急に対応を行っております。本年度におきましても、築山小学校の体育館のトイレ、それから玉名中学校の渡り廊下、高道小学校のベランダ下部等の外壁落下防止措置を行っております。今後も小中学校の危険箇所把握に努め、適宜必要な補修等を行なってまいります。

以上でございます。

○議長(近松恵美子さん) 吉田真樹子さん。

○9番(吉田真樹子さん) では、ここで写真をお願いいたします。

[拡大投影にて画像を示す]

○9番(吉田真樹子さん) ちょっと見にくいですが、校長先生がいらっしゃる先に廊下にたらいが置いてあります。そして次、お願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○9番(吉田真樹子さん) 教室の奥に校長先生がいらっしゃるんですけど、黒板の下にたらいが2つ置いてあります。黒板の下にですね。なので、ここは去年まで教室として使われていたんですけど、生徒たちはほかの教室に移動をしてここは使わないように今

はしていると言われました。次をお願いいたします。

[拡大投影にて画像を示す]

○9番(吉田真樹子さん) 階段を上から撮ったものなんですけど、見にくいんですけどバケツが3個並んでおります。避けて行けば全然大丈夫な状態ですけど、子どもたちがちょっとふざけたりとかして当たって転倒して打ち所が悪くてというようなことになったらとても危ないかなと思います。ありがとうございました。

校長先生が言われておりましたのが、次にまた地震がきたらとても心配をされておりました。伊倉小学校は全学年1クラスのため、空き教室があるので、教室にたらいを置いて別教室で授業をするということができておりますが、築山小学校など、児童が多い学校では同じようにはいかないと思います。学校は安全安心に過ごせる場所として子どもは通っておりますし、親も送り出しております。決して、まさかの事故や危険箇所の見過ごしなどのないように把握をしてもらい、先ほども言われましたが、早めの対応と処置をやっていただきたいと思います。

また、聞き取りの中では、先では伊倉八嘉の学校統廃合が分かっている、雨漏り原因の箇所が特定されないままに莫大な費用をかけるのは厳しいという声もありました。天水地区の次は伊倉八嘉の統廃合と言われておりますが、天水小中学校開校が令和9年4月の予定なので、伊倉八嘉の統廃合は8年くらいは先の話のようです。インターネットで雨漏りをしている学校を検索してみました。千葉県野田市は小中学校合わせて16校のうち雨漏りをしている学校が8校もあるそうです。栃木県小山市の小中学校は36校中28校の77か所で雨漏りということが2020年の情報ですが、インターネットに上がっておりました。それから比べると全然玉名市はいいんですけど、既に小山市のほうでは7校の13か所は修繕されているそうですが、本市と同じような状況の、統廃合が検討されているなどの理由で修繕が進んでいない学校がやはりあるそうです。昨日小山市の担当課の方とお話をしましたが、大きな学校の修繕となると屋根だけで1億円はかかると言われており、また、雨漏り修繕はイタチごっこで直しても隅からまた出て繰り返すとも言われておりましたし、もちろんうまく止まるケースもありますがと言われておりました。

主人にこの雨漏りの件を話してみました。主人は昨年PTA会長をしておりましたので、伊倉小学校の雨漏りのこともよく知っております。原因箇所が特定できない、太陽光をはがしてまで統廃合の計画がある校舎に大きな費用を充てられないのなら、屋内に内雨樋はできないものか、市役所職員の中には建築技術者がいるから、知恵を絞って安価で玉名市独自で内雨樋をつくる計画をすれば、そんなに費用はかけずにできるのではとっておりました。

皆さんの自宅で雨漏りをしていたとして、7年もたらいを置いて過ごすことはなかなか

かできないと思います。

玉名市独自の内雨樋の計画を提案いたします。この状況を見聞きされて市長はどのように思われたか、お尋ねしてもいいでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） もともとなかったですね。

○9番（吉田真樹子さん） なかったですね、すみません。

○市長（藏原隆浩君） 議員おっしゃるとおりだと思います。何らかの工夫で、例えば、統廃合目前に控えているとかいうことであるならば、何らかの手法で改善をする、そういった努力が必要だと、今議員のお話を聞きながら当然そうだと思います。

以上でございます。

○9番（吉田真樹子さん） 私も全然内雨樋など思いつきもしなかったんですけど、主人は想像すればするほどできるねと言っておりました。いろんな考えがあると思いますけど、どうぞよろしくお願ひいたします。

雨漏りがタイムリーな伊倉小学校での心配事の一つとなっております。熊本地震から始まり7年が過ぎました。少しでも早い解決策をお示しいただきたいと切に願ひます。

では、次の質問に移ります。学校生活が穏やかに送れる一助として学校トイレへ生理用品の設置を希望。安心できる環境とそれぞれの子どもに寄り添う取組をとという趣旨のもと、質問をさせていただきます。

昨年の9月から玉陵学園の個室トイレに試験設置を始められて10か月に入っております。玉陵学園の子どもたちにとっては安心な学校生活の一助になっていると思います。3月に養護教諭全体の会議で、生理用品の設置に関しては、どのような声が上がりに、どのような方向性になったのか、詳細をお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 吉田議員御質問の養護教諭全体会議の詳細はについてお答えいたします。

3月の養護の先生方の会議では、学校トイレへの生理用品設置について意見交換を行っております。その内容は、3月議会でお答えした養護の先生方を対象としたアンケート結果と同様で、トイレに生理用品の設置が必要であると思う先生方の理由は、急に始まる場合に利用しやすいや子どもの安心につながるというものでした。一方、必要はないと思う先生方の理由は、子どもたちが困ったときに、困っているから手助けしてほしいと自分から発信できる力を養いたいや、自分で準備するという自己管理能力を育てることは子どもたちが社会で生きていくために必要なことだと考える、また受渡しの際に会話することで子どもの理解にもつながるといふものでございました。

4月にも行っております。4月の養護の先生方の会議では、学校における生理用品

の取扱いの試行を全小中学校にお願いしております。年度当初から夏休み前までの期間に、現行の保健室に生理用品を常備する形から一步進める形で、各学校の実情に応じた試行の取組をお願いしております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 先日、伊倉小学校に、その後生理用品の設置はどうなっているのかと思い立ち寄りました。校長先生にお尋ねをすると「置いていますよ」と言っていただき、5、6年生の女子個室トイレを見せていただきました。写真をお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○9番（吉田真樹子さん） これも見えづらいですけど、赤い丸のところに堂々と生理用品が設置してあります。私はこれを見てとってもうれしかったです。私が学生時代、35年後の未来に生理用品が個室トイレに設置される時代が来るとは思ったこともありませんでした。まだ試験的などきではありますが、夏になると女子の制服のスカートは紺色から玉名中学校は薄いグレーだったかと思います。後は全中学校水色になります。小学校では、紺色のスカートがほとんどですが、血液が漏れたときには中学生にとっては目立つ時期となりました。ですから、予定外に生理が始まったり、うっかり忘れたときには、とても助かる手立てを準備してもらって本当にうれしかったです。私自身がスカートを汚したり、不快な思いをしたという経験がありますので、助かる手立てにうれしく思いました。保健室にそのとき行けばよかったんじゃないと思われる方もいるかもしれませんが、今は、私は元気な大人ですけど、私にもちょっと控えめでシャイだった時代があったのです。

話は戻りますが、では、21小中学校の中で、個室トイレ、もしくは手洗い場なり、保健室以外の設置の現状をお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 吉田議員御質問の21小中学校の生理用品の設置状況はについての御質問でございますけども、先ほどお答えしましたように、現在は試行の段階ですので、試行の状況をお伝えいたします。

現行の保健室に生理用品を常備する取組に加えて、各学校の実情に応じて試行を実施しております。具体的な試行の取組としましては、児童生徒用トイレの中で、小学校では高学年用トイレの個室1か所、中学校では各学年のトイレ個室1か所に生理用品を常備している学校が8校ございます。それとは別に、職員室や事務室に生理用品を常備している学校が12校、これは保健室に常備しておりましたので、保健室が閉まっている場合でも、保健の先生がもしいない場合でも職員室でもらえるという意味での常備が12校、それからトイレの手洗い場に生理用品を常備しているのが3校、女性の職員トイ

レに生理用品を常備している学校が2校で、複数組み合わせせて試行している学校もあるという状況でございます。

以上です。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） これまで保健室のみ常備する形から、一步進める形にということにトイレへの設置の必要はないという意見の先生方からは何か声は上がらなかったのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 吉田議員の御質問にお答えいたします。

先生方の声としましては、学校トイレに生理用品を設置することに多様な意見がございますが、今回の試行については、学校ごとに方法が違っております。例えば、保健室が閉まっている場合にもらえないことへの対策として職員室などにも常備するなどの方策をとっている学校もありますので、トイレに設置することへの反対意見はございませんし、今回の試行自体に対しましても反対や不安の声は届いておりません。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） では、また再質問です。

女性職員トイレに常備された2校は、女性の先生も必要ときには使えるように置かれたのか、どのようなお考えでの設置なのかをお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 吉田議員の再質問にお答えいたします。

女性職員トイレへの生理用品の設置の試行については、あくまでも児童生徒のための試行ですので、先生方を対象にしているものではございません。試行については、ただ生理用品を置くことを児童生徒に伝えるだけでなく、玉名市が目指している子ども像や生理用品が急遽必要になり自分で準備できなかったときに使用すること、また、間に合うのであればこれまでどおり保健室に取りにきてほしいこと、それから困ったときに助けを求める力をつけることも生きていく上で必要なことなどを、事前に指導いただき試行しているところです。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 私が小学校のときなんかは、職員の女子トイレ、先生の女性の職員のトイレに入るといのは、絶対に入っちゃいけないみたいな感じだったので、何でそういうところに置かれたのかなと思ってお尋ねしました。

では、再質問です。伊倉小学校では5月末に5、6年のトイレに設置したと言われて

おりました。まだ2週間ほどではありますが、設置日も学校ごとにばらつきがあるとは思いますが、これまでの使用状況をお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 吉田議員の御質問にお答えいたします。

使用状況についてですが、今、議員おっしゃられたとおり、まだ試行を始めたばかりですので、この状況をつかみきれていないというのが現状でございます。ただ、昨年9月から試行を実施している中学校に聞き取りを行なったところ、70名程度の女生徒に対して4月は18個、5月は23個の使用があったそうです。ただ、昨年度も試行しますので、その当時取りましたアンケート結果からでは、生理用品を使った理由として、忘れたからというのが8割ございましたので、これを踏まえますと、真に困った生徒が使用しているかどうかというのは非常に不明なところでもございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 忘れた子どもさんにとってはとても助かれたと思います。本当ありがたいと思っております。

思ったことを伝えることができる子どもさんとできない子どもさん、そして保健室に行ける子どもさん、行けない子ども、行きたくない子どもさん、様々な思いを持つ子どもたちがいるはずです。現在の教育委員会の今後のお考えをお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 吉田議員御質問の今後の考えはについてお答えいたします。

まず、7月末に先ほどお答えした試行の成果と課題などについて、各学校の意見を取りまとめ、その意見をもとに8月上旬に予定しています養護の先生方の会議で意見交換を行ないたいと考えております。そして各学校からの意見を踏まえ、教育委員会として方向性を定め、8月末に玉名市の校長会議がございまして、この場で諮っていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 玉名市内の子どもで、困ったときに安心して生理用品が使える学校と、どうしようと考えなくてはいけない学校と、対応が異なるのはいかがなものかと思えます。これからだとは思いますが。そして子ども権利条約とありまして、4つの原則があります。この4つの原則は、今年4月に施行されましたこども基本法に取り入れられているそうです。その一つに、子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)とあります。詳しく言うと、子どもに関することが決められ行なわれるときは、その子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えるとなっております。

伊倉小学校の校長先生が言われておりました。生理用品の設置を6月2日全校集会の後に、5、6年生の生徒だけに残ってもらい話をしたと言われておりました。養護教諭とともに、設置の経緯から今後の使い方などのお話をしていただいたのでしょうか。

荒尾市では、4月13日に教育長より生理用品の常備についてのお便りが保護者宛に配付されております。生理用品の確保に不安を感じることなく、安心かつ健康な学校生活づくりを推進するため、本市の学校におきまして女子トイレに生理用品を設置しますという内容でした。ここでもう1枚写真をお願いいたします。

[拡大投影にて画像を示す]

○9番(吉田真樹子さん) これは先日、鶴屋の東館10階のパレアホールに行ったときにトイレに置いてあったものです。生理用品が置いてありました。ここに優しいメッセージがありました。これは熊本県からのメッセージでした。「熊本県では、女性の負担が少しでも軽減されるよう生理用品をお配りしています。相談カードも一緒にお持ち帰りください」とありました。熊本県は、県立高校の子どもたちだけではなく、県民の女性のことも想ってもらっております。学校に設置される生理用品とともに、このように前に置いてあります相談カードというのも添えるような工夫をされることも提案いたしまして、次の質問へ移ります。

[9番 吉田真樹子さん 登壇]

○9番(吉田真樹子さん) 福祉事業における社会福祉協議会の取組について。まず、社会福祉協議会、社協は地域福祉の推進を図ることを目的とする団体と規定されており、全国都道府県の市区町村のそれぞれに組織されております。誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現を目指し、地域の住民やボランティア、保健、医療、福祉等の関係者、行政機関の参加と協力を得て、地域福祉を推進する組織であります。社協が重点目標とされている地域でつながる人と場づくりの取組は、1、福祉教育の充実、2、地域の担い手育成、3、ボランティア活動の推進、4、交流の機会の充実となっております。玉名市は、社協へ12の事業を委託しており、今回はその中の3つの事業についてお尋ねをいたします。

コロナ禍で利用ができなかった時期もあったと思いますが、5月8日以降、季節性インフルエンザと同じ5類に移行し、マスク着用も個人の自由となり、生活が緩和されました。明らかに人の動きも多くなったと感じられます。今回の社協の取組では、福祉センターの福祉委託事業について、コロナ禍緩和後の福祉センターの現在はどうのような状況かをお尋ねいたします。

○議長(近松恵美子さん) 市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長(藏原隆浩君) 吉田議員質問のコロナ規制緩和後の現状の取組についてお答えし

ますけれども、前置きとしまして、本日は健康福祉部長、それから副市長のほうが、申し訳ございませんけれども欠席しておりますので、本日の健康福祉部長答弁は私のほうで行なわせていただきますので、どうか御了承願いたいと思います。

福祉センターにつきましては、市社会福祉協議会を指定管理者として、施設の維持管理、運営を行なっております。当協議会は、福祉センターの維持管理運営のほか、当センターを事業、サービス提供の活動拠点として市が委託する地域包括支援センター運営、福祉バス運行事業、ファミリーサポートセンター事業などを行なうほか、住民福祉の向上を図ることを目的とする様々な自主事業に取り組んでおります。また、福祉センターは温泉のほか、会議室、大広間などを備えており、温泉利用の高齢者だけではなく、老人クラブや民生委員、児童委員協議会、また、ボランティア、当事者団体などの地域団体などからも目的に応じて施設を御利用いただいております。

コロナ禍前の温泉及び会議室などの利用者数は、令和元年度で約4万8,000人でしたが、コロナ感染が広がり出すと、市と社会福祉協議会とで検討をして、休館や会議室利用人数制限などを行なわざるを得なくなり、利用を控える市民や団体が増えまして、令和2年度は約1万5,000人、令和3年度は約2万人、多い年の半分以下まで落ち込んでおります。令和4年度に入りまして徐々に感染者数が減少し出すと、多少の利用制限は続けたものの、休館することはなく、利用者数は3万1,000人まで回復いたしました。今年5月コロナの感染症法上の位置づけが5類に移行されてからは、これまで行なってきた制限を全て取り除いて御利用をいただいている状況であります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 社協の職員さんと話をする中で、「2年も出入りを控えられていたが、もう行かなくてもいいかなとなった方もいるんですよ」と言われました。私は健康イコールコミュニケーションのある生活とっておりますので、できれば週に数回は家から出ていただきたいと考えます。もちろん福祉センターを活用しなくていい家庭環境があれば、それが一番いいのですが、コロナ禍で活動を控えた高齢者の方に対して、何か呼び戻し対策をお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） コロナ規制緩和後の取組の再質問についてお答えいたします。

令和4年度の利用者数は前年度に比べ1.5倍に増えているものの、コロナ禍前の状態に戻るのもうしばらくかかりそうかなというところでございます。新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、今年5月8日季節性インフルエンザなどと同じ5類に移行し規制緩和をされました。ここ数年間中止していた敬老の日の入浴無料開放などを復活させるなどして、市民の積極的利用を促すようにPRに努めてまいりたいと考

えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） ぜひ、徐々にいろんな取組の復活をしていただき、社協のにぎわいを取り戻していただきたいです。送迎をしてもらえると本人はもちろん、家族もとてもありがたいことです。遠のいたままの方、もしくは福祉センターの快適な温度管理の中で温泉があり、こんないい環境を伝えきれていないのではとも思います。

では、無料送迎の福祉バスについてお尋ねいたします。過去数年の運行日数、利用者数、1日平均利用者数などの利用状況をお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 玉名市福祉バスの利用状況についてお答えいたします。

福祉バスは、高齢者の交通手段の確保を図り、高齢者の社会参加を推進することを目的に、60歳以上の市民の方々の公共温泉施設、玉名市福祉センター、それから横島ゆとり一む、岱明コミュニティセンター潮湯、ふれあい健康センター、天水老人憩いの家、草枕温泉てんすいなどへの移動手段として無料で運行しているもので、現在3台が曜日に応じ14のコースを運行しております。運行の実施主体は市でございますけれども、実施要綱の規定に基づき、玉名市社会福祉協議会に委託し運行をお願いしております。利用者は、温泉入浴だけでなく、入浴後の休憩、食事、それから友人知人との談話など、幅広く施設を利用されている方が多くおられるのが特徴であります。

利用状況でございますが、コロナ禍前の令和元年度から昨年度までの全てのコースの状況を、年間運行総日数、それから年間乗車総人数、そして運行1日当たり平均乗車人数の順に申し上げますと、まず、令和元年度が673日、1万2,594人で、平均乗車人数が約19人です。令和2年度が458日、1,797人で、平均乗車人数が4人です。令和3年度が504日、1,695人で、平均乗車人数が3人です。令和4年度が722日、3,335人で、平均乗車人数が5人となっております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） ちょっと前に令和4年度の報告書をちょっと見せてもらう機会がありまして、そこで確認しましたら、29人乗りのバスの1日の平均が1人とあり、これはどがんかせんといかんのではと思いました。まだ利用者が戻りきれてない数字ではあると思いますが、何らかの福祉バスに関しても呼び戻し対策をお考えなのかをお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 再質問にお答えいたします。今後の対策についてということでお

答えいたします。

まず、コロナ禍における玉名市福祉センター等の対応状況についてお伝えしますと、そのときどきの状況を勘案し、市と協議の上、閉館、制限時間を決めての温泉利用、休憩室の開放、飲食の開放と段階的に運用を変えながら、先月の5類移行時によりやく平時の状況に戻したという過程があります。福祉バスも開館状況に合わせて運行しておりますけれども、先ほども答弁したとおり、利用者の多くは幅広く温泉施設を利用されますので、施設で飲食などがかなわない期間はどうしても低調な状況になってしまったものと推測しております。

従いまして、まずは施設が平時の開館となった先月からの状況を注視していく考えであります。併せて、一度遠のいた方々に再度御利用いただくため、市や委託先、双方での広報周知はもとよりではありますけれども、例えば、温泉施設を会場にした利用促進策ができないかなど、委託先、委託者と連携して検討してまいりたいと考えております。

一方で、利用状況につきましても、近年は利用者の価値観や余暇の過ごし方の多様化、また、自家用車の普及などもあり、必ずしも多いとは言い難い状況であることも認識しております。前述した利用促進策と併せて、外出支援策の効果などを踏まえて、今後の在り方について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） また、口コミが一番と思いますので、皆勤されている常連の方からのお誘いがいいとも思います。リーダー的存在の方がいらっしゃると思いますので、本当に福祉センターの職員さんと作戦会議をされて、福祉バスの乗車率のアップを目指して、連携して、共有して、面白がってアップしていくように、また、協議していただこうようによろしく願いいたします。

では、次の質問に移ります。先日、たまっ子ランドの先生と話す中で、ファミリーサポートの利用管理、協力会員さんは十分なのですかとお尋ねしますと「まあ、いい感じで利活用してもらっている」と言われておりました。では、コロナ禍前から比べてどんな利用状況かをお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 吉田議員御質問のファミリーサポートセンターの活用状況についてお答えいたします。

現在、玉名ファミリーサポートセンターは、国、県からの補助金の交付を受けて実施している事業で、仕事と家庭の両立ができる環境の整備を推進し、地域における市民相互の子育て支援を通じて児童の福祉の向上を図ることを目的に、生後3か月以降の乳幼児から小学校6年生までの子どもの送迎や預かりなど、子育ての援助を受けたい依頼会

員と援助を行ないたい協力会員が相互援助活動で運営しているものでございます。

玉名ファミリーサポートセンターの会員数及び延べ利用者数については、依頼会員数が令和2年度784人、令和3年度834人、令和4年度908人、協力会員数が令和2年度169人、令和3年度169人、令和4年度184人、延べ利用者数が令和2年度2,884人、令和3年度1,091人、令和4年度1,421人でございます。利用状況については、新型コロナウイルス感染症の影響により一時減少をしており、また、コロナ前と後での比較については、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し間もないことから、利用者数が回復しているかについては、現段階で把握できない状況でございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 依頼会員さん、協力会員さん、そして依頼もする・協力もする協力会員さんと、しっかり運営をされていると感心をしております。がしかし、4人目の子どもさんを預けられたママが今まで知らなかったと先生に言われたそうで、先生のほうが驚かれておりました。また、1人親家庭と第3子以降世帯は1時間通常600円が、預かりが、半額の300円でとてもお得なんです、離婚された方にどの時点でお伝えをしているのか、コロナ禍で対処できない日や人数制限があったりしたので、伝わっていないのかも先生は言われておりました。ここで、私が前回提案いたしましたスタンプラリーがこの部分の解決策にもつながると感じましたが、そのスタンプラリーの状況はいかがなものでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 吉田議員の再質問にお答えいたします。

ファミリーサポートセンターについては、情報誌玉名市子育てハンドブック、それからそだてのわ、また、ホームページにおいて紹介しているほか、スマートフォンやパソコンから検索できる子育て応援サイトたまログでも情報を提供しております。議員御質問の、ひとり親や第3子以降の利用料金の減額等についても、玉名市子育てハンドブックや子育て応援サイトたまログに掲載しており、玉名市子育てハンドブックについては、母子手帳交付や出生時に配付をして周知をしているところでございます。しかしながら、ファミリーサポートセンターのことを知らない、利用したことがないと言う方もいらっしゃるということです、サポートを必要とする多くの方がファミリーサポートセンターを利用できるように、より有効的な周知の方法を検討してまいりたいと思っております。また、先ほどからのお話の通り、利用拡大の方法の一つとして、議員御提案のスタンプラリーについても引き続き検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 私の長女は広報の子育て広場のページに付箋を貼って見逃さないようにしっかりチェックをしていました。ここでの周知の方法も口コミ紹介を取り入れられたらプラスでいいと思います。信頼するお友達からの紹介だと安心だと思います。

では、次の質問に移ります。社協独自で取り組まれております事業に、玉名生活サポートセンターと言いまして、ひとり暮らしや高齢者世帯へ、ちょっとした日常の生活のお手伝いを頼みたいけど頼れる人がいない、そんな不安を抱えたことはありませんか。生活サポートセンターは、高齢者の在宅生活を地域で支えるお手伝いをしますということで依頼会員さんのサポートが対象で、年齢65歳以上の要介護1、2の認定者の方という利用者に制限はありますが、依頼者と支援者、センターのささえ合いの活動が有償ボランティアという仕組みで順調に行なわれておりました。

今、お伝えしましたのは、社協独自の事業ですが、先ほどサポート対象外、さっきのサポート対象が年齢65歳以上の要介護1、2の認定を受けた方が対象なので、それ以外のボランティアなり、有償ボランティアで支援する市の委託事業があるのかをお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 吉田議員御質問のサポート対象外の市民への支援の考え方についてはということでお答えしてよろしいでしょうか。

○9番（吉田真樹子さん） はい、お願いします。

○市長（藏原隆浩君） 玉名市社会福祉協議会では、福祉センター内にボランティアセンターを設置しまして、ボランティアを必要とする人や施設等からの相談を受け、必要に応じてボランティアを実施する人を紹介いたしております。また、情報提供、スムーズにできるようにボランティア活動をしたい人の登録も行なっています。また、社会福祉協議会のほうでは、公的サービスだけではなく、住民一人一人が自分自身や家族と協力し解決することの自助や、近隣の身近な人がお互いに支え合い助け合うことの互助、それから各種団体やNPO、地域の事業所などそれぞれの特性を生かして連携、協働して活動する共助による仕組みづくりも進められております。

議員の御質問にありましたサポート対象外の方は、ボランティアセンターに相談する方法もありますが、本市としましても玉名市社会福祉協議会と連携をして、公的な制度による福祉サービスの整備をはじめ、自助、互助、共助を支援していくことを通じて、地域と協働しながら支援が必要な方々に手を差し伸べられる環境、体制づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 近年は、学校の保護者や地域のボランティアの力がとても学校教育の中でも重要になっていると感じております。息子が小学校の間は、私も本の読み聞かせや計算学習の丸つけボランティアに保護者の枠で参加をしておりました。小学校を卒業しましたので、今後は地域の枠で引き続き参加の予定です。中学校に入学した後も、先日、お便りがあった内容は、ボランティアを募るものでした。先ほど多田隈議員も言われておりましたが、まず、花壇のお手入れ、花の植え替え、調理実習、ミシン掛け、職業講話、読み聞かせなどが書いてありましたので、私もできる限りは丸をつけて提出をしました。とてもボランティアが必要とされている時代に来ているのだと感じたことの一つでもありました。

先月の5月27日の10時から、玉名市ボランティア連絡協議会の総会に参加いたしました。総会后に、熊本県の社会福祉協議会のボランティアセンター所長さんの講演がありました。私たちを取り巻くボランティア人口の話から始まり、活動内容、ボランティアに対する期待の高まり、活動の原則など、所長のお話がとても興味深すぎて、次の予定が私にはあったのですが帰れなくなってしまい、最後まで聞き入ってしまいました。そもそもボランティアとは何でしょうと講師は言われました。それは誰かに言われたからやさせられるのではなく、自ら進んで自分の意思で活動する人のことと言われました。玉名市では社協さんに委託をして、12事業を現在は行なっておりますが、もっとボランティア活動を強化し、市民の自らの意思によるボランティアを募り、地域福祉の充実につなげたいと私は考えます。

では、コロナが落ち着いたこれからの福祉事業への取組について、今後の取組をお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 今後の取組についてお答えいたします。

社会福祉協議会につきましては、社会福祉法において社会福祉に関する事業、活動を行なうことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体と明記されております。

玉名市社会福祉協議会につきましても、地域福祉を推進する中核的な団体として、市民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう市民と手を携えながら、魅力ある福祉のまちづくりや福祉社会の実現のための取組が行なわれております。先ほど答弁しました事業以外に主なものとして、現在、市が委託しております玉名市福祉センター、横島総合保健福祉センターゆとり一む及び天水老人憩いの家の3つの指定管理施設、管理運営、それから児童福祉事業としましては、子育て支援センターたまっ子ランドの運営、そして高齢者福祉事業としては、地域包括支援センターの運営、障害者福祉事業としては、居宅介護・重度訪問介護事業を実施されております。また、玉名市社会福祉協議会の独

自事業として、法人として後見人等を受任するたまな成年後見センターや住民参加型の住宅福祉サービスであるたまな生活サポートセンターのほか、災害発生時の市民生活のいち早い復旧を目指した災害ボランティアセンターの設置に向けた取組など、多岐にわたる事業を実施されております。

今後の新たな市からの委託事業の取組としては、成年後見人制度の利用者の増加に伴いまして、市民後見人の育成のために、その活動に必要な知識と技術を習得する養成講座を今年度中に開催予定であります。また、認知症が疑われる人などを訪問して、その方の評価分析及び家族支援などの、初期の支援を包括的集中的に自立生活サポートを行なう認知症初期集中支援チームが設置され活動を開始しております。市としましては、地域で支え合う福祉活動の充実を図るため、社会福祉協議会との連携をさらに密にして、民間の支援、協力を得ながら福祉活動の充実を促進してまいりたいと考えておりますし、先般、社会福祉協議会の理事会が開催されまして、その折に年度の事業報告がありました。そして新年度の事業計画も1冊の本としてまとめてありますので、近いうちにお渡ししますので、全体像がそれで大体見て取れるかと思っております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） ありがとうございます。

私ももっともっと密に関わったほうがいいと感じました。市の補助事業の中に玉名市ボランティア連絡協議会がありますが、会長さんの考えが85歳と言われたのですが、しっかりとされていてびっくりしました。このようにしっかりとされた人生の先輩と関わりを持てるかけ橋に、今でも十分に社協さんにはやっていただいておりますが、もっと社協さんと連携を取って地域の活性化をしていただきたい。それに期待をしております。

今回は、4年ぶりだったと思うんですけど、玉名市ボランティア協議会の総会に参加をしたことで、たくさんの気づきと感動することがあり、行ってよかったと振り返ります。人生100年時代、社協さんとの関わりを楽しみの一つとしていただけるような取組を、私も引き続き考えていくこととお約束いたしまして、以上で、私の一般質問を終わります。御静聴ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、吉田真樹子さんの質問は終わりました。

議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

3番 浜田繁次郎君。

[3番 浜田繁次郎君 登壇]

○3番(浜田繁次郎君) 皆さんこんにちは。3番、新生クラブ、浜田繁次郎です。

通告により一般質問をさせていただきます。午前中、先ほど多田隈議員からも学校統廃合について質問がありましたが、私からは、豊水小学校と大浜小学校の統合について質問をさせていただきます。

両小学校の現状について、児童数並びにクラス数などのことによる課題の説明を求めます。よろしくをお願いします。

○議長(近松恵美子さん) 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長(藤森竜也君) 浜田議員御質問の豊水小学校と大浜小学校の児童数及びクラス数などの現状についてお答えいたします。

まず、大浜小学校においては、現在児童数が128名で、学級数が1学年1クラスの6学級となっております。

次に、豊水小学校につきましては、児童数が44名の4学級で、2年生と3年生、そして5年生と6年生の4学年がそれぞれ複式学級となっている状況です。この複式学級の授業形態については、1つの教室内へ2つの学年を配置し、1人の担任の先生が2つの学年を交互に指導することになります。そのため先生方の負担も大きくなるため、市費で複式学級教育支援員を配置し、その補助に当たってもらっております。なお、豊水小学校の児童数の今後の見通しについては、あくまでも現在の住民基本台帳をもとにした推測ではありますが、複式学級の解消は難しいものと見込んでおります。

次に、少人数による課題についてお答えいたします。課題としては、お互いを知っていることで安心感がある反面、人間関係が固定されがちになったり、遊びやスポーツであれば、団体競技がなかなかできなかつたりすることが上げられます。

統合のメリットとしては、児童の人数が増えるため、ある程度の児童数を得ることならではの経験が可能になることが上げられます。例えば、集団遊び、合唱や合奏、団体競技のスポーツであったり、学習においては一定の児童数の学級の中で多様な考え方を交流したり、大人数の中で過ごすことに慣れたりすることなどがあります。さらには、多くの友達と接することで切磋琢磨しながら学び合ったりすることなどが上げられます。

市教育委員会としましても、子どもの将来を考え社会性を培うという点から、クラスの人数が少人数からある一定の人数になることにより、小学生の頃からより多くの人と触れ合う、話すといった人として貴重な経験を積めることにもつながるため、統合するメリットは大きいと考えております。

以上でございます。

○議長(近松恵美子さん) 浜田繁次郎君。

○3番（浜田繁次郎君） 今後のスケジュールや新しい学校づくり委員会の具体的な役割や時期についてお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育長 福島和義君。

○教育長（福島和義君） 浜田議員御質問の今後のスケジュールにおける具体的な統合の時期についてお答えします。

ただいまの教育部長答弁のとおり、本年度から豊水小学校においては4学年で2つの複式学級となり、4学級編制となったことに加え、今後も複式学級の解消が見込めない状況にあります。また、少人数による教育的な課題、デメリット等を総合的に考えたとき、早期に子どもたちの教育環境の整備が必要であると考えております。そのような中、今月6月13日に豊水小学校学校運営協議会及びPTA三役を対象に再編説明会を開催いたしましたところ、早期に複式学級の解消が図られるよう、大浜小学校との統合を早く進めてほしいとの強い要望が参加者からありました。これを受けまして、今後両校の具体的な統合に向けての保護者、校区住民等への説明会の開催、また、開校に向け基本的事項について協議をする新しい学校づくり委員会を設置をして、その協議期間を考慮して、最低でも約1年の期間が必要であると考えております。このため、教育委員会といたしましては、両校の統合につきましては、令和7年4月開校を目指し、今後準備を進めてまいる考えであります。

次に、統合に向け、新しい学校づくり委員会等の役割についてお答えいたします。新しい学校づくり委員会の役割については、例えば、新しく開校する小学校の名称、校歌、通学方法等の問題、あるいはPTAの組織、跡地活用と開校に向けての基本的事項について両校の保護者、地域、学校関係者等の代表により協議を行なう場として組織をしているところです。これまでの玉陵小学校や小天小学校の事例と同様に開校に当たっては、新しい学校づくり委員会の御意見を十分に踏まえた上で、子どもたちにとってよりよい教育環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（近松恵美子さん） 浜田繁次郎君。

○3番（浜田繁次郎君） 生徒さんたちの教育環境づくりのためにも当たり前の話ですが、児童たちではどうにもできないことで、教育環境整備を丁寧にいち早く取り組んでいただきたいと思います。今後玉名市全域で小学校の統合の問題がありますが、玉陵校区、天水地区に続く今後のモデルになるような統合を進めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

[3番 浜田繁次郎君 登壇]

○3番（浜田繁次郎君） 台湾スタートアップ事業についてですが、令和4年12月議会で質問しましたが、TSMCの日本進出により台湾が注目されている中、その後得られた成果などがございましたらお願いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

[企画経営部長 宮本圭一郎君 登壇]

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 浜田議員御質問の台湾スタートアップ事業の現在までの成果についてお答えいたします。

まず、スタートアップについて御説明いたしますと、急成長する組織のことで、わずか数年間で数千億円の価値評価がつく会社や数十年で世界を変革するような事業を行おうとしている会社などを指します。

本市が行なう台湾スタートアップ事業は、全国初の取組として市内事業者が台湾のスタートアップ製品を活用し、実証実験を行なうことで、地域課題解決、地域DXを目指す事業でございます。この事業は令和3年度に地方に関心を持つ都市部の高度人材を招聘し、地域の課題解決や新たな魅力づくりを行なうジョブケーション事業の一環として関係企業が本市を訪問し、市内事業者と意見交換を行ないました。その中で提案があった台湾スタートアップとの連携について、地域産業の活性化や交流人口の増といった地域の課題解決が図られるのではないかと判断し始めた事業であります。

令和4年度から台湾スタートアップの実証実験誘致等事業として、本格的に取りかかり8月に台湾企業との交流促進セミナー、10月には玉名高校で台湾とのオンライン交流会を開催し、市内事業者や市民に台湾への基礎的な理解を深めてまいりました。さらに、台湾スタートアップやTCA、台北市コンピュータ協会などの関係機関との交流を促進するため、2回にわたり台湾を訪れ、情報交換や関係強化を図ってまいりました。その結果、昨年度末に台湾スタートアップであるユニージムと実証実験に関する協定を締結し、本市と協働して地域活性化に取り組むことで合意したところです。3月末にはユニージムの製品を使用した体験会を開催し、市内事業者との実証実験に向けて動き出しております。さらに今年度に入りましてTCAとの関係強化が奏功し、TCA主催のスタートアップイベント、イノベックスに玉名市として出店し市長自らが渡航しトップセールスを行なってまいりました。日本の一市町村がイノベックスに出店するのは初めての試みであり、今後の実証実験誘致の加速化につなげていきたいと考えております。

○議長（近松恵美子さん） 浜田繁次郎君。

○3番（浜田繁次郎君） 今後のどのような取組をされるのかお伺いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 浜田議員御質問の台湾スタートアップ事業の今後の取組についてお答えいたします。

まずもって早急に取り組むべき事項としましては、台湾スタートアップ製品を活用した実証実験に関心を示されている市内事業者がいらっしゃいますので、実現に向けて協議を行なってまいります。

そのほかの取組といたしましては、市内事業所を対象にスタートアップ製品の活用事例や有効性に関するセミナーを開催し、台湾スタートアップの理解を深め、実証実験への後押しとなるよう取り組んでいく予定でございます。

また、T C A幹部やユニージム関係者の本市訪問も予定しており、本事業をきっかけとして台湾スタートアップの本市への進出の足がかりとなるよう関係部署と連携して対応してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても当面の目標である台湾スタートアップと市内事業者との実証実験に向けて全力で取り組むことが重要であると考えております。本取組が台湾との人的交流を活発化させ、ひいては市内事業者の販路開拓や観光客の誘致、本市への企業進出につながっていくものと考えております。

以上です。

○議長（近松恵美子さん） 浜田繁次郎君。

○3番（浜田繁次郎君） 私も今年2月と5月に台湾を訪問させていただいています。台北市コンピュータ協会、通称T C Aとの関係をさらに交流を深めていきたいと思っております。今後玉名市全体で全力で取り組んでいただくようお願い申し上げ次の質問に入ります。

[3番 浜田繁次郎君 登壇]

○3番（浜田繁次郎君） 次に、玉名市公式L I N Eカスタマイズについてですが、今後徐々にサービスが追加され、便利さを実感しております。具体的にどのようなサービス、リニューアルをされているのか御説明をいただきます。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

[企画経営部長 宮本圭一郎君 登壇]

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 浜田議員御質問の玉名市公式L I N Eカスタマイズの新サービスについてお答えいたします。

カスタマイズによるサービスの提供については、令和5年2月から開始し、まずは市民の関心が高いごみの分別検索から提供を始めました。このごみの分別検索は、利用者が調べたいごみの品名を送信すると、チャットボットが品名ごとにごみの分別を自動回答するもので、サービス開始以来利用率は実に利用者全体の65%にも上り、非常に好評をいただいております。その後、人事機能を追加する形でサービスの拡充を図っており、6月1日からは機能を大幅にアップして、より便利なツールとしてリニューアルを行っております。

続きまして、拡充した機能について幾つか御説明いたしますと、まずは欲しい情報だけ受信するセグメント配信機能を追加いたしました。利用者の受信設定に応じてイベントや暮らし、福祉や医療、子育て情報など、欲しい情報を選択でき、また、お住まいの地域のごみ収集日や市税、保険税の納期も通知できるようになっています。

次に、防災情報に関する機能を追加し、避難所への素早い誘導を行なうために、位置情報を基に近隣の避難所を検索し、ルート案内が表示できるようになりました。また、避難所が開設された場合には、避難所ごとの収容人数や利用状況についてもLINEでの情報取得を可能といたしました。

また、問合せの多い国保、年金、健診、子育ての分野に関するお尋ねには、チャットで自動回答し、必要な手続や窓口が分かるなど、利用者のニーズに即した情報を案内することとしております。さらに公民館講座の申込みについて、LINEによる対応を開始し、手続や申請、講座の申込みなどがLINEを使って24時間可能となっております。

今後の拡張予定ですが、まず、マイナンバーカードと電子決済を利用した電子申請サービスを近日中に開始します。住民票や戸籍、税証明書の請求がLINEから24時間行なえ、各種証明書に関する申請から支払い、郵送での受取が一括してできるものです。利用者は来庁が不要となるだけでなく、郵便交付では小為替を購入する手間が省けるなどのメリットがございます。また、上下水道総務課の各種申込み手続、保健センターの母子健康手帳交付の予約をはじめとした各種教室の予約、環境整備課における飼い犬の登録、死亡届なども対応予定であり、鋭意準備中であります。

このようにLINEを用いた申請や申込み機能は、利用者にとっては予約のために庁舎に足を運ぶことや申請書への記入も必要なく、利便性を実感できるサービスであると考えております。今後あらゆる業務や分野に拡充していく方針であり、そのためにもスピード感をもって全庁的に取り組んでまいります。

ほかにも乳幼児健診の対象者へ健診日の通知サービス、玉名市安心メールのLINEへの自動転送、道路の損傷情報などを写真、位置情報とともにLINEで受け付け、迅速な対応を可能とする利用者からの通報機能、市独自に観光スポットを搭載するLINEを活用したデジタル版観光パンフレットなど、準備ができた機能から随時リリースを予定しております。

LINEのカスタマイズは、職員の知恵と工夫次第であらゆる分野のDX化を実現する可能性を秘めており、本市DXの基軸となるものです。新たな機能の検討や活用策を模索しながら他自治体のモデルケースとなるような、本市独自のDXの構築に努めつつ、機能搭載のお知らせや利用促進のPRについても並行して取り組み、最終的には誰もがスマートフォンとLINEだけで様々な行政サービスを完結できる持ち運べる市役所を実現したいと考えております。

以上です。

○議長（近松恵美子さん） 浜田繁次郎君。

○3番（浜田繁次郎君） 以前に比べたら使いやすさ、便利さが格段に上がっています。

自分が取りたい情報を簡単にスピーディに取れるようになっていきます。今後も一つの市民サービスとしてLINEカスタマイズを続けていただきたいと思います。DX推進の構築につながっていきたくて思っております。ぜひ、一人でも多くの市民の方にこのLINEを使っていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、浜田繁次郎君の質問は終わりました。

次に、11番 北本将幸君。

[11番 北本将幸君 登壇]

○11番（北本将幸君） こんにちは。11番、創政未来の北本将幸です。

今週、岸田首相によりこども未来戦略方針が発表されました。児童手当の所得制限を撤廃し、支給期間を高校生まで延長することなど、様々な政策が打ち出されています。財源については、徹底した歳出改革や子育て支援のための新たな特別会計、こども金庫の創設など検討されていますが、まだ不透明なところも多くあります。今後詳細については議論されていくことになると思います。

しかし、厚生労働省の発表によると合計特殊出生率は昨年で1.26となり、生まれた子どもの数も77万747人で、一昨年より4万875人減少し、統計を取り始めて以降最も少なくなり、初めて80万人を下回りました。人口減少社会に突入し、少子化対策は地方自治体において待ったなしの最重要課題として取り組んでいく必要があります。それに伴い、地方の財政運営はさらに厳しくなっていくことが予想され、行財政改革にも引き続き取り組んでいくことが重要です。こどもまんなか社会の実現に向けて子育て当事者としても精いっぱい活動していきたいと思っております。

それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。まず初めに、公共施設の包括施設管理業務委託について質問させていただきます。この包括施設管理業務委託とは、現在、自治体が多く保有している公共施設について、保守点検、修繕などの管理業務を専門的な知識を持った業者に対して包括委託することで、今まで所管の担当課でそれぞれ管理されていた施設を一括的に管理することで、それに伴い施設の維持管理水準の向上であったり、それに伴う将来的なコスト削減や業務の効率化につなげるものがあります。

玉名市においても、来年度の令和6年度より包括施設管理業務委託を導入する予定であることが、先日の議員全員協議会で説明され、今議会にも5か年計画の債務負担行為が上程されております。

そこで包括施設管理業務委託について、まず1点、導入によるコスト削減について質問いたします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

[企画経営部長 宮本圭一郎君 登壇]

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 北本議員御質問の導入によるコスト削減についてお答えいたします。

本業務の委託費として、単年度あたり1億9,753万円と積算しております。内訳としましては、保守点検費1億30万円、修繕費が5,723万円、受託先経費等が4,000万円となっております。受託先経費等につきましては、これまで市の職員が行なってきた業務を受託事業者に代行してもらう形となりますので、予算額としては増額となります。しかし、その分職員の事務量については当然ながら減少いたしますので、事務コストは削減できることとなります。また、専門知識を有した事業者が保全方法の一部を予防保全に切り替えることなど、修繕費の効率的な執行により新たに捻出できた費用を、これまで対応できなかった不具合箇所に対応することが可能となります。よって、予算額の増額はあるものの、将来的なコスト削減は十分可能であると考えているところでございます。

以上です。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 答弁いただきました。

コスト削減できるということで、全員協議会のおきも説明あったんですけど、事務コストとして約3,000万円ぐらい削減できるんじゃないかというお話だったと思いますけど、実際その3,000万円事務コストとして削減できるとして、その3,000万円分の事務量というか、そこをどうやって新たな業務に移していくかというのを具体的に示しておかないと計算上コスト削減できますと言っても、結局4,000万円の受託料がかかるわけなので、そこら辺をしっかりと検証していくというのが大事だと思うんですけど、実際3,000万円削減されると見越したこの事務コスト費、浮いた分の経費と時間をどういうふうにして市民サービスの向上につなげていくのか、具体的な考えというのが今あらわれるのかちょっとその辺をお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 北本議員の再質問にお答えします。

事務コスト削減の反映についてですが、本業務委託の導入に伴い施設担当職員の業務量が軽減されることにより、そこに新たな業務を振り替えるなど、業務内容や業務量に合わせた適切な人員配置につきまして、現在、関係各課と協議しているところでございます。

以上です。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） そこが大事だと思うので、しっかり経費削減されたところ、時

間削減されたところをしっかりとこういう業務に充てましたというのを今後言えるように、今考えているというところなので、そこしっかりとさせていただきたいなと思います。

コスト削減もなんですけど、2点目の質問なんですけど、この導入によって業務が効率化していくというのもあるんじゃないかなと、メリットの一部にあるんじゃないかなと思いますけど、どういうふうに業務委託することによって業務の効率化が進んでいくのかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 北本議員御質問の導入による業務の効率化についてお答えします。

本業務委託導入による効果としましては、大きく4点あげられます。

1点目は、これまでは不具合箇所を発見してから修繕を行なってきましたが、今回新たに専門知識を有した事業者が定期的に施設を巡回する業務を実施します。そのため不具合箇所の早期発見と予防保全が可能となり、その結果建物の長寿命化を図ることができま

す。2点目は、施設運営に支障のない不具合箇所、施設を休館してまで修繕するに至らない不具合箇所については、予算の都合上対応を先送りしているところもあります。しかし、複数の施設で同じ内容の不具合箇所を抱き合わせて同時に発注するなど、効率的かつ適切なコストでの予算執行が可能となり、放置していた不具合箇所を徐々に改善することで、ひいては利用者の満足度向上につながります。

3点目は、現状、施設担当職員は、各課においてほぼ事務吏員で対応しており、課題として専門的な知識不足があげられます。これを解決するため本市と受託事業者が連携して、民間が持つノウハウを活用するなど、効率的な管理運営が可能となります。

4点目は、本業務委託導入後、施設担当職員の業務量が減ることになりますので、主要である担当業務に専念できます。

このようなことから、何より施設利用者であります市民の安全確保と新たな行政課題に対応することで、市民サービスの向上につながっていくものと考えています。

以上です。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 答弁いただきました。

今まで担当課それぞれでやっていた業務が専門的な知識を持った業者によって行なわれるということで、今4点ぐらい挙げられた業務の効率化のメリットがあるということで、修繕箇所も壊れてから直すじゃなくて、早期発見で予防的に直していくということができるとのことだとの答弁だったと思います。やっぱりこの業務委託のメリットとして1番大きいのは業務の効率化があるんじゃないかなと思います。恐らく別々の課で

同じような事務取引みたいなのを今までやっていたのを、一括でまとめて専門的知識の人に見てもらってということだと思います。今答弁にもあったんですけど、専門的知識がない人が保守点検することによってしっかり点検されてない部分もあるし、結局、壊れてから直すみたいな感じになっていたと思うので、それを前もって、前もってできるということで経費的にも浮いてくる部分が出てくるんじゃないかなと思います。

先月、熊本県のスタジアムの天井が落ちてけが人が出たという事案が発生しましたが、これによってもこの事案が起きて県が緊急点検をしたところ、県が所有する24施設で天井や壁などの一部が落下するおそれがあると発表されていました。やっぱりどこの自治体もかなり多くの公共施設を持っていて、維持管理というのがなかなかできていないという現状があると思うので、専門の業者を使って、そこしっかり保守点検してこうということが今回の取組だと思います。それにより対応もスピードアップするでしょうし、職員さんの業務負担も軽減されるでしょうし、ましてやさっき部長も言われたように市民サービスの向上につながっていくんじゃないかなと思います。

そこでちょっと1点再質問なんですけど、今回、45施設が業務委託されるわけなんですけど、その半分を占めているのが学校施設になるんですけど、恐らく学校施設の点検で学校の先生とかがやっていたりすると思うんですけど、教育分野の公共施設にこの業務管理を導入することでどういう効果が期待できるとお考えなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 北本議員の再質問にお答えいたします。

学校側の効果についてですが、市内小中学校の修繕業務については、市から学校ごとに修繕費を配分しており、修繕規模として1件当たり10万円以下の業務について学校側に予算の範囲内の業務実施を依頼しております。

修繕業務内容として業者選定、見積り徴収、修繕内容の検討、支払い業務などがありますが、そのほとんどの業務について本業務委託にて対応いたします。よって、学校側の事務負担軽減を図ることができ、かつ学校を運営するために必要な本来の業務により注力することができると考えられます。

また、先ほどの再質問でもありましたとおり、専門知識を有した事業者による定期的な巡回業務を実施することで、発見が困難であった不具合箇所に対し迅速な対応が可能となりますので、事故防止が図られ児童生徒の安全確保につながると考えられます。

以上です。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 今回の計画では、学校施設も業務管理に移るわけで、午前中ちょうど吉田真樹子議員の質問であって、伊倉小学校で雨漏りしているということで、部

長答弁では、小学校の点検は教育総務課が目視でして、壊れた箇所とかを先生たちから報告を受けるといので点検しているということだったんですけど、恐らく修繕とか知識ない人が見て、分からない部分も多くあると思うんですけど、今回これを導入することで、恐らく学校も専門的な知識を持った人が定期的に点検することになると思うので、施設的な安全面というのでもしっかり向上していくんじゃないかなと思います。ましてや、その答弁にもあったんですけど、学校の先生たちが本来学校の業務にしっかり専念できるというメリットも出てくるんじゃないかなと思うので、しっかり学校施設においても、より安全で安心して子どもたちが過ごせる場所を管理していけるようにしていただきたいなと思います。

3点目の質問に移るんですけど、今までメリット、業務の効率化とかコスト削減とかメリットの部分についてお聞きしたんですけど、やはりメリットだけじゃないと思うんですけど、導入においては少なからずデメリットもあると思うんですけど、この導入におけるデメリットについてはどのようにお考えられているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 北本議員御質問の導入によるデメリットについてお答えいたします。

公共施設包括管理業務については、先ほど答弁しましたように、建物の長寿命化や施設利用者の安全確保、市民サービスの向上など効果が非常に大きいものであると認識しております。あえてデメリットを申し上げますと、これまでの業務を受託事業者任せることにより生じる施設担当職員の意識や責任感の低下が懸念されるところでございます。

以上です。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 業者に全部任せてあんまりタッチしなくなるというのがデメリットというお話なんですけど、やっぱりあくまでも公共施設持っているというのは、玉名市が持っている公共施設なので、業者に丸投げになると関係が薄れていってしっかり管理されているのかということも分からなくなる可能性もあると思うんですけど、そうならないように現在の市役所にも専門的知識を持った方がおられると思いますから、その人たちと管理業者との連携をしっかりと取れる体制を維持しておくというのが重要だと思うんですけど、管理委託業者と市役所の連携についてはどのように考えられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 北本議員の再質問にお答えします。

受託事業者等の連携についてですが、本業務委託の保守点検業務及び修繕業務についての所管部署は企画経営部管財課となります。ただし、施設管理者については、これまでと同様に施設を保有する課と職員の専門知識、施設管理に関する意識が継続して必要であります。本業務委託の導入後、保守点検業務及び修繕業務の全てにおいて関連がなくなるのではなく、日程調整や不具合箇所の把握、対応後の報告などの業務については、受託事業者と管財課及び施設所管課と定期的に連絡会議を実施し、情報共有を図るとともに、今後も施設管理に関する意識低下にならぬよう、施設担当者向けの説明会を開催していきます。

以上です。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 言わば業者に丸投げという形じゃなくて、しっかり連携していくということなんで、その情報がちゃんと共有できるように庁内でも体制を取りながら進めていただきたいなと思います。

次、4点目の質問にいくんですけど、今まで保守点検と今度修繕も業務委託されるわけなんですけど、どこか壊れた修繕する、直すとかいうのは、恐らく今まで玉名市内におられる業者さんが担ってこられたと思います。それは市と業者とでやり取りして修繕していったと思うんですけど、今回この業務委託が行なわれるとその窓口が業者になるわけなんですけど、市内業者の活用についてはどういうふうにして考えられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 北本議員御質問の市内業者の活用についてお答えします。

本業務委託による市内業者の活用につきましては、まず、市内業者の活用をこれまでと同等に確保することをプロポーザルの実施要領に明記することで、受注機会の確保を図っていきたいと考えております。また、公平性の観点から特定の事業者への斡旋はできませんが、これまでの契約実績がある事業者の情報を提示し、地元事業者の活用をお願いしていく考えであります。さらにプロポーザルにより優先交渉権者が決定したあと、契約実績の有無にかかわらず幅広く市内業者の発注機会を確保するための説明会を開催し、本事業への協力を予定する予定でございます。

以上です。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） プロポーザルの条件に市内業者の活用を入れ込むということで、引き続き市内業者をしっかりと活用してもらうようにするという事だと思うんですけど、今回、最初の答弁であったように1年で1億9,000万円ぐらいの委託料になるわけ

ですけど、その中で内訳があつて、保守点検が1億円ぐらいで、修繕が5,700万円ぐらいだったと思います。修繕費も委託料に組み込まれるわけなので、1年間で今まで5,700万円ぐらいの仕事が市内であつていたからこの値段が出ていると思うんですけど、この今まで市と市内業者でやり取りがあつたのが、今度は一括して管理業者と行なうことになるんですけど、それに伴い下請代金などに対して適正な価格が維持されなかったりとかいうような事案が起きないとも限らないと思うんですけど、その辺しっかり取り決めておくことが重要じゃないかなと思うんですけど、その辺についてはどうお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 北本議員の再質問にお答えします。

委託料の内訳については、保守点検費、修繕費、経費になっており、修繕費については精算払いとします。それにより受託事業者は下請代金を抑えてその分を利益とすることができず、余った費用については市に戻入れることから、修繕費の不当な切下げを防ぐことができます。また、保守点検費においては、プロポーザル時に不当な金額の切下げが生じないための工夫という提案項目を設けて審査することで、適正な下請代金となるよう努めていきます。

以上です。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 修繕費についてももしっかり取決めがなされている。また、返還しないといけないということで、その辺で安くしたからもうけれるということじゃないという答弁だったと思います。しっかりプロポーザルの内容にも入れ込んでされていくということなので、その辺しっかり取決めしながら進めていっていただきたいなと思います。

この導入に当たっては、いろんなサウンディング調査もされていると思うんですけど、そういう調査でどういう内容であつたかというのをちょっとお伺いしたいんですけど、いいですか。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 北本議員の再質問にお答えします。

令和4年6月下旬に、本市に指名願を提出されている市内業者の建築、電気、管工業の各3社、計9社に対して、本業務委託に関する課題や要望など、導入可能性の有無を確認しております。本業務委託の導入については、9社とも特に問題ないと回答を得ています。また、基本的に下請業者には地元業者を活用してほしい、受託事業者決定後には市内業者向けの説明会を開催してほしいなどの要望がありました。

続いて、サウンディングの内容についてですが、まず、サウンディングとは、官民対

話の手法の一つで、事業構想段階で事業をよりよいものとするための情報収集を目的として実施する市場調査のことを言います。令和5年3月上旬に、市ホームページ等で公募型サウンディング調査を行ない、応募がありました2社に対して本業務委託の市場性の有無や事業者公募における諸条件等を確認しました。その中で、本市が想定する事業規模であれば十分市場性があるとの意見や、これまで実施していた業務は市内業者へ引き続き発注していくこと、また市外業者が実施していた業務についても見直すなど、受注機会の拡大につながる意見もいただいております。なお、公募型サウンディングの詳細な内容については、市のホームページのほうに公表しております。

以上です。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） いろんな聞き取り、サウンディングもされて、今回導入に当たるといふことなんで、しっかり聞いた内容をしっかり反映できるようにしていただきたいなと思います。

5点目の質問に移るんですけど、今回新たな取組だと思うんですけど、一番取り組んでいく上で重要なのが、この導入効果を導入後にしっかり検証できる体制を整えておくことだと思います。導入して1年たって効果ありましたと言われても、具体的にどういふ効果があったのかというような基準とかを、目に見える形で効果検証できるような指針とかをつくっておくことが必要だと思うんですけど、導入後の効果検証については、現時点でどういふふうを考えられているのかというのを伺いたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 北本議員御質問の導入効果の検証についてお答えします。

導入効果の検証につきましては、まず、利用者の満足度などが向上しているのかを確認するために、利用者や施設管理者に対してアンケートを実施していく予定です。

次に、積み残ししている不具合箇所をあらかじめ把握しておき、来年度その不具合箇所が削減できているかの確認を行なっていきます。

最後に、市内業者の活用につきましては、受託事業者からの実績報告の中で、導入後も継続して受注機会が保たれているかなどの確認を行なっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 今、答弁あったように具体的にこういう箇所が減ったのを見ていくとか、受注の数を見ていくとか、そういう指針をしっかり決めていくことが大事だと思うので、今決められていると思うので、しっかりその基準で1年後効果検証ができるようにしていただきたいなと思います。

最後の質問になるんですけど、効果検証していったらよかったですら広げていく、悪かったらどうするかということになると思うんですけど、今後の方向性についてはまだ導入していくところなんですけど、今の時点でどうお考えられているのかというのを、ちょっと最後にお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 北本議員御質問の今後の方向性についてお答えします。

本業務委託は、令和6年度から市有施設128施設のうち直営の45施設に導入いたします。今後は導入効果を庁内で横断的にしっかり検証し、今回は対象外としている指定管理者施設などにも順次拡大していく予定です。

以上です。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） しっかり効果検証して、よかったですら広げていくというのはいいと思うので、今回導入してみて、しっかり最後効果検証して、たくさん施設があると思うのでしっかり維持管理できるようにしていただきたいなと思います。

この業務管理委託は全国でもちょっとずつ広がってきていると思うんですけど、窓口を一本化して、一元化して管理していくということでメリットがあるということだと思うので、そのメリットを最大限に生かして、この玉名市内の公共施設がしっかり管理されて、長寿命化できて、ましてや職員の方の業務も削減できて、市民サービスの向上につなげていけるように取り組んでいただきたいなと思います。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君の一般質問の途中ですが、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 1時48分 休憩

午後 2時00分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

北本将幸君。

[11番 北本将幸君 登壇]

○11番（北本将幸君） 次に、こどもまんなか社会の実現について質問いたします。

冒頭にも申したように、国によりこども未来戦略方針が発表されました。異次元の少子化対策として、子ども家庭庁を中心に様々な施策が実施されていくと思われます。出生率が過去最低を更新し、生まれてくる子どもも77万人余りとなり過去最少となりました。人口減少対策、少子化対策、子育て支援においては、最重要課題として取り組んでいかなければなりません。国においても本年4月より子ども家庭庁を創設して、こどもまんなか社会の実現に向けて政策を推進していくわけですが、そのために重要視され

ているのが子どもや若者の意見をしっかりと聴いていくということです。こどもまんなか社会を実現していくには、これからの未来を担っていく子どもたちの声を聴き、それを確実に政策に反映していくことが必要です。

そこで、こどもまんなか社会の実現について2点質問いたします。1、子ども・若者の声を聴く体制整備について。2、子育て当事者の声を聴く体制整備について、以上、2点お伺いします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 北本議員御質問の子ども・若者の声を聴く体制整備についてお答えいたします。

現在、教育委員会におきましては、玉名市立の6中学校と県立玉名高校附属中学校、計7校の中学生を議員とする子ども議会を3年に1度の周期で開催しております。子ども議会は、次の世代を担う青少年の健全な育成を目指すとともに、子どもたちが玉名市の将来について考え積極的に意見することにより、地域の一員として主体的に考え、社会参加を体験することで、市政への興味、関心を深めることを目的としております。

議員御質問の子どもの声を聴く体制については、現状でただいま申し上げました子ども議会があります。そこでこの子ども議会を施策に反映させる場と位置づけるのであれば、テーマの設定や手法についても今後検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 北本議員御質問の子育て当事者の声を聴く体制整備について、こちらは福祉分野ということで私のほうからお答えをさせていただきます。

本市におきましては、第2期玉名市子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たり、令和元年度に、小学校就学前の児童の保護者及び小学校1年から6年生の保護者全世帯を対象とした子育てに関するニーズ調査を実施しています。また、今後令和7年度から5年間の計画期間である第3期玉名市子ども・子育て支援事業計画の策定に向け、改めて子育てに関するニーズ調査を実施する予定でございます。

そのほかに、子ども・子育て支援に関する施策を調査、審議するために設置している玉名市子ども・子育て会議で直接御意見を聞く機会や、市立保育園の園長会、あるいは子育て支援センターなどの定例会に参加し御意見を聴く機会もございます。

令和5年4月施行されましたこども基本法第11条は、子ども施策を策定、実施、評価するに当たり、施策の対象となる子どもや子育て当事者などの意見を広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが定められておりますので、こども基本法に則

った意見の聴取方法など、今後検討してまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 答弁いただきました。

今、市長から答弁あったように、子育て当事者の声を聴くのは、ニーズ調査されたり、子ども・子育て会議とかで直接聞いたり、結構いろいろ聞いて現状把握されていていっているなと思います。

1点目の子どもの声を聴く体制については、子ども議会で聴いているということだったんですけど、なかなか子どもたちの声を実際聴いていくという仕組みを作っていくというのはそう簡単なことじゃないかなと思います。

ですが、令和5年、今年の4月に施行されたこども基本法では、国や都道府県、市区町村は子ども施策を行なうときに子どもの意見を取り入れるため必要なことを行なうと定められています。つまり、子どもに関連する施策に関しては、子ども当事者からしっかり意見を聴いて進めていきたいと思います。このこども基本法の条文においても、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」とされています。今回、子ども家庭庁ができて法律もできて、国は意見を聴くということの取組を重要視されているんじゃないかなと思います。実際、国においても、こども・若者意見反映推進事業として、小学生から20代の子ども・若者をプラスメンバーとして幅広く募集して、様々なテーマに関してオンラインとか、SNSとかウェブとか対面式とか、いろんな方法を用いて意見を聴いていこうと、実際もうされているのもあるんですけど、意見を聴いて政策に反映していこうという取組をされています。

そこで1点再質問なんですけど、実際玉名市においても、子どもたちが意見を言えるような機会をしっかりと確保していくことが今後重要になってくると思うんですけど、小中学校にはタブレット端末とかも整備されているんで、ウェブアンケートとかいろんな手法を組み合わせながら、意見を聴いて政策に反映する必要があると思うんですけど、そういう今後の意見を聞く体制、新たな体制整備についてどうお考えかお伺いします。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 北本議員の再質問にお答えいたします。

子ども家庭庁では、子ども・若者に関する様々なテーマについて意見を聴取するため、「こども若者★いけんぷらす」メンバーを募集しております。その登録はウェブを通じて行なわれております。

また、県におきましても現在、こどもまんなか熊本の実現に向けた「こども・子育て

に関する県民アンケート調査」をウェブ形式で実施されています。本市におきましてもウェブの活用も含めて、様々な方法を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 国においても、県においても、今、ウェブ調査されているということなので、しっかり市としても検討されていくということなので、しっかり声を聞けるような、ウェブ、デジタルを用いた取組も行なって、よりよい意見をいっぱい取り入れる体制を今後もつくっていただきたいなと思います。

この直接意見を様々聞いていくことも重要なんですけど、子ども施策を推進していく上で、子どもが今現在、どんな現状におかれているかということもしっかり把握していくことが必要だと思うんですけど、現在、子どもを取り巻く環境というのは様々なものがあります。子どもの貧困であったり、いじめの問題であったり、ヤングケアラーの問題であったりとか、本当いろんな課題が出ています。そういう実態を、市内の実態をしっかり把握しておくことも重要だと思うんですけど、そういう実態把握についての現状をお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 北本議員御質問の貧困やいじめ、ヤングケアラーなどの実態把握の状況についてお答えいたします。

貧困に関する実態調査としましては、県子ども家庭福祉課が県内全市町村の小学5年生と中学2年生の児童生徒及びその保護者を対象として、平成29年6月に熊本県子どもの生活に関する実態調査というものを実施されており、各調査データについても各市町村にそれぞれのデータを提供されております。

そこで、本市におきましては、そのデータを基に分析を行ない、子どもの貧困に関する計画として、第2期玉名市子ども・子育て支援事業計画の中間年見直しに併せて、昨年度、令和4年度に新たに追加したところでございます。

一方、いじめの実態把握として、本市の教育委員会では、児童生徒に対し、「タマにゃんチェック」というアンケートを、教職員に対しては、いじめの未然防止と早期解決のためのチェックシートによる調査を両方とも定期的に行なっております。また、毎年11月には、県の教育委員会から「心のアンケート～楽しい学校生活をおくるために～」という児童生徒向けのアンケートが、県内公立学校一斉に実施されております。

最後に、ヤングケアラーの把握については、本市の教育委員会独自ではできておりませんが、県の教育庁学校安全・安心推進課から他機関他職種連携によるヤングケアラー支援マニュアルにおけるアセスメントシートを配付されており、各学校においては必要に応じて活用を図り、早期発見に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 今、市内の子どもたちがどういう環境、状況におかれているかというのをしっかり把握していくことがまずは重要だと思うので、今、答弁いただいた3つについては、調査されているということだったので、しっかり定期的に把握できるようにしていただきたいと思います。ヤングケアラーとか生活困窮とか、いろんな環境があります。声を上げたくてもなかなかあげられない環境にいる子どもたちもいると思います。やっぱりそういう子たちが誰一人取りこぼされないように、しっかり現状把握して取り組んでいただきたいなと思います。そういう状況を把握することによって、そこから必要な政策というものが見えてくるとと思いますので、しっかり現状把握できるように引き続きお願いしたいと思います。

3点目の質問に移るんですけど、声を聴いて現状を把握して、実際、その政策に反映していくというのが大事だと思うんですけど、この玉名市においてこども施策における実際政策への意見反映についてはどういうふうにされていていっているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 私のほうからお答えさせていただきます。

こども政策における子ども・子育て当事者の意見反映の方法といたしまして、具体的には玉名市子ども・子育て支援事業計画への意見反映が挙げられます。先ほどの答弁の中でも触れましたが、第3期玉名市子ども・子育て支援事業計画の策定を計画しておりますので、玉名市子ども・子育て会議での審議のみならず、パブリックコメントの実施など、広く意見を聴取できる方法を検討し、計画に反映させてまいりたいと考えております。また、こども基本法に基づく市町村こども計画の策定は、市町村の努力義務となっております。今後この計画の策定については、国からも基本方針などが示されるものと思いますので、国の動向を注視しながら、本市においてもしっかり取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 現在、計画している計画にしっかり声を盛り込んでいくということで、こども計画については努力義務だけどころから国からの情報が来れば市としても計画立てていくということだと思うので、しっかり聴いた声というのが反映されるようにしていただきたいなと思います。

1点ちょっと再質問なんですけど、子ども家庭庁では、こどもの居場所づくりというのも力を入れて取り組んでいくということなんですけど、玉名市においてこどもの居場

所づくりということについては、どのように取り組んでいくお考えなのかお伺いしたい
と思います。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 居場所づくりの現状はどうかということについてお答えいたしま
す。

本市におきましては、令和3年度から5年度までの期間、玉名市と日本財団及び社会
福祉法人玉医会と子ども第三の居場所事業にかかる協定を締結しておりまして、令和3
年度より社会福祉法人玉医会で、子どもの第三の場であつていぐる事業を実施されていま
す。対象者はおおむね6歳から18歳の不登校や引きこもり状態にある児童で登録制となっ
ており、主に荒玉地域の児童約60人が登録しています。開所日は毎週火曜、水曜、木
曜日で、午前10時から午後3時まで開いています。そこで学習支援や生活、進路支援
が行なわれており、1日平均6.9人、おおむね約7人が利用されているという報告を
いただいているところであります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） この居場所づくりというのも今後引き続き市としても考えてい
っていただきたいなと思います。現在、玉医会と連携してされているところがあるんで
すけど、それもしっかり引き続き行なっていくっていただきたいなと思います。

4点目の質問に移るんですけど、この子どもの意見を聞いて、まちづくりを進めてい
くということで、現在玉名市が実施されておられる玉名未来づくり研究所というのがあ
ると思うんですけど、こういった取組というのは今後重要になってくるんじゃないかな
と思うんですけど、現在、市で行なわれている玉名未来づくり研究所についてちょっと
お伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 北本議員御質問の玉名未来づくり研究所についてお答
えいたします。

玉名未来づくり研究所は令和2年度から事業展開しており、「玉名に住んでみたい、
住み続けたい、私たちが帰ってきたい玉名を創る」をテーマに掲げ、次世代を担う高校
生や大学生を中心としたまちづくりのワークショップで、今期で4期目となります。ワ
ークショップでは地域の現状を学び、まちで活躍する大人たちと関わりながら、学校や
年齢の垣根を越え、自分たちが住みたいまちを提案します。さらに自分たちの思いを小
さく形にすることで、まちの一員としての経験を重ね、次世代の地域づくりに関わる人
材を育成する側面も持っております。昨年度は、在来線の玉名駅前広場を舞台に、その
活性化策を若者の視点で提案してもらい、公共空間がにぎやかになる仕掛けやまち歩き

等を通して地域を知る取組を実践しました。こうした若者の声が地域社会に集うことが重要であると考えており、今期も全7回の講座を計画しているところでございます。

以上です。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） これは令和2年から実施されて今回で4期目ということで、実際、高校生から大学生の方たち、若者がまちづくりについてしっかり考えて、毎年毎年いろんな提案がされていると思います。中には実現したものもあると思いますけど、こういう若い人たちが自分の意見をいろいろ言い合いながらまちづくりについて考えて、それをしっかりこの玉名市に反映していくというのが、将来的にはこの玉名市の活性化につながっていくんじゃないかなと思います。

こういう機会を今後はもっと広げていくというか、拡充していくような取組も市として必要じゃないかなと思うんですけど、若者が市、まちづくりについて考えて、しっかり提言できるような機会というのを、よりたくさん持って拡充していけるような取組について、現在、市として何かほかに考えられているのがあればお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 北本議員の再質問にお答えいたします。

現在、高校では学習指導要領の改訂に伴い、総合的な探求の時間という科目が創設されており、教科や科目の枠を超えた横断的、総合的な学びが行なわれております。本事業は、特定の教科の枠にとらわれず、生徒自身が主体的に課題を設定し、成果や研究結果を発表するものです。既に県立玉名高校や県立北稜高校などの探求授業に関わり、人口問題や地域課題等の講義を開催しており、ワークショップを通じて高校生支援のまちづくりの提案をしていただく予定です。また、今議会にはまちなかの商業施設に若者の居場所をつくり、本市をもっとよくしたいと考える若者を集め、地域に触れ、考え、行動する事業や、地域の皆様に高校生の探究活動などを展示する事業の予算を計上しております。こうした活動の中から若者の声を聴いてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 玉名市としてもいろいろ考えられているということで、今、ちょうど探求学習の高校生がされているという話があって、それでいろんな発表があっているというので、そういう掲示もしていきたいというお話だったと思うんですけど。

ちょうどこの探求学習の発表については、先月、議会改革推進委員会で長野県伊那市議会に視察に行ったんですけど、そこの市議会でこの高校生の探究学習を議場で発表するという取組をされていて、それで市議会とまちづくりについて高校生と議会が意見交換しているという取組が、視察というか、お話を伺ったところで、聞き取りのときに玉

名市もそういうのをしようと思っているということ言われていたので、探求学習というのは高校生が自分でテーマ決めていろいろ考えていることなので、それを発表とか展示できる機会が検討されているのはいいなと思います。やっぱりこういう機会というのをいろいろ考えていただきたいなと思います。この若者たちが提言できるということで、一番最初に教育部長のほうからも答弁あったんですけど、中学生の子ども議会を実施してということ、これが政策提言までしっかりつながっていくといいということだと思んですけど、これちょっと何回もまた言うんですけど、今、3年に1回で、これを毎年とか開催増やしたりとか、できれば高校生まで拡大してはどうかというのをいつも言っているんですけど、学校側の負担とかで実際ちょっと開催は難しい、毎年開催は今のところ予定はないという答弁なんですけど、議会前の議会のときに山形県の少年議会のほうを御紹介させていただいて、中高生が実際町長と議員になって議会を実施して、いろいろ考えながら、その議会には45万円の予算が与えられて全国で注目されているという取組を紹介したんですけど、こども基本法が4月に施行されて、何回も言うんですけど、この法律というのは午前中真樹子議員のほうからもあったんですけど、子どもの権利条約を念頭におかれて、子ども中心でこのまちづくりをしっかりと考えていこうということで、常に最善の利益を、子どもたちの利益を第一に考えて子どもたちに関する取組、施策を中心に行なっていこうということだと思います。そのためにはやっぱり、子どもたちの意見をしっかりと聴いていかないといけないねということで、法律で国とか自治体にしっかりと聴いていきましょうということ、法律に盛り込んでいる、法律が実際4月にスタートしてます。やっぱり子どもの意見表明の機会の確保であったり、そういう場をしっかりと本気になって玉名市においても取り組んでいくことが重要じゃないかなと思います。その取組が、必ず将来的には玉名市の活性化が実現して、こどもまんなか社会につながっていくんじゃないかなと思います。

ちょっと戻るんですけど、子ども議会拡充したほうがいいんじゃないかで、もう一個ちょっと今回先進的な取組を御紹介させていただきたいんですけど、愛知県新城市、新しい城と書く市なんですけど、御存じの方もおられるかもしれないんですけど、新城市には若者議会という市長直結の附属機関に位置づけられている議会があります。この若者議会は、市長からの諮問を受けて、新たな政策を提言する若者議会という正式な組織であって、公募で集まった16歳から29歳の委員20名と、市外委員5名で構成されているんですけど、この新城市の若者議会がすごいのは、この若者たちが政策をいろいろ考えて提案するんですけど、ただ提案するだけじゃなくて、毎年、毎年度1,000万円までの予算を提案する権利が与えられています。若者議会で議論され、新たな政策となったものは、11月ぐらいに市長にその議会から答申されて、今度市長が3月議会にそれを実際の本当の議会に挙げてきます。その3月議会で承認されたら翌年に予算執

行されるという流れになっています。この若者議会は条例で制定されているので、ちゃんとした本当市長の附属機関として存在しています。毎年実施されていて、今年度が確か第9期がスタートしているようです。

この新城市は、これまで8年間で40ぐらいの政策を実施されていて、中には図書館の改装など、1回の事業で500万円ぐらいかかる大きな予算の事業も、実際この若者議会の提案を受けて実施されています。この若者議会を経験した方が、実際市の職員になったり、市議会議員になったりもされているとのこと。新城市では、若者議会だけじゃなくて、この玉名市がやっている中学生議会も行なわれて、さらには女性議会という、これちょっとそこまで詳しく調べていないんですけど、女性議会という取組も実施されて、いろんな形で意見を聴く取組が実施されています。ちなみに、新城市の人口は、4万2,3,000人ぐらいで、玉名市よりもちょっと小さいんですけど、玉名市には高校が5校あって、大学もあるので、これに劣らないような取組が実際できるんじゃないかなと思います。現在、玉名市では中学生議会が3年に1回ということで、3年に1回と、毎年こういうのをやっているところでは、やっぱり将来的にこどもまんなか社会をつくる上で差が出てくるんじゃないかなと思うので、こういう先進的な取組をされているところが今後増えてくると思うので、玉名市においてももしっかり取り組んでいけるような考えを持ちながら、ちょっと子ども議会だけじゃなくてもいいんですけど、実際、答弁でもいろいろ考えられていたんですけど、こういう取組もされてはどうかかなと思います。

5点目の質問に移るんですけど、やっぱりこういう政策をしっかりと推進していくには、子どもに関するところは子育て支援課、保健予防課、教育委員会とかいろいろな課にまたがるということで、子ども家庭庁がつけられたんだと思うので、子ども施策に関する体制整備というのもしっかりと一回考える必要があると思うんですけど、この体制整備についてはどうお考えかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 体制整備についてお答えいたします。

こどもまんなか社会を目指すための新しい司令塔として、令和5年4月に子ども家庭庁が設置されました。これまでの子ども政策は、内閣府や厚生労働省など、関係府省庁において行なわれてまいりましたけれども、子ども家庭庁の設置によりまして、一元的に推進されることとなります。

本市におきましては、子ども家庭庁創設による組織変更は行なっておりませんので、これまでどおり、母子保健関係は保健予防課、保育所や地域子ども・子育て支援事業関係は子育て支援課といった現組織の中で対応していきたいと考えております。

しかしながら、こども施策は大きく変わることも考えられることから、必要に応じて

体制の見直しも含めて検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 体制整備については、国の状況を見ながらしていくことになると思うので、しっかり対応できるような体制をつくっていただきたいなと思います。

熊本県のほうも子ども関連施策を全庁的に検討する新組織、こどもまんなか熊本プロジェクトチームを作って、今、話を進められているようで、メンバーは各部局の課長と20代から30代の職員がこどもまんなか応援団として加わり、政策の精査や子育て当事者としての意見を述べながら、会議を行なっているみたいです。熊本県もプロジェクトチームをつくってしっかり考えていこうと連携強化されているというところだと思いますので、実際、玉名市のほうも連携強化して、情報交換もされているということだったので、引き続き情報をしっかり共有できるような体制整備を行なって、体制を変えないといけないときにはしっかり変えてもらって、この子育て、子どもに関する施策がしっかり行なっていけるように取り組んでいただきたいなと思います。

最後の6点目の質問なんですけど、この幅広く広がる子どもの施策に関する連携強化の一環として、児童福祉法の改正によって来年度の令和6年4月から全市町村がこども家庭センターの設置に努めるということが義務づけられました。子どもや子育て世帯を包括的に支援する拠点となる施設で、妊産婦、いわゆる玉名市でいえば保健予防課のほうの関連の支援から、いじめ、不登校の相談とか、これは教育委員会とか、児童福祉に関する支援を切れ目なく支援できるようにするための体制整備の一環だと思うんですけど、このこども家庭センターの設置についてはどのようにお考えられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） こども家庭センターの設置についてお答えいたします。

令和4年6月、児童福祉法等の一部を改正する法律が可決され、市町村においてはこども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行なう機能を有するこども家庭センターの設置に努めることとされました。

こども家庭センターについては、児童福祉と母子保健の一体的な提供ができる体制を整備することが重要と考えられ、部署の統一は必ずしも求められてはおりません。本市におきましても、子育て支援課内にあるこども家庭総合支援拠点と、保健予防課内にある子育て世代包括支援センターの物理的な組織の一体化は、本庁舎及び保健センター内に執務スペースを確保することが難しい状況もございますので、現段階では想定しておりません。しかしながら、より一層の情報共有と連携を行ない、妊娠から出産、子育て

への支援や子どもに関する相談を受け、関係各課、関係機関等と連携しながら、切れ目のない支援を行なってまいりたいと考えております。

それから、先ほどから子ども議会のほうでいろいろと提案をいただいております。もともと子ども議会が、この子どもの声を聴く体制というような捉えられ方であったわけではなくもないですが、軸としてはやはり政治に興味を持ってもらう、政治参画、それから投票行動に若いうちからそういったことを学んでもらいたいということだったというふうに思います。そういった中で、今回、こどもまんなか社会が打ち出され、子ども、若者の声を聴く体制整備を行なっていくというようなことになると、趣旨目的が変わった中でも必要な事柄だと思っておりますので、それは再考といいますか、しっかりとまた検討をし直していかなければならないなと感じているところでもあります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） こども家庭センターというのは、実際同じ場所にいなくても離れていても、実際情報がしっかり共有できるというところで設置できるということだと思うので、情報がしっかり共有できて、ここに行けば全部の支援につながるという仕組みが大事だと思うので、こういうセンターが絶対ここにつくらないといけないとかいうことではなくて、今、連携もしっかりされているという答弁だったと思うので、引き続き妊産婦から子どもまで幅広い支援にしっかりつながるような体制強化に努めていただきたいな思います。

初めに質問した公共施設の包括管理業務委託についてもそうなんですけど、今までそれぞれの所管課で管理していたのを窓口を一つにして、保守、点検、修繕はここからいけば全部わかるということで、効率化して予算削減につなげていって、ましてや維持管理の水準も上げていこうということで、さっきのこども家庭センターも窓口は一つにして、いろんな支援につなげていこうということで、こういう縦割りではなくて、横のつながりをしっかりもっていって、今後の行政運営はしていかないといけないということだと思います。

公共施設についてもかなり今までも質問してきたんですけど、人口減少社会に入って、地方財政かなり厳しくなっていく中、本当、適正管理、適正配置については本当に真剣に考えていく必要があると思うし、それだからこそ今回、この管財課のほうで新たな取組を実施していかれることになると思います。だからしっかり玉名市にとってよりよくなるように検証しながら進めていただきたいなと思います。

こどもまんなか社会についても、岸田首相もラストチャンスといわれているように、本気になって取り組んでいく必要があります。今後玉名市として、どのように子ども・子育て支援を拡充していくのか、また、そのためにはどういう組織をつくっていくのか、

どういう体制をつくっていくのかというのを考えていかないといけないかなと思っています。それをしっかり実行していく上では、地域の課題というのを的確に把握しながら進めていくことが重要だと思います。

何回も言っているんですけど、今回の子ども家庭庁つくって、こども基本法を施行された一番中心は、子どもの意見を聴いていくということが重要かなと思います。地域を取り巻く様々な問題について、未来を担う子どもたちと一緒に考えて話し合うとともに、若者の声を政策に生かしていける取組が重要になってくるんじゃないかなと思います。市長も今、子ども議会についてはいろいろ考えていかないと言われていて、先ほど紹介した新城市の若者議会は予算提案権を持って、子どもたちが生まれ育ったふるさとのためにどう予算を使ってよくしていこうかということを実際されているまちがあって、それに携わった子どもたちが地域に毎年毎年広がっていくと思うと、その地域の将来は明るくなっていくんじゃないかなと思います。こどもまんなか社会の実現のためには、様々な取組を子どもの視点、若者の視点で考えていくという原点を今一度見つめ直して、様々な取組を実施していくことが重要になるのかなと思います。

子ども議会のさらなる拡充や、さらには若者議会のような予算権限を持った組織の構築、ましてや今、実際玉名でされている玉名未来づくり研究所もさらなる新たな取組とか、いろんなやり方があると思いますので、玉名市においてもこういう仕組みづくりをさらに強化して、こどもまんなか社会を実現していただきたいと要望いたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（近松恵美子さん） 以上で北本将幸君の質問が終わりました。

次に、14番 徳村登志郎君。

[14番 徳村登志郎君 登壇]

○14番（徳村登志郎君） 皆さんこんにちは。14番、公明党の徳村登志郎でございます。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。災害対策本部の業務継続確保のための非常用電源についてお尋ねいたします。

近年気候変動による災害の激甚化や頻発化に対して、人の生命を守るための対策強化が必要です。万一災害が発生したときに、各自治体の庁舎等は災害対策本部を設置し、住民避難に関わるサポートや被害状況の的確な掌握などの要となり、業務継続性の確保は極めて重要となります。現在、政府においては、災害に対する事前の備えとして予断を待たずに最悪の事態を念頭におき、人命を最大限に守り、また、経済社会が致命的な被害を受けず、被害を最小化して迅速に回復する強さとしなやかさを備えた安全安心な国土、地域、経済社会を目指し、国土強靱化のための5か年計画の取組を進めています。

公明党も昨年の参院選において、気候変動などの影響により台風や豪雨災害などの自

然災害が激甚化、頻発化し、各地で深刻な被害をもたらしており、風水害から国民を守る取組や巨大地震などに備え、ハード、ソフト両面から防災・減災対策の強化を進め、発災後に民間団体や専門家と連携して必要な支援を講じる災害ケースマネジメントの仕組みづくりを進め、併せて大規模災害に備えた機能補完、機能分散型の国土形成への転換を推進すると訴えてきました。

地方公共団体においては、災害発生直後に各自治体に設置される災害対策本部の役割はますます重要になっています。例えば、平成28年の熊本地震や台風第10号等の災害において救助活動などの初動時の応急対策の迅速、的確に行なうため、また、関係機関との調整をより円滑、的確に行なうため、市町村の災害対策本部において被害状況等の情報を一元的に把握することの重要性が改めて認識されました。災害対策本部における電源供給は必須条件であり、本市においても非常用電源整備をしっかりと整備することが重要だと考えます。

そこで、まず2点お尋ねいたします。(1)災害発生時に災害対策本部が設置される庁舎が停電となった際の非常用電源について。(2)旧3町の一次避難所における非常用電源について、答弁をお願いいたします。

○議長(近松恵美子さん) 総務部長 吉田勇人君。

[総務部長 吉田勇人君 登壇]

○総務部長(吉田勇人君) 徳村議員御質問の災害発生時に災害対策本部が設置される庁舎が停電となった際の非常用電源についてお答えいたします。

本庁舎には、独自の自家発電設備を備えておりまして、その運転燃料としまして約2万リットルの重油を貯蔵しております。この万が一の停電時には、その貯蔵燃料を使用しまして、災害対策を行なう執務室を含む庁舎の一部につきまして72時間以上稼働可能な電力を自家発電しまして、災害対策本部の業務継続を確保することとしております。

2つ目の旧3町の一次避難所における非常用電源についてお答えします。

まず、岱明地区につきましては、本年5月末に開催しました玉名市防災会議におきまして、昨年度完成した防災コミュニティセンターを一次避難所として運用することを承認いただきましたため、6月から一次避難所として運用することとしております。この岱明防災コミュニティセンターは、約950リットルの軽油タンクと自家発電設備を備えておりまして、照明、換気設備などを含め約72時間運転可能となっております。また、館内の主要部分のエアコン設備につきましては、ガス燃料を利用しておりますので、停電時でも利用可能となっております。

次に、横島町公民館につきましては、約1,000リットルの軽油タンクと自家発電設備を備えており、照明、トイレ、主要部分の空調などの電源が利用可能で約24時間の運転が可能となっております。

最後に、天水市民センターにつきましては、軽油35リットル内蔵型の自家発電機を備えており、電源については照明、トイレ、避難所部分の空調などの最小必要源を賄っておりまして、運転可能時間は約2時間であります。運転可能時間は2時間となっておりますが、施設備付けの自家発電とは別に持ち運び可能な発電機についても複数台保有しておりまして、それを稼働させる燃料と併せまして、停電時の電源確保につきましては対策を講じているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁いただきました。

国の防災基本計画では、発電期間を最低3日間、72時間以上とされていますが、本市の72時間対応しているということの答弁でした。また、一次避難所の非常用電源についても横島公民館、そして天水市民センター、それぞれ発電機を備えられておって、また、岱明防災コミュニティセンターにおきましては72時間の対応と、こちらは災害対策本部と同じくらい対応できているということで、防災コミュニティセンターとしての機能を十分果たしているなと感じました。

また、これによって、パソコンや通信機器を駆使して関係各署が連携を取りながら迅速に情報収集を行なうこととなりますけれども、地方行政のDXを推進する中でも多くの機器が電力で稼働しております。庁舎が停電してしまうと大きな支障を来してしまうこととなります。電源喪失はイコール機能停止を意味し、絶対回避しなければならないことで、災害対策本部における電源供給は必須条件と考えられます。最低72時間ありますので、電源が切れないための対策も重要かと思えます。一次避難所においては、稼働時間が短いように感じますけれども、災害対策本部とは目的も違いますし、適宜に対応していただければと思います。

そこで災害対策本部となる庁舎の非常用電源について再質問いたします。

まず、浸水の対策と地震対策はどのようになっているのか。また、国の防災基本計画では、停電の長期化に備え1週間程度は災害に支障が生じないように準備することが望ましいとされておりますが、あらかじめ燃料販売事業者等との優先供給に関する協定の締結を進めることとされておりますが、本市の状況をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 再質問にお答えいたします。

まず、1点目の非常用電源の地震対策につきましてでございますけれども、本庁舎を含めまして一次避難所であります岱明防災コミュニティセンター、横島町公民館、天水市民センターにつきましては耐震構造となっております。

また、浸水対策についてでございますけれども、本庁舎につきましては、建物の屋上

に自家発電機を設置しておりますので、自家発電設備の稼働に影響はございません。岱明防災コミュニティセンターにつきましては、浸水想定エリアとしては白地であり、また、横島町公民館は発電設備は屋上にあり特に大きな問題はございません。天水市民センターにつきましては、平成28年度に設計、平成30年5月に完成しておりますが、現時点では施設整備時のままで1階地上に発電設備がございます。

次に、2点目の御質問の燃料に関してでございますけれども、この燃料の優先供給につきましては、玉名市では熊本県石油商業組合有明支部と台風、豪雨、地震等の災害時における協定を締結しておりまして、災害時の応急対応、また、復旧対策上の重要施設でありますとか避難所において優先的に燃料の供給を受けることが可能となっております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁いただきました。

適宜に対応、対策をとっていただいているということが確認取れました。

非常用発電機の耐用年数は15年から20年と言われておりますが、更新時にはメンテナンス費用や災害時の燃料供給の安定性等を含めた十分な検討をすべきだと考えております。本市もそうではありますが、現状多くの自治体がディーゼル発電機を設置しておりますが、昨今は都市ガス駆動やLPガス駆動の発電機なども導入し、普段の利用と併用して費用対効果を上げているという事例もあるようですので、その点も申し添えておきたいと思えます。

それでは3点目、(3)熊本県防災センターとの連携についてお尋ねいたします。

熊本地震を受けて、県庁の敷地内に整備が進められてきた災害対応の拠点となる熊本県防災センターが完成し、先月5月23日から順次業務が始まっております。県の新しい防災センターは7年前の熊本地震をきっかけに災害への対応を強化しようと、県が総事業費およそ97億円をかけて県庁新館の北側の敷地内に建設を進めてきました。センターは鉄筋コンクリート造りの地下1階、地上7階建てで、延床面積はおよそ1万平方メートルあり、熊本地震と同じ規模の地震にも耐えられる免震構造になっています。屋上では夜間でも発着が可能なヘリポートがあり、2階部分には防災センターの執務室ほか、地震や大雨などの被害が広がった際に県が立ち上げる災害対策本部の会議室、それに自衛隊や警察、消防などの活動の調整を行なうオペレーションルームが設けられています。また、4階と5階には、県中央広域本部が入ることになっているほか、1階部分には熊本地震や3年前の記録的な豪雨の被災地の写真やパネルなどを展示するコーナーやVR（仮想現実）で地震や水害を臨場感を持って体験し、どのような対応を取ればいいのかなどを学べるVR防災体験のコーナーも設置されています。先ほど非常用電源の設

置についてお尋ねしたのも、この県との連携を図るために必須条件と考えられるからでございます。この点について答弁をお願いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 議員御質問の熊本県防災センターとの連携についてお答えいたします。

まず、先ほど議員から御紹介ございましたけれども、熊本県防災センターにつきましては、熊本地震の経験を踏まえ、災害対応の拠点性でありますとか、県民サービスの利便性、組織面の効率性の観点から総合的な判断により整備され、令和5年5月から運用が開始されております。

指令拠点となりますオペレーションルームにおきましては、県、消防、警察、自衛隊などの関係機関が一堂に会することができ、指令機器や情報収集用の大型モニターなどが完備されており、一元的な情報の共有が可能となっております。

この熊本県防災センターとの連携につきましては、ネット回線、無線回線、衛星回線などで多重の連絡手段を確保してございまして、連絡手段の断絶が起こらない仕組みとなっております。また、システムを活用しまして、県と各自治体、市のほうで双方向に情報の収集・発信ができますため、熊本県災害対策本部に本市の被害情報を伝達することもでき、本市も県が把握した情報でありますとか、河川、道路などのライブカメラ、これらによる情報の確認も行なえるようになっております。

そのようなことから、災害対応における必要な連携が図れるものと認識しております。今後、出水期になりますけれども、災害の発生が危惧される場合など、自治体の運用におきまして防災センターとの連携が生かされてくると考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁いただきました。

答弁にもありましたとおり、インターネットによる情報の共有、各種支援要請のシステムを都道府県システムとして構築し、災害時に情報を入力して情報の共有化を図り、平時から国、都道府県と綿密な連携が必要と感じました。また、国、都道府県、市町村が直接コミュニケーションできる体制づくりも併せて重要だと思っております。今後のさらなる災害対策本部の充実をお願いして、次の質問に移りたいと思っております。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君の一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

午後 2時55分 休憩

午後 3時05分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。
徳村登志郎君。

[14番 徳村登志郎君 登壇]

○14番（徳村登志郎君） それでは、引き続き質問に移ります。

自治会等のデジタル化についてお尋ねいたします。現在、人口の減少と高齢化により自治会等の地域住民の支え合いによる組織が弱体化し、地域コミュニティを維持することが難しくなっているように思います。核家族化が進み、家族の支え合いの機能が低下し、孤独や孤立の問題も深刻化し、非正規雇用の増加等により職場での家族的なつながりも薄れるなど、私たちを取り巻く社会環境が急激に変化する中で、安全に安心して暮らせる地域を守る自治会等の役割は非常に大きいと思います。

そこで4点お尋ねいたします。(1)自治会等の地域コミュニティの弱体化の認識について。(2)地域コミュニティを維持するための支援の必要性について。(3)デジタル技術を活用しての地域コミュニティの再構築について。(4)様々な組織が柔軟に連携する共助のしくみを構築することへの見解について。以上、答弁をお願いします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

[総務部長 吉田勇人君 登壇]

○総務部長（吉田勇人君） 徳村議員の自治会等のデジタル化についてお答えいたします。

まず、1点目でございますけれども、自治会等の地域コミュニティの活動、これは本市の場合に置き換えますと、行政区などの活動になるかと思っておりますけれども、近年多くの自治会で問題となっております少子高齢化による担い手不足に加えまして、ここ3年ほどの間、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、各種行事等を実施する上で様々な制限を受けており、地域活動の停滞に伴う地域の人と人との結びつき、地域コミュニティの弱体化を懸念していたところでございます。

そうした中、5月8日をもちまして感染症法上の位置付けが5類に変更されたことなどを受けまして、今後はコロナ禍以前の状況を取り戻し、市内それぞれの地域におきましてコロナ禍を経験した上での新しい取組を含め、様々な活動を通じて再び地域の活性化が図られていくものと考えております。

2点目ですけれども、自治会等などの地域コミュニティへの支援といたしましては、ソフト事業から公民館整備事業などのハード事業まで、各種補助金を初めとします様々な支援を行なっておるところでございますけれども、現時点ではデジタル化への支援は行なっておりません。しかしながら、地域によりましては、役員等の担い手不足の影響によりまして、地域コミュニティの維持が難しくなっているという現状もございまして、今後はこのような時代の変化にも対応した新たな支援策としまして、デジタル化への支援も含め、新たな支援策の必要性について検討してまいりたいと考えている

ところでございます。

3点目、4点目は併せまして答弁いたします。一方、玉名市におきましては、現在地域の維持に向けて、行政区やPTA、子供会等の地域コミュニティの横のつながりを再構築した新たな仕組みづくりへの取組を始めているところでございます。自治会と地域コミュニティを維持していく上では、人と人のつながりをつくっていくことが大変重要だと認識しておりますので、持続可能な地域づくりへとつなげていくことができるよう、それぞれの地域における実際の人と人の多様なつながりを大切にしながら、併せて必要なデジタル技術の活用に向けた情報収集を行なってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁いただきました。

1点だけ再質問になりますけれども、近年自治会や町内会の回覧板をデジタル媒体に移行する例が増えております。回覧板のデジタル化は手間やコストを削減するだけでなく、情報共有や配付効率の向上も期待できます。デジタル化への一番のメリットになると考えますが見解をお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 再質問にお答えいたします。

ただいま徳村議員のほうから、電子回覧板の有用性につきまして説明いただきましてなるほどと思う内容も多くございました。この電子回覧板は、本市の各行政区等の実情にマッチするのかどうか、またどのような活用ができるかなどについて検証が必要と考えますので、まずは先ほど申し上げましたデジタル技術の活用に向けた情報収集と併せまして、この電子回覧板についても情報収集、研究を行なってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） ぜひ、検討いただいて、自治会へ導入への、そしてその手助けを執行部にさせていただきたいと思えます。

この回覧板をデジタル化することには以下のようなメリットがありますので、ちょっと紹介します。

通常回覧板は一過性のものなんですけれども、回覧された情報が手元に残り見返すことができるというのもデジタル化でできます。また、防災情報を初め、訃報の連絡やイベントの中止など、連絡は迅速に共有したいものなんですけれども、そういう緊急性の高い情報を共有したいときも閲覧状況をすぐに確認でき、住民から必要な情報を受け取るこ

とも可能になります。そして、近年の新型コロナウイルス感染症の影響で回覧板の受渡しに不安を抱える方とかもいるかもしれませんが、アプリの回覧板の導入は、感染症対策の一環になると思います。また、アプリの回覧板を活用して、協議をしたり、意見を集約したりすれば、会議や会合を開催する手間も省けるというようなこともございます。

自治会とは市町村の各地域住民やマンションの住民の間で自発的に組織される団体になりますが、自治会は面倒そうというイメージを持つ方がいるかもしれません。しかし、参加することには数多くのメリットがあります。周辺住民との交流がない場合、災害時などの有事の際に困るケースもあるものです。普段から自治会を通して御近所との交流の機会を増やしておけば、もしものときにお互いサポートができます。大災害が起きたときには、警察や消防が手一杯になってしまうため、自治会が初期対応しなければならないこともあります。自治会で避難場所を確認したり、防災訓練をしたりしておけば、いざというときも安心だと思います。自治会には、子どもから高齢者まで様々な世代が参加しております。自治会は世代を超えて多くの方とのコミュニケーションを取るいい機会になると思います。特に小さな子どもがいる方はぜひ、自治会に参加してもらいたいものです。幅広い世代の大人とのコミュニケーションは子どもの積極性や社会性を育むきっかけになると思います。

自治会が主催するイベントに参加できるのも魅力的だと思います。自治会ではスポーツや文化に関する行事が開催されることが多く、参加すれば充実した時間が楽しめます。また、防災訓練など、災害時の備えとなるイベントが自治会主体で行なわれることもあります。こうしたイベントに参加しておけば、いざというときの備えになります。

以上、弱体化が進む自治体等の地域コミュニティにデジタル化を訴えてまいりましたが、デジタル化の目的は、地域住民を誰一人なく取り残さないためだということをお伝えしてこの質問を終えたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

[14番 徳村登志郎君 登壇]

○14番（徳村登志郎君） 熱中症対策の推進についてお尋ねいたします。

気候変動の影響により、国内の熱中症死亡者数は増加傾向が続いており、近年では、年間1,000人を超える年が頻発するなど、自然災害による死亡者数をはるかに上回っております。また、今後地球温暖化が進行すれば、極端な高温の発生リスクも増加すると見込まれ、我が国において熱中症による被害がさらに拡大するおそれがあります。こうした状況を踏まえ、今後起こり得る極端な高温を見据えて、熱中症の発症の予防を強化するための取組を一層強化することが必要と考えます。

そこで、まず4点。(1)熱中症から住民の生命を守るための取組について。(2)高齢

者の熱中症に対する予防への意識を醸成するための取組について。(3)高齢者世帯等へのエアコンの整備や点検を促す取組について。(4)エアコン利用控えについて、本市の取組の状況をお聞かせください。

○議長(近松恵美子さん) 市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長(藏原隆浩君) 熱中症対策の推進について、私のほうからお答えいたします。エアコンの利用控えまでまとめてお答えをさせていただきます。

本市では、熱中症予防のための小まめな水分補給、暑さを避けること、熱中症の症状などについて、市民への周知、啓発を広報やホームページを通じて行なっております。併せて、国が作成している熱中症予防リーフレットの紹介をいたしております。また、集団健診会場などにおいても熱中症予防についての啓発を行なっているところでございます。

近年、熱中症による救急搬送数や死亡者数が高い水準で推移していることから、環境省と気象庁は令和3年度から熱中症警戒アラートを全国で運用しております。熱中症警戒アラートは気温、湿度、輻射熱、風等からなる熱中症の危険性を示す指標である暑さ指数が33以上となり、熱中症の危険性が極めて高くなることが予測される場合に発表されます。本市では、玉名市安心メール及び玉名市LINE、フェイスブックを通じて市民への周知啓発を行なっているところでございます。

また、高齢者への対応についてですが、高齢者の中には、気温の変化に速やかに対応できない方もおられ、特にこれから暑くなる夏場は、熱中症対策として小まめな水分補給、適正な室温管理が大変重要になってきます。高齢介護課においては、地区の公民館等で行なっておりますいきいきふれあい活動や通いの場などの介護予防事業の中で、保健師や看護師又は介護予防支援員が熱中症対策についてパンフレット等を用いて水分補給の目安やエアコンの利用についても周知を行なっているところでございます。そのほか、介護認定調査時においても室内が適正な温度かどうか確認しながら、熱中症予防のために扇風機やエアコンの利用をお願いしているところでございます。

これから暑くなる夏に向け、高齢者の熱中症を防ぐためにも、介護サービス事業所等と連携を図りながら、御自宅や介護施設等での適正な室温管理及び水分補給などを促していきたいと考えております。

また、エネルギーや物価高騰によるエアコンの利用控えにつきましては、昨今のエネルギーや食料品等の価格高騰による負担増を踏まえて、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金、これは仮称でございますけれども、この支給事業実施に向けて、現在準備を進めているところでございます。特に家計への影響が大きいと思われる低所得世帯が対象となる予定でございますけれども、負担軽減のために御活用いただければと考

えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁いただきました。

熱中症は、適切な予防や対処が実施されれば死亡や重症化を防ぐことができます。熱中症は人の命に関わることであることから、熱中症対応マニュアル等の作成やWBGT（暑さ指数）の認知度向上や行動変容につながる情報発信等も必要かと考えます。

熱中症を予防するためには、脱水と体温の上昇を抑えることが基本であると言われております。熱中症で亡くなる方の多くを占めている熱中症弱者と呼ばれる高齢者の皆様に熱中症予防のための行動を意識していただくことが重要ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

高齢者の皆様は、暑さやのどの渇きに対して敏感ではなくなっているケースもあります。消防庁の調査によると、熱中症による緊急搬送者の約5割が高齢者となっております。高齢者の熱中症を予防していくためには、介護や地域保健部門の関係者が一体となって、対策を的確に進める必要があります。対応のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

熱中症による緊急搬送者における発生場所の7割が屋内となっております。熱中症の予防のためには、クーリングシェルの整備に合わせて、外出が難しい高齢者世帯等のエアコンの点検や整備の推進も必要であると思ひます。いざ高温になったときエアコンを入れても動かないとか、エアコンのフィルターが汚れていて部屋が冷えないとか、エアコンのトラブルが命に及ぶ危険性もあります。また、脱炭素化の観点も組み入れたエアコンのクリーニングなどの急速浸透も重要と考えます。エアコンの整備や点検の推進に向け、積極的な勧奨も必要かと思ひますので、よろしくお願ひします。

熱中症特別警戒アラートが発令されたときに、躊躇なくエアコンのスイッチを活用できる環境の整備も必要かと思ひますが、電気代の高騰への対応も含めて、低所得者等に対して適切な支援が必要と考えます。電気料金が高騰する中で、エアコンの利用を控えたりする方も少なくないと思ひます。特に熱中弱者と呼ばれる高齢者の皆様は節約への意識が高い方も多いと思ひます。本年度実施される給付金については、ぜひ、エアコン利用を促進する呼びかけをお願ひしたいと思ひます。

最後にもう1点、(5)子どもの熱中症防止の取組についてお尋ねいたします。

学校における子どもの熱中症を防ぐための取組も大変に重要であります。公立の学校施設においては、地方公共団体からの計画を踏まえ、公立小中学校等の普通教室における空調施設の整備が進められていると思ひます。ここで公立小中学校の普通教室への空調設置率はどのようになっているのか。また、空調施設を活用するための電気代の手当は十分なのかお聞かせください。また、子どもたちの通学時の熱中症予防対策も必要と

考えますが、どのような取組がなされているのか。また、熱中症警戒アラートが発令された場合、どのように対応していくのかお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 徳村議員御質問の子どもの熱中症防止の取組についてお答えいたします。

熱中症の予防に関しましては、登下校中の帽子の着用や水筒持参を推奨したり、日傘の使用を許可したりするなど、各学校の実情に応じた取組を行なっております。また、暑さが厳しい場合には、暑さ指数や熱中症警戒アラート等を判断基準として、屋外における活動を制限したり、部活動の練習を中止したりといった対策を市教育委員会や各学校の判断で行なっております。

次に、熱中症防止につながる各小学校の空調設備の設置状況ですが、午前中の多田隈議員からの御質問への答弁と重複いたしますが、全ての普通教室と特別支援学級の教室への設置は完了し、現在はほかの特別教室への設置を進めているところです。冷房の使用につきましては、玉名市立小・中学校空調設備運用指針にのっとり6月から使用可能にしております。冷房使用による電気代については、幸い九州電力管内では先般の値上げがありませんでしたが、今後予算が不足するようなことになれば、補正予算等の対応は必要になってくるものと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁いただきました。

午前中の多田隈議員の質問と重複しておりますけれども、1点だけまた再質問させていただきます。

屋内運動場では、空調、冷暖房設備の設置率が昨年9月時点の調査で約15%と遅れていることが課題となっております。そこで、本市の体育館での設置状況と、また、未設置であれば、今後の設置計画の有無も含めて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 徳村議員の再質問にお答えいたします。

現在は、特別教室への空調設備の設置を優先に考えて設置を進めております。しかしながら、空調の設置について、学校施設環境改善交付金の対象として、設置に要する費用の一部に国庫補助が充てられ、令和7年度までは体育館に空調設備を新設する場合は2分の1の補助を行なうといった文部科学省からの公表もあったことは承知しておりますので、特別教室への設置を優先しながらも、先ほどは言及いたしませんでしたが、災害の面も考慮いたしますと、特に避難所として利用する頻度が高い体育館とか武道場への設置の検討は必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁いただきました。

気候変動が顕著になる中で、通気性の悪い体育館や武道場では、普段のスポーツ活動における熱中症対策としての必要性も年々増していると思います。しかし、初期投資やランニングコストが高額になることから、財源に余裕のない自治体では後回しにされてきた経緯もあります。したがって、文部科学省では今年度から断熱性が確保されている体育館への新設される空調設置について補助率を引き上げ、2025年度に35%、2035年度には95%まで設置を延ばしていくことを目標にしているみたいです。また、断熱性の確保されている体育館に限定しているのは、過大な動力の空調機が必要となったり、光熱費が過大となったり、効率的・効果的な施設整備ができないためのようです。それゆえ、断熱性のない体育館には空調設置と併せて、断熱性確保のための工事を実施する必要もあると思います。そのほか、避難所となる学校施設では、電気、ガス、水道、情報通信等の機能を保持できるよう、代替手段も含めた対策もあらかじめ講じておくこと、あるいは、車椅子利用者や高齢者など要配慮者のための専用のスペースやバリアフリー化なども求められております。

今後、国の補助金も活用することを念頭に、体育館への空調設置を推進していただきたいと要望し、この質問を終わりたいと思います。

[14番 徳村登志郎君 登壇]

○14番（徳村登志郎君） 次に、お悔やみコーナーについてお尋ねいたします。

お悔やみコーナーとは、死亡や相続に関する役所手続の案内や申請書の作成サポート、各種証明書の取得サポートなどを行なう総合窓口です。内閣官房IT総合戦略室におけるデジタル・ガバメント実行計画の一環として推進された死亡相続ワンストップサービスであり、全国の自治体で導入が進んでおります。家族の死亡により遺族は様々な手続を行なわなければなりません。相続は頻繁に起こることではないため、その繁雑さにより大きな負担が生じます。そもそもどのような手続を行えばよいのかなど、分からない点も多いはず。また、いざ役所に行っても各手続を担当する課の窓口が異なり、手続ごとに窓口がどの担当なのか調べなければなりません。こうした遺族の疑問や負担を解消し、死亡に伴い発生する手続をワンストップで支援するサービスがお悔やみコーナーです。現在設置している多くの自治体がこの名称を使用しておりますが、自治体によっては同様のサービスを別の名称で設置している場合もあります。

そこで、本市においてこのワンストップで支援するサービス、お悔やみコーナーの導入についての見解をお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 市民生活部長 松田智文君。

[市民生活部長 松田智文君 登壇]

○市民生活部長（松田智文君） 徳村議員御質問のワンストップで支援するサービス「お悔やみコーナー」の導入についてお答えいたします。

お悔やみコーナーにつきましては、先ほど議員から御説明があったように、内閣官房総合戦略室が推進している死亡相続ワンストップサービス法則などを背景に、令和2年以降導入する自治体が増加しており、本市におきましても亡くなられた方の御遺族の必要な手続にかかる負担軽減を実現させるため検討すべき行政サービスの一つと捉えております。しかしながら、導入するか否かにつきましては、適切な設置場所や人材の確保など、いくつかの課題があるため、また、形だけの窓口設置だけではなくて、費用対効果などを十分に踏まえた上で、実質的に御遺族の手続がスムーズに進められるものでなければならぬため、まずは課題の洗い出しなどから検討を進めたいと考えております。

とはいえ、御遺族の皆様の手続にかかる負担を軽減し、また、必要な手続などを少しでも分かりやすくするためには、早急な何らかの対応を取る必要もあると十分に認識しております。

そこで本市では、御遺族が自分にとって必要な手続はどのようなものがあるのか、また、その手続はどこで行なうものかなどを分かりやすくまとめたお悔やみハンドブックという46ページからなる冊子。

[お悔やみハンドブックを示す]

○市民生活部長（松田智文君） このような冊子でございますけれども、を作成をいたしまして、窓口のほうで御遺族のほうに配付を開始いたしました。また、このハンドブックは、介護予防支援員が行なう公民館活動においても活用され、大変好評をいただいているところでございます。

まずはこのハンドブックの活用を積極的に推進し、これまで繁雑でわかりにくかった死亡後の手続などが、御遺族にとりまして少しでも分かりやすいものとなるよう努めてまいり、次の段階としまして、お悔やみコーナーの導入を検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁いただきました。

答弁にもあったとおり、政府は令和2年5月よりお悔やみコーナー設置に関するお悔やみコーナー設置ガイドライン及びお悔やみコーナー設置自治支援ナビ、お悔やみコーナーを支援するソフトウェアの提供を開始しております。しかし、お悔やみコーナーの設置には、まず窓口を超えて案内できるサポート要員の教育が必要なこと、また、支援ナビはデータベースの構築に専門性が必要であること。自治体ごとにカスタマイズしなければならないことなどの課題が多くあることも認識しております。支援ナビは、導入

せずに独自でお悔やみコーナーの仕組みを最適化している自治体とかもあるようです。

実は、熊本県では、熊本地震で被災した益城町庁舎が本年5月から新庁舎となって開庁されております。早速益城町市民課窓口には、このお悔やみコーナーが設置されております。大変町民に好評を得ているということでございます。益城町は将来的には、この死亡手続に限らず、あらゆる手続が1か所の窓口で完了する総合窓口のワンストップサービスを目指しているとおっしゃっています。今後、自治体では一つの窓口で複数の担当窓口の手続ができるワンストップサービス化を進めることが求められていると思います。市民サービス向上のためにも、まず、お悔やみコーナーの設置を足がかりにしていいただければと要望したいと思います。

以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。御静聴ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、徳村登志郎君の質問は終わりました。

これで本日の日程は終了いたしました。

19日は定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3時35分 散会

第 3 号

6月19日 (月)

令和5年第2回玉名市議会定例会会議録（第3号）

議事日程（第3号）

令和5年6月19日（月曜日）午前10時00分開議

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 7番 立川 信之 議員（第二新生クラブ）
- 2 2番 中村 慎吾 議員（新生クラブ）
- 3 13番 松本 憲二 議員（自友クラブ）
- 4 4番 瀬崎 剛 議員（創政未来）
- 5 5番 田浦 敏晴 議員（第二新生クラブ）

散会宣告

本日の会議に付した事件

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 7番 立川 信之 議員（第二新生クラブ）
 - 1 天水小中学校校舎増改築工事基本設計業務委託について
 - (1) 業者選定及び基本設計のスケジュールについて
 - (2) 基本設計の方針について
 - (3) 学校関係者や住民意見をどう反映していくのか
- 2 2番 中村 慎吾 議員（新生クラブ）
 - 1 天水中学校区の学校再編について
 - (1) 学校再編に向けた全体スケジュールについて
 - (2) 新しい学校づくり委員会について
 - 2 防災組織について
 - (1) 自主防災組織について
 - (2) 市民の防災意識の向上、知識の習得について
 - (3) 玉名市3D避難シミュレーションVRについて
- 3 13番 松本 憲二 議員（自友クラブ）
 - 1 困窮する農水産業に対する支援の行き先は
 - 2 天水地区の過疎対策の進捗状況と今後は
- 4 4番 瀬崎 剛 議員（創政未来）
 - 1 まちなか未来プロジェクトについて
 - 2 玉名いだてんマラソンについて

- (1) PRについて
- (2) エイドステーション及び大会・会場について
- (3) コースについて

5 5番 田浦 敏晴 議員 (第二新生クラブ)

1 発達障がいについて

- (1) 特別支援教育支援員の役割について
- (2) 特別支援教育支援員を活用するための取組とその効果について
- (3) 最適な特別支援教育支援員の採用と配置について
- (4) 発達障がいの可能性のある子どもたちを早期に発見するための取組について
- (5) 放課後等デイサービスについて
- (6) 幼稚園、保育園との連携について

散 会 宣 告

出席議員 (22名)

1番	大野 豊重 君	2番	中村 慎吾 君
3番	浜田 繁次郎 君	4番	瀬崎 剛 君
5番	田浦 敏晴 君	6番	山下 桂造 君
7番	立川 信之 君	8番	坂本 公司 君
9番	吉田 真樹子 さん	10番	一瀬 重隆 君
11番	北本 将幸 君	12番	多田 隈啓二 君
13番	松本 憲二 君	14番	徳村 登志郎 君
15番	西川 裕文 君	16番	江田 計司 君
17番	近松 恵美子 さん	18番	前田 正治 君
19番	作本 幸男 君	20番	森川 和博 君
21番	中尾 嘉男 君	22番	田畑 久吉 君

欠席議員 (なし)

事務局職員出席者

事務局 長	糸 永 安 利 君	事務局 次長	松 野 和 博 君
係 長	小 畠 栄 作 君	書 記	古 閑 俊 彦 君
書 記	徳 永 優 貴 君		

説明のため出席した者

市長	藏原隆浩君	副市長	村上隆之君
総務部長	吉田勇人君	企画経営部長	宮本圭一郎君
市民生活部長	松田智文君	健康福祉部長	瀬崎しのぶさん
産業経済部長	井上康博君	建設部長	田代史典君
企業局長	荒木勇君	教育長	福島和義君
教育部長	藤森竜也君		

午前10時00分 開議

○議長（近松恵美子さん） ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（近松恵美子さん） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

7番 立川信之君。

[7番 立川信之君 登壇]

○7番（立川信之君） 皆さん、おはようございます。7番、第二新生クラブの立川信之です。2日目のトップバッターでございます。皆さん、どうぞよろしくお願いします。

国会ではですね、LGBT法案が可決されました。最初はいろいろあって反対者も多く、スムーズにいかないなと思ってましたけれど、なんやかんやですぐ可決されました。Lはもう皆さん、御存じのとおりレズ、女性同士、Gはゲイ、男同士ですね、Bはバイセクシュアル、……Tはトランスジェンダー、持って生まれた体の性と心の性が一致しない。このTが問題ということでした。海外では男が、心は女性という人なんですけれど、女子トイレとか女子更衣室に入ってから、また恋愛対象が女性ということで、レイプ事件等が起きているそうです。日本でこういうことが起こらないことを祈ります。

それでは通告に従いまして、質問を始めます。天水小中学校校舎増改築工事基本設計業務委託についてでございます。

一つ目、業者選定及び基本設計のスケジュールについて、質問をいたします。よろしくお願いします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 皆さん、おはようございます。立川議員御質問の天水小中学校校舎増改築工事基本設計に係る業者選定及びこの基本設計のスケジュールについてお答えいたします。

小学校建設等の基本設計につきましては、本年5月に条件付一般競争入札により、業者の選定及び契約を行なったところでございます。今後の設計スケジュールについてでございますが、秋口を目処に新校舎等の配置計画案を3案程度に絞って検討を進めてまいります。その経過に応じて、学校関係者や住民意見等をお伺いしながら、12月を目途に基本計画の取りまとめを行なう予定でございます。

以上です。

○議長（近松恵美子さん） 立川信之君。

○7番（立川信之君） 5月に条件付の一般競争入札により業者選定及び契約を行なったということなんですね。次に、設計スケジュールについては、秋口を目途に新校舎等の配置計画を3案程度に絞っていかれ、学校関係者や住民意見を伺いながら、12月を目途に基本計画が取りまとめられるんですね。承知をいたしました。

それでは、次の質問について伺います。基本設計の方針についてをよろしく願います。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 立川議員御質問の基本設計の方針についてお答えいたします。基本設計の方針についてでございますが、統合します学校の位置については、現在の天水中学校の敷地としまして、新しい小学校の校舎と既存の中学校の校舎を渡り廊下でつないで、小中一貫した教育のメリットを最大限生かせる校舎建設を目指したいと考えております。

また、防災機能や環境などに配慮した学校施設の検討など、これまでの新しい学校づくり委員会の御意見も踏まえた設計方針とし、併せて隣接する天水町体育館や公民館施設等の周辺公共施設との連携についても検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 立川信之君。

○7番（立川信之君） 現在の天水中学校の敷地として、新校舎と既存の中学校校舎を渡り廊下でつないで小中一貫した教育、メリットを生かせる校舎を目指しているんですね。さらに防災機能や環境等に配慮した学校施設等の検討など、これまでの委員会や周辺公共施設との連携についても検討されているんですね。

それでは、次の質問に行きます。3つ目、学校関係者や住民意見をどう反映していくのかを質問します。

○議長（近松恵美子さん） 教育長 福島和義君。

○教育長（福島和義君） 議員御質問の学校関係者や住民意見をどう反映していくのかについてお答えいたします。

本年度はこれまでの学校づくり委員会の御意見を参考としながら、校舎等の基本設計を行なっていくこととしております。一方、玉名市学校運営協議会規則において、「学校長は施設の管理や整備等に関することは学校運営協議会の承認を得ること」と規定をしておりますので、設計の過程で、ある程度の案がまとまった段階で、学校運営に日頃から関わっていただいている、玉水小学校、小天小学校及び天水中学校の各学校運営協議会の委員の皆様、それから3校の学校長、現PTA役員の皆様に加え、統合校の開校後、実際に校舎等を使用することになる、低学年児童の保護者の代表の方からも基本設計案について御意見をいただき、基本設計に反映させていきたいと考えているところで

あります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 立川信之君。

○7番（立川信之君） 答弁、ありがとうございました。玉水小、小天小、天水中の各学校運営協議会の委員と学校長など、その他のメンバーで、基本設計に反映されるんですね。承知いたしました。

私は、新校舎にはぜひとも核シェルターをつくってほしいと思っています。核シェルターというと大げさに聞こえますけれど、地下室のことです。広島に原爆が落とされたとき、半径500メートルでの生存者が78名でございました。そんな中で地下室にいた人が無傷で生き延びております。ちなみに広島は16キロ飛んでございまして、地上600メートルで爆発した。そして、14万人が死亡しております。

しかしながら、地下室があればほぼ助かるんですね。最近、北朝鮮から5月31日に沖縄方面にミサイルが撃たれました。Jアラートとか鳴ってますよね。発射から3分後にJアラートは鳴ります。もしも、こっちの玉名方面にミサイルが撃ち込まれたなら、大体5分ぐらいで届きます。3分後になったら、残り2分しかないですね。地下室があればすぐ避難できて、生徒は助かります。

.....
.....
.....だから、ぜひとも新しい校舎には地下室をつくっていただきたい、そんなふうに思っております。

以上で一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、立川信之君の質問は終わりました。

次に、2番 中村慎吾君。

[2番 中村慎吾君 登壇]

○2番（中村慎吾君） 傍聴席の皆様、またインターネットで御視聴の皆様、おはようございます。2番、新生クラブ、中村慎吾です。よろしく願いいたします。

梅雨の中ではありますが、本市は現在、雨もさほど降らない状況が続いております。しかし、日本列島各地では、線状降水帯による大雨で災害が発生している地域もあります。この時期、雨は必要ですが、災害が発生するような大雨がこの地域に降らないことを祈るばかりでございます。

では、通告に従い一般質問を行なわせていただきます。先ほど立川議員からも質問がございましたが、私も天水中学校区の学校再編についてお尋ねいたします。

長期にわたり、新しい学校づくり委員会等で検討を重ねてこられた、天水中学校区の学校再編も昨年7月に行なわれた保護者アンケートの結果をもとに検討され、翌8月に

教育委員会会議にて天水中学校区は玉水小学校と小天小学校を統合し一小一中とし、統合後の小学校は現在の天水中学校の位置とするとの基本方針が示されております。本年度当初予算にも基本設計の予算が検討されておりますが、学校再編に向けた全体のスケジュールはどのように計画されているのか、お尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 中村議員御質問の学校再編に向けた全体スケジュールについてお答えいたします。

天水中学校区の学校再編につきましては、玉水小学校と小天小学校の令和9年4月の統合を目指し、先の3月議会において御承認いただきました小学校等の建設に向け、現在、準備を進めているところでございます。

開校までのスケジュールとしましては、先ほど立川議員からの御質問にも答弁しましたとおり、本年度まずは基本設計を行ないます。この基本設計は詳細設計の前に行なう建築物等の概要を決めるもので、その後の実施設計や工事のベースになるものです。地盤調査など必要な現地調査や条件等の整備を行ない、学校建設に必要となる基本的な事項、例えば建築物等の配置計画、教室などのレイアウトの平面計画、それから外観の計画、構造や設備等、また工事のスケジュールや工事費の概算などを決めていき、建設の概要を固めたのち、令和6年度に実施設計を行ないまして、令和7年度から8年度にかけて建設工場を行ない、令和9年4月に統合校が開校する予定としております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 中村慎吾君。

○2番（中村慎吾君） 答弁いただきました。令和9年4月に統合校が開校の予定ということで、期間約4年間あります。その中でも状況に応じて、子どもたちが利用しやすく、安全で安心して勉強できる環境を一番に考えた学校づくりを行なっていただきたいと思っております。

では、（2）で天水中学校区の学校再編の説明会の中で、開校に向けて基本的な事項について協議を行なう、新たな新しい学校づくり委員会を設置するとの説明があつておりましたが、いつ頃からどのような形で設置をされ、どのような形で関わるのか、お尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育長 福島和義君。

○教育長（福島和義君） 中村議員御質問の新しい学校づくり委員会についてお答えいたします。

天水中学校区の学校再編につきましては、本年度は校舎等の基本設計を中心に進めていくこととなります。基本設計は将来を担う子どもたちにとって、より良い学びと質の

高い教育活動を可能とする学校環境を整えるとともに、防災機能や環境等に配慮した学校施設の検討など、令和元年12月から令和4年3月まで全9回開催をしてきました。天水中学校区新しい学校づくり委員会でいただいた御意見も踏まえ、設計を行なう予定であります。また、その後、校名や校歌、制服や通学手段など、統合校開校に向けた必要な協議については、天水中学校区におきましては約2年から3年要するため、新しい学校づくり委員会につきましては、今後、改めて組織をして、令和6年度から協議を行なう予定としております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 中村慎吾君。

○2番（中村慎吾君） 答弁いただきました。ありがとうございました。

以前、協議が行なわれておりました、天水中学校区の新しい学校づくり委員会からの意見もぜひ参考にしてもらい、また新しい学校づくり委員会がしっかり活動できればと思います。

では、ここで再質問ですけれども、今後、新しく設置される新しい学校づくり委員会の中身についてお尋ねします。もしよければ、人数とか構成などの検討はどのようになっているか、お尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育長 福島和義君。

○教育長（福島和義君） 議員の再質問にお答えいたします。

新しい学校づくり委員会の人数及び構成につきましては、先に統合しました玉陵小学校等の新しい学校づくり委員会と同様、各小中学校区の行政、地域の代表者、そして児童または生徒の保護者の代表者及び学校職員等を想定しております。加えまして、統合校の開校後、実際に校舎等を使用することになる低学年児童の保護者の代表も含め、おおむね20人程度となる見込みであり、関係の皆様にご協力をお願いし、先ほど申しました、統合校の開校に向けた必要な事柄について協議を行なっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 中村慎吾君。

○2番（中村慎吾君） 答弁いただきました。ありがとうございました。

委員には地域の代表の方、また保護者の皆さんとかですね、20名ほど想定をされていることですのでけれども、何度も申しますけれども、やはり子どもたちのことを一番に考えて、また時代に即した教育環境になるよう、しっかり行なっていただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

[2番 中村慎吾君 登壇]

○2番（中村慎吾君） 玉名市総合計画にあります「安心・安全なまちづくり」の地域防災についてお伺いします。近年では、平成28年の熊本地震や令和2年7月の熊本豪雨などにより、身近なところで甚大な災害や多くの死傷者が出ております。本市においても大雨や台風などにより、避難所の開設も多くなっております。今月も東海から近畿地方にて線状降水帯による豪雨で河川が氾濫し、大きな被害が出ております。

玉名市総合計画において、「いつ襲ってくるか分からない災害に対して、自主防災組織の結成の推進や防災訓練の実施、防災活動などの資機材支援など、自主防災組織の育成強化を図り、日頃から市民の防災・減災意識を高め、災害時に自主防災組織の役割が発揮できるよう訓練を重ねていく必要がある」とあります。

では、まず本市の自主防災組織についてお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

[総務部長 吉田勇人君 登壇]

○総務部長（吉田勇人君） 皆さん、おはようございます。中村議員御質問の自主防災組織についてお答えいたします。

まず、この自主防災組織とは、自分たちの地域は自分たちで守るという意識を持ち、その地区で地域の防災を目的として、自主的に結成される防災組織のことです。この自主防災組織の本市の現況を申しますと、玉名市内の自主防災組織は令和5年4月1日で現在でございますけれども、市内258行政区のうち183行政区が立ち上げておられます。

この自主防災組織が活動しております地域の世帯数を、玉名市全域の世帯数で割った、いわゆる世帯カバー率、これは約83%という状況でございます。なお、市ではですね、組織の活性化に向けまして、県の自主防災組織活動支援員や防災安全課の職員が出向き、玉名市総合防災マップや「くまもとマイタイムライン」を用いまして、その地域の実情に即した防災講話を行ない、防災意識の啓発に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 中村慎吾君。

○2番（中村慎吾君） 答弁いただきました。本市の世帯カバー率が約83%ということで、令和2年のデータですけれども、総務省・消防庁の自主防災組織活動のカバー率が全国平均が約84%、また昨年度、熊本県が83.6%ということで、大体本市も平均値に近いところの数字だとは思いますが。

しかしですね、やはりこれだけ災害等が身近になっている現状でございますので、このカバー率も少しでも上がるように、対策が今以上に必要になっていくのではないかと考えます。

では、再質問で、この組織活動の活性化に向けて、支援要請等があった地域に出向い

ていくということですが、例えば地区数であったりとか、回数というのはどれぐらいだったのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 再質問にお答えいたします。ここ3年ほど、コロナ禍の時期ではございましたけども、令和3年度に6件、令和4年度には5件、それぞれの講話の支援要請があつておりまして、市職員がその地域に即した災害情報を基にですね、警戒レベルと避難情報やハザードマップ、これらの見方などの防災講話を行なっております。

今年度も現時点で6件の要請があつておりまして、随時対応を行なっております。今後も要請がございましたらば、市内の小中学校でありますとか、民生委員さん等の各種団体の集会に出向きまして、県の自主防災組織活動支援員と連携を図り、継続して意識の啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 中村慎吾君。

○2番（中村慎吾君） ありがとうございます。答弁いただきました。

確かに、今、お話しいただいた支援期間というのが、コロナ期間ということで、要請等もなかなか集まる機会が難しいということで、少なかったのではないかと思いますけれども、ただ、本年度、現時点で6件ということは、今後まだ増えていくと思います。各地区の自主防災組織に、さらなる活用の働きかけを行なっていく必要があるのではないかと考えます。

では、（2）次に防災については、日頃からの市民の意識の向上、知識の習得等が必要と考えます。現在の本市の状況はどのようになっているか、お尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 議員御質問の市民の防災意識の向上、知識の習得についてお答えいたします。

先ほどの答弁と重なりますが、市の支援としましては、要請がありました地区の公民館などに県の自主防災組織活動支援員や防災安全課の職員が出向きまして、玉名市総合防災マップや「くまもとマイタイムライン」を用いまして、その地域の実情に即した防災講話を行なうことにより、防災意識の向上を図っております。

併せまして、市内の小中学校が民生委員さんとの集会等に出向き、防災に関する講話を行なっているところでございます。また、希望される市民の方につきましては、県が主催します、「火の国ぼうさい塾」などを活用しまして、防災に関する知識の習得の場を提供しているところでございます。

さらに自主防災組織を財政面で支援する、玉名市自主防災組織育成事業補助金によりまして、活動の活性化を側面から支援しているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 中村慎吾君。

○2番（中村慎吾君） 答弁いただきました。ありがとうございました。

今、総務部長のお話の中でありましたけれども、では、再質問で「火の国ぼうさい塾」という県が主催される、知識を取得する何か勉強会というのがあるようですけれども、その内容を詳しく御説明いただきたいのと、また、例えば本市にも、この「火の国ぼうさい塾」など、防災学習を学んだ方が複数いらっしゃると思いますけれども、その方々は地域防災にどの程度、またどのように関わっておられるのか、お伺いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 再質問にお答えいたします。

まず、一点目、「火の国ぼうさい塾」とは、についてでございますけれども、自主防災組織での活動など、お住まいの地域の防災活動に貢献したいと考えている方で、防災士の資格取得を目指す方を対象として、地域における防災活動の中心的な役割を担います、地域の防災リーダーを養成しまして、地域の防災力を高めることを目的として、県の主催で開催される講習でございます。

この講習は、熊本県下の市町村から開催会場を選定し、毎年2回程度、開催されております。一回の講習が計3日間の講習期間となっております。

2点目のこの火の国ぼうさい塾を受講されて、防災士の資格を取得した方の中には、地域の自主防災組織に所属されまして、地域防災に貢献いただいている方もいらっしゃるということはお聞きしておりますけれども、まだ組織的に把握するまでには至っておりません。

今後、火の国ぼうさい塾などの防災講習を受けて、防災士などの資格を持っておられる人材が地域で御活躍いただくためにも、他市町の状況を参考としながら、地域防災に生きる有効な取り組み、こちらを調査・研究してまいりたいと考えております。

また、この火の国ぼうさい塾につきましては、本市でもぜひ開催していただくよう努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 中村慎吾君。

○2番（中村慎吾君） ありがとうございました。県は地域防災のリーダーを養成して、防災力を高める目的で行なっている事業ということで、本市でも、ぜひそういうものが開催していただければと思います。

また、せっかくですね、そういう自主的に学んだ方が複数多分いらっしゃると思いますので、今後は行政と一緒に地域に協力してもらおう仕組みをつくるというのが大事だと思いますので、今後に向けて検討をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問で、自主防災組織を支援する、先ほどお話ありました、自主防災組織育成補助金の話はございましたけれども、こちらのほうはどのように活用がされているのか、お尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 再質問にお答えいたします。自主防災組織を財政面で支援します、玉名市自主防災組織育成事業補助金につきましては、大きく二つの対象事業がございます。

一つは、避難訓練などの防災活動事業に対します限度額1万円の補助なんですけれども、こちらは一つの組織につき、一年度あたり一回限りとなっております。こちらは年度が変われば、再度利用することも可能でございます。

もう一つは、ヘルメットや投光器、チェーンソーといった防災資機材の購入に対する限度額5万円の補助金ですけれども、こちらのほうは一つの組織につき、一回限りの申請となっております。また、この当該補助金の活用状況といたしましては、事業を開始した平成25年度からの累計でございますけれども、防災資機材の購入補助を利用された組織は98組織ございまして、金額にして約485万円でございます。

また、避難訓練等に対する防災活動補助、こちらを利用された組織は延べですけれども、49組織ございまして、金額にして約48万円でございます。

このように自主防災組織の活動を支援するための補助事業がございますので、これらの利活用につきましては、区長さんや消防団などを通じて、引き続き推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 中村慎吾君。

○2番（中村慎吾君） ありがとうございます。答弁いただきました。

今お話の中で、災害活動事業に対する限度額が1万円の補助は、年度ごとに利用が可能ということだったんですけれども、防災資機材の購入は一組織につき上限、限度額5万円ということで、一回限りというお話でございました。ただ、先ほど事業を開始したのが平成25年ということで、もうすでに10年近くが経過しております。資機材等の劣化等も考えられる状況にあるのではないかと思いますので、この部分についてはちょっと見直しが必要になるのではないかと思いますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

では、次に3番、動くハザードマップ、3D避難シミュレーションVRについて、お尋ねいたします。本市総合計画でも何度も申しておりますけど、災害に強いまちづくりをうたっておりますが、新聞等で、動くハザードマップ、3D避難シミュレーションVRを制作したとの報道がございました。自治体がVRを災害に活用する事例は大変珍し

いということだったのですが、作成のきっかけや経緯、内容等について伺います。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

○建設部長（田代史典君） 中村議員御質問の玉名市3D避難シミュレーションVRについてお答えいたします。

玉名市3D避難シミュレーションVRでは、ゴーグルなどの機器を使用して、水害をリアルに体験できるもので、浸水時の避難経路の検討、実証実験を行なう仮想体験のプログラムです。

作成のきっかけといたしましては、令和4年6月に公表しました玉名市立地適正化計画の防災指針に基づき、当時、河川の氾濫、浸水被害のリスクが高い地域の対策をどう進めていくかを議論、検討する中で、国の事業を活用し、取り組んだこととございます。この3D避難シミュレーションVRは、全国の自治体では初めてとなる取組であり、公表以来、県内外の自治体や報道機関など各方面から多くの問合せをいただいております。

また、先日、高知県で開催されました、内閣府主催の防災関係のセミナーにおいては、全国のモデルケースとして本市の取組を事例発表したところです。市としましては、このように全国から注目される先進的な取組をはじめ、今の時代に合った新たな取組に果敢にチャレンジし、災害に強いまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

ちなみにお知らせですが、本日KKTから取材を受けて6月22日に放送予定と伺っております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 中村慎吾君。

○2番（中村慎吾君） ありがとうございます。答弁いただきました。

国の事業を活用して取り組んだということで、実は私も先般ちょっと体験をさせていただきました、非常にリアルで驚いたところでありました。実際、自分が現場にいるかのように見えまして、そこで状況に応じて考える、行動、どちらに行くのかというようなことですが、そういうのを疑似体験できるということで、ぜひいろんな形で活用をもっともっとですね、活用していただきたいと思っております。

また、他の自治体からも注目されているということで、なかなか先陣を切っているいろんなことに取り組むというのは、大変なことも多いかと思っておりますけれども、しっかりと活用して、いろんな形で地域を引っ張っていくような形をつくっていただきたいと思っております。

次に、3D避難シミュレーションVRを、先ほど部長からもちょっとお話がありましたけれども、現在の活用状況についてお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

○建設部長（田代史典君） 議員の再質問にお答えいたします。VR映像については、広

く防災学習などに役立ててもらうため、ホームページでの動画の公開や団体・企業等へのVR機器の貸出しを行っております。現在、今後の予約も含め、各地域の行政区や施設から十数件の貸出し申請をいただいております。

また、有明広域行政事務組合、消防本部、ありあけ防災館には、VR機器でなく、避難シミュレーションの映像を貸し出しているところです。今後もVR機などの貸出しを通して、地域防災力の向上に貢献してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 中村慎吾君。

○2番（中村慎吾君） ありがとうございます。答弁いただきました。

行政と有明消防の防災組織、一緒になって地域防災に取り組んでいく必要はあると思います。そういう中で、消防本部の防災館のほうで映像も見れるということで、ぜひ多くの方に見ていただいて、また、このようなせっかくつくったものですから、幅広く活用をしていただきたいと思います。

では、ここでちょっと話が若干変わるかもしれませんが、このVRを体験された市民の方、また本シミュレーションに実際に登場してきます地区で生活をされている市民の皆様から、不安の声があるというのをお聞きしております。この件に関して、どのように捉えているか。また、今後に向けた活用とか対策等についてですね、お尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

○建設部長（田代史典君） 議員の再質問にお答えいたします。本シミュレーションを対象とした松木地区は、菊池川及び繁根木川沿いの住宅地であり、鉄道の下を通る道路、アンダーパスがあるなど、浸水時の避難経路を検討する上で様々な要素を盛り込むことが可能な地区であったため、選定いたしました。

また、このVRの作成にあたっては、学識経験者の助言を踏まえ、より防災意識を高めてもらうために、想定し得る最大規模の水害でシミュレーションをしております。市としましては、住民の皆様への不安を助長させるものではなく、最悪の事態を想定して、日頃からどのように備えどのように行動するかを、お一人お一人に考えるきっかけとしていただきたいと思います。

今後は、市民の皆様にも早めの避難行動の重要性や災害リスクの理解を深めていただくため、住民お一人一人の防災行動計画、いわゆるマイタイムラインの作成に活用するとともに、防災意識を高める新たな防災ツールとして活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 中村慎吾君。

○2番（中村慎吾君） ありがとうございます。答弁いただきました。

このシミュレーションが本当に市民の不安を助長させることになってはならないと思います。きちんとした説明とか、また趣旨をしっかりと生かしてもらう必要があるのではないかと考えます。

また、このシミュレーションというのは、市全体の防災意識を高めるために必要なことであるということを説明していくのも大切かと思います。ぜひ大いに活用していただいてですね、市民に早期の避難行動の重要性等を周知してもらおうきっかけとなるようにしていただきたいと思います。

今回は、天水中学校区の学校再編と本市の防災についてお尋ねいたしました。子どもたちの教育と地域防災は、これからも玉名市にとって大変重要な事案です。しっかりと道筋・行動を、みんなで学んですばらしい玉名市になるよう、私は皆さんと協力して頑張ってまいる所存でございます。

これで、私の一般質問は終了いたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、中村慎吾君の質問は終わりました。

次に、13番 松本憲二君。

[13番 松本憲二君 登壇]

○13番（松本憲二君） 皆さん、おはようございます。13番、自友クラブの松本憲二です。

今日は、最高気温が34度まで熊本は上がるということで、熱中症が非常に全国でも頻繁に出ているという中で、子どもさんたちも体育館の中で熱中症になったりだとか、いろんな熱中症対策が今後非常に大事になってくるんじゃないかなろうかというふうにも思っております。

また、子育ての問題、それと就職先の問題、地域に残ってもらいたいと、議員そして行政がしっかり取り組んでいますけれども、今月の何日の新聞だったか、ちょっと何日かというのはちょっと分からないんですけども、熊日新聞ですね、熊本県内の高校生、大学生の卒業生、約65%が県内就職と大々的に載ってました。

TSMCが熊本に進出をして、今年、令和5年度4月で約1,200人を採用されているというのも新聞に大々的に載っております。日本全国からTSMCに就職をしたいということで、多分いらっしゃっているんだろうなと。1,200人はもう内定、もう就職は決まっているようです。

それでは、通告に従いまして、私の一般質問をさせていただきます。

まず、一番最初に、困窮する農水産業に対する支援の行き先はということで、質問をさせていただきます。令和2年にコロナが急激に世界で猛威を振るいまして、人の人流、ものの流れ、様々に影響が出ました。やっぱり人の人流がなくなれば、食べ物、飲み会、結婚式、いろんなものが全て中止をされて、農水産業物は家で食べるといっても、なか

なかそういう宴会場でものを食べたりだとか、そういうようなのが減れば消費も非常にやっぱり少なくなるわけですね。

そして、また追い打ちをかけるように、ロシアのウクライナへの侵出がありまして、穀物、やはりウクライナは麦とか、そういうのは世界でもトップクラスの生産量を誇るということで、この食料というのがどういった形で、やっぱりロシアがウクライナに攻め込んだのもありますし、コロナ禍で3年間、そういういろんな行事なんか縮小、中止をされまして、そして、また物価高、資源高というのが目まぐるしく、この3年間で進んできました。

その中で、市としても非常にいろんな対策を、農水産業に対して支援を取っていただいております。それは国も県も、いろんな知恵を絞って、いろんな対策を取っていただいているということは、本当に農水産業を営んでいるものといましては、本当に感謝するという思いでいっぱいでありまして。

しかしながら、今ちょっと農協のほうに問い合わせをしましたところ、やっぱり燃料が上がって、いろんな農水産業に対する生産資材というのが、ものすごく高騰いたしております。施設園芸で申しますと、ビニールは約10年前から約倍近くの値段に上がっている。肥料なんかは、やっぱりこの今、食料の問題で、非常にやっぱり中国とかロシアが資源を持っているわけですね、肥料の、もともとの資源を持っているのに対して、なかなか輸出ができなかったのと、やっぱり自国の食料を守るために肥料をなかなか出してくれないということで、肥料も倍近くまで上がっているというような状況が続いております。

そこで、まず、第一番目に、現在まで、市単独で支援事業を行なっていただいたと思っておりますけれども、それに対する今現在までの市の単独の支援事業の内容をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 井上康博君。

[産業経済部長 井上康博君 登壇]

○産業経済部長（井上康博君） 皆さん、おはようございます。松本議員御質問の困窮する農水産業に対する支援の行き先はについてお答えいたします。

本市における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した、令和2年度から昨年度までのコロナ禍に取り組みました6つの主な独自支援策について申し上げます。

まず、一つ目で、令和2年度から3年続け実施、本年度実施しております、新型コロナウイルス対策緊急支援資金利子補給及び保証料助成事業があります。コロナ禍における経営を存続させるために、新型コロナウイルス対策緊急支援資金の融資を受けた農水産業の対象期間中の利子と保証料の全額を借入者に代わり負担することで、経済的な負

担軽減を図りました。

2つ目に、令和2年度に実施しました、農業機械等先進的技術導入支援事業があります。生産性の向上や省力化のため、先進技術が導入されたドローン等、農業用機械や設備をはじめ、ドローンの技能認定用の取得費を3分の1以内で助成し、スマート農業を推進してまいりました。

3つ目に、令和4年度に実施しました、米価下落臨時支援事業があります。コロナ禍の外食需要の低迷や民間在庫の増加等から価格低下が続く令和3年度米の米価を1キロにつき10円を補助し、米農家の経営安定を図りました。

4つ目に、令和3年度から2年続け実施しました、農水産業燃油価格緊急補填事業がございます。生産する上で陥ります、燃油価格の高騰に対するための国のセーフティネット事業の追加支援として、国補填額の3分の1以内で補助し、生産コストの軽減化を図りました。

5つ目に、令和4年度に実施しました、これまでの既存事業である農業機械等整備事業の拡大事業があります。国際的な社会情勢の変化から、高値推移にあった農機具や設備等の取得費を4分1以内で補助し、農業経営の安定化を図りました。

最後に、令和4年度に実施しました、畜産飼料・農業用被覆資材購入緊急支援事業がございます。前述の農業機械等と同様に、価格高騰が続く畜産飼料や被覆資材の購入費を5%から10%以内で補助し、農業の経営の安定化を図ったところでございます。

今、申しました、この6つの事業の令和2年度から令和4年度までの決算額でございますが、総額2億9,029万148円となります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） 今、部長から答弁をいただきました。6つの大きい事業の内訳が今説明をされました。非常にこれはですね、先ほども申しましたように、実際、農業だったり水産業をやっている方々からはですね、非常に喜ばれているということをまず申し上げておきます。ありがとうございます、本当に。

今6月議会に、またこの農業に対する、農水産業に対する予算を、また大幅に組んでいただいております。その内容について、よかったら説明をお願いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 井上康博君。

○産業経済部長（井上康博君） 松本議員の再質問にお答えいたします。

今期、市議会の6月補正で計上しました、コロナ交付金等を活用した物価高騰対策で前年度からの継続実施となる事業予算につきまして、先ほどの答弁と重複しますので、その概要説明は省略させていただきますが、まず、農業関連の要求事業では、農業機械等整備事業、畜産飼料・農業用被覆資材購入緊急支援事業、農水産業燃油価格緊急補填

事業の3つの事業があり、これらの補助金の予算要求額は、総額2億85万3,000円でございます。

次に、漁業関連の要求事業では、農水産業燃油価格緊急補填事業、暴風雪による海苔漁場被害に伴う漁業者支援事業の2つの事業がございます。これらの補助金の予算要求額が総額2,700万1,000円でございます。

なお、暴風雪による海苔養殖場被害に伴う漁業者支援事業につきましては、本年1月24日から25日の未明にかけて強烈な寒波に伴う風波が発生したことにより、被害を受けた44経営体の海苔養殖漁場では、海苔網7,399枚や支柱1,568本が破損、または流出する被害が発生しました。このことから被災した海苔網や支柱の運搬処分や、被害を受けた漁業者が安心して来期の生産に向け取り組んでいただけるよう再整備に必要となる、海苔網と支柱の購入費の一部を支援するものでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） 今、答弁をいただきました。

6月の議会に2億85万3,000円という予算を組んでいただいて、そして、また海苔の養殖業者さんに対しましては、本当に突風というか、そういうことで海苔の支柱だったり、ものすごく折れて、海苔の網が本当に海の水面より上のほうまで上がって、これは大々的にニュースにもなりましたし、そういうふうに緊急的に対処をしていただいたということで、本当にありがたいなというふうに思っております。

この農水産業、今後ですね、今、日本の国会の中でも食料・農業・農村基本法、基本計画の見直しが何十年かぶりにあっているわけで、2024年度に成立をするというような方向づけになっております。

一番最初の答弁で、コロナの対策資金であったり、地方創生の臨時交付金を活用して、今までいろんな対策、いろんな支援を行なっていただきました。しかしながら、5月8日をもって、5類へ移行されて、今後、国からの臨時交付金っていうのは、ものすごく減額をされるか、ひょっとしたらなくなるのかというふうに、私も考えるわけですが、しかしながら、この資源高、生産資材のコストというのは、なかなかそう簡単に下がるものではなくて、今後ますます農水産業が、海苔をもちろん生産するのにも、海に行くのに燃料がどうしてもかかってしまいます。そして、また海苔を仕上げるのにも電気代、そして油、重油がどうしても必要になってまいります。

施設園芸なんかでも、もちろん燃料をたいて、ハウスの中を温めて、イチゴ、そしてハウスみかん、トマト、茄子、いろんなものが生産をされているわけでありまして。

そんな中で、この財源がどうなってくるのかなというふうに思うんですけれども、今後もですね、こういう厳しい状況が続けば、私なりにはちょっと市のほうで単独で、こ

ういう支援をしていただきたいというふうには考えておりますけれども、その財源がどのように推移するかが分かりませんが、今後の玉名市としての支援の考え方についてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 井上康博君。

○産業経済部長（井上康博君） 松本議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁にありました、海苔養殖場被害に伴う漁業者支援事業につきましては、被災者支援となりますので、単年度での対策支援と考えております。その他の事業につきましては、今後も生産する上で必要不可欠な各種生産資材の価格高騰や販売価格の低迷が続き、これまでと変わらず厳しい経営状況に置かれる場合は、市によるきめ細やかな、速やかな独自の支援というものがますます重要になると考えております。

これらの社会情勢や経済状況、さらには国・県等の動向を総合的に勘案した上で、これまでに実施しました対策事業の継続実施も含め、農水産業者から真に必要とされる有効な支援策の財源確保に努め、積極的に事業展開してまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） 今、部長のほうから答弁をいただきました。積極的に事業展開してまいりますと、有効な支援策の財源確保に努めるという答弁をいただいて、非常に心強く思っております。

今度は市長のほうにお伺いしたいんですけれども、大体年に2回、トップセールスということで、玉名市の基幹産業であります農林水産物に対して、市長自らが大都会に足を運んでいただいて、トップセールスをしていただいているというような中で、市場関係者であったり、生産者の方々と一緒に多分行かれると思うんですね。

その中で、いろんな話をお聞きすることがあられると思うんですけれども、ちょうど先日ですね、私たちも生産者と市場との意見交換会がある中で、干拓支部の中には共同青果のほうからいらっちゃって、共同青果の担当者のほうにお伺いしたんですけれども、食料品が全体的に値上がりをしているという中で、スーパーがお客さんを呼び込む、広告じゃないですけども、目玉商品をつくるのに、今は生鮮食品にするような動きがあってないですかということをお聞きしましたところ、その動きは確かにありますと。いろんな食料品が値上げ、値上げで上がって行って、全て生活用品が値上がりをしていく中で、生鮮食品は競りで単価が決まりますので、やっぱりものが多かったら、それは単価が安いわけですね。そういうものでお客さんの来客数を増やすために、生鮮食品がそういう目玉商品にされているケースも見受けられますということで、非常にショックを受けたわけですけども。

そんな中で、先ほど部長が、財源の問題もちょっとあるというような答弁でしたけれ

ども、市長はやっぱり財源の問題も非常に悩ましいところがあると思うんですけども、部長からは有効な支援策の財源確保に努め、真に必要とされるものに対しては積極的に事業展開をしてみたいということだったんですけども、市長のお考えをちょっと伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 松本議員の再質問にお答えいたします。

本市の基幹産業として、これから先も足腰の強い稼げる農水産業として、持続的発展が成せるためには、やはり国や県等の理解・協力を得て、初めて実現できるものと認識しております。

中でも予算に関しましては、本市の限られた予算だけで切れ目ない継続的な支援を行なうことは大変厳しい面もございます。実際、これまでも国・県からの予算を積極的に活用したことで、他の自治体に先駆けて様々な独自支援策に取り組むことができましたし、多くの生産者や関係者の方々から一定の評価をいただいているところでもございます。

議員からもございましたように、私自身、あらゆる機会を捉えて、本市の農水産業の経営安定化はもとより、全国に誇れる産地としての持続的な発展に必要な予算措置や追加的支援事業の構築などについて、対処をしてみたいというふうに考えております。

しかしながら、農水産業同様ですね、他産業の持続化や市民の皆様の豊かな生活のための支援というものも考える必要がありますので、これらを総合的に見極めて、その優先度を踏まえた財源の確保に努めてまいることといたします。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） 今、市長のほうから答弁をいただきました。やっぱりコロナの問題で飲食業、いろんなところに本当に大きな影響が出て、やっぱりお店の存続だったりとか、そういうのにも非常に特別臨時交付金が有効活用されたのかなというふうに思っております。

多分皆さんも御存じだと思うんですけども、2024年問題、これは運送業界に、とっても非常に悩ましい問題である。私たち生産者、農水産業を営む人たちにとっても非常に頭の痛い問題。これは結局、労働時間の制限、運転手の労働時間の制限がもう法律で定められたということです。

今、これ私事になるんですけど、私、ミニトマトを生産してますけれども、東京までは翌々販といって、だいたい収穫して約3日目に東京の店頭と並ぶというのが今までの在り方だったんですね。しかしながら、この2024年問題で、翌々販ということで、

4日目にしか並ばない。運転手さんのやっぱり休憩時間の問題だったりとか、そして、またその休憩時間だったりとか、しかしながらトラックは止めるわけにはいかない。要冷をずっとかけておかないといかんから、エンジンは回しっぱなしですよ。輸送コストはやっぱりかかるわけです。

鮮度は落ちる、そして輸送コストは上がる。本当に悩ましい問題で、非常に生産者は今後どうなっていくのかというのが、凶り切れないぐらい目まぐるしく情勢が動いていく中で、厳しい状況に本当に立たされているということで、今回「困窮する」ということで題材に挙げたんですけれども。

玉名にも物流拠点、企業が進出をしておりますけれども、その辺も含めた中ですね、これ県議会でも宇城地区選出の県議会議員の方だったと思うんですけれども、熊本県の基幹産業でもある「農業県熊本」と言われるぐらいですから、ミニトマトの生産も日本で一番、そして丸トマトの生産は八代地区なんですけれども、日本で一番ということで、やっぱり農業県熊本ということで、県議会の中でも、この6月議会で宇城選出の多分県議会議員だったと思うんですけれども、支援策を今後どうするのかということで、一般質問をされてたようなんですけれども。

この2024年問題も控えている中で、今一度、答弁をいただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 松本議員の再質問にお答えいたします。

2024年問題、これは2024年4月1日以降、自動車運転業務の時間外を960時間とする規制が設けられることによって生じる物流問題の総称でございます。このことによりまして、運送会社の利益減少やトラックドライバーの給与減少、さらにこれらに伴う離職等が考えられ、運賃上昇による影響で農水産物への価格転換がさらに一段と難しい状況に置かれるものというふうに予測できますし、先般のトップセールスの折にも関東・関西、市場関係者の皆さん方も大変危惧をされておられるところでもあります。

国においては、食料・農業・農村基本法の見直しにあたりまして、市場での適正な価格形成が食料安全保障に必要とし、その仕組みが構築されるようでございます。私自身としても、本市の基幹産業である農水産業は、各種生産資材の価格高騰、農水産物の販売単価安などがですね、何年も続き苦しい状況が認められる以上、生産者の立場に立ち、一定レベルでの市長会などによる国への働きかけ、要望活動をしっかりと展開してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） 今、市長から答弁をいただきました。市長から最後に答弁をい

ただいたんですけれども、一定レベルでの市長会等などで国への要望活動をしていくというような答弁をされました。本当に食料というのが有事の際には、やっぱりどれだけ必要になってくるかというのは、まだまだ多分日本の皆さん、分かってらっしゃらないんだらうなというふうに思います。

肥料というのは、今いろんな新聞にも載ってますけれども、ちょうど今、岱明の浄化センターでは、人の人糞を再利用ということで、肥料なんかの生産もなされております。私が小さい頃とか、本当に覚えているか覚えてないぐらいのときなんですけれども、昔は水洗もなかったので、野菜畑の横に人糞を汲んでされてて非常に臭いが臭かったなという思いもあるんですけれども。

中国が今ブラジルに対して、ブラジルというのはトウモロコシが世界的に3本の指に入るぐらいの生産量を持っていて、中国は肥料をつくる原料を一番持っている国で、肥料をブラジルにうちがあげるから、それをつくったトウモロコシは中国に全体的に輸出をしてくれというようなことまでやっているんですね。だから、自国でどれだけきちりした食料を確保できるのかというのは、非常に大事だというふうに今後思っておりますので、財源が非常に厳しい中だとは思いますが、必要と思われる、そういう支援策には、今後とも寄り添った支援をいただけるようお願いを申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君の一般質問の途中でございますけれども、議事の都合により暫時休憩いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時25分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

松本憲二君。

[13番 松本憲二君 登壇]

○13番（松本憲二君） 休憩を挟みまして、今度は2番目の天水地区の過疎対策の進捗状況と今後は、ということで質問をさせていただきます。

令和4年度に、玉名市の天水地区が一部過疎ということで、過疎地域に指定をされたわけなんですけれども、ここはやっぱり過疎を脱却することになりますと、一応、令和7年度までの第一次の計画であったり、それから令和12年度までの計画であったりというような、2段階に分けたような対策が多分取られるというふうに思うんですけれども、令和4年度に過疎対策として、どのような事業が展開をされたのか。そして、また令和5年度、今年度の事業の計画がどのように組まれているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

[企画経営部長 宮本圭一郎君 登壇]

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 松本議員、御質問の天水地区の過疎対策の進捗状況と今後についてお答えいたします。

まず、玉名市過疎地域持続的発展計画で定めた過疎対策事業について、令和4年度の事業実績をお答えいたします。ハード事業は農業水利施設の長寿命化を図る農業用排水路の整備や地域住民の方が安全に利用しやすい住環境を確保するための道路改良工事など8事業を実施し、事業費の合計は1億1,955万8,000円、財源の一つとなる過疎債の借入額は6,900万円でございます。

次にソフト事業は、農業の効率化、省力化等を推進し、農業経営の安定を図るため、農業用機械の取得に対する補助金や専従人口の増加及び地域の活性化を図るための、移住・定住促進補助金など、11事業を実施し、事業費の合計は3,666万5,000円、うち特別交付税及び普通交付税の対象を除く過疎債の借入額は2,700万円でございます。

また、令和5年度の事業計画については、ハード事業として天水体育館の改修工事や道路改良工事など、9事業を実施することとしており、事業費の合計は3億5,470万円でございます。

次にソフト事業は、持続可能な果樹農業を実現するため、優良品種への改植等に対する果樹経営を支援する補助金や、令和5年4月から新たに運行を開始したオレンジタクシーに要する経費など、11事業を実施することとしており、事業費は6,700万円でございます。なお、過疎債の借入額は、令和5年度の事業実績額に応じて、借り入れることとなりますので、現時点では未定でございます。

今後も過疎対策事業に取り組むに当たり、地域住民の意見を取り入れながら、過疎地域からの脱却に向けた広角的な事業の継続と有利な財政支援措置である過疎債を活用しながら、引き続き天水地区の持続可能な地域づくりを進めてまいります。

以上です。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） 今、答弁をいただきました。令和4年度は、ハード面では8事業、それとソフト面では11事業、令和5年度のハード面で9事業、ソフト面で11事業ということなんですけれども、まあ、多分令和4年に、この天水地区が過疎地域に指定されたということで、区長さん方を集めて、いろんな説明会を行なったというような、以前、質問をしたときに、そういう答弁がなされているわけなんですけれども、区長さん方あたりから多分要望なり、いろんな多分意見が上がっていると思うんですけれども、どのような要望が上がってきているのかということの詳細をお聞かせ願いたいというふう

に思います。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

○建設部長（田代史典君） 松本議員の再質問にお答えいたします。

まず、建設部のほうから申しますと、要望については議員おっしゃいますとおり、地元から数多く提出されております。内容といたしましては、道路拡幅や舗装のやり替えに関するもの、河川や水路の浚渫、樹木伐採、ガードレールなど安全施設の維持管理に関するものなど様々でございます。

とりわけ天水地区特有の要望としましては、地形的に急勾配で道路付近が狭く、離合も困難な道路が多いため、道路拡幅や離合箇所設置などの要望があります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 井上康博君。

○産業経済部長（井上康博君） 松本議員の再御質問にお答えいたします。

農地整備課には、毎年、地元から様々な要望が数多く出されております。内容といたしましては、農業用排水の整備、浚渫、修繕、農道の修繕、樹木の伐採など、農地整備課が管理する農業施設全般に関する要望でございます。

その中で緊急性が高い修繕などについては、その都度、対応しておりますが、それ以外の要望としましては、農業用排水が用水路で流れが悪く、営農に支障を来している箇所が整備要望が数多く上がっております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） 今、両部長から答弁をいただいて、やっぱり両方とも区長さん方からは、数多くの要望がいっぱい上がっているというようなことで、先ほど建設部長がおっしゃいましたように、天水地区、独特な地形といいますか、山の斜面に家が建っているところが数多くあるわけですよ。平たいところが少ないというような状況もありまして、私も以前、お亡くなりになった福嶋前議員と、ちょうど熊本地震があった直後にですね、ちょっと二人でずっと天水地区をどれぐらい被害があっているのかということで、いろんなところに、僕は助手席に乗って、道が分からないものですから、いろんなところに連れて回っていただいたときに、こんな狭かったのかと。私、横島なので、平面しか、あんまり走ったことがなくて、山道の急斜面で、そして石垣と住宅に挟まれたような狭い地区を回ってみますと、救急車が来るときに、どうやってここに来るんだろうと。一方方向というか、なかなか離合する、そしてUターンする場所もない。患者さんを乗せて、早く病院まで行かんといかんにもかかわらず、なかなかスピードも上げられないような、やっぱり道路の整備がされてないなど。

過疎対策ということで、高齢化率が40%以上ということもあって、高齢者に寄り添

った地域づくりもしっかりしていかなといかんし、若者が住んでくれるようなまちづくりもしていかなといかんというふうに思うんですけれども。

その要望が今まで数多くあったと思うんですけれども、その要望に対する事業計画はどのように、先ほど企画部長がハード事業では、今年度はもう9事業、ソフトで11事業というふうにあったんですけれども、要望に対する事業計画はどのように組まれているのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

○建設部長（田代史典君） 議員の再質問にお答えいたします。

過疎対策事業債は非常に有利な制度であるため、これまでの多くの要望に対し、対象となる事業については全て活用し計画的に整備を行なうこととしております。さらに今後は対象とならない、維持事業であっても、路面補修の多い道路については、要望道路と合わせて、新たに計画に追加するなど、この事業債を最大限に活用し、積極的に整備を行なってまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 井上康博君。

○産業経済部長（井上康博君） 松本議員の再質問にお答えいたします。

農地整備課としましては、可能な限り補助事業の採択に取り組み、過疎債を有効活用し、要望に対する整備を積極的に行なってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） 今、両部長から答弁をいただきました。やっぱり過疎債というのは、事業費の約7割が国のほうが補助ということで対応してくれるという、非常に合併特例債よりも多分いいんじゃないかと言われるぐらいの非常に有利な事業でもあります。しかしながら、それはやっぱり過疎対策にどのように取り組むかということなんですよね。本数的にソフト事業はある程度の金額が示されている中でですね、ハード事業は国の予算があります。過疎対策事業という予算が多分数百億円、数千億円組まれているのかどうかというのは、私も定かではないんですけれども。

しかしながら、過疎地域に指定されたところは、やっぱりそれを奪い合いなんです。以前も申し上げましたように奪い合い。よくありますよね、「下手な鉄砲、じゃないですけれども数打ちゃ当たる」というのがありますけど、事業本数はバンバンやっぱり上げていかないと、11本、12本上げられても、それはヒットするか、ヒットしないかわからないわけですよね。どこでも思い切り突っ込んでくるんですよ。やっぱりその辺は検討をして、どうやって過疎を脱却するかというのを目指して、そして若者に残っていただけるような対策をしっかり打ち出していかないと、なかなか過疎脱却にも多分至らな

いだろうし、今後高齢化率が40%を過ぎて、お年寄りの方々が安心して住めるようなまちづくりが、本当にできるのかなというふうにも、ちょっと不安を感じるような面がありますので、その辺は各課しっかり知恵を絞っていただいて、そしていろんな事業にバンバン、国の予算を取りにいていただけるような対策を取っていただきたいというふうに思います。

それでは、玉名市過疎地域持続的発展計画というのが、令和4年度から令和7年度までの計画書が令和5年度にもつくられております。その中で、この6月議会の冒頭、私たちの開会日の全員協議会の中で、こういう文言をちょっと追加させてくれということであったんですね。ちょっと読み上げますと、「急速に進むグローバル社会において、将来的に世界で活躍できる人材の育成が求められており、学校外でも外国語や異文化を学べる機会と環境を整備する必要があります。そして、気軽に外国語や異文化に触れ合える機会を提供するとともに、低年齢の時期から、英語と外国人に接することで、コミュニケーション能力を養い、グローバル人材の育成を目指します。また天水町公民館をはじめとした地域の施設を活用し、多様な住民が交流できる場を提供します。」というふうに、追加ということで赤字で書かれた、こういうものが私たち議員にも示されたんですけども、このことに関して多分新たな取組がなされるのかなと思うんですけども、どのような計画をするに当たって、こういう文言がここに追加をされるのか、その事業計画をきっちりできているのか、その辺を答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 松本議員の再質問にお答えいたします。

過疎計画に追加された、生涯学習推進事業の取組についてですが、今議会に提案しております、玉名市過疎地域持続的発展計画の変更においては、同計画で定める教育の振興の分野に、生涯学習推進事業を追加しております。

本事業は社会のグローバル化が急速に進む中で、気軽に外国語や異文化に触れ合える機会を提供することにより、将来的に世界で活躍できるグローバル人材の育成を目指し、さらには天水地域で事業を実施することで、交流人口の増加を目的としたものです。

事業の具体的な内容としましては、今年3月、天水町公民館において、天水地域の保育園児とその兄弟の小学生、保護者を対象に、外国人講師による異文化共生の理解を深めるための公民館講座を2回開催しました。講座では、外国人講師とクイズや歌、工作など遊びを通し、ネイティブスピーカーと交流することで、生の英語に触れてもらい、英語に親しむ活躍の場を提供しました。結果として、合わせて11組36人の参加があり、参加された保護者からは、内容や対象年齢を拡充してほしいなどの意見が寄せられました。

また、今年度は8月19日に天水町公民館において、小学3年生から中学3年生、保護者を対象に、「英語でスイーツ」と題し、外国人講師が終始英語を用いて、親子で焼き菓子、マカロンをつくる講座を予定しております。

今後につきましても、グローバル人材の育成等を推進するため、公民館を始めとした地域の施設を活用し、多様な住民が交流できる場を提供するとともに、その取組を天水地域の新たな魅力として、広く情報を発信することで、交流人口の増加につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） 今、部長から答弁をいただきました。もう2回ほど、そういう公民館での講座が開かれていて、非常に参加者の方からは、もっともっと広げてもらいたいという意見が多かったと。また8月には、外国人の先生の指導の下、マカロンづくりをなされるということでした。

私たち、先月5月に台湾の福岡の総領事の講演が玉名市議会議員に対しまして、勉強会ということで、総領事のお話を聞いたんですけれども、本当に台湾のTSMCが熊本に進出をしてくまして、やっぱりその周りに世界各国から100社以上の企業が今後入ってきますというお話もされました。

この前、報道番組でやってたんですけど、中国の大学入試が非常に難しい。今は中国の富裕層の方々でもアメリカだったり、異国の大学に進学をされるというのも非常に多くなってきているという中で、やっぱり世界的な共通語というのは、どうしても英語が主流です。その中で小さいときから、そういう学べる場、もちろん玉名で、「エンジョイ・イングリッシュ」というのも教育に関しましては、学校の授業の一環として取り入れられてはいるんですけれども、やっぱり英語を話せる、私たちもうほとんど分からないんですけども、英語が話せるといったら、やっぱり世界に目を向けれる、そういう人材の育成を天水でやっていけたら、そして、また小天東小学校が今、廃校になって、ここ数年ですね、どうも活用もできていない。だけど、小天東小学校のすぐ下には、広域農道が通っていて、熊本市内からも多分25分ぐらいで、金峰山の山越えをしてくれば着くんじゃなからうか。それとも崇城大学にほうから走ってきても、農免道路と広域農道に移って、小天東小学校に行くのにも、多分25分とか、それぐらいで行けるのかなと。

ましてや、本当にこのTSMCの進出によって、熊本県もインターナショナルスクールが非常に少ない、乏しい。その先生たちも非常に乏しいという中で、そういう公民館講座で、そういうことをされているのは、非常に画期的なことじゃないかなというふうにも思いますし、そして、また熊本市内からでも、もちろん玉名市民にそういう場所の

提供も必要なんですけれども、交流ができるような場の提供で、いろんな熊本市であったり、玉名市以外の郡市、荒尾であったりとか、旧4町からもぜひ学びに来ていただきたいというのがありますし、そうやって交流人口、そして、また天水町の魅力、玉名市の魅力というのが発信できればなというふうにも思っていますし、それは事業展開をぜひぜひ急ピッチで進めていっていただきたいというふうにも思いますし、やっぱり予算も付けて、しっかりとそういう講師の方々もじゃんじゃん受け入れて、そして、この学びの場を急拡大、どうしても事業を一つ展開するには、時間、スピード感がないと、なかなか爆発的に出ないんですね。そこが非常に大事になってくるのかなと思います。

これは僕が一人で考えたことなんですけれども、天水地区の過疎脱却に向けて、ハード面だけでも、僕は、一般会計は天水地区だけは切り離したような公共インフラの整備ですよ、それはもちろん国とか県の補助対象の補助申請は必要です。必要なんですけれども、令和6年度に補助申請に申請を上げていても、それが却下されたときには、僕は過疎債で単独で進めていって、なるだけより良い環境づくりに努めていただきたいなというふうに思います。やっぱりそういうのが過疎脱却にもつながっていくだろうし、地域の若い人たちが残ってくれるというの、あれにもなってくるのかなというふうに思います。

先ほど立川議員と中村議員の質問にもありましたが、天水の小学校ですね、令和9年度の4月開校ということなんですけれども、開校したときに、もちろん今の現在の小天小学校と玉水小学校がまた空いてくるわけですね。その敷地をどういうふうに生かすのかというのは、これは同時進行で、令和9年4月に開校したときには、その閉校した場所はどのように使いますというの、早く住民の方々にお知らせできるような体制づくりというのは、非常に過疎を脱却する。そして、また地域の方々に若い人たちに残っていただくというようなものにも非常に必要、不可欠になってくると思いますので、その辺は全庁挙げて、そういう取組、対策をしっかり練っていただいて、天水の過疎が少しでも早く脱却できるような体制づくりをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、松本憲二君の一般質問を終わりました。

昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き会議を開き、会議を開き、一般質問を行ないます。

4番 瀬崎 剛君。

[4番 瀬崎 剛君 登壇]

○4番（瀬崎 剛君） こんにちは。4番、創政未来、瀬崎剛でございます。

先日、土曜日に、私、向津留のほうで開かれた田植に行ってきました。子どもたちを20人ほど集めて企画をしてるので、ぜひ来てみないかということで行ってきました。どんな格好で行くのかなと正直思ったんですけど、田植ということで、汚れてもいい格好だなと思って、Tシャツ、半パンツにサンダルで行ってきました。そうしたら案の定、やっぱり裸足で中に入るという作業を行ないましたけど、誘ってくださった方が、私がやってる姿を見て、「瀬崎君、初めてでしょう」と言われたとおり、やってる方から見ると、思い切り本当に素人だったんでしょうね。見た感じですぐ分かるということ言われましたけど。

子どもたちも一生懸命、ロープを引かれた中で、ここですよみたいな、横一列になって田植をさせてもらいましたけど、始めはほんなこてどしこ入れてよかつかかなと、それからだったんですけども、やっていくうちに慣れてですね、子どもたちの手つきも良くなって、だんだん、だんだん進み方も良くなったんですけど、前と後ろから進んでいきましたので、最終的には「おい、よがんどんね」という感じであったんですけど、最終的にはちょうど半分ぐらいのところ、曲がったなりにも結びつくというような感じでしたけども、1日、58歳にして初めて田植をするという経験をさせていただきました。子どもたちも今はですね、学校でいろいろ田植をやるというのはあると思いますけども、私のときには正直、学校ではありませんでした。なので、初めてということで。

田植が終わったあとには、横の水田に、そこは確保してあったみたいで、ビーチフラッグを置かれていて、これ言い忘れましたが、火の国サラマンダーズの選手とコーチが来て一緒にやるということで、やられておりました、はじめに選手が見本を見せてって、ビーチフラッグに飛び込んでいかれました。案の定、泥だらけで、派手なダイビングをしていただいて、大いに盛り上がり、それを見てる子どもたちが、その次にやったものだけなんですが、思いきり飛び込んで泥だらけになってましたけど、みんな楽しそうでそれがなりよりかなと思いましたし、食の大切さとか、なかなか学校でも教えてられることなんだろうと思うんですけど、やっぱりそういう体験を生産者の方と一緒にするということで、思い入れも深くなると思いますし、地元の、もっと大きく言えば、日本でつくられたお米とか、野菜、果物、やっぱり並ぶと値段がちょっと違うかもしれないですけども、それでも、「おじちゃんたちがつくりよんなはったとを買わなんね」と思っただけならいいのかなと。実際おいしいと思いますし、それが大切なのかなと思います。

先ほど、質問されていた松本議員の質問からすると、ちょっと薄い話ではあるんですけども、やはり何回も言われていると思います。先々は食料が恐らく不足してくるだろうと、自給自足できてない日本はそのうち、今の途上国が人口増えてきていますの

で、そこで食が必要になってくるのは間違いありません。そうしたときに、日本はそれで大丈夫なのかなという話はやはりお聞きしております。そう考える意味でも、今回の体験は大変いい経験になったと思えました。これからもそういうことがあれば、どんどん参加していきたいと思っております。

それでは、質問に移ります。1番、まちなか未来プロジェクトについて。

私たちの子どもの頃は、中町商店街、中町の夜市、駅通りの夜市、西部の夜市、どこにもぎわってました。しかしながら、今、存在しているのは、西部繁栄会の夜市が続いているだけですね。あとは頑張っておられますし、小さいイベントは確かにやれてますけど、以前から比べると、さすがにシャッター街ができたり、空き店舗、空家が増えたりして寂しくなっております。

それを私たちも、商業者もずっと考えてはいたんでしょけど、なかなか前に進まない。有効な手立てが打てない。そういう時期がずっと長らく続いておりました。JR駅周辺も街路灯もなく、夜になると暗くなっております。これは防犯的な面からも良くない状態になっております。その中で、旧庁舎跡地の利活用やJR玉名駅周辺の再整備、地域の皆様にはとても大きな期待の事業になっております。

3月の当初予算において、94万円が承認されており、今議会におきまして424万6,000円の補正予算が提出されております。これはどのような経緯で、この短い期間で補正ができたのか、どのような事業をされるのか、お聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

[建設部長 田代史典君 登壇]

○建設部長（田代史典君） 瀬崎議員御質問のまちなか未来プロジェクトについてお答えいたします。

まちなか未来プロジェクトは、既存の中心市街地について、公共施設も含め、JR玉名駅や駅周辺の再整備、旧庁舎跡地の利活用、各商店街や温泉街の活性化といった、中心市街地のエリア一帯の構想を描いて、まちづくりを進めるプロジェクトでございます。

令和5年度の予算につきましては、職員の時間外手当66万6,000円、職員の先進地研修旅費などの旅費27万4,000円、合計94万円でございます。

また、今年度のスケジュールとしましては、職員の手づくりで資料を作成、プロジェクトの目的や意義の共有、各課で実施しましたアンケートによる市民の皆様の意見収集などを予定しております。

しかしながら、旧公立玉名中央病院跡地が新たに加わり範囲が拡大し、市街地の活性化、地域コミュニティの再生など、多岐にわたるプロジェクトをより俯瞰的、効率的、効果的にスピード感を持って検討していくためには、専門家によるアドバイスや調査・分析が必要となったことから、今議会で委託料を上程しております。

また併せて、職員の知見をさらに高めることが、今後の検討において重要となることから、先進地研修3か所の費用を上程しております。なお、補正予算の内訳については、委託料が355万3,000円、旅費68万円、駐車場使用料1万3,000円で、合計424万6,000円でございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 4番 瀬崎 剛君。

○4番（瀬崎 剛君） 答弁いただきました。かねてから、市長が庁舎内の各課の垣根を取っ払って、横断的に取り組みますと言われていたと思いますが、担当課の方のお話では、始めにできるだろうか、どうだろうかではなく、とにかくアイデアを出してくださいということで、話を進められているということをお聞きしました。そういうところから始めた結果、活発な意見交換ができていているということをお聞きしております。

話し合いについては、もう少し早くからこういうことができているのであればよかったのではないかなという思いもありますが、それは今後に期待しております。

先ほど答弁で旧公立玉名中央病院跡地が新たに加わったとありましたが、確か上物を解体して戻すということで、地中に埋まっている部分は、利用する必要なときにそれだけをやっていくことが効率的だ、金額的にもそのほうが良いということをお聞きしております。そのあと単純に他の企業さんに売るということでなく、市でそのまま利用していくということも考えられるのではないかと思います。

ここで再質問をさせていただきます。玉名市の描かれるグランドデザインの作成は、いつ頃を目指しておられるのでしょうか。お聞きします。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

○建設部長（田代史典君） 議員の再質問にお答えいたします。

現在、本市においては、町内20課から職員42名で構成する横断的な組織、またなか未来プロジェクトチームにより、各課の抱える課題の抽出、本市の現状や将来について議論・検討を進めているところでございます。

今後は、チーム内に道路などのインフラの整備、公共施設などの複合化、魅力発信などを検討する分科会を設置し、年度内にはグランドデザインのたたき台となる素案を策定する予定としております。

議員御質問の策定期限については、令和6年度の完成を目指し、官民一体となりスピード感を持って取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 4番 瀬崎 剛君。

○4番（瀬崎 剛君） 答弁いただきました。時期については、たたき台としてでも、令和6年度内にはつくっていただけるということで、ぜひいろんな先進地とか見たり、今

後の玉名のことを描きながら、組み立てていってほしいなという思いがあります。

いろいろなアイデアを出していってくださいということだったので、これ庁舎の中の話であると思うのですが、個人的に少しだけということでは言わせてもらえれば、多分旧庁舎として当然ながら、初めから上がっているのにあると思うのですけれども、あと中央病院跡地ですね。この中央病院跡地なんですけれども、2月に文教厚生委員会の視察で、宇城市の図書館に行ってまいりました。そのとき、建物自体はアートポリスでできているものなので、もっと古いんでしょうけど、それをリフォームじゃないですけど、やって、図書館がそこにオープンしております。指定管理者が運営を任せておりますが、年間360回以上のイベントを独自で企画して開催し、にぎわいをつくり出しておられます。

訪問したのは、平日の10時過ぎだったと思うのですけれども、2月だったということもあるので、ひょっとしたら高校3年生の方とかがいらっしやったのか、制服の高校生らしき方もいらっしやいましたし、高齢の方まで幅広い年代の方で館内埋まっておりました。いっぱいでした。中の雰囲気もすごく明るく、いい感じだったんですけれども、ここはカフェも併設されておりました。

旧中央病院跡地ということが、周りに学校施設も多いということで、その辺も考えるところに入れてもいいのかなと勝手には思っております。

あと旧庁舎跡地なんですけれども、第一保育所はこういう状態だったと思うんですけど、恐らく将来的には建てられるということにはなると思うんですけど、そういったときに、子どもたちのお隣に高齢者住宅とか、小さい子どもの声を聞きながら暮らせる、精神的にもいいのかなと思いますし、核家庭が多くなっている市民の皆さんに対しても、近所におじいちゃん、おばあちゃんたちがいたりするのは、いいのかなと思いますし。たまには声が気になるという方もいらっしやるとは思うんですけれども、そんなのもどうだろうかとか、勝手に思ったりもしていますし。

あと蛇ヶ谷公園も、今、市政調査研究会で、私たちは魅力ある公園整備についてということでやっておりますし、いくつも視察に行っております。これも報告をさせていただいたところでもあります。玉東のオレンジタウンがいいとよく聞きますよね。やっぱりそんな広い公園ではないですけども、遊具も小さい子どもから遊べる、安心して遊べるような施設になっておりますし、何よりよく聞くのが、あそこは調整池ですけど、上の道路のほうから見ると、もう一望できる。なので、小さい子どもたちを遊ばせても安心ということをよく言われていると思うんですけれども、蛇ヶ谷公園に限っては広いし、自然も多くていいんですけど、若干視界という面では不安なところもあるのかなと。小さい子どもを遊ばせる面ではですね。そういうこともありますので、ぜひランドデザインを描いていただいているときには、そこの辺も少し考えていただけるといいのか

などと思いますし。

あと、長崎の公園が、百花台公園でしたかあるんですけど、あそこはアスレチックがメインなんですけれども、大きな遊具とかあって、あと草スキーがすごい長い距離って言うかある程度高い距離があって、大きな子どもも楽しめて、そこは徐々にということで、小さい子どもも楽しめるというような公園もありますし、蛇ヶ谷公園とかもそういう感じで、みんなで安全に遊べる公園ということで、その辺の考えに入れていただければなどと思いますし。

玉名の温泉街、当然観光を売りにしているということで、先ほどちょっと控室で話をしていたときに、外国人の方に浴衣を着せるということで、撮影会みたいなことをやってきましたみたいなことを、吉田議員が言われてましたので、浴衣で歩けるまちとかですかね、せっかく観光に来て、特に若い女性とかは花火とかでもそうですけど、よく浴衣を着てられます、そのときにですね。浴衣を着て歩けるようなところがもっとあれば、写真映えするところがあればいいのかなと思ってますので、その辺はまちなか未来プロジェクトということで、全体を考えるとということであれば、その辺も、多分皆さんの中ではお知恵が出ているのかなと思いますので、そんなこともお願いできたらなと思っております。

以上です。ありがとうございます。

[4番 瀬崎 剛君 登壇]

○4番(瀬崎 剛君) 次の質問に行きます。2、玉名いだてんマラソンについてですけど、2月に玉名いだてんマラソンがコロナの3年間を経て、関係者、スタッフ、地元の皆様、ボランティアの皆様、参加していただいた皆様の御協力・御尽力により、2月26日に開催されました。

私も26キロ地点、小島橋のところで応援をさせていただきました。確か初めは未知のウイルス新型コロナ感染症の拡大ということで、開催日の2日前ぐらいでしたか、急遽中止が発表されたことがあったと思います。そんな中でいろんな行事が中止や制限された3年間を越えて開催されたことは、やっとな普通の日常への足掛かりになると喜ばれた方も多かったと思います。私もその一人です。

しかしながら、参加人数は定員には届かず、当日開催の横島いちごマラソンも参加者は減っていました。各地で行なわれている大会も参加者は減っているのです、やはりそれはコロナの3年間が影響していると思われま。

そこで質問です。玉名いだてんマラソンのPRはどのように行なわれたのか、お聞かせください。

○議長(近松恵美子さん) 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 瀬崎議員御質問の玉名いだてんマラソンの大会PRについて
お答えいたします。

令和2年2月開催を目指し準備しておりました、玉名いだてんマラソンについては、先ほど議員からもお話ありましたとおり、初開催を目前に新型コロナウイルス感染症の影響で3年かかりましたけども、今年の2月26日、無事に開催することができております。これもひとえに市民の皆様方をはじめ、多くの関係者、関係団体の御理解と御協力の賜物だと思っております。この場をお借りしまして、改めて深く感謝申し上げます。

しかしながら、コロナ禍の影響が全国のマラソン大会の延期や中止が続いたことで、ランナー自体の減少につながりまして、昨年度、各地で開催されたほとんどのマラソン大会で募集人数に達しない状況が多く見受けられております。その中でも都市型マラソンである熊本城マラソンにおきましても、過去最低の申込数だったと報じられておりました。

そのような状況の中で、本大会の募集人数には達しませんでした。北海道から沖縄まで、日本全国から合わせまして約4,000人のランナーに御参加をいただくことができております。

御質問の大会のPR方法につきましては、募集期間中に開催されます九州・山口地域のマラソン大会に足を運び、約6,000枚のパンフレットを配布するほか、市内外の体育施設やスポーツ店などにポスターの掲示を依頼しております。また、新聞各社にも取材をしていただきまして、記事として6社に掲載されております。その他にもNHK福岡局からの生放送に出演して大会PRを行ったほか、玉名市出身のインフルエンサーである三津家貴也さんに参加者募集のYouTube配信を行なっていただくなど、あらゆる手段も活用し大会の周知は行なっております。

結果として、募集定員には達しませんでした。他の地方大会と比較しましても引けを取らない大会となったのではないかと捉えておりますし、他の市町村から大会のPR方法について参考にしたいとの問合せもいただいております。

今年度につきましても昨年と同様の大会PRに加え、状況に応じまして参加者募集のテレビCMによる周知も検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 4番 瀬崎 剛君。

○4番（瀬崎 剛君） 答弁いただきました。

インフルエンサーの三津家貴也さんにYouTube配信を行なっていただいたり、NHK放送局での大会PRに加え、九州・山口のマラソン大会に実際に足を運びパンフレットを配布されているということには、しっかりやっていたらいいんだという思いになりました。

少し気になったのが、玉名市内外の体育施設やスポーツ店などにポスターの掲示を依頼したと言われていましたが、玉名市にも多数の商店等もありますので、ポスターの掲示をお願いしていただきたいなと思っております。

大会に関しては、42.195キロということで、あると知ったから、簡単に走ろうかなという、正直そう言えるような距離ではないので、なかなか集めるのは大変なのかなとも思いますが、街中でそうやってポスターを見ることによって、市民の皆さんの機運といいますか、「今度あるんだな」と、もっと自分事になっていただけるのではないかなと思いますし、同日開催のいちごマラソン、これは距離も短いですし、ファミリーで出ることできると思いますので、そちらのほうの参加にもつながると思いますので、よかったら、よかったらその辺のことも考えていただければもっとよろしいのかなと思いますので、よろしくお願いします。

あと、大会のホームページの更新がなかったようなことをお聞きしましたが、もしそこも更新をしていただければいいかなということをおっしゃっていたので、ここでお知らせをしておきます。

次のその中の2番なんですけれども、エイドステーション及び大会・会場についてということで、私は自分でフルマラソンを走ったわけではありませんので、実際に走られた方からお聞きしたことを基に質問させていただきます。

ランナーによって、意見や感想はあるのは当然のことだと思っておりますが、今後になればということで思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

途中、イチゴ、トマト、これも玉名の名産なので、たくさん出していただいていたということで、それはランナーの方も喜んでおられたと思います。その中で、「イチゴとトマトのへたは取っておいてもらえれば、もっとよかったんですけど」というお声がありました。手間は大変なことだと思います。すごい数になると思いますし、その理由がですね、フルマラソンを走られるランナーの方は、冬というのもあるでしょうけど、ほぼほぼ手袋をされております。ですので、へたを取るのに手袋を外すとか、そのままだとベタベタになる。いちいち外して、おいしいから食べますけど、「その辺を考慮していただけると、もっとありがたいです」ということでありました。手がベタベタになってしまうということで、「洗い場もあればよかったですけど」ということを言う方もあります。

あと、制限時間を気にするあまりに、多くのランナーが、途中から食べるのを控えられたということもあったというふうに言われております。

あと、ミキサーでジュースにしてあげるといいのかなということは、希望として言われておりました。フルマラソンの場合は、消費カロリーが約3,300カロリーということであるため、しっかりカロリーを補給できるものが必要と言われております。炭水

化物のおにぎりなど。「せっかく特産のおいしい海苔をいただいたのですが、口の中にくっついて息がちょっと苦しくなり」ということを言われております。なので、そこはおにぎりに巻いていただくと、これが一番いいのかなということでありました。手間にはなりますが、これはちょっとなかなかあれなのかもしれないですけど、ペースト状にするのも一つの方法かなということでもあります。

5時間台での初心者ランナーの方などは、「ゴールしても会場はほぼ撤収作業をしていたので、寂しい感じがしました。他の大会では、ゴール後、流れ作業で完走メダルを渡し、完走タオルをかけ、ランナー撮影、グッズ、マッサージなど、ゴールしても楽しいものだが、特にランナーに対しては何もなく、そのまま帰ろうと思いました」。それと、「ボロボロの体で1時間のバス待ちは少し厳しかったです」ということです。

5時間台で走り終わった他のランナーが言われていたのは、「売店の大半は終わっており、おにぎりを引き換えました。少し硬くなっておりました。何も売ってなく、ランナーのための出し物、露店ではなく、町の方のためかなというふうに思っていました」、「いちごマラソンにピークを合わせてるっていう感じがしていますので、であれば、いだけんマラソンはそういった観点でも、別開催にしたほうがいいのでは」ということも言われております。

各地域で特色のある、完走メダルをコレクションされている方もいらっしゃいますので、「次は期待したいと思います」ということも言われております。

多分皆さん、第1回目いろんな協議を重ね上げながら、何年もコロナ前からということなので、もう何年も何年も、構想を練って話し合いを重ねて開催にこぎ着けられたということは、本当に努力を惜しまれなかったと思いますし、感謝も申し上げたいと思っております。ただ、出られている中には、こういう意見もあったということは、認識していただけたらなと思っております。

その中から、エイドステーション、こういう感想が出ておりますけど、どんな感じに受けられたかなと思って、ちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 瀬崎議員の御質問にお答えいたします。

まず、エイドステーションでの炭水化物、おにぎりの提供につきましては、今回ボランティアとして多大に御協力いただきました、大浜の支館から大浜の海苔を使用したおにぎりの提供も計画されておりましたが、保健所からの許可が下りず断念した経緯もございます。おにぎり以外では、玉名女子高校のシナモンロールや沿道の皆さんからのお菓子などの提供もございましたが、今後は参加者の皆様からの声を反映して、提供する食品について、保健所と協議を行なうなど検討を進めてまいりたいと思えます。

また、ゴミ箱の配置や会場でのゴール後の対応などについては、今後見直しを図る必

要があると思っております。

初開催となりました玉名いだてんマラソンには、参加したランナーや地元の方々から、多くのお褒めの言葉もいただいております。例えば、「地元の歓迎と熱意がすごく感じられる大会でした」とか、「エイドステーションの数が多く、安心して走れた」、それから「スタート地点でのブラスバンド、途中のバンド演奏での応援など、音楽が盛んな玉名地区らしい応援に元気をもらった」などでございます。

一方で、先ほど議員から御指摘いただいた点以外にも、いろいろな御指摘、またシャトルバスの待ち時間の問題など、こちら把握しておりますので、来年2月の開催に向け、こういった課題の改善に取り組みながら、ランナーの目線、地元の方々の目線に立った運営を行ない、参加するランナーの皆様により一層喜んでいただける大会を目指し、準備を改めて進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 4番 瀬崎 剛君。

○4番（瀬崎 剛君） 答弁いただきました。

おにぎりの提供ができなかった経緯ということは、今、説明を受けまして理解もできました。あくまで、こういった声を上げられている方は、何も否定をされているということではなく、次回に生かしていただきたいということを言われております。フルマラソンの市民ランナーのことをランナーファーストで欲しかった。出場した初心者ランナーがまた次の出場したい、玉名に行きたいと思ってもらいたい、そういう気持ちで発言をしておられます。

「よかったです」「ありがとうございます」は、面と向かって言うときに、言いやすい言葉かと思えますけれども、厳しいことは面と向かってはなかなか言いにくいということもありますけれども、こういって声を上げている方がいらっしゃるということもあるということ、その中でできることをくみ取っていただければと思います。

重複するところにもなりますけれども、特にゴールしたときに、露店などは売り切れ状態、撤収作業を見れば、寂しい気持ちにやっぱりなると思います。出店される方にそのときまで販売量を用意してもらおうお願いとか、初めてで量もなかなか分かりづらいということもあったのかなとは思うんですけれども、多分いちごマラソンの時間は大丈夫なような用意してたんだと思うんですけれども、5時間以上かかってゴールされる方、6時間以内にゴールされる方、その頃までそういうのがなかなか届かなかったということは、しょうがなかったことではあるんですけれども、次回もし改善できればと思いますし、出店者側さんも無駄になる材料を持ってないとか、持ってこれない、無駄にはできないということもあるのかもしれませんが、もしお願いして、本当に駄目、難しいということであれば、あとのほうで、5時間でも4時間でもいいんですけれども、量が心

配になるな、運搬が心配になるなというような時間帯に、うどんの炊き出しとか、また費用がかかったり、人手もちょっと要ったりはしますけれども、その辺を提供するとか、どうなのかなという思いもあります。ほかのがどうしてもなくなっても、温かいうどん一杯、用意して待ってました、その姿を見るだけでも、少しはそれが和らぐのかなとも思いますので、いろいろな問題はテーマですが、あるとは思いますが、その辺をもし考えていただけるのであれば、私も今回はさっき言いましたように26キロ地点で小島橋のところですけど、応援して、もう最後の方が行って、バスも通りましたというところで、これで解散ですと言われて、正直安心して帰ったという面もあったんですけども、声を聞くと、さすがにそのあとも走り続けてられて、ゴールを目指してられる、せっかく玉名に来ていただいた、参加していただいた、その方がゴールする前に自分は家に帰ってしまったということに関しては、正直、反省もしております。

そんな中、いっその事なら、来年は大野議員みたいに、42.195キロをフルに出ますとは、正直58歳の初心者にはなかなかハードルが高すぎて言えないところがありますので、頑張って、このスーツがきつくなっている体重を落として、膝の負担を減らし、10キロぐらいなら頑張ればですね、あと8か月ぐらいあるので、ひょっとしたら届くのかなと思いますので、それを走ったあとに、もし、うどんでも振る舞われるのであれば、そのお手伝いまでしたいなと思っておりますので、そのときはぜひ使ってください。よろしくをお願いします。

3番のコースについて伺います。「いちごマラソン、いだてんマラソンは、別の大会なのだから、フルは街中を走ってもらいたい」「距離も長いので、玉名市として見てもらいたい各所名所や、金栗先生の小田の住居跡などコースに組み込むことや、玉名の各商店街を回るコースにして、各商店街からおもてなしの企画をもらえば、別の意味で楽しめるのかなと思います」ということを言われてる方もいらっしゃいます。

いちごマラソンの延長コースは、いい意味で言えば、「自然で平坦でいい感じに走れます」ということは確かに、平坦というのは、すごいランナーにとっては、楽ということはあるとお聞きしました。

その一方でですね、「堤防、田んぼと、景色の変化が少なく、ちょっと気持ち的に長く感じてしまいます」ということもあるみたいです。特に海沿い、川沿いは冬場の風が強くて過酷です。私がいた26キロ地点、小島橋の付近も、高校の駅伝部の生徒と一緒にいましたので、生徒たちにお聞きしましたが、「この風はかなり厳しいですね」ということは言われていました。これも自然の気象現象なので、どうしようもないということは正直あるんですけども。

それと、制限時間が6時間ということでやられてましたけど、もし7時間の大会に出られている方、それくらいで走られるランナーの方ということであれば、1時間短い

はランナーのペース配分からしてもですね、その分、上げていかなければならないということになってきます。そうすると、必然的に負荷がかかってしまいます。通常よりも苦しくなるのかなとは思いますが。

よくテレビで見るのは、笑顔で走り、手を振って走って行かれる方が映っています。あれはひょっとしたら、そういうところが中心に映っているんだろうとは思いますが、笑顔で手を振るというよりも、すごい苦しそうな顔で手を振っていただいたランナーの方や、手を振る余裕もないみたいな方も、正直苦しそうな顔をしている方も実際見ました。

その辺について、コース等につきましてお伺いしたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 瀬崎議員御質問のいだてんマラソンのコースについてお答えいたします。

現在のコースにつきましては、横島の支所前をスタートし、菊池川下流の左岸、右岸を北上し、小島橋を渡って大浜町に戻って、また横島の町内を通って戻るコースとなっております。

当初、フルマラソンコースを検討するに当たり、複数の案を掲げまして、一つ目は単独開催、二つ目は横島いちごマラソン大会との同時開催、三つ目は金栗杯玉名ハーフマラソン大会との同時開催など検討した結果、生活道路への影響や大型バス、トラックの迂回路の設定など、警察をはじめとする関係機関との協議により、横島いちごマラソン大会との同時開催に決定し、今回のコースで制限時間が6時間ということで決定したところでございます。

確かに風が強くて、堤防の上を走るときは、非常に向かい風が強かったというのを当日、私も現場で聞いておりますけども、参加された方からは、コースに関しての好意的な意見も聞いております。例えば「沿道の応援がたくさんあったため、頑張って走ることができた」また、「会場からのたくさんの応援旗を掲げた船上応援で勇気が出た」「コースがフラットで景色も最高でした。特に有明海、雲仙の風景はとてもきれいでした」など、コースの風景や沿道の応援体制に対する好意的な意見も幾つかいただいております。

議員御指摘のコースについてでございますが、決して今のコースでそのまま続けていくことに固執するのではなく、今後の道路交通状況等を踏まえながら、例えば御提案のありました、金栗四三ゆかりの地、小田地区までの延伸ができないかについても、同時に検討はしていく考えでございます。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 4番 瀬崎 剛君。

○4番（瀬崎 剛君） 答弁いただきました。

やはり通行止め等、大変重要視されて、当然ながら市民生活にかかわること、警察の許可も当然ながら下りる、下りないとかもあると思うので、その辺を考慮して決定されたということでした。

以前、マラソンはエリートマラソン、エリートランナーが走っている。それを私たちがテレビで見ているというようなイメージが強かったですね。私がずっと前の瀬古選手が福岡国際マラソンでイカンガーと2年連続デッドヒートの末、2連覇を果たされたということがありました。そういう有名な選手がマラソン大会を走るというイメージが昔はありましたけれども、2007年ですか、東京のマラソン、これをきっかけに多くの市民ランナーが走る市民マラソンが開催されるようになりました。

現在では、正直、飽和状態になっているということをよく書かれております。多くの出場者で宿泊を伴う大会などで、地域の経済を助ける反面、数が大きい、多くなりすぎる、これからは生き残りを考えなくてはならなくなってくる大会もあるのではないかと言われております。

その一つが、いちごマラソン大会と同日開催で、若干経費であったり、人であったり、担保できることがあるのかもしれませんが。それでも特色を出すために、やっぱり観光にしても、こういうことにしてもそうだと思うんですけど、ストーリーがやっぱり大事なかなと思っております。玉名でいうと、昔から菊池川流域の稲作、マラソンで言いますと、やはり以前放送されました、大河ドラマの金栗先生のいだてんの話とか、そういうメリットは、玉名にとっては少しアドバンテージが、その辺に関してはあると思います。

そういった意味でも、もうちょっと金栗先生、いだてん色が出るような大会にしているほうがいいのではないかなということもありましたので、ここに質問をさせていただきました。決してですね、今、私が聞いた方たちが、大会を否定しているという、先ほども言いましたけど、ぜひ今度も参加したいと、その方たちも言われております。ですからなおのこと、たくさんの方に来ていただいて、一緒に走りたいという気持ちでいらっしゃいますので、その辺は誤解のないようにお願いします。

これで、玉名いだてんマラソンが、これからますますいい大会になっていきますように願いまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、瀬崎 剛君の質問は終わりました。

次に5番 田浦敏晴君。

[5番 田浦敏晴君 登壇]

○5番（田浦敏晴君） こんにちは。5番、第二新生クラブ、田浦敏晴です。

4月25日、産経新聞で知的障がいの失踪記事が掲載され、ネットニュースで取り上

げられた際に、私も見て考えさせられました。外出のときに20秒、目を離したすきに行方不明となり、警察へ捜査願を出してから、発見されたのは33時間後、14キロ離れたコンビニだったという記事でした。

この場合、無事に発見されましたが、場合によっては事故に遭ったり、亡くなったりすることもあるため、家族や通所先の施設にとっては、切実な問題となっております。

私は市議会で立ち上げた調査・研究グループの発達障がい等の子どもの効果的な支援の在り方に関するグループに入り、活動を行なっております。活動の中で現場の声を聞かせていただく機会もあり、関連する報道に触れさせ考えさせられることも増えました。

特に親の立場からすると、障がいを抱える子どもたちが一日も早く社会に出て自立することが重要じゃないかと考えるに至りました。

そこで、今回は、発達障がいの子供たちが社会的に自立していくために、行政として、どんな支援ができるのかという観点で、一般質問をしたいと思います。

はじめに、特別支援教育支援員の役割について、質問させていただきます。文部科学省が令和2年に行なった調査によると、発達障がいの可能性があり、特別な支援が必要な小中学生が8.8%いると推計されたことが明らかになりました。これを玉名市に当てはめると、令和4年度の小中学校の児童生徒数が4,904人ですので、その8.8%とは、431人という数字が出てきます。

さらに文部科学省が10年前に行なった調査では6.5%でしたので、全体に占める割合が増加傾向にあることも分かります。文部科学省の有識者会議では、増加の背景には、見過ごされた子どもが把握されるようになったことに加え、活字を読む機会や会話の減少など、生活習慣や環境の変化による影響も考えられるとしています。

この8.8%は概ね11人に1人ですので、35人学級の場合で考えると、1クラスに3人は特別な支援が必要な児童生徒が在籍していることとなります。つまり、学びに困難のある子どもが在籍していることを前提とした対応策を現場で整えることが求められるとも言えます。もちろん障がいのある子どもは、障がいの種類や程度に応じて、特別支援学校や特別支援学級に通う生徒がありますが、大部分の授業を通常学級で受けながら、一部の時間だけ専門指導員による授業を受ける通級指導の制度もあります。この通級指導は、比較的軽度の言語障がいや自閉症、学習障がい、注意欠陥、多動障がいなどの可能性のある子どもたちが利用しています。

これらの文部科学省の資料では、令和元年度時点で通級指導を受ける公立小学校・中学校の児童生徒数は、約13万4,200人となっており、義務教育段階の全児童生徒の約1.4%に当たります。

先ほどの調査結果では、発達の課題を抱える子どもたちが一定数通っていることを考えると、担当教員一人による対応では難しい場面が出てくるのは当然のことだと言え

ます。つまり、教室の中の発達的な課題のある子どもが共存するという認識に立って、教育現場の在り方を考える必要があります。

そこで、発達障がいを含む障がいのある子どもの学習や生活上の支援などを担う職員として、文部科学省は平成19年度から、特別支援教育支援員という名称で、その配置を促すため、地域への予算措置を行なってきました。これは令和2年度分で6万5,000人分の予算措置です。これにより、各地の教育委員会では、学校支援員として特別支援教育支援員を学校に配置し、障がいのある子どもへの支援を通じて、教員へのサポートを始めているところが増えました。

この特別支援教育支援員の名称については、地域によって学習支援員や教育補助員など様々ですが、その役割について文部科学省が平成19年にまとめた「特別支援教育支援員を活用するために」に基づいて、教育委員会が決めているようです。

そこで、質問します。玉名市は、この特別支援教育支援員の役割について、どのように考えているか教えてください。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 田浦議員御質問の特別支援教育支援員の役割についてお答えいたします。

特別支援教育支援員の役割としましては、校長・教頭はもとより、学校内の特別支援教育のリーダー的役割を担ってもらおうという先生でございます。特別支援教育コーディネーター、また当該児童生徒の担任教師と連携の上、大きく6つの役割がございます。

役割の一つ目は、基本的な生活習慣確立ための日常生活上の介助。

2つ目は、発達障がいの児童生徒に対する学習支援。

3つ目は、学習活動・教室間移動等における介助。

4つ目は、児童生徒の健康・安全確保関係。

5つ目は、運動会、中学校では体育大会と申しますが、それから学習発表会や校外学習等の学校行事における支援と補助。

6つ目は、周囲の児童生徒の障がいに対する理解促進などでございます。

さらに、玉名市教育委員会では、特別支援教育支援員活用実施要綱を定め、特別支援教育支援員配置の趣旨として、発達障がい等と思われる児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒の一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行なうため、特別支援教育支援員を配置すると掲げており、続けて、この支援員の職務については、特別支援教育支援員は、校長の指揮監督の下に、以下の職務を行なうとして、特別な支援を要する児童生徒の各教科、領域、総合的な学習の時間等における補助を行なう、その他、必要なことについては校長が判

断するものとする、定めております。

以上のことから、特別支援教育支援員の果たす役割は多岐にわたり、近年、その必要性や重要性は高まっているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 田浦敏晴君。

○5番（田浦敏晴君） 特別支援教育支援員の役割について、答弁いただきました。

日常生活上、介助から発達障がいのある児童生徒に対する学習支援、行事の際の補助、さらに周囲の児童の障がいに対する理解促進まで、その役割は多岐にわたっていることが分かりました。教育委員会では、実施要綱の中で、その職務内容を明確にしていることも分かりました。

そこで、次に、特別支援教育支援員を活用するための取組とその効果について質問いたします。

「特別支援教育支援員を活用するために」というパンフレットの中でも、先行事例が紹介されていますが、低学年児において、集団行動に課題がある児童が週14時間支援を受けて、基本的な生活習慣や学習習慣を身につけることを重視し、担任と連携し、学習等に対する意識づけを行ない、授業に集中できるようになった事例や、多動性があり友達とのトラブルがあることから、週9時間支援を受けて、集合や整列、作業の初めの個別指導により集団に適用できるようになった事例もあります。そのほか、中高学年や中学校においても、支援員による支援の効果が確実に現れていることが伺えます。

現在、市議会では様々な調査・研究グループを立ち上げておりますが、私は発達障がいに関する調査・研究グループに入り活動しております。その中で、現場の声を聞くと、早期に適切な支援を受けることが効果的であることを確認することができました。

この特別支援教育支援員を生かすためには、学校側が支援対象となる主な子どもの特性を把握し、特別支援教育支援員に対して、求めることを明確にする必要があります。

さらに担当教諭との日常的なコミュニケーションに加え、職員会議などの場を通じて、支援対象となる子どもの情報や学校全体の指導や支援に関する方針を共有し、チームとしての協力関係を構築することが求められます。

そこで、質問いたします。玉名市は、この特別支援教育支援員を活用するために、どのような取組を行なっているのか。教育現場における特別支援教育支援員の効果についても教えてください。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 田浦議員御質問の特別支援教育支援員を活用するための取組とその効果についてお答えいたします。

まずは、この支援員を活用するためには、田浦議員もただいまおっしゃいました通り、

担当教員とのコミュニケーションがとても重要であると認識しております。そこで、特別支援教育支援員を採用する際の面接では、コミュニケーションの取り方に関する質問もしております。

多くの支援員の方が、他の先生方とコミュニケーションを取ることの重要性は理解しておられ、授業の合間など、少しの時間を見つけて担当の先生方と情報共有のため、話をされていることは把握しております。さらに、どの児童生徒にどのような支援をすればよいかについても、学校ごとに特別支援教育コーディネーターが中心となり、校内の委員会などで情報共有する場を設けております。それにより、各学校の実情に合わせた、効率的で効果的な最善の支援が行なわれているものと認識しております。

次に効果についてですが、特別支援教育支援員が配置されていることは、支援する子どもを複数の目で現状を見ながら指導に当たることが可能になります。さらに、先ほども説明しましたが、支援する児童生徒についての情報が共有できているので、より細やかな支援ができることとなります。また、児童生徒にとっては、細やかな支援が受けられるため、安心して授業を受けたり、安全な環境で活動に参加したりすることができるなど効果がございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 田浦敏晴君。

○5番（田浦敏晴君） 学校ごとに特別支援教育コーディネーターが中心となり、校内委員会などで情報を共有する場を設けており、効果的な支援が行なわれていると答弁をいただきました。

その効果については、支援する子どもを複数の目で現状を見ながら、指導に当たることが可能になり、結果として細やかな支援ができるという点があると受け止めました。

そこで次に、最適な特別支援教育支援員の採用と配置について質問いたします。この特別支援教育支援員の多くは、地方公務員法上の会計年度職員として、臨時職員や非常勤職員として採用され、週に3から4日間勤務しているとお聞きしました。担当教員と特別支援教育支援員とでは、採用面で違いもありますが、私は学校教育を担うチームの一員として、特別支援教育支援員を適切に配置することで、担当教員の本来の役割を全うできるようにすることが可能だと思います。最終的な子どもの自立を考えた場合、できるだけ早期に必要な支援を行なうことが重要だとも考えます。

そこで、質問します。現在、玉名市の教育委員会では、特別支援教育支援員を何人採用しているのか。その採用数は特別な支援を必要とする生徒に対し、最適だと考えているのか。今後、採用数を増やす考えはないのか。お尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 田浦議員御質問の支援員の採用と配置についてお答えをいた

します。

現在、特別支援教育支援員は47名を配置できるように予算措置をしております。しかし、現状では1人不足しているところがございます。46名の内訳は、小学校が35名、中学校が11名、未採用に1名については、随時募集をかけておりますが、全国的な教員不足と同じ傾向でございまして、予定通りにはなかなか埋まらないところがございます。また、この配置可能な47名については、学校からの要望を受けまして、ここ数年で大幅に増員してきた人数でございます。

次に、特別な支援を必要とする生徒数に対して最適かということにつきましては、学校としては一人でも多く配置してほしいという要望があると思いますが、現状においては、教育委員会と学校長とのヒアリングの中で、各学校の実情に応じ、配置転換もしくは人数配分の変更などで対応しているところです。また、学校規模により複数配置された学校もあれば、1人配置の学校もあることから、教育委員会主催の研修などを通して、お互いに情報交換やより効果的な支援の方法を学ぶなど、特別支援教育支援員のスキルアップも図っているところです。

支援員の人数については、増員に向けた努力を続けていきたいと考えておりますが、講師の先生も不足し未配置となっている学校もあるため、まずは講師未配置の解消を優先に考えております。併せて、各小中学校に設置されている特別支援学級の担任や通常学級の担当も、支援を要する児童生徒に対する接し方や指導力を向上させることが求められていますので、校長会議での周知により管理職の理解向上や各種研修の充実も図っております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 田浦敏晴君。

○5番（田浦敏晴君） 学校からの要望を受け、ここ数年大幅に増員してきた人数として47名が配置できるように予算措置をしているとの答弁でした。

一方、人材不足の傾向もあり、1名が未採用とのこと。未配置の解消を優先しつつも、増員のための予算要求も粘り強く行なっていただき、最適な支援員の配置に向けた取組をお願いしたいと思います。

私は特別支援教育の充実を図ることで、支援を必要とする子どもたちが自立できるようにすることが肝心だと考えます。そのために、市として何ができるかを考えていくと、特別支援教育支援員の活用が欠かせないと思います。

先ほども申し上げたとおり、私も発達障がいに関する調査・研究グループで活動を継続したいと思います。執行部におかれましても、この支援を必要とする子どもたちの自立に向けて、教育現場の在り方について必要な対応をお願いしたいと思います。

続いて、発達障がいの可能性のある子どもたちを早期に発見するための取組について

質問いたします。

5月14日、発達障がいと間違えられる子どもたちというニュースを目にしました。35年の臨床経験を持つ小児医療学者が指摘するのは、発達障がいの可能性がある子どもの中に、発達障がいと間違われている子どもたちがいるというものです。

今年の3月に『「発達障害」と間違われる子どもたち』という本が出ています。この著者である成田奈緒子さんは、1万人以上の親や子どもの相談に乗り、発達障がいや不登校、引きこもりなどの不安を抱える親を支援する事業に取り組んできた中で、現在の子育て生活習慣を軽んじられていると指摘しています。

健全な脳の発達のために必要な生活習慣とは、早寝早起き、そしてきちんと朝ご飯を食べることです。この成田さんによると、脳の発達には三段階あり、第一段階として、呼吸や体温調整など生きる土台となる脳を育てる期間でもある0歳から5歳まで。第二段階として、1歳から18歳までに勉強やスポーツに関わる大脳皮質が育つ期間。そして第三段階として、想像力や判断力など前頭葉を育てる期間として、10歳から18歳までがあると言われております。

特に第一段階では、脳の根幹を成す神経細胞が育つと言われており、5歳までにこの神経細胞を縦横無尽に伸ばしておかないと、次の段階で知識が入ってきても、統合する能力が足りないため、その後、学習や一番高度な脳の機能に影響が出てくるというものです。

このためには睡眠時間の確保が最も大切で、5歳児であれば少なくとも10時間の睡眠の確保が望ましいとされておりますが、親の生活習慣の乱れによる影響を成田さんは指摘されています。

昔に比べると、良い生活習慣は相対的に軽視され、逆に乳幼児から習い事やスポーツ教室に通わせる親が増えてきており、寝ることがおろそかになっているようです。生活習慣をつくり直すと、多くの子どもは心や体に健康度が上がり、自律神経のバランスが良くなります。すると、学校に行けなかった子が朝から学校に行けるようになったり、学習効果が上がったり、貴重な改善をされる事例もたくさんあるそうです。

そこで、質問いたします。玉名市では、発達障がいの可能性のある子どもたちを早期に発見するために、どのような取組を行なっているか、お尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 瀬崎しのぶさん。

○健康福祉部長（瀬崎しのぶさん） 田浦議員御質問の発達障がいの可能性のある子どもたちを早期に発見するための取組についてお答えいたします。

本市では1歳8か月児健診と3歳6か月児健診を集団健診で実施しております。実施に当たっては、保護者に記入していただいている問診票を見ながら問診を取り、お子さんについては、保健師と言葉のやり取りを通じてコミュニケーション意欲や言語理解、

大人と視線を合わせるか、何かを見つけたとき、それを指さして大人に教えようとするかなどの幾つかの視点に沿って、お子さんの精神発達の状態を確認しております。

その後、発達の遅れが疑われるお子さんや、痲癩がひどく対応に困っているなど、保護者からの相談を受けた場合は、会場内にいる心理相談員の個別相談につなぎ、保護者に接し方のアドバイスや、発達の課題があるお子さんについては、その後、数回の心理相談を受けた後、医療機関受診や訓練・療育の勧奨を行なっております。また、健診時に判明したお子さんの発達課題を保護者が受け入れることができず、心理相談につながらない場合や、継続していた心理相談が中断していた場合は、保育園などを対象とした心理士による巡回医相談において、集団の様子を確認し、お子さんや保護者に対する必要な支援を行なっております。

保護者が、発達障がいの可能性のある子どもを受け入れる段階に応じ、必要な支援を行ない、不安なく小学校入学を迎えられるよう、関係機関と役割分担しながら取組を行なっているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 田浦敏晴君。

○5番（田浦敏晴君） 玉名市では、1歳8か月児健診と3歳6か月児健診を集団健診で実施しているとの答弁でした。さらに保育園等を対象とした、巡回相談施設支援指導として、必要な支援を行なっているとのことで心強く感じました。引き続き子どもたちと保護者に寄り添った支援を取り組んでいただきたいと思います。

その際に、発達障がいと間違えられる子どもたちがいないか確認するためにも、早寝早起き、朝ご飯を食べるといった生活習慣についても確認していただくことを提案したいと思います。

次に、放課後等デイサービスについて、質問いたしたいと思います。核家族が増え共働き世帯が多い現状の中で、放課後の過ごし方についても、発達障がいがある子どもたちにとっては、放課後等デイサービスが一つの選択肢になっていると考えます。

これだけ発達障がいの子どもたちが増加している中で、義務教育を行なう小学校と、放課後等デイサービスを行なう事業者が、お互い協力し合うことも必要だと思います。ルール上では、発達障がい支援管理責任者1名と児童相談員2名で、一日一施設10名の児童を受け入れることができますが、場合によっては複数の学校に児童を迎えに行くことを考えると、5名以上の職員が必要になるとも言われています。さらに保護者からは保育士の増員を求められる声もある中、経営的に採算が合わないということも耳にしました。

先ほど、学校における特別支援教育支援員の適正な配置についても質問しましたが、放課後等デイサービスの事業者が安定した運営ができるようにするためには、経営的に

も採算が取れるよう、行政として何ができるか考える必要があると思います。

そこで、質問します。玉名市では、放課後等デイサービス事業者の必要性と課題について、どのように整理しているのか。安定した経営を行なうために、どのような支援が考えられるのか。そして、小学校の特別支援教員との相乗効果を図るために、放課後等デイサービスの事業者を支援する考えはないのか、お尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 瀬崎しのぶさん。

○健康福祉部長（瀬崎しのぶさん） 議員御質問の放課後等デイサービスについてお答えいたします。

放課後等デイサービスは、児童福祉法を根拠とする、学校に就学している支援を必要とする障がいのある児童に、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行なう療育を目的とした福祉サービスでございます。

少子化が叫ばれる中、将来を担う児童の支援を行なうものであり、市としましても重要な事業であると認識しております。支援が必要な児童と放課後等デイサービスの利用状況は、全国的にも増加傾向にあり、本市も同様に年々増加してきております。

支援が必要な児童に、安定した療育の提供や必要なときに希望する事業所が利用できるよう、今年度策定しております令和6年度から令和8年度までを計画期間とした次期障がい児福祉計画において、市内における放課後等デイサービス事業の適切な事業所数などについて検討してまいります。

次に、放課後等デイサービスの安定した経営を行なうための支援についてお答えいたします。放課後等デイサービス事業所に対しては、利用に応じた障がい児通所給付費が児童福祉法や関係省令に規定された統一した基準で支払われています。また、本事業は住所地の事業所に限らず利用できるよう、玉名市と荒尾市、玉名郡4町で構成する有明圏域内で連携を図っており、本人や保護者の利便性に合った最適な事業所を御利用いただいているところでございます。

このように、障がい児通所給付費が国の統一した基準で支払われていることや、広域での事業連携を実施していることにより、本市の放課後等デイサービス事業者に限定した特別の運営支援を行なうことは考えておりません。しかしながら、社会状況における特殊ケースとしまして、昨年度、新型コロナウイルス感染症等による物価高騰対策に伴う障がい福祉サービスの安定した提供を確保するため、市内の障がい福祉サービス事業所に対して、運営費支援の補助を行なったところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 田浦敏晴君。

○5番（田浦敏晴君） 玉名市でも支援が必要な児童と放課後等デイサービスの利用状況は年々増加してきており、支援が必要な児童に安定した療育の提供や必要なときに希望

する事業所が利用できるよう、次期障がい児福祉計画において、市内における放課後等デイサービス事業者の適切な事業数等についても検討するとの答弁でした。ぜひ、実情を踏まえた障がい児福祉計画を立てていただきますようお願い申し上げます。

また、事業者の支援についての答弁では、放課後等デイサービス事業は、本人や保護者の利便性に合った最適な事業所を利用してもらうために、有明圏域で事業連携を実施しており、特殊なケースを除いて、本市の事業者に限定した特別な運営支援を行なうことは考えてないとのことでした。

本人や保護者の利便性に合った事業所を利用していただくことは、とても大切なことだと思います。一方で、放課後等デイサービスの事業者は、保護者にとっても子どもたちにとっても、療育を受ける一つの選択肢と言えますので、事業の課題点も整理するためにも、1市4町で意見交換する機会を設けるなど、広域で連携した取組ができないか、検討していただければうれしく思います。

続いて、幼稚園、保育園との連携について、質問いたします。

先ほど、脳の発達段階について触れましたが、就学前の幼児期が脳の土台をつくる大切な時期になっていることが分かります。現在も、各保育園、認定こども園においては、様々な特色を持ちながら運営されています。近年では、幼稚園から1号認定から3号認定までの教育と保育の認定を、すべて受け入れる認定こども園への移行も増えたことで、各家庭のニーズにも寄り添った就学前の児童の受入れ体制が整っていると考えます。

しかしながら、発達に課題がある子どもたちを、保育園や認定こども園が受け入れるための行政支援に関して、県では受け入れる園児の医師の診断書を必要としないが、市では診断書の提出を求められると聞きました。保育士が十分に確保できないために、障がいのある子どもたちの受け入れを断念せざるを得ない園もあると聞き及んでおり、保育園から医師の診断書を保護者に求めることが難しいという声も聞きました。市としては、国や県の方針だけではなく、園を運営する側の声、保護者の声にも耳を傾けながら、全ての子どもたちが教育、保育の機会を失うことがないように、努力を重ねることが求められると考えます。

そのために市は、多くの園で障がいのある子どもたちや発達に課題のある子どもたちも受け入れられるような支援を行なう必要があり、障がいのある子どもを受け入れる保育園、認定こども園が増えることで、障がいを抱える方々の理解が広がっていく行動もあるのではないかと考えます。

そこで、質問します。玉名市では、保育園や認定こども園における障がいのある子どもたちの受入れ条件について、どう考えておられるのか。また、保育園や認定こども園における保育士不足を解消するために取組について、どのようなものがあるか。障がいのある子どもを保育園や認定こども園が受け入れるために、市としての支援策はないの

か、お尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 瀬崎しのぶさん。

○健康福祉部長（瀬崎しのぶさん） 議員御質問の幼稚園、保育園との連携についてお答えいたします。

現在、本市では、4月から翌年3月までの一年間の入所申込みを前年度の11月に受付しているところでございます。保育に関する入所調整につきましては、保育の必要性を点数化し、各園の新規受入れ可能な園児数に応じて、点数の高い順に入所調整を行なっているところです。障がいなどを理由として、保育園が一方的に入園を断る事例はないと考えております。

なお、例外といたしまして、医療行為が必要となる園児の場合におきましては、看護師などの医療行為を行なう人員の不足など、入所が難しくなるケースがあると想定されますが、今のところ市にはこのような報告は受けていない状況でございます。

また、転入など年度途中の入所申込みにつきましても、随時受け付けておりますが、一年間の入所調整はすでに完了した後となりますので、障がいの有無に限らず、希望する園への調整が難しい場合もございます。

次に、保育士の不足を解消するための取組及び障がいのある子どもを保育園や認定子ども園が受け入れるための支援策につきましては、市の独自の事業といたしまして、保育士就職支援事業補助金と障がい児保育事業補助金があります。保育士就職支援事業補助金は、保育士の仕事を一年以上離れておられる方が保育士として就職された場合に、1年当たり10万円を2年間補助しています。障がい児保育事業補助金は、療育手帳などを持たずとも医師の診断書により、対象となる児童の人数に応じ、職員を確保するための補助を行なっております。また、障がい者保育事業補助金につきましては、昨年度より予算を拡充し、多くの園で保育士を充足しながら児童を保育いただけるよう取り組んでいるところでございます。

なお、園は保育士を、園児の状態を見ながら追加で配置することによって、発達に課題のある子どもの成長と安全な保育につながっている場合もあり、園から保護者に診断書を求めることが難しいという御意見もありますが、診断書の提出は、補助金を交付する要件となるだけでなく、園児の発達支援において、保護者と情報を共有することで発達に課題のある子どもたちへの理解が進むことにもつながると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 田浦敏晴君。

○5番（田浦敏晴君） 障がい等を理由として、保育園等が一方的に入園を断る事例はないとの答弁をいただき、安心いたしました。もちろん、水面下で保護者が園を見学した

際に、園としての事情を保護者が耳にすることもあるかもしれませんが、全ての子どもたちが入園できる環境を市としても整えていただきたいと思います。

診断書の提出は、補助金を交付する要件となるだけではなく、園児の発達支援において、保護者と情報を共有することで、発達に課題のある子どもたちへの理解が進むことにもつながるとの答弁がありました。この点に関しては、園はもちろんのこと、保護者にも理解していただくことが求められます。その点を留意した上で、障がいのある子どもを保育園や認定こども園が受け入れるための支援策を進めていただきますようお願いしたいと思います。

全ての子どもたちが社会的に自立するための教育機会を確保するために、学校や保育園、関連する事業所、専門家、そして保護者が不断の努力を重ねる必要があると思います。市としてもどういう支援ができるのか、現場の声に耳を傾けながら、継続的な取組を進めていただけると大変うれしく思います。

これで、全ての質問を終えました。私もまだまだ勉強不足で、障がいのある子どもたちの教育機会をしっかりと活用し社会的に自立することができる、障がいの有る無しにかかわらずお互いに尊重し合える共存社会を築いていきたいと考えております。

以上で、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、田浦敏晴君の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日20日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時23分 散会

第 4 号

6月20日 (火)

令和5年第2回玉名市議会定例会会議録（第4号）

議事日程（第4号）

令和5年6月20日（火曜日）午前10時00分開議

開議宣告

日程第1 発言取消しの件

日程第2 一般質問

1 18番 前田 正治 議員（無会派：日本共産党）

2 1番 大野 豊重 議員（自友クラブ）

3 6番 山下 桂造 議員（自友クラブ）

4 15番 西川 裕文 議員（第二新生クラブ）

5 16番 江田 計司 議員（新生クラブ）

日程第3 議案及び請願の委員会付託

散会宣告

本日の会議に付した事件

開議宣告

日程第1 発言取消しの件

日程第2 一般質問

1 18番 前田 正治 議員（無会派：日本共産党）

1 マイナンバーカードに関するトラブルや健康保険証の廃止
に関わる問題について

2 自衛官募集における対象者情報提供について

3 空き家対策の諸問題について

2 1番 大野 豊重 議員（自友クラブ）

1 TSMC効果と台湾スタートアップ事業について

(1) TSMC効果による企業誘致活動の状況は

(2) 玉名三ツ川産業団地の状況

(3) 台湾スタートアップ事業について

(4) 台湾企業Uniigym（ユニージム）について

(5) 台湾との姉妹都市提携やリトル台湾の考えは

2 玉名駅周辺、旧庁舎跡地などのランドデザインについて

(1) 玉名市まちなか未来プロジェクトについて

(2) 新玉名駅周辺整備について

3 6番 山下 桂造 議員（自友クラブ）

- 1 転入者への市民サービスについて
- 2 玉名市景観計画について
- 3 繁根木川遊歩道の維持管理について
- 4 15番 西川 裕文 議員（第二新生クラブ）
 - 1 玉名三ツ川産業団地について
 - (1) 造成工事の現状と今後について
 - (2) 立地企業の状況について
 - (3) 今後の玉名市としての企業誘致について
 - 2 少子化対策について
- 5 16番 江田 計司 議員（新生クラブ）
 - 1 これからの農業政策について
 - 2 高道小学校の児童の登下校について

日程第3 議案及び請願の委員会付託

散 会 宣 告

出席議員（22名）

- | | | | |
|-----|-----------|-----|----------|
| 1番 | 大野 豊重 君 | 2番 | 中村 慎吾 君 |
| 3番 | 浜田 繁次郎 君 | 4番 | 瀬崎 剛 君 |
| 5番 | 田浦 敏晴 君 | 6番 | 山下 桂造 君 |
| 7番 | 立川 信之 君 | 8番 | 坂本 公司 君 |
| 9番 | 吉田 真樹子 さん | 10番 | 一瀬 重隆 君 |
| 11番 | 北本 将幸 君 | 12番 | 多田隈 啓二 君 |
| 13番 | 松本 憲二 君 | 14番 | 徳村 登志郎 君 |
| 15番 | 西川 裕文 君 | 16番 | 江田 計司 君 |
| 17番 | 近松 恵美子 さん | 18番 | 前田 正治 君 |
| 19番 | 作本 幸男 君 | 20番 | 森川 和博 君 |
| 21番 | 中尾 嘉男 君 | 22番 | 田畑 久吉 君 |

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

- | | | | |
|-------|-----------|--------|-----------|
| 事務局 長 | 糸 永 安利 君 | 事務局 次長 | 松 野 和 博 君 |
| 係 長 | 小 畠 栄 作 君 | 書 記 | 古 閑 俊 彦 君 |
| 書 記 | 徳 永 優 貴 君 | | |

+++++

説明のため出席した者

市長	藏原隆浩君	副市長	村上隆之君
総務部長	吉田勇人君	企画経営部長	宮本圭一郎君
市民生活部長	松田智文君	健康福祉部長	瀬崎しのぶさん
産業経済部長	井上康博君	建設部長	田代史典君
企業局長	荒木勇君	教育長	福島和義君
教育部長	藤森竜也君		

午前10時00分 開議

○議長（近松恵美子さん） ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 発言の取消しの件

○議長（近松恵美子さん） 日程第1、「発言の取消しの件」を議題といたします。

立川信之君から、昨日の会議の一般質問における発言について、会議規則第65条の規定により、口頭発言を行ったとの理由により、お手元に配付いたしました発言取消し申出書に記載した部分を取り消したい旨の申出がありました。

お諮りいたします。この取消しの申出を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、立川信之君からの発言の取消し申出を許可することに決定いたしました。

日程第2 一般質問

○議長（近松恵美子さん） 日程第2、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

18番 前田正治君。

〔18番 前田正治君 登壇〕

○18番（前田正治君） おはようございます。日本共産党の前田正治です。通告に沿って一般質問を行ないます。

1、マイナンバーカードに関するトラブルや健康保険証の廃止にかかわる問題についてであります。

マイナンバー制度はマイナンバーとマイナンバーカードから成り立っております。マイナンバーは住民票がある国民と中長期在留者や特別永住者の在留外国人など、一人一人に12桁の番号を付けるものであります。複数にわたる行政機関の保有しております個人情報、同一人物のものであることを確認するための番号であります。赤ちゃんから老人まで全ての国民にマイナンバーカードを持たせる取組が行なわれています。

ところが、これをめぐるトラブルが続出しております。マイナ保険証で別人の情報が記録された。医療事故につながる重大問題であります。また、コンビニで別人の証明書が発行される。公金受取口座が他人のものだったなどなど、カードとの紐付けで個人情報が漏れることに国民の不安は益々高まっています。

こういう中で国会では、来年の秋には健康保険証を廃止して、マイナンバーカードと一体化する法律が成立しました。国民皆保険制度をないがしろにする保険者を生み出す

危険性があるなどの批判が広がっています。

また、年金受取口座を紐付けるための社会保険庁からの書類に「同意しない」とチェックして送り返さなければ、自動的に年金口座がマイナンバーカードに紐付けされるといふ改正も行なわれました。トラブルが続出する事態に有識者からは、性急なカード普及策のしわ寄せがきていることは否めない。政府が釈明する人為的なミスではすまされない重大な失政、優先して取り組むべきは、制度の抜本的な見直しなどとの指摘があります。

先日17日から18日に実施されました世論調査では、カードと保険証との一体化については、延期、撤回が72%であります。玉名市でのマイナンバーカード交付率は、令和5年4月時点で66.3%、マイナンバーカードの取得は任意ですから、私は持っておりません。また、現在の健康保険証を廃止してマイナンバーカードと一体化することについては反対であります。マイナンバーカードに関するトラブルや健康保険証の廃止にかかわる問題について質問いたします。

まず、玉名市でマイナンバーカードに関するトラブルは発生していないかどうかお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 市民生活部長 松田智文君。

[市民生活部長 松田智文君 登壇]

○市民生活部長（松田智文君） おはようございます。

前田議員御質問のマイナンバーカードに関するトラブルや健康保険証の廃止にかかる問題についてのうち、本市ではマイナンバーカードに関するトラブルが発生していないかについてお答えいたします。

本市窓口で支援を行なったマイナポイント、健康保険証との紐付け、公金受取口座の登録については、現時点で誤登録などのトラブルは確認されておりません。報道にある他の自治体の窓口での支援業務トラブル発生の原因は、直前に手続きをした中のログアウトを行なわなかったものによることが主な理由ですが、本市では、支援窓口設置当初からログアウトの徹底を行なってまいりました。さらに現在は、窓口での支援を行なった際には、御自身のマイナポータルをその場で閲覧していただき、御本人に間違いなく登録できているかどうかを確認いただいております。

また、不安に思われている市民からの問い合わせがあった場合には、確認方法の説明や窓口での確認のためのサポートを行なっており、引き続きマイナンバーカードに関する市民対応をしっかりと行なってまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） しっかり対応をお願いします。

では、2番目の質問なんですけど、マイナンバーカードの有効期限は、発行日から10回目の誕生日、未成年者は5回目までであります。一方でオンライン資格確認に利用する電子証明書の有効期限は、年齢に関係なく発行日から5回目の誕生日までであります。文字どおり全国民がカードを持つようになった場合、オンライン資格確認に利用する電子証明書の5年に一度の更新について、どのような課題があるかお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 市民生活部長 松田智文君。

○市民生活部長（松田智文君） 前田議員のオンライン資格確認に利用する電子証明書の更新について、どのような課題があるかについてお答えいたします。

マイナンバーカードに登載されている電子証明書については、議員おっしゃったとおりに、マイナンバーカードの発行から5回目の誕生日が有効期限となります。電子証明書の更新手続きについては、更新する本人が市役所もしくは各支所に来庁していただき、手続きを行なっていただく必要があります。

更新を行わず電子証明書が失効した場合には、健康保険証との紐付けを行なっていても、再度電子証明書の発行を行わない限り、保険証利用ができない、コンビニの証明書交付サービスの利用ができないといった課題があります。

また、本市では、令和4年度にマイナンバーカードの普及が大幅に進んだことから、更新時期を迎える令和9年度に多くの方の電子証明書更新業務が発生することに加え、5年周期での更新業務を永続的に行なわなければいけない点、これが課題であると考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 運転免許証は今、期限が切れる前に案内がありますが、マイナンバーカードの更新案内についてはどのようになっていますか。

○議長（近松恵美子さん） 市民生活部長 松田智文君。

○市民生活部長（松田智文君） マイナンバーカードの更新案内についての再質問にお答えいたします。

電子証明書の有効期限が近づいた方には、有効期間の3か月前をめぐりにマイナンバーカードの発行を行なっている地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISから有効期限通知書が送付されます。なお、更新手続きについては、有効期間満了後の3か月前の翌日以降から可能となります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） はい、分かりました。それでは、マイナンバーカードの交付が始まったのは2016年からであります。来年から本格的に健康保険証とカードの一体

化が、その利用が始まりますが、カードの更新者が市役所に殺到する、先ほどの話では、恐らく令和9年度ということでありましたが、本庁と支所の担当窓口の職員を増やすなど、体制を強化することが必要じゃないかと思います。その点どうでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 市民生活部長 松田智文君。

○市民生活部長（松田智文君） マイナンバーカードの更新手続きの増加に向けての窓口職員の増員についての対応についての質問についてお答えいたします。

今後マイナンバーカードの更新、切り替え、サポートといった業務を永続的に行なっていかなければならない点、また、カードの復旧に伴い、手続きに来庁される市民の増加及び利便性の向上を鑑みて、現在実施している休日や夜間窓口の拡充といった点を考慮しまして、必要な人員を確保し、業務を行なっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 何しろ交付に当たっては、昨年の年度末とか3月頃には、市役所窓口で2時間待ったとか、いろいろ市民の方の意見がありました。あるいは、支所に出かけると、支所の職員がみんなそっちの対応で追われているという状況も見かけました。ぜひ体制の強化を順次整えていただきたいと思います。

それでは次の質問なんですけど、今日に至るまで発行してあるマイナンバーカードを紛失した市民からの相談や対応はどのようになっているか。カードの再発行は何件あったのかお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 市民生活部長 松田智文君。

○市民生活部長（松田智文君） 議員御質問のカードを紛失された場合の対応、それと再発行件数についてお答えいたします。

まず、カードを紛失された方についての対応でございますが、まずはマイナンバー総合フリーダイヤルで一時停止利用の御案内を行なっております。続いて紛失した経緯をお伺いし、状況に応じまして警察への届出をお勧めしております。さらにその後、カードを再発行する手続きとして、申請方法及び受け取りまでの流れを案内しているところでございます。

また、一時利用停止の段階でカードが見つかった場合には、本市窓口へ届出をいただくことで、カードの利用再開とカードの再発行申請を行なっている場合には、新しいカードを受け取ることが必要なくなる手続きを行なうことができます。

なお、本市におけるマイナンバーカードの再発行件数についてですが、紛失等、本人の責任により有料となる再発行の件数でございますが、制度開始から令和5年5月末まで316件となっております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 316件の紛失というのは多いか少ないかちょっと判断に迷うところではありますが、やはり大事なカードだから、そういう認識で皆さん扱っていると思いますけど、使う機会がまだまだ少ないのがマイナンバーカードです。紛失する危険性も十分はらんでいると思うわけです。

4番目の質問、顔認証において日々成長する子どもの場合、不具合が発生する心配がありますが、どうですか。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 瀬崎しのぶさん。

○健康福祉部長（瀬崎しのぶさん） 議員の顔認証において、日々成長する子どもの場合、不具合が発生しないかについてお答えいたします。

医療機関などでマイナンバーカードを提示し本人の資格確認を行なう場合は、顔認証つきカードリーダーでマイナンバーカードを読み取らせ、本人確認を顔認証で行なうか、暗証番号を入力してオンライン確認を行なうかを本人が選択して運用されております。

現状をくまもと県北病院にお聞きしたところ、1対9の割合でまだ健康保険証の提示が多く、また、マイナンバーカードの場合は、暗証番号を入力される方が多いという回答でありました。

現在、マイナンバーカードの交付要件としては、どんなに小さな子どもであっても顔写真をつけることが条件とされております。詳細な情報が伝わっておりませんが、一部新聞報道等によりますと、法改正後には、1歳未満の乳幼児には、顔写真がないカードを交付し、5歳の誕生日まで有効とするというような運用になれば、顔認証での本人確認は不可能でありますので、基本的には暗証番号入力での運用が想定されております。

今後は、法改正の内容におきまして、国や県の情報を注視し、市民の皆様が安心してマイナンバーカードを利用できるよう正確な運用に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） はい、分かりました。では次の質問ですね。二つ質問しますので、まず、本人が一人暮らしで薬を本人の代理、近所の家族やヘルパーさんがもらいに行くとき不都合はないのかどうか。

もう一点が、病院に行ったときに、たまたま停電や、あるいはサーバーのメンテナンスでオンライン資格確認ができない場合等々は、先ほどの話ではどうするか、2点お尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 瀬崎しのぶさん。

○健康福祉部長（瀬崎しのぶさん） 議員御質問の最初の質問の、薬を本人の代理、家族やヘルパーがもらいに行くときはどうするのかについてお答えいたします。

厚生労働省の質疑応答集を確認したところ、薬局において患者本人、家族以外の訪問看護員や知人などが薬を受け取りに来た場合は、処方箋を用いてオンライン資格確認を行なうことが基本となっております。マイナンバーカードの暗証番号については、みだりに他人に教えないようお願いしておりますと記載されておりますので、その範囲内での対応をお願いできればと考えております。

もう一つの、停電やサーバーのメンテナンスでオンライン資格確認ができない場合についてお答えいたします。

現行の健康保険証が廃止され、マイナンバーカード提示によるオンライン資格確認が本格的に運用され、災害や何らかの原因で医療機関等が停電した場合の被保険者の資格確認の方法につきましては、現在、厚生労働省から運用方法やQ&Aなどが示されている段階ではありませんが、医療機関等から電話などでの問い合わせにより、本人の資格情報を提供するといった方法で対処しなければならないかと考えております。

また、サーバーのメンテナンスでオンライン資格確認ができない場合はどうなるのかのお尋ねでございますが、オンライン資格確認等のシステムは現在も稼働しておりますので、サーバーのメンテナンスが必要な場合には、多くの医療機関、薬局等の事務に支障がない休日や祭日、または年末年始等の長期休日時に実施されるものと推測しております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 私は反対であります。法律が先行して、官房長官も何としても進めるという明言がっておりますので、マイナ保険証になった場合、一体化になって施行されてから、今までの保険証ではできたのにできんごとになったと、今度からできんごとになったと、そういうことが絶対起こらないような取組というか、運用というか、そういうのをお願いしたいと思います。

次に、現在の国民健康保険短期保険証や被保険者資格証明書については、今後どうなりますか。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 瀬崎しのぶさん。

○健康福祉部長（瀬崎しのぶさん） 議員の国保短期証や被保険者資格証明書の取扱いについてお答えいたします。

先ほどから答弁しておりますように、国や県より法改正に伴う詳細な情報提供を受けておりませんが、一部報道、厚生労働省のホームページに掲載されている現時点での情報によりますと、令和5年2月24日、第163回社会保障審議会医療保険部会のマイナンバーカードと健康保険証の一体化についての資料では、短期保険証については、来年秋の健康保険証廃止に伴い、短期保険証の仕組みは廃止されるとされております。ま

た、被保険者資格証明書の交付にかえて、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行なうと記載してあることから、推測いたしますと、被保険者資格証明書も実質短期保険証と同様に廃止されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） はい、分かりました。短期保険証や資格証明書は、納税相談の機会確保を担っているとこれまで説明されてきました。国保税の滞納者が担当窓口で納付相談をする際に、生活困窮などによっては生活保護の相談窓口につながりこともできます。保険証がカードと一体化したあとは、マイナンバーカードを見ただけでは国保税の滞納があることは、これは区別がつかないと思います。病院の窓口でカードを出して資格確認をしたら、いきなり10割を請求されるという事態が危惧されるところであります。

オンライン資格確認のシステムでは、市の職員がパソコンを使ってオンラインでいつでも滞納者と面談することなく、カードに滞納者としての記録がなされるかと思えます。健康保険証がマイナカードと一体化した下での、従来どおり市民に寄り添った対応が要請されるところであります。納税相談及び病院窓口と市役所担当課との連携などにつきまして見解を聞きます。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 瀬崎しのぶさん。

○健康福祉部長（瀬崎しのぶさん） 議員の短期証が廃止となった場合の滞納者の納税相談について、対策もございますのでお答えいたします。

紙媒体での短期証や被保険者資格証明書が廃止される場合、その方々のマイナンバーカードに紐付けられる被保険者証情報が、通年証の方々と同様なのかということでは、先ほどもおっしゃったように、オンライン資格確認等でシステムの運用稼働を行なっている上部機関の国民健康保険中央会に確認したところ、医療機関等では、患者さんが通年証扱いなのか短期証、あるいは資格証明書対象の方かを識別できるシステム仕様になっているとのことでした。

現在、保険年金課と税務課では、玉名市国民健康保険税滞納対策事業実施要項に基づき、短期証や被保険者資格証明書の交付事務を行なっておりますが、短期証等が廃止される場合は、実施要項の改正が必要になると考えております。事務処理方法としては、機械的、画一的な形ではなく、これまでのように滞納者との面談の機会を確保し、滞納の原因が病気や事業廃止、失業で著しく収入が減収となっているなどの特別な事情でないかの把握に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） マイナ保険証になった場合に、病院の窓口でそれを提示して資格確認をしてもらって、いきなりあなたは滞納しているから、いわゆる10割払ってくださいというようなことはないわけですね。そのへんちょっと確認したいんですけど、どうですか。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 瀬崎しのぶさん。

○健康福祉部長（瀬崎しのぶさん） 窓口でいきなり10割ということで驚かれた場合等に関しましては、市のほうに御連絡をいただきまして、それから相談を受けていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 病院の窓口でカードを出して滞納があるということで、その時点で、それじゃあ病院の窓口と市の担当の中で話を進めていくということでよかわけですね。はい、分かりました。

それでは、次の質問なんですけど、マイナンバーカードの申請が困難な方、例えば、入院したり高齢者の人だったり子どもだったり、そういった方の保険証はどうなるんでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 瀬崎しのぶさん。

○健康福祉部長（瀬崎しのぶさん） 議員お尋ねのカード申請が困難な方、入院をされていたり、高齢者であったり子どもの保険証はどうなるのかについてお答えいたします。

令和5年4月末時点におけるマイナンバーカードの交付状況について申しますと、先ほども議員がおっしゃったように、玉名市においては約66.3%でございます。全国では69.8%の交付率でございます。

議員が懸念されるとおり、総務省の統計によりますと、やはり5歳未満の子どもの交付率が一番低いという状況であります。このような状況から、先ほど答弁いたしました、国はマイナンバーカードの普及促進の観点から、小さな子どもに対して顔写真がないカードの交付も容認する方向で法令等改正を行ない、来年秋の保険証廃止にできるだけ支障がないよう準備を進めているものと考えております。

しかしながら、現実的な問題としてある、ある一定数のマイナンバーカードの取得が困難な方がいることも想定されます。この場合は当該者の求めに応じ、現在の健康保険証と同じ性質のものとして、資格確認証を紙媒体で交付することが法改正に盛り込まれるものと考えております。

また情報によりますと、経過措置といたしまして、発行済みの健康保険証は1年間有効とする運用が取られるようでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 経過措置あるいは運用は置いといて、現在の健康保険証は、保険税を支払っていれば自動的に保険証が送られてきます。今後は保険税は支払っているが、マイナンバーカードの取得は任意でありますから、カードを持たないという人、先ほどの資格確認証をもらうということになります。ところが、これをもらうにはやはり本人の申請が必要であります。資格確認証をもらうに当たって申請が困難な人への対応はどのように考えるか、お尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 瀬崎しのぶさん。

○健康福祉部長（瀬崎しのぶさん） 議員の再質問についてお答えいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、基本的には当該者の求めに応じ資格確認証を交付することになりますが、家族や介護者などによる代理申請も容認される方針が示されるものと考えております。

また、6月10日の国保新聞には、資格確認証の申請が困難な方には、保険者が職権により資格確認証を交付できるよう、市町村などの意見を聞き、具体的な仕組みを整備し、通知などで示すと記載されております。今後は法改正の内容、国から示される詳細な運用方針等、逐次情報収集に努め、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） はい、分かりました。申請が困難な人というのは当然出てくるわけですよ。そういった方々のためにも、申請が困難な方々のためにも、保険者は可能な運用をもれなく活用するというところでやっていただきたいと思います。

それでは、現在は就職や退職などで健康保険が変わる場合は、担当窓口で速やかな切替えが必要であります。マイナ保険証では、加入している健康保険が変わった場合の手続きはどうなりますか。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 瀬崎しのぶさん。

○健康福祉部長（瀬崎しのぶさん） 議員御質問の加入している健康保険が変わった場合の手続きはどうなるかについてお答えいたします。

現行の国民健康保険法第9条第1項には、世帯主は、厚生労働省令で定めるところにより、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項、その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。また、同法施行規則第2条から4条において、他の保険者に加入した場合には、世帯主は14日以内に他保険者の資格取得の届出を提出しなければならないと規定されております。

現在、医療機関等を受診される場合は、健康保険証またはマイナンバーカードを利用してオンラインによる資格確認を行なう方法で、被保険者情報を医療機関等に提示、提

供という同時並行で運用されておりますが、各保険者が被保険者の資格の取得、または喪失の情報を届出により入手し、オンライン資格確認等システムに日々情報連携事務を行っております。現段階では詳しい情報が国または県より提供されておりましたが、従来どおり被保険者の皆様には、届出を行なっていただかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 従来どおりでの変更をしてもらおうということですね。健康保険証がマイナンバーカードと一体化することについては、多くの医者や医療機関から、制度の再構築や凍結を求める意見が相次いでおります。来年秋の施行に向けて市役所窓口の業務量も増加すると思いますが、個人情報の漏洩防止、適切な医療を受けることができる体制整備などが不可欠だということを申し上げまして、次の質問に移ります。

[18番 前田正治君 登壇]

○18番（前田正治君） 2、自衛官募集における対象者情報提供についてであります。玉名市は防衛省の自衛隊募集事務に協力をして、対象者の情報を提供しております。市のホームページでは、全国の約9割の市町村が提供していると紹介してあります。対象者は市に住民票があつて、令和5年度中に18歳及び21歳、または22歳になる者を、氏名、住所、生年月日、性別の4情報を、紙媒体、印刷物で提供しております。提供することについては、個人情報保護の観点から問題がある。4情報を市町村が提供する法律は存在しないなどとして、住民訴訟が起こっている地域もあります。私も対象者情報の閲覧や書き写し以外の提供については問題があると思います。紙媒体、印刷物での提供は中止すべきだと思います。自衛官募集における対象者情報提供に関して質問いたします。

1、対象者情報を提供することは、本人の同意が必要ではないかと思いますが、どうですか、お尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

[総務部長 吉田勇人君 登壇]

○総務部長（吉田勇人君） おはようございます。ただいま前田議員の自衛官募集における、対象者情報を提供することに関する本人の同意についてお答えいたします。

この個人情報の外部提供につきましては、個人情報の保護に関する法律の規定によりまして、法令に基づく場合、これは本人の同意の有無にかかわらずできることとされております。議員御質問の対象者情報の提供につきまして、自衛隊法施行令第120条の規定、すなわち法令に基づく資料の提出となりますことから、本人の同意なしに情報提供ができるものでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） それでは、対象者名簿を提供することについて、市民への周知は必要ありませんか、お尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 議員の御質問にお答えいたします。

この対象者名簿の提供につきましては、法律上、本人の同意、周知は必要とされておられませんけれども、令和5年度から市ホームページにおきまして周知を行なっているところでございます。また併せまして、自衛隊への情報提供を希望されない方につきましては、本人などからの申請に基づきまして、提供する名簿からその情報を除外しているところでございます。以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） それでは次の質問に移ります。

対象者名簿の情報提供につきまして、おっしゃるとおり市のホームページでは、自衛官募集以外でも住民基本台帳選挙人名簿の閲覧、点検については、国、地方公共団体の事務、公益性が高い学術研究、公職候補者、政治団体の選挙活動などの目的の場合は、法令で認められているとしてあります。法令では、閲覧転記は認めてありますが、紙媒体印刷物での提供は定めていないのではありませんか。閲覧から紙媒体での提供に変更したのはなぜなのかお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 前田議員の閲覧から紙媒体での提供に変更したのはなぜかということでございますけれども、この対象者情報につきましては、確認できる範囲なんですけれども、少なくとも平成17年から目的外利用やコピーの禁止、また使用後の名簿の返却を求めた上で、紙媒体で提供を行なっているところでございます。

これは市のホームページの記載内容については、一部誤解を招いた部分がございますので、この部分については速やかに適切な表現に修正したいと思います。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 私、ちょっとあんまり覚えとらんとですけど、委員会で当時の担当部長、担当総務課長はあの人だったと覚えとっとですけど、そのとき質問したときも、紙媒体で提供しているという話じゃなかったんじゃないかなあという記憶があったので、ちょっと今度あれっと思ったわけです。

次に、それでは対象者名簿4情報を、紙媒体で提供しなければならない法律が制定されましたか。これはされておられません。紙媒体での提供は義務ではありません。応じな

いからとして玉名市が国から不利益な扱いを受けることはありません。4情報の提供は、閲覧転記のみとして、紙媒体の提供は中止すべきと思いますが、いかがですか。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 議員の再質問にお答えいたします。

個人情報であります対象者の情報につきましては、当然厳重な取扱いが必要となりますことから、その提供については、今後も最適な方法を自衛隊と協議、検討しました上で、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 玉名市のホームページ、私も見ました。いろいろ、ホームページには、自衛隊法第97条で、自衛官募集は市町村の法定受託事務と定めてあります。自衛隊法施行令第120条では、防衛大臣は、自衛官または自衛官候補生の募集に関し、必要があると認めるときは、都道府県知事または市町村長に対し、必要な報告または資料の提出を求めることができる、この規定があります。こぎゃんホームページにも紹介してあります。

しかし、4情報を紙媒体印刷物で提供しなければならない法律は施行されておられません。防衛大臣からの要求に応じて紙媒体で提供する義務はありません。これもホームページに書いてあるんですけど、住民基本台帳を所管する総務省と防衛省との間でも、自衛隊法に基づく情報提供を行なった場合に、住民基本台帳法との関係において、問題となることはないことが確認されている。このように紹介してあります。

ところが、提供を行なわなかった場合には、これも問題にならないことが確認をされておりますか。これは確認されていないと思います。自衛隊法第97条及び自衛隊法施行令120条を根拠とした、防衛大臣からのいわゆる要請は、地方自治法第245条の4に当たるものであります。これに従わなかったとしても、地方自治法第247条の規定により、国から不利益な扱いを受けることはありません。したがって、4情報の提供は、閲覧、転記のみとして、紙媒体の提供は中止すべきと思いますが、見解をお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 前田議員の再質問にお答えします。

繰り返しの答弁になりますけれども、先ほど申しましたように、個人情報であるこの対象者の4情報につきましては、厳重な取扱いが当然必要となります。そうしたことから、この提供の仕方、保護については、自衛隊のほうとも協議検討しました上で、法に則って適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） これからもまた対応を協議していくということですね。ホームページを見ますと、提供する名簿からの除外申請が設けてあります。先ほどの答弁でもありました。除外申請の市民への周知は、ホームページ以外で実証されておりますか。周知が不十分ではないかと考えます。また、除外申請の件数は何件あったのか、除外申請期間はわずか10日間であります。極めて短い設定だと思いますが、どうでしょうか。市民への周知、除外申請件数、除外申請期間の設定などについてお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 再質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、対象者情報の提供に当たりましては、対象となられる市民の方に広く周知する必要がございますので、除外申請につきましては、次回から1か月以上の期限を設けて受付を行ないますとともに、この周知の方法につきましても市ホームページ以外の複数の手段によりまして、周知をするよう検討したいと考えております。

また、この除外申請の件数につきましては、今年度は申請があっておりません。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 自衛官募集における対象者名簿を玉名市が提供していることについて、周知をもっと徹底すれば、私は除外申請の件数は恐らく倍増するんじゃないかなと思います。しかし、この問題をよくよく考えてみますと、提供する名簿について、本人からの同意は必要ないとする一方で、提供する名簿からの除外申請を受け付けるということ、これは個人情報保護との関係を法的に払拭できない。また、名簿の提供について、玉名市が法的には拘束されることはないなど、不条理きわまりない問題であると私は思います。対象者情報を印刷して渡すことに何か後ろめたいことがあるから、名簿からの除外を受け付けるように今回からなったんじゃないかなと、げすの勘ぐりと昔はよく言っていたんですけど、勘ぐりたくなるようなやり方ではないかなと思うわけです。対象者の紙媒体での提供は中止にして、閲覧転記に留めることを強く求めたいと思います。

それでは次の質問に移ります。

[18番 前田正治君 登壇]

○18番（前田正治君） 空き家対策の諸問題についてであります。全国で空き家が増えております。玉名市でも平成30年では4,410戸、空き家率15.6%、平成20年からの10年間で960戸増加しているそうであります。玉名市の空き家率は、全国及び熊本県よりも高くなっています。放置された空き家は、屋根の落下や建物崩壊の恐れ、ごみの不法投棄など、周辺の住環境や景観に悪影響を招きます。このような悪影響への

対策を強化するために、2015年に空き家対策の特別措置法が施行されて、それに基づく玉名市空き家対策計画が策定してあります。令和2年3月にはこの計画が改定されて、令和8年度までの5年間の計画で今、進んでおります。空き家対策の諸問題について質問いたします。

1、玉名市における所有者不明の空き家の状況とその対策はどうしているのか、お尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

[総務部長 吉田勇人君 登壇]

○総務部長（吉田勇人君） 前田議員の所有者不明の空き家の状況とその対策についてお答えいたします。

近年、全国的に空き家の数は人口減少や高齢化社会等を背景に増加を続けております。本市におきましても同様に増加傾向にあり、中でも適正に管理されていない空き家の増加により、近隣の住民方からの相談件数も急増しております。

本市におきます所有者不明の空き家の状況については、実態の把握はできておりませんが、苦情、相談等がございました案件につきましては、固定資産の情報でありますとか登記簿の情報、またさらには、所有者が亡くなっている場合は、戸籍などをたどりまして所有者の特定に努めております。これらの調査には相応の時間が必要となりますけれども、所有者を特定し、空き家の状況写真でありますとか文書を送付いたしまして、適正な管理を行なうよう随時対応をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 所有者不明空き家、これは考えてみますと固定資産税の課税もされていないということになるかと思えます。また、そのまま放置されても住環境や景観への悪影響は一向に解決はしません。所有者不明の空き家は、よく分からないというか把握できないというかそういう答弁でありましたが、これはどのように理解すればいいのかなど。もしもそういった物件が多数存在するのであれば、所有者不明の空き家対策も重視した取組が必要かと思えますが、どうでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 再質問にお答えいたします。

この所有者不明の空き家の対策につきましては、令和6年4月1日から、相続登記の義務化が始まりますことから、今の現状よりもスムーズな空き家所有者の特定にもつながるものと期待しております。この相続登記の義務化につきましても、それぞれの各個人の相続の登記が速やかに行なわれますよう、固定資産税、納税通知書に同封しております空き家に関するチラシ、これにて啓発を行ないますとともに、市民の皆様へも空き

家に関する問題に関心をお持ちいただくよう促しまして、空き家に関する取組や対応など、これらの周知を図りまして、この空き家が不完全空き家でありますとか特定空家、あるいは所有者不明の空き家とならないように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 空き家で老朽化して危険空き家というかそういうのがあるかと思えますけど、計画に沿った空き家の除却状況と除却推進のための課題はどんなことがあるかお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

○建設部長（田代史典君） 前田議員御質問の計画に沿った空き家の除却状況と除却推進のための課題は何かについてお答えいたします。

本市では、平成29年9月に玉名市空家等対策計画を策定し、空き家対策について取り組んでいるところでございます。平成30年度からは国の交付金を活用して、本市の補助金交付要綱に基づき、一定の条件を満たした老朽危険空家除却を行なう際に、60万円を上限として補助金を交付しております。老朽危険空家につきましては、平成28年度と令和3年度に現地実態調査を行なっており、その結果を基に年間約25件の除却を目標に推進しているところでございます。

議員御質問の除却状況といたしましては、平成30年度が11件、令和元年度も11件、令和2年度が20件、令和3年度19件、令和4年度17件、合計78件となっております。

また、除却推進の課題といたしましては、所有者の方々には、家屋の解体に多額な費用がかかるため、経済的な理由により除却に踏み切れないことも一つの要因と考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 実は私も玉名市事務のふりかえりシートで実績も確認しました。令和元年度から3年度までの老朽危険空家の除却実績は、およそ目標の7割弱でありました。今、部長がおっしゃられた数字も大体7割前後かなと、目標に対してですね。玉名市の空き家率は、全国及び熊本県よりも高く推移している状況から、私は目標達成に向けて除却を推進するためには、除却費用の、現在は60万円なんですけど最高、この補助金増額を検討すべきじゃないかと思いますが、いかがですか。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

○建設部長（田代史典君） 議員の再質問にお答えいたします。

老朽危険空家の除却については、先ほど答弁しましたとおり、平成30年度に創設し

た補助金制度により、年間約25件の除却を目標に推進しているところです。現在は補助金制度への相談件数も増加しており、令和4年度には年間25件の目標に対し、目標を超える申請がっております。しかしながら、国の交付金の関係で、内一部を令和5年度に持ち越している状況です。このようなことから、市といたしましては、より多くの方に活用していただくために、まずは除却に対し交付金等の予算確保が第一であると考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） しっかり予算を確保していただきたいと思います。

次の質問ですけど、除却後の固定資産税特例措置の廃止が、除却することを躊躇するという事になっておりませんか、お尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 市民生活部長 松田智文君。

○市民生活部長（松田智文君） 議員御質問の除却後の固定資産税特例措置の廃止が、除却を躊躇することになっていないかとの質問についてお答えいたします。

固定資産税における住宅用地の特例措置は、地方税法第349条の3の2に定めがあり、床面積の10倍を上限に宅地の200平方メートルまでを6分の1、200平方メートルを超える部分を3分の1に課税の標準額を軽減するものです。

この住宅用地の特例は、住家がある土地に対してのみ適用されるもので、店舗や倉庫などの非住宅用の宅地や駐車場や資材置場などの雑種地には適用されません。よって、住家が解体され更地となった土地は、課税地目が宅地から雑種地に変わることによって評価額は下がり、同時に住宅用地特例は適用除外されます。結果として、固定資産税のうち住家にかかっていた税はなくなりますが、税総額は上がる場合が多くなります。

議員御質問のとおり、住宅用特例の適用除外に伴い、固定資産税が上がる方にとっては、解体を躊躇される一因になっているかもしれません。しかしながら、住宅用特例はあくまで住家のための優遇措置であることから、放置された老朽危険空家については、空家等対策の推進に係る特別措置法第14条第1項第3号に基づいた勧告を行なうことで、家が存在しようとも住宅用地特例を適用除外し、固定資産税、税制上の優遇措置をなくし、実質的な改善を促す施策が取られているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） やっぱり除却後も税金が上がるということが、市民としては気になるところであります。それで老朽危険空家の除却を進めるという観点から、危険空き家の除却を推進するために、除却後の固定資産税を一定期間軽減するという条例を制定した自治体もあります。玉名市でもこういう条例化の必要性があると思いますが、い

かがお考えですか。

○議長（近松恵美子さん） 市民生活部長 松田智文君。

○市民生活部長（松田智文君） 議員の除却後の固定資産税の軽減のための条例化についての見解についてお答えします。

家屋を解体後の土地の課税地目は、一般的な住家の解体後であっても、老朽危険空家の解体後であっても更地になった土地であれば雑種地、店舗や倉庫などの非住宅用地の家屋が存在する土地であれば宅地用特例が適用されない宅地となり、税法上は同様に扱われます。

全国的にみれば条例を制定して、空き家などの解体後も住宅用地特例を適用するなど減免措置を実施している自治体もございますが、特例の除却実施者に対してのみ税の軽減を図ることは公平性を欠く恐れもあるため、現時点では空き家の跡地に対して、特別な固定資産税の軽減措置を図ることは考えておりません。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 公平性という観点からはできないということでしたけど、私も特例措置をつくって条例化している自治体のことをよく調べたわけではありませんが、恐らく、しかしこれは、国が除却を進めるためにこういったことも可能ですよと、期限を切って、大体3年ぐらいだったんですけど、そういうふうにしているわけですので、この軽減後経過措置を付けてするということに対する減額する部分には、これは私の思いですよ、恐らく交付税措置がされるんじゃないかなと、これから私も研究していきますので、そのへんひとつよろしくお願いします。

5番目に、5月に行なわれてきた固定資産通知書にこういうのが入っていました。最後に「御存じですか」という項目がありまして、記述の中に、固定資産税が4倍から6倍、強制撤去&費用請求など書いてありました。これを見た市民から早速相談がありましたので、空き家だからすぐそうなるのではない旨を説明しました。特定空家、管理不全空家の固定資産税が6倍になる流れ等、詳しい周知を求めたいと思います。

国会では、管理不全空家に対する法律が制定されました。市内における管理不全空家の状況及びその対策については、どのような計画があるのか。管理不全空家とはどのような状態をいうのか。その戸数、把握されていればその戸数は、そして、それに対する計画などをお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 前田委員の管理不全空家の状況及びその対策についてお答えいたします。

まず、管理不全空家の定義でございますけれども、建物の外観的不良が目立ち、大幅

な建物修繕や建て替え、除却が必要な可能性が高く、敷地周辺の庭木、雑草の繁茂や山積物などの周辺の住環境に影響を与える可能性があるもの、空家法で言いますと、特定空家の候補となる可能性が高い空き家のことを言います。

本市におきましては、玉名市空家等対策計画にあります老朽家屋、廃屋と庭木、雑草の繁茂等による空き家などが該当すると捉えております。令和4年3月時点でありまして、居住不能な老朽家屋、廃屋合わせて431棟ございまして、このうち相談件数につきましては68件あっております。

ただ、この老朽家屋、廃屋の空き家とはいえ、管理責任はあくまで所有者にあることから、まずは管理不全な状態の解消に向けて文書により通知を行なっております。この管理不全な空き家がさらに進みますと、特定空家というものに認定されます。この特定空家に認定されますと、第一段階で助言、指導により改善を求められます。この時点では何ら厳しいペナルティはありませんけれども、第二段階で勧告を受けた場合、こちらは一定期間の猶予は与えられますけれども、改善されなかった場合、ここで初めてペナルティを受けることとなります。先ほどの答弁でもございましたけれども、固定資産税の優遇措置が解除されますと、固定資産税が上昇することもあることから、所有者には実質的な不利益となるかと思えます。また、第三段階で改善措置命令を受けても空き家の現状が全く改善しない場合は、命令違反となりまして50万円以下の過料が課されます。また、それから最終的に改善措置命令にも従わない場合、この場合は行政代執行という措置が取られる流れになります。

本市におきましては、空き家の管理不全な状態でありまして、周辺環境への影響の大きさは個々の事例ごとに異なりますことから、短期間のうちに勧告、命令、行政代執行を行なうことは難しいと考えております。この管理不全空家の所有者に対しましては、必要と思われる情報提供などを行ないながら、できる限り所有者の方が所有者の方による自主的に管理不全な状態を解消できるよう対応を図っているところでございます。

また、今後の空家等対策につきましては、固定資産税納付書に同封しております先ほどのチラシですけれども、空き家に関するチラシなどによる啓発、関係各課、民間等と連携した空き家のセミナー、相談会の開催など、これらを行ないまして、空き家を発生させないような取組はもとより、空き家に対する問題意識の醸成を促し、空き家に対する理解を深め、空き家に関する対策や取組の周知に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 玉名市は九看大がありますので、空き家を大学生向けのシェアハウスに活用できないかとそういう声がありました。空き家は空き家バンクに登録したい方も恐らくいらっしゃるんじゃないかなと思います。それで所有者や家族が空き家の

活用で躊躇する背景には、家財道具の整理ができていない、処分するには大きな費用がかかる、あるいは家屋の耐久性が心配などなど、複数の心配事があるかと思います。

空き家に関しての相談窓口は、これは多岐に分かれております。所有者や家族の心配事を一括して相談できる総合窓口を市役所に設ければ、それぞれ出向くよりも所有者負担は軽くなり、所有者家族の空き家対策に向けての意識は、おっしゃったより、より醸成されるのではないかと思うところであります。

私は、空き家を発生させない対策として、核家族にならない、例えば、3世代同居家族への応援制度などを玉名市で創設したらいいんじゃないかと思えますけど、見解をお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

[企画経営部長 宮本圭一郎君 登壇]

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

議員御提案の3世代同居家族への応援制度創設につきましては、現在のところ検討は行なっておりませんが、効果的な空き家防止対策について関係課と連携し、先進事例なども参考にしながら研究を進めてまいりたいと考えております。

空き家の有効活用と同時に定住と地域の活性化を推進する取組としましては、平成21年度から議員申されました空き家バンク制度の運用を行なっています。この制度は、空き家所有者に物件を御登録いただき、市ホームページ、熊本県空き家バンクプラットフォームなどを通じて情報発信を行ない、購入希望者などとのマッチングを行なうものでございます。

現在までに登録された物件数は39件あり、そのうち売買や賃貸が成立した物件は12件となっております。令和5年度も引き続き、空き家の利活用に向けたセミナー、個別相談会の実施、コーディネーター育成などに取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 空き家も財産だから非常によかですけど、しかし、本当に老朽化してくると所有者は困るわけですよ。ただでやるけんもろてはいよというような人も実はおんなはるわけですよ。ところが、ただでやっても、ならそれで所得税が免除になるか、住民税が免除になるかていうと、やっぱり譲渡の問題が発生するから簡単じゃなかですよ。

それで、玉名市も熱を入れて取り組んでいると思いますが、団塊の世代が後期高齢者になり、土地や建物をこのまま相続します。相続後の管理が放置されたりすれば、空き家が大量に生まれることとなります。人口の減少と高齢化、地方の衰退が進む中で、空き家は増え続け、民間の研究機関では、2038年の空き家率は31%まで上昇して、

3戸に1戸は空き家になると予測しております。社会資本整備審議会の住宅宅地分科会空き家対策小委員会は、今年の2月に今後の空き家対策の在り方についてとして対策の基本方向を出しております。

私が考える空き家対策の三本柱は、抽象的ではありますが、1番が、空き家発生の予防、2番目が、住宅の維持管理への公的な助成、3番目が、空き家の有効活用であります。そがんとは分かっているとおっしゃるかもしれませんが、空き家対策は大変これは難しい課題だと考えます。しかし待ったなしの重要課題であると。さらにさらに積極的な取組を求めて私の一般質問を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、前田正治君の質問が終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時25分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

1番 大野豊重君。

[1番 大野豊重君 登壇]

○1番（大野豊重君） 皆さん、こんにちは。1番、自友クラブ、大野豊重です。

昨日、松本議員のほうから、現在の熊本経済の高校生の県内、県外の就職率についての話があったと思いますけれども、ここで今、全国でワースト5位というのも新聞に載っておりました。実際、県内の就職率というのが、今、最新の発表では64%が県内に就職をしている。実はこれというのは、実業高校の公立高校は、過去はトヨタとか日産だとか三菱だとか、川崎重工だとか、県外の大手企業に就職をしないよという取組をやっていたんですね。私も熊本県の公立高等学校PTA連合会理事を今年4期目を拝命させていただくんですけれども、ちょうど7、8年ぐらい前から、極力高校生を地元に残して、地元で生活をさせましょうという取組をし始めて、その中でPTA連合会としてもそのバックアップ、サポートをやってまいりました。そのために熊本県もインターンシップを強化したりとか、コーディネーターを配置したりとかして、熊本県内の素晴らしい企業というのを認定するようにして、いわゆるブライト企業というものを推進してまいりました。

一方で、玉名市の職員の方と話をした中で、いやいや子どもたちがやはり自分の夢を持って県外に出して、そして夢を叶えて技術を身に付けさせて、あとで戻ってこられればいいんだとか、そういう取組をされている、非常に力強く感じる職員の方もいらっしゃいますので、非常に安心しているところであります。

それでは、そういった就職絡みに関して、まず一般質問ということで、TSMC効果

と台湾スタートアップ事業について質問を行なっております。

ちょうど、先ほど松本議員もあつたんですけれども、100社以上の関連企業がTSMC絡みでこの熊本にやっておりますけれども、また、熊本と台湾、高尾のほうとの航路就航もされておりますし、また熊日においては、連日でTSMCインパクトという記事も連日掲載されております。ここ数か月を見ただけでも、特に関係企業の進出というものが非常に活発化してしまっていて、特にまたTSMCも第二工場の話も出てきておりますし、SONYのほうも第二工場が既に決定しているということで、じゃあこのTSMCにかかわる企業誘致合戦に玉名市がどう向き合っているのかを質問したいと思っております。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 井上康博君。

[産業経済部長 井上康博君 登壇]

○産業経済部長（井上康博君） 大野議員の御質問のTSMC効果により、企業誘致活動の状況についてお答えいたします。

TSMCが菊陽町へ工場を進出することにより、県内経済への波及効果は、民間の調べによれば10年間で4兆円を超えるものとみられております。先日はTSMCの第二工場も現在の第一工場周辺に建設するとの報道がございました。本市といたしましてもその好機を生かして関連企業の誘致活動に取り組んでいるところであり、用地情報などの問い合わせも増えてきている状況であります。

企業誘致活動の状況につきましては、新型コロナウイルス感染の影響により、訪問が思うようにできない部分もございましたが、本市の知名度向上のため、企業向けウェブサイトを構築し、PR動画の配信やSMS等の周知を図るなど、できる限りの誘致活動を行なっております。昨年度は首都圏や関西方面などへ企業訪問を精力的に行なっているところでございます。また、本年度からは熊本県大阪事務所へ職員を1名派遣しており、様々な情報共有を図り、積極的な誘致活動を行なっております。

また、TSMC効果による立地企業のカンケンテクノ株式会社につきましては、県企業立地課及び県大阪事務所を通し、用地の問い合わせを受け、県内5か所の候補地から最終的に本市を選んでいただきました。その過程において、トップセールスをはじめスピード感と熱意を持って丁寧に対応を行なったことが、本市に決定していただき、優良企業の誘致につながったものと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 今、答弁いただきましたけれども、カンケンテクノについては、今、部長答弁もありましたし、以前から報道でもありますとおり、県大阪事務所からお声かけいただいて、その候補の中で玉名市としても最大限のアピールをして誘致に結び

つけたんだというお話があったと思います。それプラスこのTSMC効果にのっかって、いろんな積極的な誘致活動をされているということではあったんですけども、それはそれで非常にありがたいことなんですけど、中には、先ほどの答弁で、コロナによってなかなか訪問が難しいということはありませんでしたが、コロナだから企業間で営業活動をしなとか、仕事を止めるということはまずあり得ないことでありますから、やはりこの効果に乗るためには、やはりそういったところはあんまり考えにくいのかなと思います。

要は誘致が待ちの姿勢なのか攻めの姿勢なのか。待ちの姿勢であれば当然、出先機関とか、県の担当課のほうから話が来たりだとかそういうのを待っていればよろしいかと思うんですが、攻めに行く、こっちから玉名市から攻めに行って誘致に結びつけるというやり方も一つの方法ではないのかなと私は考えます。TSMC、いわゆるJASMの出資会社として、SONYが20%株式出資しておりますし、デンソーも10%程度出資しておりますから、ここは国内企業に対して、ソニーとかデンソーに対して、情報をもらいに行くとか、取りに行く、情報を聞きに行く、そして、そこに関して関連企業の紹介をいただくとか、そういったところの誘致活動が今回なされているのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 井上康博君。

○産業経済部長（井上康博君） 大野議員の再質問にお答えいたします。

本市におきまして、議員がおっしゃる企業に直接訪問したことはありませんが、第一に熊本県企業立地課からの情報提供等により、関連企業となっております県企業誘致連絡協議会との情報共有は行なっているところでございます。今後も誘致活動に有利となる各企業の動きには注視していきたいと考えております。

以上です。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 基本は県からの情報がメインになってくるかと思うんですが、そのところをしっかりとアンテナを張っていただいて、かつ、一緒のようにほかの市町村と比べられるときには、ぜひぜひ玉名のアピールを強く前面に出していただければと思います。JASMだとかSONYだとかが第二工場まで含めてやっていますし、そういったところを考えますと、やはり人口流出が考えられるんですね今後、例えば、若手、働き手が玉名から向こうに出ていきますし、そう考えると働く場所だけではなくて、移住定住の観点からも人口がどんどんどんどんこの玉名からも出ていくと思われま

例えば、本田技研工業、ここも2,000人ぐらいかな、2,3,000人の従業員を持ってありますし、私の同級生も先輩も後輩もずいぶんと行ってありますし、その関係

企業もありますし、また、SONYも含めてそうですし、東京エレクトロン九州もありますし、そういった大企業への人の流出というのを考えられます。

私ちょっと気になっていたのが、結局、合志とか菊陽とか大津方面に働き手が出て行ってしまうと、今度はこっちで採用する、要は地元企業が採用する分がなくなってしまうんじゃないかなと思って、この玉名管内の今現在の有効求人倍率をハローワークのほうで調べてみますと、そこまで多くなかったんですね。どっちかという私と、私が思っていた数字よりもずいぶん下回っていた。ということで、ただこれは今の時期だけであって、これは今後恐らく県、玉名市内の求人有効倍率というのは上がっていくんじゃないかな、結局人が採用できないからということになり得はせんかなとちょっと心配をしているんですけども、そういった人口流出に関して、玉名市としても何かしらの手立てを打っていかないといけないと思っているんですけども、そのあたりのリスクヘッジはどう考えられているのか再質問したいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 井上康博君。

○産業経済部長（井上康博君） 大野議員の再質問にお答えいたします。

議員御指摘の人口流出につきましては、本市におきましても大変危惧しているところでございます。本市では、玉名市外への人口の流出を防ぐことに加え、荒尾、玉名地域の人材を地域内に留めておくために、玉名市内の企業の認知度向上及び魅力を伝えていくことが重要であると考えております。

そのようなことから、1市3町の玉名圏域定住自立圏共同ビジョンにおける取組で、企業ガイダンスを開催しております。これは荒尾、玉名管内の高校へ通う就職希望生徒、進路指導者等に対し、荒尾、玉名管内の企業の魅力を紹介し、将来の就職活動における地元就職への意識づけを図るとともに、圏域企業への人材確保支援と玉名圏域から人材の流出を防ぐことを目的に行なっております。

また、昨年度から玉名市内の企業について知っていただくため、就職先選択のきっかけをつくることを目的に、広報たまなにおいて、玉名の企業紹介ページを設け、定期的に掲載を行なっているところです。

今後につきましては、人材の流出など課題解決のためより高価な取組について検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 地元企業の認知度を高めたいとか、魅力を伝えていく、いろいろ先ほど私が冒頭で申し上げたブライツ認定企業、このブライツ認定企業が、これというのは熊本県が認定しているんですけども、これが玉名市にどれだけあるのかというのは、ちょっと私もまだ調査不足なんですけれども、そういったふうに玉名市としてそ

ういうブライト企業を認定しますよとか、そういったところを出していきながら、また、高校生に伝えていくだとか、もしくは、新卒じゃなくてUターン、Iターンのときにも第二新卒、第三新卒といったところも積極的に紹介していけるような、そういった取組をしていけばリスクヘッジにつながっていくのかなとも考えておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に移るんですが、三ツ川産業団地の状況についてなんですけれども、ここについては、今議会でも西川議員も後ほど質問されますし、また、昨年9月の同じく西川議員への答弁として、執行部のほうからは積極的に県外企業への企業訪問を行なって、企業集積に努めるという答弁があったかと思ひます。

では、三ツ川産業団地について、具体的にどうひう積極的な企業訪問がこれまで行なわれたのか、そこのところを質問したいと思ひます。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 井上康博君。

○産業経済部長（井上康博君） 大野議員の御質問の玉名三ツ川産業団地の状況についてお答えいたします。

現在の造成工事の状況ですが、産業団地全体の9区画を二つの工区に分け工事が進められております。1工区につきましては、2区画及び調整池の区域となり、来月7月に完了の予定でございます。残り7区画につきましては、2工区として、令和6年3月の竣工を目指して進められているところです。

議員お尋ねの立地企業の状況でございますが、立地企業の数といたしましては、全9区画中6区画、5社の企業から予約をいただいております。なお、立地企業名は立地協定後の公表となりますので、業種は製造業者が4社、物流業が1社となっております。残り3区画につきましても、昨年度から首都圏や関西方面への企業訪問を行ない、産業団地への誘致を図っております。積極的な誘致活動を行なってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 今、造成の状況をお伺ひしました。また答弁の中にも積極的な企業訪問を行なっていくということだったので、できれば今までにどうひう業種、業界に対して、どれぐらひの数で訪問されたのかというのをちょっとお聞きしたかったんですけども、ただ、立地企業数はほぼほぼ埋まってきている状態で、あと残りわずかなので、今のような取組をされていければ、当然ここは100%埋まってくるのかなと思ひますので、安心しているところなので、また引き続き活動をお願ひしたいと思っております。

この質問、関連で再質問になるんですけども、今までは、例えばTSMC絡みも含

めて、例えば県からの情報を基に誘致活動を進められてきていたんですけども、じゃあ今度は玉名市として、例えば職員が独自にリサーチした企業、こういう企業が玉名に来てほしいな、じゃあその企業は進出する見込みがあるのかとか、つまり私が先ほどから申し上げている攻めのスタイルでの企業誘致というか、そういう独自にリサーチした見込み企業だとか、玉名に来てほしい企業、そういうところの公募企業への誘致活動というのはあったのか、そういったところを再質問したいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 井上康博君。

○産業経済部長（井上康博君） 大野議員の再質問にお答えいたします。

本市では、企業誘致の可能性調査を定期的に行ない、積極的な誘致活動を行なっております。この調査は激しく変動する社会情勢により、企業側のニーズも常に変化しているところであり、そのような企業の進出意向やニーズをタイムリーに掴み、企業誘致を効果的に進めていくため、本市への進出可能性などを調査し、効果的な誘致活動につなげることを目的としております。この調査で抽出した可能性がある企業については、アプローチを行なっているところであります。今年度も企業誘致可能性調査を予算化しておりますので、積極的な誘致活動に生かしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 調査してそこに対してアプローチをされているということでしたので、ここのところについては私も非常に興味ありますので、また後ほどお伺いして聞きたいと思えます。

この企業誘致、特にそのTSMC関係になってきますと、先ほども申し上げました従業員の通勤、そして移住定住、併せて、やはり一番ネックになってくるのが道路整備と思うんですね。昨年12月の議会の一般質問でもTSMCとのアクセス道路についてということで一般質問あがってございましたけれども、ここに関しては、やはり有明沿岸連絡道路がものすごく有効的なものになってくるのかなあと私も思っておりますし、そこはもう少し強い言い方をすれば、必要不可欠であって、マスト案件だと思うんですね。ここについては、本市としても蔵原市長がいろんな道路の期成会で、国や県や国会議員、地元選出の国会議員先生方に対して要望をされておりますので、ここのところについてはもっともっと強い姿勢で、何回も何回もお願いしていただけて、この連絡道路、もしくは有明沿岸道路も早い着工計画に向けて進めていただきたいと思います。

次の台湾スタートアップ事業についての質問に移るんですが、これも今6月議会で初日に浜田議員のほうから、これまでの成果だとか、今後の取組について質問があり、それについての答弁もありました。私が聞きたいところをこれから聞くんですが、例えば、

先月5月末から6月末にかけて、台湾 I nnoV E X に自治体として初出展でブースを出されておりますけれども、また、市長自らもトップセールスをやってきたという答弁も初日に行なわれておりました。

では、その台湾 I nnoV E X のブースの出展、そもそもこの I nnoV E X、これ自体は何だったのか。また、玉名市として出展されたその中身を出展した目的は何だったのかをお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 大野議員御質問の台湾 I nnoV E X へのブース出展についてお答えいたします。

台湾で開催される I nnoV E X は、最先端の I T テクノロジー等を有し、世界的にも注目を集めるスタートアップ企業が、台湾を中心に世界各国から出展する国際展示会でございます。本年は5月30日から6月2日までの4日間開催され、約1,000社からの出展、4万7,600人を超える方の来場がございました。本市も市町村では日本初となるブース出展を行ない、モニターやポスター、パンフレットを使って P R してきたところです。P R した内容につきましては、I nnoV E X がバイヤーを中心に来場されることから、市の全般的な紹介というより、台湾スタートアップ事業の取組内容を前面に押し出し、実証実験への参加を呼びかけてまいりました。

最後に、I nnoV E X に出展した目的についてですが、日本では国内のスタートアップが都市圏を中心に展開している状況に対し、台湾を中心とした海外スタートアップとの連携はそれほど進んでいない状況を鑑みますと、I nnoV E X への出展は、直接スタートアップとの情報交換や実証実験への参加呼びかけができるなど、本市の取組が前進できると判断し、出展したところでございます。

以上です。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 実証実験をメインで行かれたのかなと感じ取りをされました。この実証実験によって、二次効果、三次効果というのが非常に幅広く生まれてくるものだと思うんですね。結局行かれた目的としては、スタートアップ企業による実証実験を玉名で受け入れますよと、そこが目的だったと思いますので、じゃあ再質問になるんですけども、その I nnoV E X に参加したことによる今度は成果、先ほどの目的はどういうふうな成果に代えられたのか、すぐに形に結びつくものはないと思うんですけども、実証実験に結びつく有効的な有効性が高いものはどういうものがあつたのか、そのところを少しお伺いできればと思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 大野議員の再質問にお答えします。

まず、I nnoV E Xでは130人を超えるブース訪問者と名刺交換を行ない、そのうち30人以上のスタートアップ関係者と情報を交換いたしました。そのうち地域の課題解決に向けた実証実験の実現に手応えを感じたのは5件ほどあり、分野別に申しますと、観光分野が2件、農業分野1件、情報分野が1件、国際交流分野が1件でございます。

次に、本市にとって特に有効であると考えているものについて御説明いたしますと、まず一つ目が、A I予測によるスマート農業管理システムであり、データ蓄積管理により、生産や新規参入の拡大につながると考えております。

二つ目が、A Iによる会話型の案内サービスであり、店舗や各種施設での活用、効果が期待できると考えております。

最後に、同時翻訳サービスでございますが、こちらはインバウンド事業に効果をもたらすと考えております。今後は綿密に情報交換を行ないつつ、市内事業者へ情報の提供、協議を重ねることで、実証実験につながるよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 有効性が高いものとして五つぐらいあったということです。観光・農業・情報、そして国際交流というところで、特にスマート農業に関しては、本市も農業が基幹産業となっておりますので、十分実証実験もできる場も多いんじゃないかなと思いますので、そのあたりもぜひ進めていっていただきたいと思いますし、また、恐らく会場に来られていた、出展されていた企業の中には、例えば環境面でSDGsに結びつくものだとか、例えば、子育てでいくとGPSでモニターで動向を確認するだとか、そういったサービスに強いところも恐らく出展されていたのかなと思いますので、本当はそういったところが実証実験を今後玉名でやりやすいところからやっていくことによって、二次効果、三次効果と結びついていくものなのじゃないかなと思っております。

実際その地域課題というのは、日本全国としてみれば、地方にとってはほぼほぼ似たような課題が山積しているかと思うんですね。それらを解決するために、やはりいろんなこれからのA Iだとか、そういった機能が必要になってくるんですけども、実際そういったあらゆる業種だとか業界だとかに、今回のスタートアップの実証実験を強く強く結びつけていってほしいと思います。

市長も今回I nnoV E Xに参加され、多分これは肝入りの事業になってくるのかなと、この実証実験が、私もそうなればいいなと思っておりますし、ブース出展の台湾現場に立って見たときの感想だとか、市長の今後の玉名市における事業展開、どういうふうイメージされるのか、そこを聞かせていただければと思います。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 大野議員の再質問にお答えいたします。

今回の訪問ですけれども、先ほどから議員がおっしゃられているとおり、スタートアップ事業による実証実験の今回マッチング、その商談の成果ということはもとよりではあるんですけれども、それ以外になりますけれども、スタートアップ事業を足がかりとして、観光であるとかスポーツ交流であるとか、先ほどからの企業誘致というものに広く展開をしていきたいという強い思いがあります。そういった思いの中で、今後につなげるための種蒔きというものがたくさんできた、そういった非常に有意義な訪問だったと受け止めております。

具体的には、T C A、台北市コンピューター協会などの関係機関や、本市に工場を構える企業の親会社との意見交換を行ないましたけれども、今後の展開に期待できるものであったと感じておりますし、先ほどの話のとおり、玉名市における産業団地、3区画余っておりますという営業もことごとくやってきているわけでありまして。そしてまた、I n n o V E Xのほうでは、市町村として全国で初めて出展することができましたことから、本当に多くの関係者の方々と情報交換を行なうことができたと思っています。

さらには、今回の訪問で特筆すべき点として、玉名市議会議長、それから玉名商工会議所会頭、民間団体の長でありますけれども、御一緒いただいたこともありまして、官民一体となった訪問に対して、先方のほうからはその熱意と本気度に対して、非常に高い評価をいただいたということもあります。

帰国翌日には、開いた記者会見のほうでも、台湾訪問に関する報告会を実施しているところでもありますけれども、その中で、台湾に関する事業につきまして、スタートアップ事業を取り扱う地域振興課だけでなく、先ほどから申し上げておりますとおり、例えば観光、そしてスポーツ、そして企業誘致などを踏まえた上で、観光物産課、またスポーツ振興課、商工政策課も連携して取り組む必要があると思ったところでもあります。このチャンスをもつためにも、まずはこの関係所管課が軸となって今、取り組んでおりますけれども、展開次第では、当然他の部署も協力してやっていく必要があると考えておりまして、引いては全庁体制でも取り組むべき事柄だと、重要な事柄であると思っています。

そしてまた、今回の訪問を受けて、とりわけ観光面、あるいはスポーツの交流の面、そういった部分に関しては、年度内にも何らかの成果を出していきたいと考えております。どうか議員の皆様におかれましては、どうか議員の皆様におかれましては、今後とも御協力をお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 私も今後は全庁的なプロジェクトチームが必要だとは考えており

ましたので、このところ、例えば大きく言えば今、自治体として、玉名市がスタートアップの実証実験をスタートしたということで、これは全国的にも大きく注目されておりますし、であればもっともっと大きな構想を言ってしまえば、玉名市が今後そういった台湾とのスタートアップ実証実験の場を、今度は全国に対してコーディネーターの立場でやっていくとか、そういった大きな発想で取り組んでいただくためには、やはり先ほど市長もおっしゃられた全庁的なプロジェクトチームで取り組んでいくと、そういったところも今後必要なんじゃないのかなとも思いますし、また先ほど最後のほうに、スポーツでも何かしらの形を出していきたいと。台湾であれば私もレスリングチームのほうで、交流に関してはずいぶんと人脈も深いですから、そこについてはすぐ呼んでこられるレベルではあるかと思っておりますので、まず相談をさせていただきたいと思っております。

今度はスタートアップ実証実験と言っているけれども、そのものがあっても今度はそれを受け入れる環境がなければ絵に描いた餅になっちゃいますので、それを玉名市としては、今度どうそれを受入れ環境を整備していくのか、関係の構築はどうしていくのか。玉名市として何をすべきなのか、そのところの見解をお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 大野議員の再質問にお答えいたします。

台湾スタートアップの受入れにつきまして、玉名市市議会議長と玉名商工会議所の会頭も渡航されたことによって、官民一体となった体制ができたことから、今後は市内事業者、市民に対して、市の取組や台湾に関する情報を提供するとともに、意識醸成を図ることが重要であると考えております。

そのためには、市内事業者を対象に台湾スタートアップに御理解いただくためのセミナーを開催し、また、市民に対しても台湾への理解を深めていただくための取組を実施してまいります。

以上です。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） そういった受入れ体制をしていくためには、やはりそういった地元というか、市内事業者だとか商工会関係を含めて、そういった認知度というか、意識をしっかりと高めていくといったところで、セミナーを開催されるということだったんですけども、本当その理解度を高めるためには、やはりセミナーがまず取っかかりになるかと思っておりますので、そのところについてはまた予算を多く使いながら、力を入れていったセミナーの開催をお願いしたいと思います。

このところの最後の再質問になるんですけども、実際国内においても地方創生のエキスポなんかは今月末から行なわれたりだとか、ほかのところでも多く実施されている

んですね。単純に考えると海外より国内のほうがスムーズにいくんじゃないかという、端的な考えがぱっと思い浮かぶんですけども、そのところ、例えば地域課題解決として捉えるならば、国内版の活用はどう考えられているのか、そのところをお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 大野議員の再質問にお答えします。

国内の地方創生エキスポにつきましては、地方創生や地域課題解決を支援する企業が一堂に集まり、主に自治体向けに商品やサービスを展開する展示会であると認識しております。今までも多くの自治体が参加しておりますが、本市も過去に数名の職員が参加いたしました。I n n o V E Xとの比較は非常に困難ですが、費用対効果など総合的に勘案し、有効性が高いと判断できる展示会には、I n n o V E Xや地方創生エキスポにかかわらず活用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 海外だけにとらわれず国内と両方目を向けて、その中で良いものを採用していく、利活用していくという答弁だったと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君の一般質問の途中ですが、議事の都合により午後1時まで休憩いたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

1番 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 午前中に引き続き、質問を続けさせていただきます。

4番目の台湾U n i i g y m（ユニージム）について質問したいと思います。

玉名市では、協力・協働をすることでの基本合意もユニージムと3月に締結されております。このユニージムのサービスとは何なのか、締結の経緯だとか、また、3月29日にユニージムのサービスを使って体験会を行なわれておりますけれども、これがどうだったのか質問したいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 大野議員御質問の台湾企業ユニージムについてお答えいたします。

まず、ユニージムについて御説明しますと、ユニージムは2019年4月に台北市で創業したスタートアップで、台湾ほか中国、シンガポールなど、7カ国地域でグローバルな事業展開を図っており、43万人を超えるユーザーがいる成長企業でございます。

現在、台湾政府と連携し、このたびシニア健康増進プログラムを一貫して運用していくAI対話型フィットネスサービスを提供しております。

次に、ユニージムが取り扱うサービスについてですが、AI・ARを活用したフィットネス等のコンテンツを提供しており、具体的にはスマートフォンを用いてAIによる行動比較による点数化、ARのトレーナーとのトレーニングなど、ゲーム感覚で楽しみながら運動習慣を見につけ、心身の健康を促進するサービスを提供しております。

続きまして、本市とユニージムは、令和5年3月22日に基本合意書の締結に至っておりますが、その経緯について御説明いたしますと、台湾スタートアップ事業に続く本市とグローバル展開の地として、日本でパートナーとなる進出先を求めていたユニージムが、相互に協力することで互いの目的が達成できると確信したことから、令和4年12月のコンタクトからわずか3か月の短期間で基本合意書の締結に至っております。基本合意書の内容につきましては、両者が共同して地域活性化に取り組むことや、本市が体験会や実証実験を実施する際は、ユニージム側はトライアルアカウントを提供することなどが盛り込まれております。

最後に、令和5年3月29日に実施した体験会についてですが、いつでもどこでもできる健康づくり体験会と題し、玉名市民会館ロビーで午前と午後の部を設け、各3団体程度の参加を呼びかけてまいりました。その結果、午前は1団体3名、午後は3団体3名の参加がございました。現在協議を重ねている段階で導入には至っておりませんが、今後も様々な形で体験会を実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） ユニージムについての説明をいただきました。今回の実証実験というのも全国の自治体としては初だということで非常に注目を浴びているんですけども、私もその体験会には参加していなかったもので、じゃあそのユニージムがどういうサービスなのかといったところで、ちょっと検索してみてもなかなか見つからない。見つかるのであれば、ウェブ上で検索してもユニージムより本体のウェブページに飛んでしまって、結局台湾語というか日本語では表記されていないものもありましたので、まだまだこのところは開発が必要なのかなと思っております。

再質問で聞きたいのが、当然まだまだ3月末に実証実験をされてから3か月ぐらいいか経っていないので、それで初期段階であって時間はかかると思うんですけども、このせっきくの実証実験を今後どう市内事業者と結びつけをして、また、その市内事業者

への支援をどうやっていくのか、そのところを質問をしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 大野議員の再質問のお答えいたします。

今後の方向性につきましては、先ほどの答弁で触れた体験会等を通して、広く市民の方や関係団体に体験していただくことが重要であると認識しております。そのためには、ホームページ等で体験会や実証実験参加の呼びかけを継続して行なっております。

なお、ユニージムの製品を活用した実証実験については、現在1社から話を伺いたいとの申し込みがあっており、実証実験の実現、マッチングの成立に向け協議を重ねているところでございます。

以上です。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 1社から実証実験の問い合わせが来ているということなので、そういったところももっともって増えていけばいいのかなど。ただ、やはり市民だとか市内事業者にとっては、そういうサービスがあるんだよといったところまでまだまだ周知されていけませんので、ぜひこのところの広報とか告知、そしてまた体験会も、例えばこの市庁舎の1階でブースを出して広報していただくとか、はたまた地域のイベントいろいろありますので、そういったところにブースを出して市民に広く周知をしていかれるのであれば、もっともって市内事業者も理解をしてくれて、そのサービスの採用に拡大していくんじゃないかなと思いますので、そういった体験会を広く考えてやっていただければと思います。

ここで一番言いたいのは、要は一過性にならないように、一発花火で終わらないように、そういった体験会だとかにしっかり予算をつけながらでも広く周知をしていただきたいと思います。

次の質問、五つ目になるんですが、台湾との姉妹都市提携を、例えば熊本県内であれば熊本市だとか八代市、南阿蘇、そして益城で結ばれております。国内においては大体114自治体で結ばれているんですけども、このところ姉妹提携がいいのかどうかはちょっと私も判断つかないところなんですけれども、台湾との姉妹都市提携の考えはどうなのか。また、関係人口を今後増やしていく中で、実証実験の窓口としても玉名市は前面に運用がされておりますので、であればこのTSMCの進出も考えて、リトル台湾の可能性としてどうなのか、そういったところでこの2点の質問をさせていただきます。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 宮本圭一郎君。

○企画経営部長（宮本圭一郎君） 大野議員の御質問にお答えいたします。

まず、台湾の都市との姉妹都市提携の考えについてですが、以前のように外国に行く

ことが難しく、海外の情報も限られた時代であれば、姉妹都市提携によって特定の都市と結びつき、情報や人的な交流を持つことは自治体業務の有効な手段であり、長い間自治体の国際交流の中心的役割を担ってきたと理解しております。

しかしながら、今日では誰もが自由に海外へ行くことができ、インターネットなどを通して海外の情報も簡単に入手できることから、行政の国際業務を姉妹都市、友好都市間の交流事業から、インバウンド推進や他文化共生の取組など多岐にわたり変化しています。このようなことから、特定の都市を相手とする姉妹都市や友好都市の締結という形にこだわらず、例えば、観光分野やスポーツ分野など、個別の分野ごとに必要に応じて、自治体や団体などふさわしい相手方との連携協定などを締結することで、国際交流の推進につながるものと考えています。

また、台湾との関係人口や交流人口を増やす考えにつきましては、スタートアップ事業やインバウンド事業、金栗四三関連事業など様々な分野での連携、交流について、今後も継続、強化する方向であり、TSMCとその関連企業の進出などの状況も勘案しますと、本市を訪れる台湾の方も多くなることが予想されます。このことから観光物産課をはじめとした関係部署や民間団体等と連携し、台湾関係のイベント等を実施するなど、本市の関係人口のさらなる増加につながる取組の検討が必要だと考えております。

以上です。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） ただいま部長答弁ありましたとおり、インターネットだとかウェブで簡単につながりますし、そういったところで昔と違うので、今の環境に応じて個別でやっていけばよろしいと、私も今の答弁を聞きまして、そういうところでいいのかなあと思いました。またこのリトル台湾のところについてもいろいろ状況が考えられますので、ほかの自治体等をみながら判断をしていただければと考えております。では次の質問にまいりたいと思います。

[1番 大野豊重君 登壇]

○1番（大野豊重君） 玉名駅周辺、旧庁舎跡地のランドデザインについて質問したいと思います。

この新市役所、新庁舎が開庁されてからはおおよそ9年ぐらい、そして旧庁舎が解体されても同じぐらい時間が経ち、そして旧庁舎跡地では、今、その後いだてんドラマ館から第一保育所の仮園舎ということで、旧庁舎跡地のその後の利活用が10年示されていない状況となっております。この旧庁舎跡地だけではなく、昨日も瀬崎議員のほうから質問があっただけけれども、玉名駅周辺の空洞化がだとか、蛇ヶ谷公園だとか新玉名駅前だとか、いろいろ総合的に考えていく要素が増えたので、ランドデザインによって見直していきますという答弁だったかと思うのですが、これまでも旧庁舎跡地に

については、いろんな団体から答申があったりだとか、利活用の提案があったり、意見書や要望書が数多くこの10年間で出されてきていたかと思います。当然ながら旧庁舎跡地の利活用については、サウンディングなんかを通じていろいろ市のほうでも検討されていたと思うんですが、ただただ今現在までにまだビジョンが示されていないというのが実情だと思います。私の今年3月の一般質問で、まち・ひと・しごと創生総合戦略について、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの推進というところで質問をさせていただきました。

そのときの建設部長の答弁では、立地適正化計画の中で、まちなか未来プロジェクトを通じて全体的に長期的なランドデザインの構築を進めるという答弁がありまして、端的に聞くと、長期的に、全体的にランドデザインで構築を進めるということで、なんか進んでいくのかなあというイメージは持てるんですが、ただただ先ほども申しましたとおり、これまで長い間、旧庁舎跡地についてビジョンが示されないままとなっておりますので、だからこそ執行部のほうでは、今年度の主要施策の一つとして、当初予算で計上をされ、まちなか未来プロジェクトを推進されているかと思います。そのまちなか未来プロジェクトによって、どういうランドデザイン、具体的に描いていくのかというところの質問になるんですが、まず、プロジェクトの庁舎内での進め方についてお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

[建設部長 田代史典君 登壇]

○建設部長（田代史典君） 大野議員御質問の玉名市まちなか未来プロジェクトについてお答えいたします。

この質問は、ただいま大野議員がおっしゃいましたとおり、昨日の瀬崎議員の答弁と重なるところがございますので、御了承いただきたいと思います。

まちなか未来プロジェクトは、既存の中心市街地について、公共施設も含めJR玉名駅や駅周辺の再生、旧庁舎跡地の利活用、各商店街や温泉街の活性化といった中心市街地のエリア一帯の構想を描いてまちづくりを進めるプロジェクトでございます。現在本市においては、庁内20課から職員42名で構成する横断的な組織、まちなか未来プロジェクトチームを設置し、ランドデザインの確定に向けて見識を高めているところでございます。

具体的には、幅広い職員に呼びかけ、特に若い世代のオープン参加の下、グループワークで、本市の現状や将来について議論するとともに、より良いものへブラッシュアップする方法などを学ぶなど、これまで2回開催しております。今後はチーム内に道路などのインフラの整備、公共施設などの複合化、魅力発信などを検討する分科会を設置し、年度内にはランドデザインのたたき台となる素案を作成する予定としております。今

後も引き続き幅広い世代の職員の参加を促し進めてまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 庁舎内でプロジェクトチームを横断的に20課ぐらいから42名でやっていかれるということで、それは私も大賛成です。今回のランドデザインの策定、年度内にやられるということでしたので、市民に示すべきビジョンをどういう行程というか、先ほど年度内と言われましたけれども、そうじゃなくて長期的なところでもかまいませんので、これからどういう行程でそのランドデザインを進められていくのかお伺いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

○建設部長（田代史典君） 議員の再質問にお答えいたします。

ランドデザインの策定については、令和6年度の完成を目指し、行政、学識者、商工団体、金融、市民団体など、官民の様々な方々が集まる会議の場、エリアプラットフォームを設置し、庁内のプロジェクトチームとも連携を図りながら進めてまいります。また、JR玉名駅周辺では、昨年民間団体によるにぎわい創出を目的とした、エキマチかたろうピクニックや高校生などによるたまな未来づくり研究所が活動しており、その中で市民の皆様の意見を収集しているところでございます。今後も市民の皆様との対話を大切に、高校生などの若い方の声も取り入れて、玉名市まちなか未来プロジェクトを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 今、部長より答弁ありましたとおり、エリアプラットフォームでそういったところをやっていくということです。当然最初に策定される、ビジョンが示されると思うんですけども、こここのところについてもより良い意見を採用しながら、どんどんどんどんブラッシュアップをしてより良いものにしていくということだったので、安心をしているんですけども、そもそもこの事業というのは、当初予算で昨日も瀬崎議員からもあったんですが、94万円の予算計上をされて、令和5年度の主要施策の一つであったと思いますし、当然ながら新規事業でもあるので、力を入れて集中的に進めていくべき事業だと思うんですね。なので、3月の予算委員会的时候には、予算を増額すべきなんじゃないのかという質問をさせていただいています。

それから、6月になってわずか3か月の間に補正予算が今回420万円上程されているんですけども、そここのところは昨日の瀬崎議員の質問の答弁の中で、旧中央病院跡地が加わることで、範囲拡大ということもありましたので、今一度こここのところ、補正予算を増額されたところの内訳を教えてくださいたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

○建設部長（田代史典君） 議員の再質問にお答えいたします。

令和5年度当初予算につきましては、職員による手作りの資料作成、プロジェクトの目的や意義の共有、各課で実施しましたアンケートによる市民の皆様の意見収集など、それにかかる費用と職員の先進地研修旅費などを予算化しておりました。しかしながら、旧公立玉名中央病院跡地が新たに加わり、範囲が拡大し、市街地の活性化地域コミュニティの再開など、多岐にわたるプロジェクトをより俯瞰的、効率的、効果的にスピード感を持って検討していくためには、専門家によるアドバイスや調査、分析が必要となったため、本議会で委託料を上程しております。

併せて、職員の知見をさらに高めることが今後の検討において重要となることから、類似箇所や最新のまちづくり構想、今後の事業の行程など、参考になるとと思われる先進地、3か所で研修するための費用を上程しております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） いわゆる多岐にわたるプロジェクトになりますので、より俯瞰的に、全体的に見たときのものをするために、やはり専門的にも専門性を持ったアイデアとか、調査、分析に必要なだったということで、補正予算があがったということで理解しております。

とはいえ結局市民はどうするんですかというビジョンを待っている。ずっと待ち続けている状態にはなっていると思いますので、これ以上先延ばしがないように、ぜひ今回のプロジェクトによってしっかりとしたビジョンを示していただきたいと思っております。必要であれば来年度の予算もこのところについてはしっかり増額をして、より良いものをつくっていただきたいとも思っております。

しかしながら、そのビジョンを、予算を高くしてもビジョンを示していく上でも、何を行なうにしてもやっぱりネックは予算ですね。特に箱もの、特に今のこの玉名市の財政では、やはり超高齢化社会に突入しておりますし、非常に厳しいものにもなっております。しかしながら何かやらないといけない、その跡地においてですね、でも予算がないといったところで、やはりその課題解決の一つに、PPP、いわゆるPFI工法もあるかと思っておりますので、再質問になりますけれども、今後の玉名市の中心部のランドデザインを描いていく中で、このPFI工法を用いた事業は検討されているのか。もし検討されているとすればどういう進め方でいくのか。私的には本当言えばこのPFI工法でしか解決できないものだと私は思っております。そのあたりいかがでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

○建設部長（田代史典君） 議員の再質問にお答えいたします。

P F I 事業とは、民間資金を活用して公共事業を実施するための手法の一つであり、その効果として、事業コストの削減や民間のノウハウを活用することによる市民サービスの向上が期待できます。このP F I 事業をはじめとする官民連携事業について、事業構想段階でサウンディングという市場調査を行なうことがあります。本市においては、旧庁舎跡地や学校の跡地などの活用方針を検討する際に実施しております。市としましては、これまで同様P F I 事業の活用も含め、様々な検討を行なってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 当然ながらサウンディングによってしっかり市場調査をされて進めていっていかれると思います。

またこのP F I、やはりこれは官民連携による、先ほど部長も答弁されましたとおり、事業コストの削減だとか民間ノウハウの活用になってくるかと思っておりますので、ぜひぜひここは藏原市長の手腕に期待して、しっかりとしたビジョンを示されることを待っております。

次の新玉名駅周辺整備について質問したいと思います。

新玉名駅が平成23年3月に開業され、今年で12年になるんですけれども、見てとれるとおり、駅周辺整備がまだまだなされていないのは現状であります。新玉名駅周辺整備基本計画というものが、平成30年6月に策定されているんですけれども、その基本計画の中では、平成30年から平成39年、いわゆる令和9年までの10年間を計画として、駅を中心とした南北約60ヘクタールの開発の基本計画が策定されているんですけれども、これまで新玉名駅周辺整備の基本計画によって、様々な調査だとか分析、解析がなされているんですけれども、その後、調査までは終わっているんですけれども、その後の具体的な進め、何をするのかというのがまだまだ見えてきていない状況です。この新玉名駅周辺整備について、これまで幾度となく先輩議員さんたちも一般質問をされたり、各委員会で数多く取り上げられてきた内容だと思うんですけれども、今回のランドデザインにおいても新玉名駅前もエリアとして入っておりますので、改めてこのプロジェクトでどのような考えでこの駅周辺整備をされていくのか、そこのところをお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

○建設部長（田代史典君） 大野議員御質問の新玉名駅周辺整備についてお答えいたします。

新玉名駅周辺整備につきましては、新玉名駅周辺等整備基本計画策定後、文化財予備調査をはじめとした各種調査の実施、開発に関する整備方針の検討、民間開発の誘導等

を行なってまいりました。しかしながら、民有地からなる整備区域での開発の難しさに加え、新型コロナウイルスの流行や物価高に伴う資材単価の高騰といった想定していなかった社会情勢の変化もあり、民間開発誘導に時間を要しております。

今後の進め方といたしましては、商業、住宅系企業による開発を誘導しながら、その開発に併せて道路等インフラ整備を進めていきたいと考えております。また、併せましてそのほかの整備手法につきましても、地権者の意向も勘案しながら調査、検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 民有地がメインでありますので、なかなか進めるのにも時間がかかるということも分かりますし、ただ先ほどの答弁では、コロナと物価高騰の中で進めるのがちょっと難しくなったというのもありましたけれども、それはここ3年の話であって、10年前から言われていることですから、その前の質問のときに答弁がありました、プロジェクトチームでグランドデザインを引っ張っていくということですので期待したいと思うんですが、私いろんなスポーツ関係だとか学校関係でよくよく出張に行くことが多いんですね。宿泊のときに、やはり大都市圏では宿泊がすぐに見つかるというのもあるんですけども、やはり満室のときにはなかなか宿泊所が見つからなくて、新幹線で一つ二つ駅を戻るところで範囲で調べるんですけども、車で行けば大体半径20キロ、30キロ前後で探すんですけども、例えばよそへ出張に行ったときに、玉名市よりも全然小さな町なのに新幹線の駅があって、その駅前にやはり宿泊所がたくさんある。なのでやはりそこが栄えているのかなあと思いますし、これまで専門家による駅前調査とか分析をやられてきたんですけども、もしそのところを進めていくのであれば、例えば人の流れ、要は玉名市の位置だとか、玉名市を通る人の流れだとか、ホテルを造ったときのシミュレーションだとか、例えばTSMC関係で熊本に100社以上来ますので、そういった人たちが、玉名だったら恐らく新幹線を使って宿泊に来ると思うんですね。遠くから出張に来られる方というのは、車じゃないので結局新幹線でばつと来てしまえばすぐ泊まれるので、一駅二駅は宿泊をする上で考えられる範囲なんですね。なので、玉名だけで考えてしまうと、当然平日の宿泊数というのは非常に厳しい面があるので、進出しようとするビジネスホテルの会社からするとリスクがあるかもしれないんですが、そこのところを玉名市として人の流れを分析をした資料を添付資料としてホテル会社に付けて御提案すれば、恐らくホテル会社も採算性が合うという計算になってくるかと思っておりますので、ぜひ今後そのあたりの研究を進められていく中では、人の流れをぜひ研究材料の一つとして入れていただいて、玉名市のプレゼン資料の一つに加えていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、大野豊重君の質問を終わりました。

次に、6番 山下桂造君。

[6番 山下桂造君 登壇]

○6番（山下桂造君） こんにちは。6番、自友クラブ、山下桂造です。

通告に従い、一般質問を行ないます。

最初に、転入者への市民サービスについて伺います。

熊本市北区から玉名市に数年前に引っ越してこられた方から伺ったことです。介護の必要な高齢な家族がいます。熊本市に住んでいたときは、コルセットの購入時など購入後に領収書を持って市役所に行くと、すぐに助成金をもらうことができたということでした。玉名市に引っ越してから、玉名市役所に同様に領収書を持って行かれたところ、玉名市では事前に申請が必要ですよということで、全く助成金がもらえなかったそうです。このことで自治体によってやり方が違うということが分かったということでした。福祉サービスは日本全国で行なわれているので、まさか自治体が異なると手続きの仕方が変わるなど思ってもいなかったとおっしゃっていました。私も異なるということ全く知りませんでした。

さて、転入の窓口は市民課です。転入の手続きにいらっしゃったときに、窓口で、玉名市は以前お住まいのところとは手続きが異なることがあります。特に介護関係については事前申請が必要となることが多くありますので、まず高齢介護課など関係するところに相談をさせていただきますと伝えていただけると、転入して来られた方が残念な思いをすることが少なくなると思います。もっと言いますと、転入者のしおりなどあるといいなど考えております。ほかの自治体できていたことが、玉名市ではできないということが存在する以上、このことを市民課窓口でお伝えいただきたい。玉名市に転入された方が不利益を受けないようにするために、今後の取組について質問いたします。

○議長（近松恵美子さん） 市民生活部長 松田智文君。

[市民生活部長 松田智文君 登壇]

○市民生活部長（松田智文君） 山下議員御質問の転入者への市民サービスについてお答えいたします。

転入の手続きは、玉名市に転入する場合の市町村が発行した転出証明書が必ず必要になります。その転出証明書には、マイナンバーカードの有無、国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療保険、介護保険、児童手当の資格の有無、外国人であれば在留カード番号や在留期間などの情報が記載されており、その情報に基づき転入後の手続きの案内をいたしております。

また、転入された地区のごみ出しカレンダーの配付や行政区への加入の御案内、住基

システムに入力した際に提出される方の、転入される方の年齢によって表示される案内メッセージを参考にいたしまして、高校生までの子どもがいる世帯であれば、子育て支援課での児童手当や子ども医療費助成制度の手続き、小中学生の子どもがいる世帯であれば、教育総務課での学校への編入手続きなど、帳票による案内も実施しております。

しかしながら、障害者手帳の所有の有無やその他の福祉サービスの享受資格の部分については、転出証明書には記載されておらず、また住基システムによる案内メッセージにも表示されないことから、転入者が必要とする案内のどれが行なわれている、行なわれていないこともあるかと思えます。つきましては、市民課窓口での案内不足により、転入者が本来受けられるはずであったサービスを受けられなかったということにならないよう、さらに窓口対応の向上を図りたいと存じます。

具体的には、望まれるサービスを可能な限り把握するため、チェックシートなどを作成し、転入手続きの待ち時間を利用して転入者に御記入いただくなど、効率的な有効な方法を検討いたします。また、将来的にはデジタルトランスフォーメーションを活用し、分かりやすい転入手続きの案内や行政手続きの提供にも努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 山下桂造君。

○6番（山下桂造君） 対策を取っていただけるということで感謝いたしたいと思えます。いろいろな自治体調べておりましたら、鹿屋市でこのような物を見つけました。暮らしの便利帳ということで、転入して来られた方、全員に配られているそうです。見ますとページが市役所案内から届出証明、税金、健康、年金、高齢者福祉介護、その市のスタンスが全て書かれております。このようなのが配っていただければいいなと思いました。過去に玉名市でもこんなのがあったような記憶があるんですね。先ほども言われましたけれども、それぞれの特に福祉のほうではいろいろと高齢者福祉事業の手引きとか、そのほか子育てハンドブックとかありますので、これはまとめていただければこれができると思うんだなと思いました。DXでいろいろされるということも伺ってはおりましたので、今後そちらのほうも大切ですが、残念ながらDXに対応できない人間もおりますので、できましたらこういうのがあればすごく便利だな。また、実は転入者だけじゃなくて住んでいる人もよく分からないことがいっぱいありますので、またこういうまとめて出していただければとてもありがたいと思えます。

なお、鹿屋市ではもっとおもしろいを見つけました。転入者向け講座というのがあります。定員わずかですが町の中に、公共施設の見学や史跡巡りとか郷土料理作りとか、ごみの分別やリサイクルとかの講座があっているそうです。こういうのも転入者にとってはやさしく良いものだなと思いました。

では次の質問に移ります。

[6 番 山下桂造君 登壇]

○6番(山下桂造君) では、玉名市景観計画について伺います。これ令和5年3月改定の玉名市景観計画です。この計画は玉名市全体の景観形成の指針を示し、様々な取組をさらに効果的かつ総合的に推進するため、今回玉名市景観計画の改定を行なうと書いてあります。玉名市景観計画改定版についていろいろと質問していきます。

まず最初に、玉名市景観計画の改定の経緯と改定内容についてということで、玉名市景観計画改定のいきさつの説明と、改定ということですから、どのようなことを改定したのかというのを教えてください。

○議長(近松恵美子さん) 建設部長 田代史典君。

[建設部長 田代史典君 登壇]

○建設部長(田代史典君) 山下議員御質問の玉名市景観計画の改定の経緯と改定内容についてお答えいたします。

本市は、平成28年6月に景観行政団体に移行し、同年9月玉名市景観計画を策定いたしました。策定から5年が経過し、第二次玉名市総合計画(後期計画)や新玉名駅周辺等整備基本計画等の上位・関連計画の策定に加え、景観形成を図る上で、地区区分や景観形成基準等の見直しへの必要が生じたことから改定に着手いたしました。改定につきましては、玉名市景観審議会の審議、住民説明会、パブリックコメント等を経て策定いたしました。

今回の改定の内容の主なものとして4点ございます。まず一つ目に、届出対象行為に太陽光発電施設を追加、二つ目に、景観形成推進地区に大浜地区、伊倉地区を追加、三つ目に、新玉名駅周辺等整備基本計画の策定を受けて、景観形成推進地区である新玉名駅周辺地区の区域拡大、四つ目に特定施設届出に係る対象地区として、都市計画道路岱明玉名線を追加し、対象施設として事務所、太陽光発電施設を追加いたしました。

以上が今回の改定の内容となります。以上でございます。

○議長(近松恵美子さん) 山下桂造君。

○6番(山下桂造君) 改定の経緯とか分かりました。平成28年に景観団体だったということがこれをつくる最初だったということが今、初めて分かりました。

前回、平成28年以降の取組の経過と強化、取組の実施件数についてということで、この景観計画、平成28年からの景観について記載がないのですが、なぜでしょうか。また、できたこととできなかったことが書かれていないというののもちょっと計画としては不思議です。今回の改定にいたるまで、計画に基づいて行なったことがありましたら件数を教えてください。

○議長(近松恵美子さん) 建設部長 田代史典君。

○建設部長(田代史典君) 議員の御質問にお答えいたします。

今回の改定においては、計画書内に取組の経過と評価について、項目として掲げて記載していませんでしたけれども、取組の経過に代わるものとして、平成28年度から令和2年度までの5年間で実施した取組の状況を、町内やまちづくり団体への聞き取り調査により把握しました。その結果、行政、住民の皆様、まちづくり団体等の皆様の取組として、全体で92施策が実施されており、これらの取組については、これまでの取組例として計画内に紹介しております。今回の改定については、これらの結果を踏まえた上で改定内容の検討を行っております。

また、景観計画の評価については、計画書の中で、景観に対する市民の皆様の意識調査を実施しており、平成25年度に実施した調査結果との比較をすることで、これまでの取組を評価しております。次回の見直しの際には、取組の経過と評価について、分かりやすい評価掲載方法を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 山下桂造君。

○6番（山下桂造君） 97の取組があったということが分かりました。その中で幾つか書いてある、私もちょっと見損ねていたところがあったと思います。

では次ですが、景観計画の進捗管理についてということで、実は荒尾市の景観計画を見てみますと、進捗状況評価というページがありました。今回景観計画に玉名市のほうでPDCAサイクルが書かれてあるということなんですが、今までPDCAサイクルの実施ということは具体的にされたのでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

○建設部長（田代史典君） 議員御質問の景観計画の進捗管理についてお答えいたします。

御質問のPDCAサイクルは、計画、実行、評価、改善を循環させ、取組の成果を高めようとする概念です。平成28年に策定した計画では、PDCAサイクルを位置づけていませんでしたので、今回の改定においては、平成28年度からの取組を市民アンケート調査や町内ヒアリング等により評価を行っております。今回の改定に併せて、これまで以上に効果的な景観まちづくりの推進に向け、PDCAサイクルによる進捗管理を行なうことにしております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 山下桂造君。

○6番（山下桂造君） 玉名市の景観計画を見ておまして、歴史について書いてあるんですけども、この景観計画、平成28年の作成のときから、加藤清正の横島干拓を行なったという記述がなかったのでびっくりしました。改訂版でも当然ありません。このことは景観計画において一番基本の干拓を考える上で大きなマイナスだと考えました。玉名市で働く以上、玉名の歴史についてもある程度認識を持っていただきたいと思っ

た次第です。

さて、江戸の干拓からはきちんとした記載があるのですが、加藤清正の干拓について記載がなかったということについてどのように考えられますか。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

○建設部長（田代史典君） 議員御質問の干拓の歴史についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、市としましても歴史としての重要性は十分認識しております。しかしながら、加藤清正の土木施策については伝承としての記録は確認できますが、歴史上の事実としての記録は確認できないため、正確性を記して今計画への記載は控えております。そのため景観形成方針の干拓景観ゾーンについては、古い干拓は加藤清正の時代からという文章で表現しております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 山下桂造君。

○6番（山下桂造君） 加藤清正についてはきちんとした証拠はないということなんですね。ただすごく重要な話でもあると思いますので、干拓の歴史は加藤清正から始まっているとずっと昔から信じ込んでいますし、菊池川の大きな流れを変えたという、これはすごいことだと思うんですね。景観をつくる一番のものだと思うので、ぜひともしっかり捉えていただきたいと思います。

景観形成方針についてということなんですが、この文書の中に山林、河川をはじめとした豊かな自然資源や生態系を保全します。また、山林、河川景観に配慮しつつ、自然資源を生かし、触れ合うことができる環境をつくります。というふうに、ほかも幾つもあるんですけども、〇〇しますと書かれています。ということは、玉名市がこういうことを主体的に行なうことだと思うんですが、いかがでしょうか、確認いたします。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

○建設部長（田代史典君） 議員御質問の景観形成方針についてお答えいたします。

玉名市の景観は行政だけでつくり上げるものではなく、市民の皆様の日常生活や経済活動の積み重ねにより形づくられており、市民の皆様との協働で行なわなければ達成できないものだと考えております。そのため景観形成更新においては、市の取組のみならず、市民の皆様と協働で行なう取組も含め記載しております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 山下桂造君。

○6番（山下桂造君） この景観計画というのは市だけで取り組むものではないというのはよく分かります。よく分かるんですけども、ここに〇〇しますと書いてあるものから、市としてこれはするぞというのがあるのかなということを私はすごく感じたわけです。

では次の質問に行きます。景観形成推進事業の予算についてなんですけれども、私も予算のときにしっかり見とけばよかったなと思っているんですが、これは私の落ち度でしかないと思うんですが、景観形成推進事業として、237万2,000円とあげられております。景観形成において、景観形成支援補助金という名目で、天水地区、これは過疎のほうということで100万円、そのほかの地区に100万円ということで計上されているようです。景観形成支援補助金という名目ですから、玉名市が主体となって景観づくりを行なうということは、令和5年度は考えていないということと判断しますが、よろしいでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

○建設部長（田代史典君） 議員御質問の景観形成推進事業の予算についてお答えいたします。

景観形成推進事業は、景観形成支援補助金と玉名市景観審議会及び景観交流会開催に係る経費を計上しております。このほか、建築や開発行為に伴う景観法上の届けに係る一部、景観に関する広報活動等がございます。

この良好な景観形成を図っていくための関連事業としては、道路、公園などの除草等の維持管理業務や、高瀬、裏川などの景観資源を活用した観光施策、ホテルの里づくり活動などを支援するまちづくりの補助金があります。このように各課で実施している事業そのものが自然体の景観形成につながっていくものであります。令和5年度も景観関連事業と連携を行ないながら、景観計画の周知を図り、良好な景観形成に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 山下桂造君。

○6番（山下桂造君） この景観形成事業の予算だけでなく、それぞれほかのところの事業でやっていますよということですね。はい、ありがとうございます。

景観計画と観光施策についてということで伺います。

景観計画と観光施策はリンクしていると考えておられるでしょうか。以前私が一般質問をしたときに、温泉から花しょうぶの高瀬裏川まで道案内が必要と発言したことがあります。景観計画87ページには、観光資源を見てもらうためのサイン整備とあります。調べてみると平成28年度にも書かれている内容でした。平成28年から書いてあるにもかかわらず、温泉街からの案内を誰も考えなかったのか。また、私が質問したことに対してどんなことを考えられたかを伺います。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

○建設部長（田代史典君） 議員御質問の景観計画と観光施策についてお答えいたします。

景観計画において、高瀬裏川や山田の藤など市の代表的な観光資源は、景観計画に位

置づけており、観光施策はリンクしていると考えております。

議員御質問の玉名温泉から高瀬裏川水際緑地にかけてのサインについては、令和2年度に設定した金栗四三マラニックコースの中で、新玉名駅を起点に高瀬、裏川、水際緑地やJR玉名駅、立願寺公園、しらさぎの足湯を周遊する街めぐりコースとして、それぞれの場所にサイン看板を設置しております。各看板にはQRコードが表示され観光資源の紹介動画を視聴することもできます。このように景観施策と観光施策が様々な事業と組み合わせたり、効率的に進んでいくよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 山下桂造君。

○6番（山下桂造君） 実は、今度からお願いしたいことなんですけれども、書いていないことなんですけど、温泉から高瀬裏川まで行く道が分からない。今はスマホでもなんでもあるんですけど、街なかの道しるべというのはとても大事だなと思っております。どうかよろしく願いいたします。

では、アクションプランの考え方ということで伺います。

良好で魅力的な景観形成は行政だけでは実現できません。ハード・ソフトでの景観、まちづくりを住民、まちづくり団体、行政が協働して進めることが大事ですと書いてあります。先ほどから何度も説明いただいていますけれども、そのとおりだと考えております。

また、そのアクションプランの内容の中で、市は国や県と連携しながら、道路や河川などの管理者として適正な維持管理による安全の確保や景観美化に努めていますと書いてあります。書いてありますが、このへんのところはどのぐらいできているのでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

○建設部長（田代史典君） 議員御質問のアクションプランの考え方についてお答えいたします。

県や国との連携につきましては、日頃から連絡を取り合い、計画的に事業を進めているところでございます。例えば、国管理である菊池川においては、昨年度、高瀬大橋付近の堆積土を撤去され、市は占用している堤防道路の除草を毎年行なっております。また、県管理区間の境川においても、JR橋の下流付近から上流の南大門橋までの区間について、土砂撤去や樹木伐採を行なわれ、その上流の市管理区間についても同時期に土砂撤去や樹木伐採もおおむね行ないました。このように国や県と連携しながら取り組んでいるところですが、常に万全な状態で維持することは非常に困難であるとも考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 山下桂造君。

○6番（山下桂造君） いろいろと連絡取っているというのは分かりますし、万全な状態には確かになりにくいと思います。ただ、私思うに、早めに気づくと早くできるかなとかというのとも思いますので、また今後ともよろしく願いいたします。

では、アクションプランの実現に向けてということなんですが、アクションプランの実現に向けては予算措置が必要であると。予算措置ですから先ほど伺いましたけれども、これだけいろいろアクションプラン書いてあるのをいっぺんに行なうことはできないですけれども、それならば10ぐらいある中で、来年はここだけはきれいにしたいとか、ここだけは実現したいというのがあれば教えてください。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

○建設部長（田代史典君） 議員御質問のアクションプランの実現に向けてについてお答えいたします。

良好で魅力的な景観形成は、ハード・ソフトでの景観、まちづくりを住民の皆様、まちづくり団体の皆様、行政が協働して行なうことが大事です。また、アクションプランに掲げる取組につきましては、行政やまちづくり団体等の民間活動を含めると、おおむね実施しているところでございます。

今後も引き続き協働の景観づくりを推進するため、継続して景観交流会や広報たまな等による意識醸成や啓発につながる事業を実施するとともに、市民の皆様やまちづくり団体の皆様が実施する取組を支援し、連携を図ってまいりたいと考えております。また併せて、市は国や県と連携しながら、適正な維持管理による安全の確保や景観美化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 山下桂造君。

○6番（山下桂造君） アクションプランがいっぱいあるもんですから、本当にされているのは事実であって、地域の住民の方々は頑張っておられますけど、何かこれはひとつ今年はここだけもっとやれないかなあというようなのができないかなと思ったんですよね。じゃないとどこも同じような予算では何もできないんじゃないかと考えております。

景観計画、玉名市として予算を付けて計画するということは、私、絶対必要なことだと思うんです。景観つくる中で、今までの景観を守るってすごくやっぱりお金がかかることだし、民間でやるにはちょっとやりたくてもできないというところがあると思うんですね。それはやっぱり投下した資本を取り戻すことが難しいということがあるからだと思います。景観ということで。ですから、市として、公として予算を注ぎ込んで、どこか人を呼び込むことができるようなのをすると、市はまたさらに潤うのではないかと考えます。市が潤えば、というか町に人が来ればそれぞれの商店もいろいろ潤いますし、今後市の予算も増えていくのじゃないか。ただ、先ほどから何度も言っていたい

ますけれども、景観というのは住んでいる人が維持するというのはとても大事なことです。ただやっぱり街の中とか維持してほしいなと思う場所はいっぱいあるんですよね。

以前、熊本のグリーンクリーン作戦というのがあって、年に2回町をきれいにするというのをやっていた。今ちょっと各自自治体もされているところもありますし、これはいかんだったから来年からやろうとかと言い始めているところもあるようです。できれば玉名市としてグリーン作戦というのを昔みたいにしていただけるようになると、また住民の意識も高まるのではないかと思います。私も景観維持には協力いたしますし、これから少しずつでも玉名市に来てもらうようにきれいにしていきたいなと思っております。

ここまでもいろんな方々がいろんな努力をされているのは知っておりますけれども、一度景観計画についてしっかり聞いてみたいというのがありましたので質問させていただきました。

○議長（近松恵美子さん） 山下桂造君の質問の途中ですけれども、議事の都合により休憩いたします。

午後 2時01分 休憩

午後 2時15分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

6番 山下桂造君。

[6番 山下桂造君 登壇]

○6番（山下桂造君） 最初の転入者への福祉サービスということにつきまして、私のちょっと事実確認が間違っていたということが分かりましたので、お話としては、転入された方が、熊本市のほうではすぐもらえましたが、玉名市ではもらえなかったというお話をいたしました。先ほど市のほうとお話したときに、この方は身体障がいなので、身体障がいならばやはり絶対前もって届出が必要であるということです。ですから、多分どういういきさつがあったか分からないんですけども、このところは訂正いたしました。玉名市と熊本市でやり方は何も変わりはないということだそうです。ただ、そこにいくまでに、その方に教えていただいた方の経緯がどうだったかが分からなかったもので、ここで訂正させていただきます。すみませんでした。

では、3番目の質問にまいります。

繁根木川遊歩道の維持管理について。繁根木川の温泉通りがつながります高津原橋から下流のJRの鉄橋までの区間は、国土交通省により遊歩道が整備されました。その後、平成20年に国土交通省と玉名市の間で、遊歩道部分の管理は玉名市が実施するという事で協定が結ばれています。最初のころはきちんと管理されていたようですが、その

後、次第に管理がされなくなり、令和2年度時点で高津原橋の辺りは土砂と草で盛り上がって覆われてしまっていました。国土交通省にお話をして、高津原橋から立願寺橋までの間について、昨年12月に土砂の撤去及び法面の修復をしてもらいました。

この間も繁根木川では、地域の方の御尽力で、堤防外側の美化は行なわれていたり、また、立願寺橋のたもとにある花壇の手入れは地元の方が行なっていました。それも途絶えてしまいましたので、現在、立願寺橋たもとの花壇は、玉名女子高等学校のインターアクトクラブが整備を行なっています。

ひと月ほど前に繁根木川遊歩道の写真を撮っていらっしゃる作業服の方を見かけたので声をかけました。この遊歩道を造るのに関わられた国土交通省の元職員の方でした。市民が憩える場ということで国土交通省として整備しましたが、現在の状況があまりにひどく、とても残念と言われていました。

さて、国交省と玉名市の管理についての協議は、今、お願いしておりましたけれどもどのようになっているのでしょうか。また、今後の管理についてどのようになりますか。さらに、平成20年から協定はあるのですが、維持管理に目が向かなかったのはなぜでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

[建設部長 田代史典君 登壇]

○建設部長（田代史典君） 山下議員御質問の繁根木川遊歩道の維持管理についてお答えいたします。

まず、繁根木川の管理区間は、旧玉名地域医療センター付近を境に下流は国土交通省、上流が熊本県になります。議員御質問の遊歩道につきましては、下流の国土交通省区間で、以前護岸補強工事及び掘削工事が行なわれ、この工事の中で河川の一部に遊歩道が整備されました。この遊歩道については、先ほど議員からもおっしゃいましたとおり、国土交通省との協議により、除草、土砂撤去などの維持管理を本市で行なっており、地元からも草刈りの御協力をいただいているところでございます。

しかしながら、大雨のたびに水没し、土砂が堆積するなどその対応に苦慮しているところでございます。市としましては、遊歩道は市民の皆様、温泉客の皆様の貴重な散策路、憩いの場でもあるため、今後は定期的なパトロールや除草、土砂撤去などを行ない、地元の草刈りについても燃料代に加え、機械代の支援を図るとともに、河川管理者である国土交通省と連携し、適正な維持管理による安全の確保と環境美化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 山下桂造君。

○6番（山下桂造君） 今後環境美化に努めていただけるということで、とてもありがたいと思っております。ただ、過去なかなか管理ができなかったというのはなぜなのかなあということに対してはお答えいただけなかったもので、それはそれとして置いてかまいませんけれども、今後しっかりしていただければありがたいと思います。

先ほど景観については質問いたしましたけれども、まさにここ一番景観の大事なところだと思うんですね。やっぱり温泉から玉名の町に行って高瀬につながるということで、護岸のほうは菊池川のほうはきれいに整備されています。民間の方がすごく頑張っておられるのをよく知っています。でも、やはり温泉からつながる道ということの維持とか、最初に造った国交省の人の思いとかすごく重たいなと思うし、市民が憩える場にぜひともしてほしいということで、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

あと、できるのかどうか分からないんですけども、これは私の思いですが、今、国交省が堤防の管理とかやっています。今は予算の関係で年に2回しかないということは言われているんですけども、その国交省が使っているお金を玉名市のほうに全部予算を出してくれれば、ありがたいなと思ったんですが、そのほうが玉名市としてもやりやすいなと考えたんですが、できるかどうかは分からないんですけどそんなことをちょっと考えてみました。

ただやっぱり繁根木川、私も実は景観計画のときに言わなかったけど、玉名って本当に景観というか素晴らしいところはいっぱいあります。生き物も本当に貴重な生き物がすぐそこにいっぱいいるんですよ。でもみんな見えないです。そここそ大事にしたいと思いますし、本当に天水の八久保の上から見るとまたきれいだとか、上のほうから見る景観も本当にものすごくきれいで、とっても好きな町なので、もっともっと私も頑張ってきていきたいと思いますし、市としてもできる限り協力をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、山下桂造君の質問を終わりました。

次に、15番 西川裕文君。

[15番 西川裕文君 登壇]

○15番（西川裕文君） こんにちは。ありがとうございます。本日4番目、15番、第二新生クラブ、西川裕文でございます。

傍聴席の方、またネット配信で御覧いただいている皆様方、本当にありがとうございます。

昨日は、この玉名市、岱明町で34.0℃となりまして、全国でも4番目の気温となっております。小中学校の特別教室以外の教室は、現在空調が完備されておりますけれども、空調が完備され、高温も安心ですけれども、プレハブの校舎がありまして、プレ

ハブの校舎はなかなか冷えがたいと。29℃以下にはならないと話を聞いておりますので、早急に改築をお願いしたいと思います。

また、第31回高瀬裏川花しょうぶまつりも新型コロナが5類になって、大変にぎわいを見ることができました。花しょうぶも美しく咲きほこり、毎日多くの観光客の方々に来ていただきました。メインイベントも含めいろいろなイベントも行なわれまして、本当ににぎわいのある高瀬裏川であったと思います。また、本年度も北稜高校の生徒さん方が、市役所の玄関に花しょうぶも含んだ美しい飾りを作っていただきました。本当にありがたかったです。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、玉名三ツ川産業団地について伺います。これにつきましては、午前中、大野議員さんの一般質問と同じになります質問ですけれども、質問させていただきます。

まず、現在民間で行なわれております造成工事につきましては、現状と今後について伺います。いつぐらいに造成工事が完了するか伺います。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 井上康博君。

[産業経済部長 井上康博君 登壇]

○産業経済部長（井上康博君） 西川議員御質問の玉名三ツ川産業団地の造成工事の現状と今後についてお答えいたします。

本市では、企業立地の促進と産業集積を目的に、民間活力を導入した官民連携による産業団地の整備を推進しております。玉名三ツ川産業団地の造成工事の現状につきましては、先ほど大野議員の御質問でも答弁させていただきましたが、現在、産業団地全体の9区画を二つの工区に分けて工事が進められております。1工区につきましては、2区画及び調整池の区域となり、来月7月に完了予定でございます。残りの7区画につきましては、2工区として、令和6年3月の竣工を目指して進められるところでございます。今後、市といたしましても開発事業者とともに造成工事がスムーズに進行していきますよう、進捗状況を把握し、関係機関との調整を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 西川裕文君。

○15番（西川裕文君） 答弁ありがとうございます。二つの工区に分けて、1工区は今年の4月、調整池も含めて、そして2工区は3月完了ということで、外から見ておりますと、ときどきというか2日に1回ぐらい横を通りますので、眺めてどういう状況かなと思いつながら、下から見るとなかなか状況がつかめんようなところもありますので、順調に進んでいきよるなというのが分かりました。

それでは二つ目になりますけれども、昨年度立地予定の企業がありましたけれども、資材高騰が原因で立地を断念された企業が発生しています。昨年度末は立地企業は2企

業であったと思いますけれども、これにつきましても先ほど答弁ありましたけれども、現在の状況がどうなっているのか質問いたします。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 井上康博君。

○産業経済部長（井上康博君） 西川議員の御質問の玉名三ツ川産業団地の立地企業の状況についてお答えいたします。

立地企業の状況でございますが、全9区画中6区画5社の企業から予約をいただいております。なお、立地企業名は立地協定後の公表となりますので、現実的には製造業が4社、物流業が1社となっております。今後も産業団地への誘致促進を図るべく、ホームページやパンフレット、SNSなどのあらゆる情報媒体を活用しながら、産業団地のPRを行なうとともに、積極的な誘致活動を行なってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 西川裕文君。

○15番（西川裕文君） 答弁ありがとうございました。

資材高騰があって一つの企業さんが昨年度断られて、ちょっと心配しておりましたけれども、現在6区画、ホームページを見ればなっておりますかなり安心した次第でございます。ここでちょっと再質問になりますけれども、一つだけ、地元の方々からも心配されとったことがありましたので再質問をいたします。

現在行なわれている造成工事の中で、昨年だったですけれども、結構大雨が降ったときに、土砂が上から流れ込んで、川に流れ込んで、下流の繁根木川が泥水状態になっておったと思います。地元の方々が本当に心配されて、今後どうなるんだろうかということと心配をされておまして、今回造成工事が完了したあと、立地企業さんの取水と排水はどうなるのか。泥水の発生は起こらないのか、伺いたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 井上康博君。

○産業経済部長（井上康博君） 西川議員の再質問の立地企業の取水、排水についてお答えいたします。

立地企業の取水につきましては、団地内のインフラ整備として、上水道を布設する予定となっております。ただし、立地する企業によっては、自社で地下水を取水する場合もあり得ますので、その先は熊本県地下水保全条例に基づき、周辺に影響等のないように慎重に施工していただくことが必要であると考えております。

また、排水については、立地する各企業において合併浄化槽による処理後、調整池を通して河川へ放流することになっております。排水に関しましては、水質汚濁防止法により環境への影響のないよう厳しい排水基準が設けられており、その基準を満たすことが必須となっているため、立地する企業の責任において規定を遵守していただくことになっております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 西川裕文君。

○15番（西川裕文君） 答弁ありがとうございます。

ただいま上水道の整備、地下水の利用もあるということで、やっぱり地元で地下水を利用されている方々、量がどのような形になるか分かりませんが、県の条例も当然あって、問題のないようなことで進めていただきたいと思います。

また排水につきましては、今申し上げましたように、何しろ合併浄化槽等の利用もありますし、そういうことで地元の皆様方も心配しておられることに対しては、いろんな条例があるけんが、厳しくなっているから問題はないかなと思っております。今後もそういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、3番目に入りたいと思います。

今年度の当初予算、3月の当初予算だったですけども、職員を増やして企業誘致に力を入れるという計画になっております。これも先ほど説明ございましたけれども、今後企業誘致に関しまして、産業団地以外も含めたところで、企業誘致についてはどのような計画になっているか伺います。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 井上康博君。

○産業経済部長（井上康博君） 西川議員の御質問の今後の玉名市としての企業誘致についてお答えいたします。

本市では、第2次玉名市総合計画において、基本目標の一つとして、にぎわいと活力ある産業づくりを掲げております。この目標の中では、新たな企業の誘致を図ることを重点施策に掲げ、取り組んでいるところでございます。同様に総合戦略の中でも、新規企業の誘致と雇用の創出の具体的な施策を掲げ、市内の雇用創出に多大な貢献が期待される産業団地の整備と、優良企業の誘致を推進しているところでございます。

企業誘致活動におきましては、これまで新型コロナウイルス感染症の影響で企業訪問が思うようにできない部分もありましたが、昨年度からは首都圏や関西方面などへ企業訪問を精力的に行なっているところでございます。また、本年度から熊本県大阪事務所へ職員を1名派遣しており、様々な情報共有を図っております。

企業誘致は将来の若者の働く場の創出、活性化につながるものと考えております。今後も産業団地の開発、他の民間の所有する用地情報を取り入れながら、積極的な誘致活動を推進してまいります。

以上です。

○議長（近松恵美子さん） 西川裕文君。

○15番（西川裕文君） どうも答弁ありがとうございます。

ただいまありましたように、大阪事務所にも1名の方を派遣して、企業との交流をし

ていただいて、ぜひ企業誘致、先ほど、今ありましたように産業団地だけでなく、まだ場所も玉名はありますので、人口減少が進む中、働き場づくりが本当に大切であると思います。当然TSMCが来ますけれども、それも関連して玉名にいろんな働き場づくりをしていただきたいと思います。

有明海の沿岸道路の延長、また連絡道路の整備、それから菊陽町から植木、そして、それから玉名までの208号線のバイパスというか、そのようなところの整備も計画をされていると思います。インフラの整備の充実も含めまして、企業誘致に本当に力を入れてほしいと思います。よろしくをお願いします。

それから、一つだけちょっとこれは個別にあったんですけども、産業団地の今、整備があつとって、土砂の運送がされておりますけれども、地元の業者さんのほうから、業者が玉名市内の業者じゃない、結構玉名市外の業者が結構使われているというところの話も個別に伺いまして、これは民間の方で開発されておりますので言えませんが、ぜひ今後いろいろあるときは、行政からもなるべく地元の事業所の活用も検討してほしいというところでの要請をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、続きまして、少子化対策について伺います。

先日、和水町で第4子出産に伴う出産祝い金が贈られたとの報道があっておりました。また、県内自治体の主な子育て支援策についても報道がなされておりました。玉名市におきましても本年度から高校生までの子ども医療費の無償化になっております。また、今議会の補正予算の中で、私立保育園等への食材高騰に対する食費助成の予算が計上されております。そこで現在取り組んでおられる少子化対策はどのようになっているか伺います。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 瀬崎しのぶさん。

[健康福祉部長 瀬崎しのぶさん 登壇]

○健康福祉部長（瀬崎しのぶさん） 西川議員の御質問の少子化対策についてお答えします。

先日、2022年度の人口動態統計が発表され、合計特殊出生率が1.26で2005年と並び過去最低、生まれた赤ちゃんの数も統計開始以来初の80万人割れとなって報道されました。本市におきましても直近の5月31日現在、0歳児の人口は392人でしたが、5年前の令和元年5月31日現在では468人、5年間で76人減少しております。

このような中、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする第2期玉名市子ども・子育て支援事業計画を策定しており、全ての子どもたちの笑顔を求めて、安心して子育てができる町を基本理念に、各種施策の充実を図っているところでございます。

具体的な取組といたしましては、一般不妊治療費、妊婦健康診査費の助成、出産準備

給付金、子育て応援給付金の支給、放課後児童クラブの多子世帯への助成、高校生相当まで年齢拡大した医療費の助成など、妊娠から出産及び子育て世帯へ経済的負担の軽減を図っているところでございます。また、放課後児童クラブの増設や保育施設の施設設備といった子育て施設も計画的に整備し、安心して子育てができる環境づくりにも努めております。今後、こども家庭庁の設置による子ども真ん中社会を目指す国の施策が具体的に示されてくるものと思いますので、国や県の補助の活用も含め、子育て支援の充実を図りたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 西川裕文君。

○15番（西川裕文君） 答弁ありがとうございます。

ただいま説明いただきましたけれども、答弁いただきましたが、妊娠、出産、子育て支援に係る経済的支援や保育施設の整備等、安心して子育てができる環境づくりを今後も充実して行っていただきたいと思います。

現在国もこども家庭庁の設置で、子育て支援の充実を図る計画をしておりますけれども、具体的な行動もまだなかなか見えていないということもあります。玉名独自の対応も今後また進めて行っていただきたいと思います。

先ほど質問させていただきましたけれども、企業誘致も含めたところでの働き場づくり、そして子育て支援によって人口減少の歯止めを期待しております。そういうところで玉名が盛り上がっていくようにぜひよろしく願いいたしたいと思います。

新年度になってまだ3か月なりませんが、新部長の方々、また部長の方々、局長さん、本当にまた頑張ってくださいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で西川裕文君の質問を終わりました。

次に、16番 江田計司君。

[16番 江田計司君 登壇]

○16番（江田計司君） 皆さん、こんにちは。16番、新生クラブの江田です。

お疲れでございますけれども最終日の最後です。もう少し御辛抱ください。そして、いつもながら最後まで傍聴いただきましてありがとうございます。

早いものでこの前稲刈りが終わったと思っておりましたら、もう田植えが終わろうとしております。この異常気象の中で大変心配されておりましたけれども、麦の収穫も無事に終わったようであります。生産者の方もほっとされて一息されたようでありますけれども、すぐに田植えと大変な時期であります。御苦勞様でございます。

それでは通告に従いまして質問いたします。

これからの農業政策についてお伺いいたします。

国は、農業の経営規模の大きな認定農業者や集落営農への農地の集積、集約を進めております。農業者の高齢化や後継者不足、それによる農業人口の減少など、背景に耕作、管理されなくなった荒廃地などの耕作放棄地が年々増加している。全国的に見ても大変な深刻な問題となっております。

耕作放棄地や荒廃農地等は、病害虫の発生を周辺農地にとってもいろいろな問題を引き起こす原因ともなっております。以前、田畑議員からもこの問題については質問がっておりますけれども、この玉名市において耕作地の現状までの状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 井上康博君。

[産業経済部長 井上康博君 登壇]

○産業経済部長（井上康博君） 江田議員御質問の、これからの農業政策についてお答えいたします。

まずはじめに、耕作放棄地の現状につきまして、平成20年度から5年刻みで面積と増減を述べさせていただきます。

平成20年度526ヘクタール、平成25年度545ヘクタール、平成30年度278.26ヘクタール、令和4年度は276.03ヘクタールでございます。また、5年間の増減につきまして、平成25年度は19ヘクタール増加、平成30年度は266.7ヘクタール減少、令和4年度は2.23ヘクタール減少しており、大幅に減少した理由としましては、山林化した耕作放棄地を非農地化としてしたためでございます。なお国は、平成30年度の3月12日付けの通知により、非農地化を推進しており、農業委員会としましても農地のパトロールにより早期発見、早期解消を目指して日々活動しているところでございます。

このような状況の中、国、県及び玉名市における耕作放棄地や荒廃農地等の解消に向けた農業者の取組への支援策といたしましては、国及び県の補助事業と市単独の補助事業がございます。まず、国の事業としましては、荒廃または遊休となった農地や耕作が放棄された農地の発生防止及び解消を目的とした農山漁村振興交付金や多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金を活用した事業がございます。

また、県にも耕作放棄地解消事業がございます。この事業は、一定の条件を満たせば耕作者の担い手に対し、10アール当たり最大4万円の補助金を交付するものでございます。さらに耕作放棄地の解消に向けた取組を後押しすべく、この県の事業を活用した担い手に対し、10アール当たり1万円を玉名市が独自に上乘せする事業も実施しております。また、今後も複数の農地を収用した際に、その農地が耕作放棄地の場合には、借り手、貸し手の双方に対し、通常の交付単価に10アール当たり3,000円を加算する農地集約化促進事業がございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 江田計司君。

○16番（江田計司君） 大変詳しく答弁をいただきましてありがとうございます。

平成20年度多かった耕作地が平成30年度には大幅に減少しております。理由としては山林化した耕作放棄地を非農地とした判断とのことです。実は私も2000年農業委員会におりました。そのときに玉名市全体の耕作放棄地と、耕作地の放棄地を農業委員会全員でその実態調査をいたしました。耕作放棄地でも再生が可能と判断される農地、不可能な耕作地、そのような土地を国・県・市などの補助事業を活用し、再生することはできたのではないのでしょうか。

しかし、現在の耕作放棄地はこれ以上の解消というのはいかほど厳しいんじゃないかと思えます。というのは、ほとんどこの耕作放棄地は山間部が多かいですね。それと便利が悪かったり機械が入らなかったり、この耕作放棄地をこれ以上解消するのは大変厳しい状況ですね。そして、高齢化が進み後継者も少なくなってきましたですね。だから、これからはいろんなこれは田畑議員のときも言われましたけれども、とにかく耕作放棄地でも手入れをするのに大変なんです。ですから、これからは大変減少するのに厳しい。そこで国の政策として、人・農地プランがなんか冒頭も言いましたけど進められているようであります。玉名市において地域計画についてお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 井上康博君。

○産業経済部長（井上康博君） 江田議員の再質問にお答えいたします。

現在玉名市においては、市内を10地域に分け、人・農地プランを令和3年2月に策定したところでございます。これは農業者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加など、集落や地域の抱える人と農地の改善するためのものがございます。

将来的に地域農業が支える認定農業者等の中心経営体の位置づけをはじめ、農地利用や地域農業の在り方などを具体的に定め、これまでに実施してまいりました。また、この人・農地プランの実効性や農地集約化等をより加速するための法定化された地域計画を、令和6年度末までに策定することになっております。これは農地所有者等の意向確認を経て、地域農業の将来の在り方を明確化し、地域内の農地の将来的な担い手を示した耕作予定地図、いわゆる目標地図の作成が主なものとなります。現在玉名市において市内を13地域に分け、それらの単位での計画策定に着手しているところでございます。この策定に当たっては、人・農地プランの策定時と同様に、農業委員会との連携により進めていくところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 江田計司君。

○16番（江田計司君） 答弁をいただきました。人・農地プランの策定について、私も

岱明地区で説明会がありました。いろいろ一生懸命になって頑張って行政側も説明をされておりまして。会場には後継者の方が多く来られました。そして若い方が結構おられました。いろいろな意見もありました。私も参加をして大変、大野議員も一緒だったですね、大変感心をしておりまして。

ただ、私が個人的に感じたのは、この政策では農地の集約化をより加速化するための国の政策だと思います。しかしそのためには小規模農家、これはどうなっていくのか。だから全部集約化、集積されればいいんですよ。しかし、やっぱり2反、3反されている方もおられます。だから、これが集積化、集約化に賛成されればいいんですけど、やっぱり先祖伝来の土地ですから、やっぱり守っていかれるというのがあります。

しかしその方たちがこの農業機械、この農業機械が老朽化しているわけです。以前もちょっとこの件に関して質問しましたが、とにかくトラクターを買うにしても機械が大変高いです。田植機、コンバイン、いろいろあるんです。ですからそういうことも今後いろいろ考えていただきたいと思います。

しかし、この集約化、これは国の政策ですから、しかし、そのことに対しては行政としても精一杯頑張っていたきたいと思いますが、忘れてならないのは小規模農家、この方たちのこともどうか一生懸命考えていただきたいと思います。

令和5年4月1日に農地法が改正され、取得する農地を含めた下限面積が50アール以上ないと取得できない。これが要件が廃止となったですね。だから貸し借りが可能となったわけですね。ですからそのための集積化、集約化もそのためじゃなかろうかと思うんですね。しかし、先ほど申し上げましたけれども、そういう加速する中で、やっぱり小規模農家のことも精一杯考えていただきたいと思います。

そのような中で、ハウス園芸のトマト、松本議員あたりもされていますけれども、この方たちは大変後継者が育っています。本市ではトマト、ミニトマト、全国的にみても大変盛んな地であることは御紹介されております。このミニトマト、中でも市町村では全国一と言われているんですね。しかし、生産者から集荷されたトマト等、その全てが市場に出荷されるわけではないんです。形が良くないものや若干の傷、傷みがあるような規格外になる農作物が相当発生していると言われております。世界的に見てもフードロスやSDGsへの関心は非常に高まっております。多種多様な手法で様々な資材、支援が有効活用される循環型社会になりつつある、その意味においても生産から消費の過程で生まれる通常の流通には乗らない規格外となった農産物に、コストを投じた中に廃棄するだけでなく、限りある大切な資源として何か有効される活用はないものか、お伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 井上康博君。

○産業経済部長（井上康博君） 江田議員の再質問にお答えいたします。

議員の御指摘のとおり、生産から出荷などの過程において、出荷に適さないミニトマト等の野菜類が一定量生じているものと思われます。この規格外になる主な原因といたしましては、ミニトマトの場合は裂果がございます。この裂果はハウス内の温度、湿度、灌水などを管理することで、ある程度の対策が可能ではありますが、ハウス内の温度が高温になる今の時期に、湿気や湿度などにより大量の水分を吸い上げ、実が急に太り、皮の伸びと実の中の成長が合わず、皮が破れてしまうことで裂果が発生すると考えられています。出荷されない規格外の処分の現状といたしましては、主に農地へのすき込みや自家消費、親戚等に無償で配ることが生産農家により行なわれるところでございます。以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 江田計司君。

○16番（江田計司君） 答弁ございました。確かに物は良かったですよ。ただヒビが入ったり、本当はもったいなくいですよ。だから、私の家にはそういうのをコンテナで5杯ほど持っています。5杯ですよ。大変なんです。しかし、やっぱりせっかく一生懸命作られたものを、そして物はうまいし味も良かです。だから家内もいろんなところに電話しよります。4杯ほどはなんとか処分できつとですよ。その1杯はていねいに取ったりして、ジューサーにかけて、そして煮たりいろいろして処分はしておりますけれども、1回ぐらいならよかばってん、極端に言えば月に何回か持ってきなつとです。しかし、せっかく一生懸命作んなつたつば持ってきなつと、やっぱりこういうものばどがんかしてもものにできんどか。その持ってきなる人もそんな忙しかばってん、仕事が終わってから集めて持ってきなつとですよ。だから恐らく生産者にとっては、いっちょいっちょえり分けるのも大変だし、ある人が言われました、ちぎりよってそこでポンと投げると。一番忙しかときだけですね。結局、せっかく手塩にかけて育てたつばそこまになつとに、何かそがんとはよそは事例のなかですか。お伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 井上康博君。

○産業経済部長（井上康博君） 江田議員さんの再質問にお答えいたします。

規格外の野菜の本市の実例といたしましては、個々の農家による無人販売やジュース、ピューレ、ドライフルーツ、ジャム等の加工品として、直売所への出品や玉名市ふるさと納税返礼品として出品されているところでございます。

また、全国的な事例といたしましても加工品にして流通されるのが一般的で、商品化された多くは、先ほど言いましたジュースやドライフルーツ、ジャム等でございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 江田計司君。

○16番（江田計司君） 確かに言われるようなんですけど、やっぱり生産者も忙しかつとですよ、正直言ってそれどころじゃなかです。いろんな、横島ですかね、天水ですか、

いろいろそういうのを主婦の方でされておりますけれども、やっぱり問題は生産コスト、販売方法、いろいろあると思います。いろいろ皆さん研究されておりますけれども、とにかく人手が大変なんです。日本一を誇る産地として、それにふさわしいような行政、J A、生産者が一体となって、どうか市長、考えていただくことをお願いいたしまして、次の質問に入りたいと思います。

[16番 江田計司君 登壇]

○16番(江田計司君) 2番目の高道小学校の登下校の安全についてお伺いしたいと思います。

昨年の9月議会でも質問いたしました。高道小学校の通学路の安全と点検、改善要望は出されておりましたね。J A岱明総合支所交差点、J A駐車場の北東の前の歩道の件、大相地方からの登下校するための横断歩道と押しボタンの信号設置、中島区の岱明玉名線の横断歩道の設置などほか2点質問いたしておりますけれども、その後どうなっているのかお尋ねいたします。

○議長(近松恵美子さん) 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長(藤森竜也君) 江田議員御質問の高道小学校の児童の登下校についてお答えいたします。

まず、J A岱明総合支所交差点の歩道の待機場所、横断歩道につきましては、道路北側の高道小学校運動場南側の法面を削りまして、歩道と横断歩道を新設する考えもございましたが、J A岱明総合支所側の利用や高道小校区の西側からの通学事情などを再度検討し、より良い通学路になるよう現在学校と協議を行っております。

そのほかの通学路の歩道や横断歩道、信号機等の設置につきましては、玉名市通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関と連携して、安全対策向上への取組を行なうとともに、通学路の安心安全の確保を図っておりますが、議員御指摘のとおり、信号機の設置等には至っておりません。この御指摘の場所につきましては、今後も関係機関と相談、協議しながら、再度要望していきたいと考えております。

次に、通学路の変更についてでございますが、通学路の設定は各学校長の責任の下、保護者や地域住民の意見を参考にしながら、警察にアドバイスをいただいた上で決定しておりますので、教育委員会からも学校や保護者、警察等に要望をあげまして、必要に応じて協議を行ないながら、随時適切な見直しを図っていくように再度促していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(近松恵美子さん) 江田計司君。

○16番(江田計司君) 一生懸命頑張っておられると思いますけど、この大相町からの

通学路については、平成26年3月議会でも質問いたしました。またこの件に関しては、合併以前からもずっと要望されとつとですよ。相当な時間なんですね。この国道501号線ですか、さっきの道からこう行くところは、西側に100メートルばかり行ったところに横断歩道があつとです。これは昔からあつとです。ところがこの横断歩道は誰も渡つとは見たことなかです。形だけなんです。ところが、部長はおっしゃるけれども、なんかちょっと一方通行すぎるとですよ、要望は既にされている、しかし要望されているけれども何回も返ってこんとですよ、こがんありますこがんあります。ただ一方通行なんです。だからこの玉名市通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関と相談、協議をされていると。これはただ相談ばされておられるだけかもしれんですよ。

それと、結局学校長、それとPTA会長も代わられるんですよ。だからこのへんなんですよ。だから、やっぱり行政も代わられるけれどもそういうのはずっとやっぱり下のほうまで続かんといかんですよ。だから極端に言いますと、どがんすつとよかつかいたと。例えば、保護者、いろんな人たちから要望書を次から次から出しなつせ、だけれども警察も言うこと聞かっさんですよ。警察も担当者が代わらなん、学校も校長が代わらなん、保護者も代わらなん、一番困つとつとは通学される児童なんです。ですから、この指導の方法はないのか、なんかもういっぺんちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 江田議員の再質問にお答えいたします。

通学路の各種要望に対しまして、教育委員会としては、道路の安全確保については、先ほど申しました玉名市通学路交通安全プログラムに基づいて、道路の管理者や警察等に要望を行ない、実施の可否や実施時期、進捗状況などは道路管理者や警察等で御判断、管理されるため、先ほどの答弁にて御説明いたしましたとおり、教育委員会ですることとしましては、安全でより良い通学路になるよう、学校や関係機関に要望を行なうものでございます。

また、通学路は各学校が児童生徒の通学の安全の確保と教育的環境維持のために指定している道路でございまして、その根拠は、学校保健安全法第27条に、学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他、学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならないとの規定もございましてからです。よって、通学路の設定変更については、各学校で責任をもって取り組んでもらっておりますし、教育委員会としましては、必要な要望や協議を行ないながら、随時適切な見直しを図っていくように再度促していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 江田計司君。

○16番（江田計司君） 一生懸命されていると思います。教育総務課でできることは、安全でより良い通学路になるよう学校や関係機関に要望する。最終的には各学校は責任をもって取り組む、そのようなようですね。学校保健法第2条、学校は計画を立ててこれを実施しなければならないと書いてあります。このことについて、私ももう一度勉強してからまた質問したいと思います。何よりも学校は、学童は、安心して登下校できるのが一番だと思います。

私事でございますけど、私は時間があるときに毎朝8時45分に孫のバスが迎えに来ますので、それまで私の横で交通指導をされていますのでついでおります。横で横断歩道ありますけど、この問題もちょっと私は一般質問をされておりますけれども、こう立って交通指導の方と一緒におります。「おはようございます」と言います。交通指導の方は言われます。きちんと挨拶をされる児童がおられます。しかし、心の中ではひょっとすると挨拶をされておるかもしれませんが、反応がない子どもさんもおられます。

中で一番私が感心いたしましたのは、福島教育長が校長をされていた大野小学校、これだけは私はいつも感心すつとです。横断歩道があるから子どもがおるですね。そすと車で止まるですね、そすと子どもさんが渡られます。そすと、私は車に乗っつとですよ。そすとわざわざ止まって私の顔を見て頭を下げるんです。これはやっぱり私自身ものすごく気持ちよかです。子どもさんもやっぱりせつかく挨拶されるんですから、運転手さんを見らんで頭を下げるんです。これは本当に教育だと思うんですね。学校によってやっぱり教育長違うですよ。どうか教育長、今後も一番トップですからよろしく御指導をお願いいたします。

最後に、保護者から言われました。小学校の男子のトイレ、今ほとんど家庭はシャワートイレですね。ところが、まだ和風便器のところもあります。子どもさんは洋式に慣れておられるもんだから、学校で我慢して家でされるそうなんです。だから体調が心配ですね。いろいろ話を聞きますと、順次改装はされておられるそうですね。できれば早く市長、工事を、予算も大変でしょうけど、やっぱりそういう場合は子どもさんの体調も考えてですね。どうか安心、安全な学校、子育てがしやすい、これは定住促進にもつながります。そのことを市長にもぜひお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、江田計司君の一般質問は終わりました。

これをもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

日程第3 議案及び請願の委員会付託

○議長（近松恵美子さん） 日程第3、「議案及び請願の委員会付託」を行ないます。

議第38号専決処分事項の承認について（専決第2号）令和4年度玉名市一般会計補正予算（第10号）から、議第64号睦合財産区管理員の選任についてまでの市長提

出議案27件、請第1号物価高騰から生活を守るため最低賃金の大幅引上げと全国一律化を求める意見書の提出に関する請願の請願1件、以上の事件を一括議題といたします。

まず先に、ただいま議題となっております事件のうち、議第54号人権擁護委員候補者の推薦についてから、議第64号睦合財産区管理員の選任についてまでの人事案件11件の委員会付託を省略することについて、お諮りいたします。

議第54号から議第64号までの人事案件11件については、議事の都合により、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(近松恵美子さん) 御異議なしと認めます。よって、議第54号から議第64号までの人事案件11件につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議第54号から議第64号までの人事案件11件については、30日の閉会日にその審議を譲り、会議にて直接審議することにいたします。

それでは、ただいま委員会付託を省略いたしました議案を除き議題となっております事件につきましては、お手元に配付しております議案及び請願付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

議案及び請願付託表

予算決算委員会

- 議第38号 専決処分事項の承認について 専決第2号
令和4年度玉名市一般会計補正予算(第10号)
- 議第42号 専決処分事項の承認について 専決第7号
令和5年度玉名市一般会計補正予算(第1号)
- 議第43号 令和5年度玉名市一般会計補正予算(第2号)
- 議第44号 令和5年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第45号 令和5年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第46号 令和5年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第47号 令和5年度玉名市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議第48号 令和5年度玉名市公共下水道事業会計補正予算(第1号)

総務委員会

- 議第39号 専決処分事項の承認について 専決第3号
玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第40号 専決処分事項の承認について 専決第4号

- 玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 5 1 号 玉名市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 議第 5 2 号 工事請負契約の変更について
- 議第 5 3 号 工事請負契約の変更について

建設経済委員会

- 請第 1 号 物価高騰から生活を守るため最低賃金の大幅引上げと全国一律化を求める意見書の提出に関する請願

文教厚生委員会

- 議第 4 1 号 専決処分事項の承認について 専決第 5 号
玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 4 9 号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 5 0 号 玉名市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（近松恵美子さん） 各常任委員会におかれましては、会期日程に従い、審査をお願いいたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。委員会審査のため、明日 21 日から 29 日までの 9 日間休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、明日 21 日から 29 日までの 9 日間休会することに決定いたしました。

30 日は、定刻より会議を開き、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3 時 22 分 散会

第 5 号

6 月 3 0 日 (金)

令和5年第2回玉名市議会定例会会議録（第5号）

議事日程（第5号）

令和5年6月30日（金曜日）午前10時00分開議

開 議 宣 告

日程第1 全国市議会議長会表彰状の伝達

日程第2 委員長報告

1 予算決算委員長報告

2 総務委員長報告

3 建設経済委員長報告

4 文教厚生委員長報告

5 議会運営委員長報告

日程第3 質疑・議員間討議・討論・採決

（議第38号から議第53号まで、請第1号及び令和4年陳第4号）

議第38号 専決処分事項の承認について 専決第2号

令和4年度玉名市一般会計補正予算（第10号）

議第39号 専決処分事項の承認について 専決第3号

玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について

議第40号 専決処分事項の承認について 専決第4号

玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

議第41号 専決処分事項の承認について 専決第5号

玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議第42号 専決処分事項の承認について 専決第7号

令和5年度玉名市一般会計補正予算（第1号）

議第43号 令和5年度玉名市一般会計補正予算（第2号）

議第44号 令和5年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議第45号 令和5年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議第46号 令和5年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）

議第47号 令和5年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）

議第48号 令和5年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

議第49号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第50号 玉名市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第51号 玉名市過疎地域持続的発展計画の変更について

議第52号 工事請負契約の変更について

議第53号 工事請負契約の変更について

請第1号 物価高騰から生活を守るため最低賃金の大幅引上げと全国一律化を求める
意見書の提出に関する請願

令和4年陳第4号 政務活動費の使途基準運用指針と収支報告書の審査事務の見直しに
関する陳情

日程第4 市長提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）
（議第54号から議第64号まで）

議第54号 人権擁護委員候補者の推薦について

議第55号 人権擁護委員候補者の推薦について

議第56号 人権擁護委員候補者の推薦について

議第57号 人権擁護委員候補者の推薦について

議第58号 人権擁護委員候補者の推薦について

議第59号 睦合財産区管理委員の選任について

議第60号 睦合財産区管理委員の選任について

議第61号 睦合財産区管理委員の選任について

議第62号 睦合財産区管理委員の選任について

議第63号 睦合財産区管理委員の選任について

議第64号 睦合財産区管理委員の選任について

日程第5 議員派遣の件

閉 会 宣 告

本日の会議に付した事件

開 議 宣 告

日程第1 全国市議会議長会表彰状の伝達

日程第2 委員長報告

1 予算決算委員長報告

2 総務委員長報告

3 建設経済委員長報告

4 文教厚生委員長報告

5 議会運営委員長報告

日程第3 質疑・議員間討議・討論・採決

（議第38号から議第53号まで、請第1号及び令和4年陳第4号）

議第38号 専決処分事項の承認について 専決第2号

- 令和4年度玉名市一般会計補正予算（第10号）
- 議第39号 専決処分事項の承認について 専決第3号
玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第40号 専決処分事項の承認について 専決第4号
玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第41号 専決処分事項の承認について 専決第5号
玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第42号 専決処分事項の承認について 専決第7号
令和5年度玉名市一般会計補正予算（第1号）
- 議第43号 令和5年度玉名市一般会計補正予算（第2号）
- 議第44号 令和5年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第45号 令和5年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第46号 令和5年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第47号 令和5年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第48号 令和5年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第49号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第50号 玉名市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第51号 玉名市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 議第52号 工事請負契約の変更について
- 議第53号 工事請負契約の変更について
- 請第1号 物価高騰から生活を守るため最低賃金の大幅引上げと全国一律化を求める意見書の提出に関する請願
- 令和4年陳第4号 政務活動費の使途基準運用指針と収支報告書の審査事務の見直しに関する陳情
- 日程第4 市長提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）
（議第54号から議第64号まで）
- 議第54号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第55号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第56号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第57号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第58号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第59号 睦合財産区管理委員の選任について

議第60号 睦合財産区管理委員の選任について

議第61号 睦合財産区管理委員の選任について

議第62号 睦合財産区管理委員の選任について

議第63号 睦合財産区管理委員の選任について

議第64号 睦合財産区管理委員の選任について

日程第5 議員派遣の件

日程第6 市長提出追加議案上程

(議第65号から議第68号まで)

議第65号 工事請負契約の締結について

議第66号 工事請負契約の締結について

議第67号 工事請負契約の締結について

議第68号 工事請負契約の締結について

日程第7 提案理由の説明

日程第8 議案の委員会付託

(休憩中委員会)

日程第9 委員長報告

1 総務委員長報告

日程第10 質疑・議員問討議・討論・採決

(議第65号から議第68号まで)

議第65号 工事請負契約の締結について

議第66号 工事請負契約の締結について

議第67号 工事請負契約の締結について

議第68号 工事請負契約の締結について

閉 会 宣 告

出席議員（22名）

1番	大野豊重君	2番	中村慎吾君
3番	浜田繁次郎君	4番	瀬崎剛君
5番	田浦敏晴君	6番	山下桂造君
7番	立川信之君	8番	坂本公司君
9番	吉田真樹子さん	10番	一瀬重隆君
11番	北本将幸君	12番	多田隈啓二君
13番	松本憲二君	14番	徳村登志郎君
15番	西川裕文君	16番	江田計司君

17番	近松 恵美子 さん	18番	前田 正治 君
19番	作本 幸男 君	20番	森川 和博 君
21番	中尾 嘉男 君	22番	田畑 久吉 君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局 長	糸 永 安 利 君	事務局 次長	松 野 和 博 君
係 長	小 畠 栄 作 君	書 記	古 閑 俊 彦 君
書 記	徳 永 優 貴 君		

説明のため出席した者

市 長	藏 原 隆 浩 君	副 市 長	村 上 隆 之 君
総 務 部 長	吉 田 勇 人 君	市民生活部長	松 田 智 文 君
健康福祉部長	瀬 崎 し の ぶ さん	産業経済部長	井 上 康 博 君
建 設 部 長	田 代 史 典 君	企 業 局 長	荒 木 勇 君
教 育 長	福 島 和 義 君	教 育 部 長	藤 森 竜 也 君

午前10時00分 開議

○議長（近松恵美子さん） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 全国市議会議長会表彰状の伝達

○議長（近松恵美子さん） 日程第1、「全国市議会議長会表彰状の伝達」を行ないます。

去る6月14日開催の、全国市議会議長会第99回定期総会におきまして、自治功労者として、本市議会の2名の議員に表彰状が贈呈されました。

表彰状を贈呈されましたのは、永年勤続特別表彰として、議員25年以上が前田正治君、議員20年以上が森川和博君、以上の諸君であります。

ここに、その栄誉を讃え、心からお喜び申し上げますとともに、長年の御苦勞に対し、深く敬意を表する次第であります。

それでは、これより全国市議会議長会表彰状を伝達いたします。

被表彰の方は、演壇の前へお進み願います。

[18番 前田正治君、20番 森川和博君 演壇の前へ]

○議長（近松恵美子さん） 表彰状。玉名市 前田正治殿。

あなたは市議会議員として25年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第99回定期総会にあたり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

令和5年6月14日。全国市議会議長会 会長 坊 恭寿。代読。おめでとうございます。

[表彰状 授与]

[拍手]

○議長（近松恵美子さん） 表彰状。玉名市 森川和博殿。

あなたは市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第99回定期総会にあたり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

令和5年6月14日。全国市議会議長会 会長 坊 恭寿。代読。おめでとうございます。

[表彰状 授与]

[拍手]

○議長（近松恵美子さん） ただいま表彰状を授与されました諸君におかれましては、ますます御自愛の上、市政の発展と市民の福祉増進のため、なお一層の御活躍を賜ります

ようお願い申し上げます。

以上で、全国市議会議長会表彰状の伝達を終わります。

日程第2 委員長報告

○議長（近松恵美子さん） 日程第2、「委員長報告」を行ないます。

これより、各委員会に付託し、審査を終了いたしました事件の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

議第38号専決処分承認について専決第2号令和4年度玉名市一般会計補正予算（第10号）から、議第53号工事請負契約の変更についてまでの市長提出議案16件、請第1号物価高騰から生活を守るため最低賃金の大幅引上げと全国一律化を求める意見書の提出についての請願1件、及び令和4年陳第4号政務活動費の使途基準運用指針と収支報告書の審査事務の見直しに関する陳情の陳情1件、以上の事件を一括議題といたします。

お手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

審議の方法は、各委員長の報告の後、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。各委員長の報告を求めます。

予算決算委員長 多田隈啓二君。

[予算決算委員長 多田隈啓二君 登壇]

○予算決算委員長（多田隈啓二君） 皆さま、おはようございます。

今期、予算決算委員会に付託されました議案8件の委員会における審査の経過と結果について、御報告いたします。

議第38号専決処分事項の承認について専決第2号令和4年度玉名市一般会計補正予算（第10号）、議第42号専決処分事項の承認について専決第7号令和5年度玉名市一般会計補正予算（第1号）、議第44号令和5年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第45号令和5年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第46号令和5年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第47号令和5年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）、議第48号令和5年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第1号）以上、議案7件は、採決の結果、原案のとおり全員異議なく可決、承認すべきものと決しました。

次に、議第43号令和5年度玉名市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

この件について委員から、2款総務費中、サテライトオフィス等拠点整備支援事業については、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用した事業であるが、国の交付要件が明確にできておらず、また、補正金額も高額であるにも関わらず、入居される企業が4社のみというのは少なすぎると反対討論があり、挙手による採決の結果、賛成多数

で可決すべきものと決しました。

以上で、予算決算委員会の報告を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 総務委員長 徳村登志郎君。

〔総務委員長 徳村登志郎君 登壇〕

○総務委員長（徳村登志郎君） 皆さんおはようございます。

今期、総務委員会に付託されました案件は、議案5件であります。委員会における審査の経過と結果について、御報告いたします。

初めに、議第39号専決処分事項の承認について、専決第3号玉名市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部の説明の後、委員から、森林環境税は均等割と合わせて賦課するとあるが、来年度から課税するののかとの質疑があり、執行部から、来年度からの徴収となるが、平成26年度から徴収されていた復興特別税が令和5年度で終了となることから、これまで以上の負担増にはならないとの答弁でした。

以上、審査を終了し採決の結果、議第39号については、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第40号専決処分事項の承認について、専決第4号玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件に関して特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第40号については、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第51号玉名市過疎地域持続的発展計画の変更についてであります。

執行部の説明の後、委員から、今後また計画の変更をしていくこともあるのかとの質疑があり、執行部から、今回の変更は昨年9月議会で過疎計画を決定後生じた今年度予算に計上された事業、あるいは新たに計画された事業など、当初の計画になかったものについて今回の変更として提案している。同様に今回の変更後、盛り込むべき事業が出てきた場合に随時変更する予定であるとの答弁でした。

次に、委員から、一般財源で対応していた予算はどのようになるのかとの質疑があり、執行部から、過疎計画に基づく国からの有利な起債等の財源があり、できる限りこのような財源を活用しながら天水地区の持続的発展のための事業を行なっていきたいとの答弁でした。

次に、委員から、過疎債の対象事業で一般財源を使って行なっている事業はあるのかとの質疑があり、執行部から、ソフト事業については、本市の枠が3,500万円であるが、それ以上の事業は一般財源で対応しているとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第51号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第52号工事請負契約の変更についてであります。

執行部の説明の後、委員から、書類上の変更の経緯はとの質疑があり、執行部から、昨年10月の台風により処分場の護岸の一部が崩壊したことから、護岸の補修工事が行なわれていたが、復旧作業が間に合わないとの申出があったため処分場を変更することとしたとの答弁でした。

次に、委員から、運搬費と処分費を合わせた金額は、大矢野処分場と竹島処分場、どちらが高いのかとの質疑があり、執行部から、積算したところ大矢野処分場のほうが距離的に近く、そちらのほうがいくぶんか安価であった。今回の変更契約で、竹島処分場に持ち込むことになるが、運搬費が増額になることから、市の持ち出しができるだけ少なく済むよう処分単価の交渉を行なったとの答弁でした。

次に、委員から、労務単価の変更は他の公共事業にも影響するのではないかと質疑があり、執行部から、変更が必要な労務単価の適用工事は3月1日以降、工期が始まる旧労務単価で設計をした工事で、対象はこの2年であるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第52号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

最後に、議第53号工事請負契約の変更についてであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第53号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、今期、総務委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 建設経済委員長 江田計司君。

[建設経済委員長 江田計司君 登壇]

○建設経済委員長（江田計司君） 皆さん、おはようございます。

今期、建設経済委員会に付託されました請願1件の委員会における審査の経過と結果について、御報告いたします。

請第1号物価高騰から生活を守るため最低賃金の大幅引上げと全国一律化を求める意見書の提出に関する請願についてであります。

これは地域経済を支える中小企業を不当な行為から守る法整備、社会保険料の負担軽減や税の減免制度の実現、全国一律の最低賃金制度の確立、最低賃金法の公務員への適用、監督行政機関の組織強化を図ることを求めた意見書を政府省庁に提出するものであります。

本件に関する質疑はなく、討論に移り、委員から、今期閣議決定された国の方針では、一過性ではない構造的賃上げの実現や最低賃金の全国平均を時給1,000円に引き上げることを目指しており、この状況を注視すべきである。また、雇用の現場では、大幅な賃上げにより扶養の範囲内で働く人の就労制限や雇用する側にとっては、就労者を増

やすことが予定され、労働環境の観点からも得策ではなく、この請願の主旨には賛同できないことから、不採択とすべきとの反対討論がありました。

以上、審査を終了し、挙手による採決の結果、請第1号については、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上で、建設経済委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 文教厚生委員長 北本将幸君。

[文教厚生委員長 北本将幸君 登壇]

○文教厚生委員長（北本将幸君） 今期、文教厚生委員会に付託されました、議案3件について、審査の経過と結果を報告いたします。

初めに、議第41号専決処分事項の承認について、専決第5号玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは地方税法施行令の一部改正に伴い、玉名市国民健康保険税の課税限度額を改正前の102万円から104万円に引き上げるとともに、減額基準の引上げに伴う所要の改正を行なったものであります。

説明後、委員から、課税限度額の引上げは、国民健康保険税の負担が増えたという理解でいいかとの質疑があり、執行部から、課税額が102万円打ちきりだったものが104万円に引き上げられるため、対象になられる方の負担については増えるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第41号については、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第49号玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、玉名市立中学校部活動地域移行検討委員会の委員の定数を、現行の10人以内から20名以内へ変更するため条例の整備を図るものであります。

説明後、委員から、現在玉名市の中学生年代でのクラブチームは、種目別にどの程度発足しているかを把握しているかとの質疑があり、執行部から、全ての把握はまだできていないが、地域移行コーディネーターが各中学校を周り、部活動指導者に聞き取りを行ったり、アンケートをとったりしながら把握に努めているとの答弁でした。

関連して、委員から、現在、玉名市の小学生年代の部活動は、ほとんど社会体育に移行していると思うが、運営はスムーズに行なわれているのかとの質疑があり、執行部から、小学生年代の部活動が社会体育に移行したことに伴って、支障があるとの報告は受けていないとの答弁でした。

関連して、委員から、中学校部活動の地域移行は、現状としてどの程度進んでいるのかとの質疑があり、執行部から、実質的に移行ができそうなところも何か所か出てきて

はいるため、保護者の方々への説明なども考慮した上で、早くて9月ぐらいから種目ごとに順次移行していきたいとの答弁でした。

関連して、委員から、今回の検討委員会の増員について、どのような方々を選任しているのかとの質疑があり、執行部から、実際に現場を見て、生の声を委員会に届けてくださるような、現場に精通し、実働的な方々を選任しているとの答弁でした。関連して、委員から、検討委員会の定数を10人以内から20人以内に増員し、多くの方の意見を取り入れることで、他自治体に後れを取らないようなよりよい移行を目指してほしいとの意見がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第49号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第50号玉名市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領の一部改正に伴い、条例の整備を図るものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第50号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、今期、文教厚生委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 議会運営委員長 多田隈啓二君。

[議会運営委員長 多田隈啓二君 登壇]

○議会運営委員長（多田隈啓二君） それでは、令和4年12月より継続審査としておりました陳情1件の委員会における審査の経過と結果について、御報告いたします。

令和4年陳第4号政務活動費の使途基準運用指針と収支報告書の審査事務の見直しに関する陳情についてであります。

これは、委員の政務活動費に関し、さらなる審査体制の強化を図るため、使途基準運用指針の一部を見直し及び実施報告チェックシートによる審査を求めるものであります。

まず、委員から、調査研究の勉強を重ね、改善できる点は改善していくことで合意している。しかしながら、チェックシートは適用できないとか、内容すべてを認めることには抵抗があることから、陳情趣旨に沿って採決すべきである旨の趣旨採択を求める意見がありました。

次に、委員から、時間をかけて十分審査したので、賛否を問うべきであるが、陳情内容には賛同できないため、不採択とすべきであるとの意見がありました。

次に、委員から、事項1の運用指針の一部見直しと追加記述を求める意見については、一部は陳情内容に沿って見直しを行なうものとし、一部は既に対応しているため指針の改正等は不要とするとの意見でありました。また、項目2の実施報告チェックシートに

基づく審査を求める意見については、政務活動費の使途が本方針にのっとり適正に処理されているか、添付書類の不足はないか等、必要に応じて確認と修正等がされており、今後の審査にあたっての参考にすることで意見が一致しました。よって、一部の項目について陳情内容に沿った運用指針の見直しを行なうとするものの、陳情全体としては不採択とすべきと意見がありました。

以上、審査を終了し、趣旨採択で可否を諮るべきとの動議が出され、挙手による採決の結果、賛成少数で否決されました。

次に、挙手による採決の結果、令和4年陳第4号については、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

日程第3 質疑・議員間討議・討論・採決

○議長（近松恵美子さん） 日程第3、「質疑・議員間討議・討論・採決」を行ないます。

これより、質疑に入ります。

ただいままでの各委員長の報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。

議員間討議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

18番 前田正治君。

〔18番 前田正治君 登壇〕

○18番（前田正治君） おはようございます。日本共産党の前田正治です。

私は、ただいま各委員長の報告がありました中で、議第41号専決処分事項の承認について、専決第5号玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については反対をいたします。

収入に占める国保税の負担率は、他のどの健康保険よりも大きくなっております。今度の条例改正では、後期高齢者支援分の課税限度額が20万円から22万円に上がり、国保税課税限度額が令和5年度から2万円の増税になります。国保税軽減の対象世帯は広がりますが、増税を承認することはできません。

次に、請第1号物価高騰から生活を守るため最低賃金の大幅引上げと全国一律化を求める意見書の提出に関する請願について、賛成の意見を述べます。

最低賃金は、労働者のみならず、国民全体の生活水準を下支えする最も重要な役割があります。最低生計費試算調査では、生計費について全国どこでもそれほど差がないことが明らかになっています。最低賃金の地域間格差は是正されなければなりません。最低賃金の引上げは、消費購買力の向上に直接つながり、低迷する日本経済の活性化に大きく影響します。政府は世論に押されて最低賃金の引上げに動き始めました。中小企業支援及び最低賃金の引上げと、地域間格差の是正を求める意見を玉名市議会から国に上げることは、まさに市民の声を代弁することであり、請第1号に賛成をいたします。

次に、令和4年陳第4号政務活動費の使途基準運用指針と収支報告書の審査事務の見直しに関する陳情についてであります。

この陳情を受けて、議会運営委員会では、昨年12月議会以降、議会閉会中の継続審査を行ってきました。そして、陳情の趣旨について願意妥当と判断して、部分的ではありますが、政務活動費の使途基準運用指針について見直し改善を図ったところがあります。委員長報告のとおり、この陳状を不採択にするならば、見直し改善を図った事実とつじつまが合いません。私は見直し改善のきっかけとなった令和4年度陳第4号について賛成をいたします。

以上で、討論を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 次に、6番 山下桂造君。

[6番 山下桂造君 登壇]

○6番（山下桂造君） 私は、請第1号物価高騰から生活を守るため最低賃金の大幅引上げと全国一律化を求める意見書の提出に関する請願について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の請願は、最低賃金を上昇させるためには、国による地域経済を支えるための方策が必要であるので、そのことを意見書として提出してほしいというものです。最低賃金を全国一律1,500円以上と書いてあります。念のために申し添えますが、この金額は普通に働けば人間らしい生活ができる金額として、2019年に自由民主党最低賃金一元化推進議員連盟の意見として提出されました。現在は、121名の国会議員が党派を超えて一緒になって議員連盟として活動しているということです。この中で、最低賃金を上げなくてはいけないという理由や、国や政府に対する賃金を上げるための施策が議論されています。

今、県内では、台湾企業の熊本県進出で賃金の上昇が考えられます。このような中、地域経済を支えている玉名市の中小企業や零細事業所は、現状のままでは同様な賃金を出すことは難しいことが考えられます。このことは玉名で働く人の減少ということにも

つながりかねません。請願では、最初に今後の地域経済を支えるための方策が書いてあります。地域における地域経済を支える主役である中小企業、零細事業所に最低賃金の引上げを保障するため、社会保険料を減免するなど、特別な財政措置を実施することなどを国や政府に要求する意見書を提出してほしいと求めています。そして、最低賃金の改善という請願です。

中央で多くの国会議員が何とかしようと行動している中、地方から声を上げることはとても大切なことと考えます。このことは、玉名のひいては日本の将来を決めることになる大切な政策だと、私は考えています。

以上の理由で、意見書の提出に関する請願について賛成いたします。

○議長（近松恵美子さん） 通告による討論は終わりましたが、ほかに、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） これにて、討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

まず、専決処分予算議案の採決に入ります。

議第38号 専決処分事項の承認について、専決第2号令和4年度玉名市一般会計補正予算（第10号）

議第42号 専決処分事項の承認について、専決第7号令和5年度玉名市一般会計補正予算（第1号）

以上、専決処分予算議案2件について採決いたします。

ただいま採決に付しております議第38号及び議第42号の専決処分予算議案2件に対する委員長の報告は、いずれも承認であります。

委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第38号及び議第42号の専決処分予算議案2件については、承認することに決定いたしました。

続いて、予算議案の採決に入ります。

議第43号 令和5年度玉名市一般会計補正予算（第2号）以上、予算議案1件については異議がありますので、後に譲り採決いたします。

議第44号 令和5年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議第45号 令和5年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議第46号 令和5年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）

議第47号 令和5年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）

議第48号 令和5年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

以上、予算議案5件について、一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております議第44号から議第48号までの予算議案5件に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第44号から議第48号までの予算議案5件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

議第43号 令和5年度玉名市一般会計補正予算（第2号）について、採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。ただいま採決に付しております議第43号に対する委員長の報告は、可決でありますが、異議があります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（近松恵美子さん） 起立全員であります。よって、議第43号については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、専決処分条例議案の採決に入ります。

議第41号 専決処分事項の承認について、専決第5号玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

以上、専決処分条例議案1件については異議がありますので、後に譲り採決いたします。

議第39号 専決処分事項の承認について、専決第3号玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について

議第40号 専決処分事項の承認について、専決第4号玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

以上、専決処分条例議案2件について、採決いたします。

ただいま、採決に付しております議第39号及び議第40号専決処分条例議案2件に対する委員長の報告は、いずれも承認であります。

各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第39号及び議第40号の専決処分条例議案2件については、承認することに決定いたしました。

議第41号 専決処分事項の承認について、専決第5号玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。ただいま採決に付しております議第41号

に対する委員長の報告は、承認であります。異議があります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（近松恵美子さん） 起立多数であります。よって、議第41号については、承認することに決定いたしました。

続いて、条例議案の採決に入ります。

議第49号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第50号 玉名市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案2件について、一括して採決いたします。ただいま、採決に付しております議第49号及び議第50号の条例議案2件に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第49号及び議第50号の条例議案2件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

続いて、その他の議案の採決に入ります。

議第51号 玉名市過疎地域持続的発展計画の変更について

議第52号 工事請負契約の変更について

議第53号 工事請負契約の変更について

以上、議案3件について、一括して採決いたします。ただいま採決に付しております議第51号から議第53号までの議案3件に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第51号から議第53号までの議案3件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

続いて、請願の採決に入ります。

請第1号 物価高騰から生活を守るため最低賃金の大幅引上げと全国一律化を求める意見書の提出に関する請願

以上、請願1件について、採決いたします。

本件は、起立表決により採決いたします。ただいま採決に付しております請第1号に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

請第1号については、原案のとおり採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（近松恵美子さん） 起立少数であります。よって、請第1号については、不採択とすることに決定いたしました。

続いて、陳情の採決に入ります。

令和4年陳第4号 政務活動費の使途基準運用指針と収支報告書の審査事務の見直しに関する陳情

以上、陳情1件について、採決いたします。

本件は、起立表決により採決いたします。ただいま採決に付しております令和4年陳第4号に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

令和4年陳第4号については、原案のとおり採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（近松恵美子さん） 起立少数であります。よって、令和4年陳第4号については、不採択とすることに決定いたしました。

日程第4 市長提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）

○議長（近松恵美子さん） 日程第4、「市長提出議案審議」を行ないます。

議第54号人権擁護委員候補者の推薦についてから議第64号睦合財産区管理委員の選任についてまでの、市長提出議案11件を一括議題といたします。

これより、委員会付託を省略しておりました議第54号から議第64号までの人事案件11件の審議に入ります。

審議の方法は、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。

これより、質疑に入ります。

議第54号から議第64号までの人事案件11件について、質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。議第54号から議第64号までの人事案件11件について、議員間討議はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。議第54号から議第64号までの人事案件11件について、討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

採決は、1件ずつ行ないます。

議第54号 人権擁護委員候補者の推薦について、採決いたします。

議第54号については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第54号については、原案のとおり推薦に同意することに決定いたしました。

議第55号 人権擁護委員候補者の推薦について、採決いたします。

議第55号については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第55号については、原案のとおり推薦に同意することに決定いたしました。

次に、議第56号 人権擁護委員候補者の推薦について、採決いたします。

議第56号については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第56号については、原案のとおり推薦に同意することに決定いたしました。

議第57号 人権擁護委員候補者の推薦について、採決いたします。

議第57号については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第57号については、原案のとおり推薦に同意することに決定いたしました。

議第58号 人権擁護委員候補者の推薦について、採決いたします。

議第58号については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第58号については、原案のとおり推薦に同意することに決定いたしました。

議第59号 睦合財産区管理委員の選任について、採決いたします。

議第59号については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第59号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第60号 睦合財産区管理委員の選任について、採決いたします。

議第60号については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第60号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第61号 陸合財産区管理委員の選任について、採決いたします。

議第61号については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第61号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第62号 陸合財産区管理委員の選任について、採決いたします。

議第62号については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第62号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第63号 陸合財産区管理委員の選任について、採決いたします。

議第63号については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第63号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第64号 陸合財産区管理委員の選任について、採決いたします。

議第64号については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第64号については、原案に同意することに決定いたしました。

日程第5 議員派遣の件

○議長（近松恵美子さん） 日程第5、「議員派遣の件」を議題といたします。

お手元に配付しております派遣の内容について、職員に説明させます。

議会事務局次長 松野和博君。

〔議会事務局次長 松野和博君 登壇〕

○議会事務局次長（松野和博君） 命によりまして、派遣の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、1点目でございます。

1、派遣目的 玉名市議会議員研修会への出席のため

- 2、派遣場所 玉名市役所本庁4階全員協議会室
- 3、派遣期間 令和5年8月2日水曜の1日間
- 4、派遣議員 全議員でございます。

これは、玉名市議会が地方自治に関する研修会を開催するに当たり、全議員が出席されることとなっております。よって、全議員の派遣が必要なため、議員派遣をお諮りするものであります。

続きまして、2点目でございます。

- 1、派遣目的 日本遺産に関する4市町合同の議員研修会への出席のため
- 2、派遣場所 玉名市役所本庁4階第2委員会室
- 3、派遣期間 令和5年8月8日火曜の1日間
- 4、派遣議員 全議員でございます。

これは、山鹿市、菊池市、玉名市、和水町の菊池川流域4市町議会議員合同の研修会が開催され、全議員が出席されることとなっております。よって、全議員の派遣が必要なため、議員派遣をお諮りするものであります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、派遣の内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議員を派遣することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合は、議長に一任を願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議決した事項について、諸般の事情により変更する場合は、議長に一任することに決定いたしました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前11時18分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

ここで、日程の追加について、お諮りいたします。さきの議会運営委員会の結論に基

つき、

- 日程第 6 市長提出追加議案上程
- 日程第 7 提案理由の説明
- 日程第 8 議案の委員会付託
- 日程第 9 委員長報告
- 日程第 10 質疑・議員間討議・討論・採決

以上、日程表のとおり日程に追加いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、日程表のとおり日程に追加することに決定いたしました。

日程第 6 市長提出追加議案上程（議第 65号から議第 68号まで）

○議長（近松恵美子さん） 日程第 6、「市長提出追加議案上程」を行ないます。

これより、市長提出追加議案を上程いたします。

議第 65号工事請負契約の締結についてから議第 68号工事請負契約の締結についてまでの市長提出追加議案 4 件を一括議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第 7 提案理由の説明

○議長（近松恵美子さん） 日程第 7、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの各議案について、提案理由の説明を求めます。

副市長 村上隆之君。

[副市長 村上隆之君 登壇]

○副市長（村上隆之君） 追加提案いたしました議案 4 件の提案理由について御説明申し上げます。

議案書の 1 ページをお願いいたします。

議第 65号工事請負契約の締結についてでございますが、これは、玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提案するものでございます。

内容といたしましては、岱明中学校建て替えに伴い、鉄筋コンクリート造 3 階建て、床面積 5,284.32 平方メートルの建築工事を行なうものでございます。契約の方法は、建築工事一式の建設業許可業者で、かつ、特定建設業許可を有する共同企業体による条件付の一般競争入札を実施し、入札の結果、玉名市中 1189 番地、株式会社熊野

組を代表者とし、玉名市立願寺179番地、岩下建設株式会社を構成員とする熊野岩下建設工事共同企業体が13億7,880万円で落札をいたしました。現在、同企業体と税込15億1,668万円で仮契約を締結しており、本議会で承認をいただきました後に、本契約の締結とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

議第66号工事請負契約の締結についてでございますが、これも玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

内容といたしましては、岱明中学校建て替えに伴い、鉄筋コンクリート造3階建て、延床面積5,284.32平方メートルの電気設備工事を行なうものでございます。契約の方法は、電気工事の建設業許可業者で、かつ、特定建設業許可を有する業者による条件付一般競争入札を実施し、入札の結果、玉名市立願寺559番地、株式会社正興電気商会在1億3,400万円で落札をいたしました。現在、同社と税込1億4,740万円で仮契約を締結しており、本議会で御承認をいただきました後に、本契約の締結とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

議第67号工事請負契約の締結についてでございますが、これも玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

内容といたしましては、岱明中学校建て替えに伴い、鉄筋コンクリート造3階建て、延床面積5,284.32平方メートルの機械設備工事を行なうものでございます。契約の方法は、管工事の建設業許可業者で、かつ、特定建設業許可を有する業者による条件付一般競争入札を実施し、入札の結果、玉名市立願寺559番地、株式会社正興電気商会在1億8,550万円で落札をいたしました。現在、同社と税込2億405万円で仮契約を締結しており、本議会で御承認をいただきました後に、本契約の締結とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

議第68号工事請負契約の締結についてでございますが、これも玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

内容といたしましては、天水体育館中規模改修のため、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造3階建て、延床面積5,734.77平方メートルの体育館の改修工事を行なうものでございます。契約の方法は、建築一式工事の建設業許可業者で、かつ、特定建設業許可を有する業者による条件付一般競争入札を実施し、入札の結果、玉

名市岱明町西照寺865番地、興亜建設工業株式会社玉名支店が1億8,480万円で落札をいたしました。現在、同社と税込2億328万円で仮契約を締結しており、本議会で御承認をいただきました後に、本契約の締結とするものでございます。

以上、詳細につきましては、所管の委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案のとおり御承認いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第8 議案の委員会付託

○議長（近松恵美子さん） 日程第8、「議案の委員会付託」を行ないます。

改めて、議第65号工事請負契約の締結についてから、議第68号工事請負契約の締結についてまでの市長提出追加議案4件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議案4件につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

議案付託表

総務委員会

議第65号 工事請負契約の締結について

議第66号 工事請負契約の締結について

議第67号 工事請負契約の締結について

議第68号 工事請負契約の締結について

総務委員会におかれましては、直ちに、審査をお願いいたします。

委員会審査のため、休憩いたします。

午前11時27分 休憩

午後 2時00分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9 委員長報告

○議長（近松恵美子さん） 日程第9、「委員長報告」を行ないます。

これより、総務委員会に付託し、審査を終了いたしました議案の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

議第65号工事請負契約の締結についてから、議第68号工事請負契約の締結につい

てまでの市長提出追加議案4件を一括議題といたします。

お手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

審議の方法は、委員長の報告の後、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。

委員長の報告を求めます。

総務委員長 徳村登志郎君。

[総務委員長 徳村登志郎君 登壇]

○総務委員長（徳村登志郎君） 本日、総務委員会に付託されました案件は、議案4件であります。委員会における審査の経過と結果について、御報告いたします。

初めに、議第65号工事請負契約の締結についてであります。

執行部の説明の後、委員から、最低制限価格は設定されていたのかとの質疑があり、執行部から、本市では1億5,000万円以下の案件に最低制限価格制度を、1億5,000万円以上の予定価格の案件に低入札価格基準を設けて入札を行なっており、今回は最低制限価格ではなく、低入札価格調査基準価格を設定しているとの答弁でした。

続けて、委員から、今回の入札は、低入札価格制度であることを告知しているのかとの質疑があり、執行部から、入札条件の中に最低制限を設けた場合は、最低制限価格があり、低入札価格基準を設けた場合は、低入札価格基準ありと明記しているとの答弁でした。

次に、委員から、どのような趣旨で企業体合注にしたのかとの質疑があり、執行部から、共同体でなければ大きな企業体が取ることが予想されることから、玉名市の業者を必ず1社入れていただくことを条件としたとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第65号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第66号工事請負契約の締結についてであります。

執行部の説明の後、委員から、入札の条件はどの質疑があり、執行部から、入札参加条件は、玉名市に指名願を提出していること。主たる営業所の所在が熊本県内にあること。特定建設業許可を有することとしているとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第66号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第67号工事請負契約の締結についてであります。

執行部の説明の後、委員から、この入札参加者は、玉名に本社もしくは支店営業所があるのかとの質疑があり、執行部から、応札された業者中2社が玉名市に本社、支店等があるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第67号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

最後に、議第68号工事請負契約の締結についてであります。

執行部の説明の後、委員から、入札参加業者が少ないのではないかとの質疑があり、執行部から、特定建設業許可をもつ建設業者が市内に12社あるが、3社の応札があったとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第68号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、今期総務委員会に付託されました審査報告を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、総務委員長の報告は終わりました。

日程第10 質疑・議員間討議・討論・採決

○議長（近松恵美子さん） 日程第10、「質疑・議員間討議・討論・採決」を行ないません。

これより、質疑に入ります。ただいままでの委員長の報告について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。議員間討議はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

議第65号 工事請負契約の締結について

議第66号 工事請負契約の締結について

議第67号 工事請負契約の締結について

議第68号 工事請負契約の締結について

以上、議案4件について一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております議第65号から、議第68号までの議案4件に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第65号から議第68号までの議案4件については、原案のとおり決定いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

ここで、市長より発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 閉会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

今議会に提案をさせていただきました令和5年度一般会計補正予算案を初め、31の議案に対しまして慎重に御審議をいただき、議決、承認を賜りましたことを改めて厚く御礼を申し上げます。大変ありがとうございました。

さて、先月末まで開催されておりました高瀬裏川花しょうぶまつりのほうでは、約1万1,000人の来場者があったとの報告を受けました。私もメインイベントに参加させていただきました折に、高瀬裏川界限のにぎわいと皆様の笑顔を見ることができ、大変喜ばしく感じた次第でございます。これからも市内各地で多くの催しやイベントが開催され、地域社会に笑顔と元気が戻ってくることを期待し、少しでも積極的に取り組んでまいります。

変わりまして、現在、これまでの地方創生の取組にデジタルの力を活用して加速させるデジタル田園都市国家構想の実現に向けて、国、そして自治体が歩調を合わせデジタル社会に向けた取組を進めております。特に、最近では新聞などにおいても取り上げられておりますが、対話型人工知能A IチャットG P Tなどの生成A Iについて、全国の自治体で導入の検討が進められています。その背景には、やはり人口減少、少子高齢化が進むことで、職員の減少、税収の減少、社会保障費の増加など、人的にも予算的にも深刻な状況におかれることが予想されていることがあります。

本市においても例外ではなく、同様の状況になることが想定されることから、先の3月議会において、令和5年度の所信の中で申し述べましたが、自治体D Xの取組を積極的に推進していかなければならないと考えております。

今議会において議論されましたL I N Eのカスタマイズにつきましては、機能を大幅にアップしてリニューアルを行ない、市民の皆様の利便性向上と職員の負担軽減、事務の効率化を図っております。今後も本市D Xの基軸として、さらなる活用策を進め、最終的には誰もがスマートフォンとL I N Eだけで様々な行政サービスを完結できる、持ち運べる市役所を実現してまいりたいと考えております。

そして、本市においても先に述べましたチャットG P Tを7月から試験的に導入します。職員の働き方の改善や業務の効率化、そして何より市民サービスの向上の実現に寄与することを期待してございまして、具体的には文書作成、資料の要約、アイディアの創出など、幅広い用途に活用することが想定されます。その業務における用途の模索や効率化の効果、使用上の課題などを洗い出して、本格導入の可否などを検討してまいりた

いと考えております。

これからも窓口業務のDXも含めて、重点的にデジタル社会の実現に向けた構造改革を推進してまいりますので、御理解と御支援のほどお願い申し上げます。

さて、今週は、梅雨前線が停滞する日が多く、不安定な天候が続いておりまして、まだまだこれから大雨になるおそれもあり、とりわけ今日から明日にかけても警戒が必要になります。これまでの教訓を生かしながら、危機意識をもって、この大雨、台風などによる災害の発生しやすい時期を過ごさなければならないと思っております。

議員各位におかれまして、どうぞこれからさらに暑い時期に入りますので、御自愛をいただくと同時に、引き続き市政運営に対しまして、御指導と御支援をいただきますよう、心からお願いを申し上げ、閉会にあたりましての御礼のごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） これにて本会議を閉じ、令和5年第2回玉名市議会定例会を閉会いたします。

午後 2時10分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長 近 松 恵美子

玉名市議会議員 田 畑 久 吉

玉名市議会議員 大 野 豊 重